

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 博士論文

令子内親王家の文芸活動 — 院政前期の内親王とその周辺 —

高野瀬 恵子

博士論文 目次

はじめに―令子内親王家研究の意義と先行研究	1	ページ
第一章 令子内親王とその時代		
第一節 令子内親王の生涯（概略）	7	
第二節 齋院時代の令子内親王―神楽との関わりを中心に―	13	
第三節 堀河天皇と令子内親王―内親王の参内前後―	25	
第二章 令子内親王家の歌人たち（一）		
第一節 『撰津集』の構成と内容―齋院時代の令子内親王家―	37	
第二節 『大弑集』の構成と特色―令子内親王前齋院時代を中心に―	61	
第三節 令子内親王家の女房たち（付一覧表）	85	
第四節 令子内親王家の文芸活動事績	103	
第五節 令子内親王家の和歌活動―堀河天皇時代を中心に―（付 関係年譜）	113	

第三章 令子内親王家の歌人たち (二)	
第一節 『肥後集』の内容と構成	131
第二節 肥後の身边と生年の考察	191
第三節 院政期摂関家女房の詠む「拝礼」	207
第四節 令子内親王家の歌人肥後―『肥後集』以後の和歌活動―	223
第五節 院政期女房歌人「堀河」考(付 堀河関係年譜)	245
第四章 院政期の斎王たちとその周辺	
第一節 『京極大殿御集』の構成と成立に関する試論(付「整理表」「翻刻」)	275
第二節 中宮篤子内親王と内親王家の和歌活動	307
第三節 郁芳門院媞子内親王と内親王家の和歌活動	325
第四節 土御門斎院禎子内親王と内親王家の和歌活動	343
第五節 源国信―同時代私家集に見る国信の歌―	367
結び―令子内親王家の文芸活動の特質と意義	379

資料篇

資料 1	令子内親王関係系図（天皇家、摂関家）	資 1
資料 2	令子内親王家の和歌集成	資 3
資料 3	『肥後集』関係 略年譜	資 12
資料 4	『摂津集』『大式集』関係 略年譜	資 14
資料 5	篤子内親王家の関係和歌	資 17
資料 6	諸歌集に見える源国信の歌	資 19
資料 7	参考文献一覧	資 27

はじめに―令子内親王家研究の意義と先行研究

いわゆる院政の前期、具体的には堀河・鳥羽天皇の時代に、優れた女房歌人を抱えた家の一つとして、令子内親王家がある。例えば女房の一人である撰津は、周防内侍や祐子内親王家紀伊らに次いで、院政前期の著名女房歌人となっている。同じく早くから令子内親王に仕えた大弐も、その家集に俊頼、国信らとの贈答を遺している。また、後から内親王家女房に加わった肥後（令子家に於いては常陸と呼ばれた）は、その生きた時代に於いては、撰津や大弐よりも歌人として格上であったと言つてよく、家集『肥後集』を遺したほか、『堀河百首』『永久百首』等に参加した。現段階で肥後のものと認定してよい歌は、家集・百首歌及びそれらに含まれない歌をも合わせて四百十余首となり、院政前期の女流歌人としては最も多くの歌を残している。

彼女らが活躍した一〇七〇年代から一一二〇年頃まで、すなわち院政開始前後の五十年余は、地方の経済や体制の変化が中央の貴族社会にも様々な変化をもたらし、この後は源平の争乱を経て武家政権の誕生へと傾斜してゆく、社会的変動の多い混沌とした時代であった。昨今の歴史学では、この時期が中世の初期段階として注目を集め、白河・鳥羽両院時代の仏像・御願寺の造立や離宮建設の実態と、その背景にある社会経済の状況に関する研究、国宝の絵巻や装飾経に代表される絵画美術等の研究が進みつつある。社会の変化は当然文字による文化の変化に及び、例えばこの時代の和歌は、一つの頂点としての『新古今和歌集』への胎動期として注目すべき点が少ない。資料としても、後世に強い影響を与えた『堀河百首』を初めとする百首歌や、撰関以下の廷臣家に

おける歌合の記録等が残されており、歌人らの家集も少なからず伝えられている。しかしながら、『堀河百首』の研究を除けば、この時代の家集の注釈など、作品を具体的に読み解いたものは多くはなく、歌合や私家集の精密な研究、そして社会の変動がもたらした貴族生活の変化の具体的様相を明らかにする研究は未だ十分とは言えない状況にある。特に、この時代の女院や内親王を中心とした文学活動としては、後三条天皇皇女で堀河天皇中宮となった篤子内親王家のそれがある程度研究されている（注1）ものの、平安文学において大きな位置を占める「女房らによる文学活動」の、この時期における実像は必ずしも明確になってはいない。その意味で、賀茂斎院を勤め、後に鳥羽天皇准母として皇后宮となった令子内親王のありようと、内親王家の文学活動を精査し、その具体的な内容と特質を明らかにすることは、意義のあることと考える。

さて、この令子内親王家に関わる先行研究は多くはないが、これまでの成果として踏まえるべきものはいくつか挙げられる。まず塚谷多貴子氏の「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（注2）があり、これは令子内親王の生涯と内親王に仕えた女房らの顔ぶれ、令子家に関わる文芸活動の実績と特色等について概観したものである。斎院・前斎院・皇后宮・太皇太后宮の四つの呼称で示される令子内親王という人物に着目して、その生涯のアウトラインを明らかにした点、勅撰集等から内親王家に仕えたと目される女房らを拾い上げた点、内親王家に関わる文芸活動を史料や歌集等に基づいて整理した点で、優れた労作と言うべきであるが、やはり「概観」としての調査・分析の不足を否めない面もあり、女房の顔ぶれや内親王家の活動の実態についても再検討すべき点を有している。次いで、斎院時代の令子内親王家に関わる和歌を、所京子氏が「斎院令子内親王関係の和歌集成」（注3）として集めているが、これも内親王家女房に関する従来説に拠る所があるために、問題を有すると言える。また、令子内親王に仕えた女房歌人ら、個々の研究では、まず森本元子氏が「大式及び肥後について、そ

の人物像や各家集についての基礎的な研究をされている(注4)。具体的な内容は各章に譲るが、森本氏の研究によって大式・肥後らの出自がほぼ明らかにされ、その後の研究に大いに寄与したのである。そして撰津とその集については、佐藤裕子氏が「齋院撰津―撰津集を中心に―」(注5)において、撰津の出自から集の内容と構成に関する重要な点を明らかにした。これに加えるに、大式については大伏春美氏が『二条太皇太后宮大式集』をめぐって―院政期女流歌人―(注6)で考察を深められ、その後大伏・森本両氏による『二条太皇太后宮大式集』注釈(一)―(六)―(注7)が発表されて、『大式集』の読解が進んだのであった。また、肥後とその集については、佐伯梅友氏が研究の先鞭をつけられ、『肥後集』と「どこどこ」(注8)や「肥後集試読(一)―(三)―」(注9)によって、基本的な読解を示された。続いて久保木哲夫氏が「肥後とその集」(注10)によって、登場人物や歌の詠作年次等の研究を一段と押し進め、やがて久保木氏を中心としたグループにより『肥後集全注釈』(注11)が刊行されるに至った。このほか、令子内親王周辺の廷臣歌人として重要な源国信については、堀河院歌壇研究の一環として、比較的早い時期から橋本不美男氏の研究(注12)が見られる。更に、物語研究の方面では、早くから肥後と大式が短編物語の作者に擬され(注13)、今日でも同様の研究が折々に発表されている(注14)。このように、令子内親王とその家の文学活動については、先行する研究や分析がある程度存しており、令子内親王と関わる個々の歌人たちについても概ね基礎的研究がなされている。とは言え、最初の注釈や論考は更なる研究の出発点であり、歌や資料のより深い読解と分析研究が待たれる状況であると言えよう。

令子内親王家と内親王周辺の文芸活動の実情を明らかにしていくことは、同時にこの時代の皇室の女性とその女房らの具体的生活を解明することであり、また、この時代における内親王とその女房らの果たした役割を分析することである。それは更に院政期の撰関家の具体的様相と廷臣たちの文化的交流の具体的一面にも光を当てる

ことになり、所謂白河院政期から鳥羽院政期にかけての、数多の文化活動を解明するための一助ともなるであろう。この論文では、まず令子内親王の人生の前半期を中心に、社会状況と内親王の生活とを分析・考察し、次いで内親王家の女房歌人たち、撰津、大弐、肥後の集について、その内容を分析し特質を考察する。そこから和歌を中心とした令子内親王家の文芸活動の実像を探り、更には令子内親王と同時代の内親王家や周辺の男性歌人の和歌についても目を向けながら、令子内親王が生きた時代及びその文化の実相を考察し、院政前期の文芸活動の和歌史における意義をも考えたい。

注1、所京子「入内齋院篤子の事績」(『齋王和歌文学の史的研究』一九八九年 国書刊行会)が詳しく、他に

同「退下後の齋王たち」(『論集平安文学3』一九九五年 勉誠社)、久保木哲夫「泉屋博古館蔵手鑑 付、

堀河院中宮歌合考」(『泉屋博古館紀要』第二十二卷 二〇〇七年三月)等。

注2、北海道大学『国語国文研究』52号 一九七四年十一月

注3『聖徳学園女子短期大学紀要』第15集 一九八九年三月

注4、森本元子「『肥後集』の作者とその生涯」及び、「『大弐集』とその作者」(ともに『私家集の研究』一九

六六年 明治書院 所収)

注5、『中古文学論攷』3号 一九八二年十月

注6、徳島文理大学『文学論叢』創刊号 一九八四年

注7、徳島文理大学『文学論叢』4、9号 一九八七年、一九九二年

注8、『学苑』百四十一号 一九六八年五月 昭和女子大学光葉会

注9、『日本文学研究』7・8・10号、一九六八年二月～一九七一年二月 大東文化大学日本文学会

注10、『平安時代私家集の研究』一九八五年、笠間書院

注11、久保木哲夫・平安私家集研究会著 新典社 和歌文学注釈叢書3 二〇〇六年

注12、「堀河院歌壇の終焉」(『院政期の歌壇史研究』一九六六年 武蔵野書院)

注13、山岸徳平「『思はぬ方にとまりする少将』解題」(『堤中納言物語全註解』一九六二年 有精堂)、

野村一三「堤中納言物語中八篇の作者について」(『平安文学研究』第四十輯 一九六八年六月)、

樋口芳麻呂「『心高き春宮宣旨』物語」(『平安・鎌倉時代散逸物語の研究』一九八二年 ひたく書房)、

三角洋一「『おやこの中と二条太皇太后宮式部』(『物語の変貌』一九九六年 若草書房)、等。

注14、山田和則「二条太皇太后宮令子サロンの物語制作―散逸物語『すまひ(相撲)』の成立を中心に―」(『日本文学』

二〇〇二年十二月)、同「『苔の衣』成立論―改作仮説と二条太皇太后令子サロン」(『國語と國文学』二〇〇四

年十月)、佐々木孝浩「蹴鞠文学の可能性―散逸物語『扇流し』をめぐる臆説―」(『藝文研究』二〇〇六年十二

月)

第一章 令子内親王とその時代

第一節、令子内親王の生涯（概略）

令子内親王は、承暦二（一〇七八）年五月十八日、白河天皇の第三皇女として誕生した。母は、源顕房女で関白師実の養女であった中宮賢子。堀河天皇の同母姉であり、他の同母姉妹として、郁芳門院媞子内親王（姉）、斎院禎子（禎子）内親王（妹）がいた（資料編【資料1】系図参照）。令子内親王は誕生の場所（産所が置かれた邸第）は未詳であるが、誕生まもなくから師実とその室麗子の手によって、摂関家で養育されたようである。『中右記』永久二（一一一四）年四月五日条に「此皇后宮年来被レ養ニ育彼北政所一給也」（皇后宮は令子内親王、北政所は麗子）とあるほか、『栄花物語』にも、

中宮、五月十八日、いとやすらかに女宮を生みたてまつらせたまへり。口惜しきことを誰も誰も思し嘆く。殿の上とりわきかしづきたてまつらせたまふ。ほどもなく宮は入らせたまひぬ。

（栄花物語・卷三十九 布引の滝）（引用は新編日本古典文学全集33による。以下同）と述べられている。右の記述に拠れば、令子内親王は兄敦文親王の夭折（承保四年九月）の翌年に生まれたので、男子誕生を期待していた周囲は落胆したものの、師実室の麗子が懇ろに世話をした。中宮賢子は出産後まもなく

内裏に戻り、

中宮またただならぬならせたまひて、このたびは、男宮にておはしませば、思しめすことなくめでたし。(同) 翌年の七月九日、めでたく善仁親王(堀河天皇)を生んだのである。次いで卷四〇・紫野では、令子内親王を「殿におはします姫宮」と呼んでいる。確かに、承暦三年四月に内親王宣下(二歳)が行われた際には左大将師通が家別当に補されており(『水左記』同年四月二十六日条)、この他にも、令子内親王が摂政師実と共に高階為家の家に移った(『為房卿記』寛治元年八月二十六日条)ことや、宇治殿に渡った(『後二条師通記』寛治二年四月七日条)ことが記録に見え、内親王が摂関家で養育されていたという『栄花物語』の記述を裏付けている。

寛治三(一〇八九)年六月二十八日、数え十二歳の令子内親王は齋院に卜定され、康和元(一〇九九)年六月十九日に退下するまで、ほぼ十年間齋院をつとめた。この間のことは次節で詳述する。退下後は源国信の五条坊門邸を御所とした(『中右記』康和四年十一月十七日条)ようだが、師実夫妻の住む京極第に渡御(『殿暦』康和二年一月十一日条)することもあり、夫妻と共に宇治殿へ行く(『殿暦』同年二月十五日条)など、齋院卜定前と同様に、摂関家の娘のような暮らしでもあったらしい。しかし師実も康和三(一一〇一)年二月十三日に薨じたので、その翌年、康和四年十一月十七日、内親王は内裏に入って弘徽殿を御所とするようになった。以後は堀河天皇と概ね行動を共にしていると言つてよく、天皇及び中宮篤子と共に内裏や堀河院に住んだ。嘉承元(一一〇六)年三月に里第の二条堀河邸が完成してからは内裏と二条邸を行き来するようになったが、翌年には堀河天皇の崩御に遭う。この間、方違え等で数度、藤原有佐の三条邸に赴くこともあったが、堀河天皇内裏期の内親王の動向は古池由美氏の研究(注1)に譲り、また、内裏入りの状況や背景を第三節で分析し考察する。

嘉承二(一一〇七)年七月、堀河天皇の崩御により、幼い鳥羽天皇が踐祚したが、父白河院の意向もあって、

内親王を准母として立后が図られ、十二月一日、鳥羽天皇の即位式に際し、令子内親王は天皇（数え五歳）と同輿し、皇后宮となった。この後は方違え等を除いて、内裏（六条殿、本内裏、高陽院など）と二条堀河の里第とを往復し、天皇に寄り添う生活が続く。しかし、鳥羽天皇が成長し、永久五（一一一七）年十二月に璋子が入内して中宮になると、令子内親王周辺はそれ以前の華やかさを失って行ったようである。例えば『長秋記』元永二（一一一九）年九月の記録には次のような箇所がある。

廿六日^{八イ} 仁王会也、……人々参中宮御方、講了多参院、於上御門殿、被行云々々下官参皇后宮、大夫^{右大将}、一人参仕、自余

殿上人宮司立行香、講師定圓僧都、事了間、自院上達部少々被参（長秋記、元永二年九月二十六日条）

若い中宮の許に多くが参じ、皇后方は人少なであったことが窺われる。とは言うものの、この後も、皇后宮として毎年御仏名を催していたことや、皇子誕生九夜の産養いの事など、様々な記事が史料に見られ、音楽の場（『殿歴』天永二年二月二十日条、『中右記』元永元年閏九月十五日条など）や歌会（『中右記』元永元年二月二十八日条等）も、『金葉集』撰進の大治初年頃までは比較的活発に持たれたものと推測される。

こうした皇后宮令子内親王御所の様子は、『今鏡』（村上の源氏第七 有栖川）では次のように語られる。

故中宮の姫宮、二条大后宮とて、女院のをとうとおはしまし、令子内親王とて、齋院になり給て、後に鳥羽の院の御母とて、皇后宮に立ち給て、大宮にあがらせ給えりき。

いと心にくき宮のうちと聞、侍しは。侍従大納言、三条のをとなど、まだ下臈にをはせし時、月のあかりける夜、さまやつして、宮原しのびて立ち聞、給けるに、あるはみな寝入りなどしたるもありけり。この宮に入り給えれば、西の対の方、しづまりたるけしきにて、人々みな寝入りたるにやと、おぼしかりけるに、奥の方に、わざとなくて、箏の琴つま鳴らしして、たへく聞えけり。いとやさしく聞へけるに、北の対のつまなる局、妻戸もたて

たりければ、月も見ぬにやと思しけるに、うちに源氏よみて、「榊こそいみじけれ」「葵はしかあり」など聞えけり。又台盤所の方に、さぐれ石まきて、乱碁拾ふ音など聞えけるをぞ、昔の宮原もかくやありけむと侍ける。

又古き哥詠み、撰津の御といふ人、六条とて、若哥詠みなどありて、折節につけて心にくきごたち多く侍けり。為忠といひしが子の為業といひしにや、いづれにかありけむ、かの宮に夜参りて、ごたち遊びけるに、為忠国々まかれりける程なりけるに、年老ひたる声にて、「八橋、天の橋立と、いづれかまさりておぼえさせ給と、たよりに伝へさせ給へ」などいひけを、後にまたあるごたち、「かく事づけし給人をば、誰とか知り給たる」といひければ、「八橋、天の橋立など侍に心得侍」といひけるを、次の日、「よべ心得たりといはれしこそ、なをその人のごとおぼゆる」などいひけるを聞て、撰津の御、とりもあえず、「心得ずの事や。八橋などいはむからは、われとやは心得べき。長柄の橋といはこそ、我とは知らめと侍」といひけるもをかしく。

(引用は『今鏡 本文及び総索引』(榊原邦彦・藤掛和美・塚原清・編、昭和五十九年、笠間書院)による)

この描写には伝聞や物語脚色の脚色もあるようであるが(注2)、音楽や物語を愛好し、歌詠み女房らを多く擁した風雅な内親王家として、「昔の宮原もかくやありけむ」と思われる暮らしぶりであるとされることは重要である。

大治四(一一二九)年七月、白河法皇が崩御すると、同月二十六日、令子内親王は五十三歳で出家した。史料の令子内親王関係記事では、元永(一一一八)頃から経供養など仏事を行うことが目立つようになっていたが、出家後は鳥羽院や待賢門院らと、鳥羽(得長寿院など)、法金剛院、仁和寺へ赴いた等、寺院絡みの記事のみになる。その後、長承三(一一三四)年三月九日には、太皇太后となり、里第の二条邸にちなんで「二条の大宮」、「二条太皇太后宮」と呼ばれるようになった。晩年は、藤原有佐(天承元(一一三一)年九月卒去)ら後見の人々の死去もあり、地味な生活であったと言われる。天養元(一一四四)年四月二十一日、六十七歳で崩御した。

墓所は醍醐寺山上、開山堂の傍ら、母の中宮賢子上醍醐陵に、姉の郁芳門院媞子と共に合葬されている。

注1、古池由美「令子内親王年譜」(『堀河朝の文学堀河天皇の動静を中心として』二〇〇二年 新典社)など。

注2、海野泰男『今鏡全釈』(一九八三年 福武書店)二一八頁〜二二〇頁の語釈及び補注に、登場人物等の詳

しい解説がある。但し、補注に説かれるように、前半部が保安・大治(一一二〇〜一一三〇)頃の可能性がある。あるのはともかく、後半が長承く保延初年頃(一一三二〜一一三五)というのは、令子内親王の出家後でもあり、話の内容とそぐわない感じがある。また、「六条とて、若歌詠みなどありて」は、従来、『金葉集』の前斎院六条(後の待賢門院堀河)とされるが、ここにも問題があり、後の第二章、第三章で詳述する。

第二節、齋院時代の令子内親王―神楽との関わりを中心に―

令子内親王は寛治三（一〇八九）年六月二十八日、賀茂齋院に卜定された（『後二条師通記』同日条）。この時内親王は数え十二歳であった。この月の『後二条師通記』の記録を見ると、

五日、甲辰、天晴、姫宮令渡六条殿給事也、

十五日、甲寅、天陰、暴風之後小雨云々：（中略）：

裏書、申剋許殿令渡給之、齋院^{定カ}卜齋事被仰云々、：（以下略）

廿五日、甲子、天晴、姫宮令渡六条殿給云々、北殿也、

廿七日、丙寅、天晴、姫宮御駈束帯也、撰政殿宿御装束也、御駈束帯、上達部上臈源大納言師忠、左衛門督家

忠、^{々脱カ}人可入尋敷、

とあり、令子内親王は卜定に先立って六条殿に渡り、父院と対面したと見られる。それについて『栄花物語』紫野には次のような記事が見える。

定まらせたまひなば、御対面も難かるべければ、院に渡らせたまふ。四条宮の姫宮も渡らせたまふ。若き人々、薄物、綾、縑の单襲の色々なるに、裳唐衣などめでたくをかしう、花の色々を織りつくして十人、さらには大人などは織りたる五重なる三重なる、浮線綾など着たるもあり。四条宮の御方にも四人ばかりぞさぶらはせさせたまふ。かたち、有様心ことに選らせたまへり。齋宮の御方もおろかならんやは。院いづれをも

おろかならず見たてまつらせたまふ。

(卷四〇 紫野)

これによれば、四条宮寛子の許で養われていた同母妹の禎子内親王も同席しており、更に父院と共に六条殿に住んでいた姉媞子内親王とも対面している。右の記述中「若き人々、……着たるもあり」の部分は、この時令子内親王に付き従っていた女房らの華やかな衣装を描写したものと思われるが、令子内親王が六条殿に渡り父院に対面するにあたって、豪華な衣装を纏った女房らを多く従えていたという点からも、師実夫妻の許で内親王が大切に養育されていたことが想像される。そして、このような親子姉妹対面と平行して令子内親王を齋院に立てる準備が着々と進められた模様で、『師通記』には詳細な記述が見えるが、煩瑣となるためここでは省く。二十八日の卜定儀の勅使は、内親王の生母賢子の実弟である源国信であった。

翌年の寛治四年四月九日、令子内親王は御禊を行って初齋院（大膳職）に入った。この日のことは『中右記』同日条に詳しい。

九日、甲辰、齋王初度御禊也、禊東河、入御大膳職也、御所万利小路前越前守高実朝臣宅也、其道自近衛御門大路、経洞院東大路併二条、便以二条末為御禊所也、午時撰政殿下着御衣冠御檳榔・左大臣衣冠・内大臣……(中略)……仍寄御車於南階、……齋王乗御了、撰政殿下以下左大臣同車相引至二条大路富小路御見物、雲客飛花軒次第扈從、撰政北政所御車立其西方檳榔毛、前驅十人、布袴先是上皇有御見物、二条東洞院辻也、……(以下略)……

(『中右記』寛治四年四月九日条より)

ここでは一部のみ引用したが、この日は、まず午時に師実以下が内親王御所となっていた源高実邸に参集した。源高実は醍醐源氏で、父高房の代から撰関家の家司を勤めており、師通は高房の大炊御門第（大炊御門南万里小路東）で誕生したのであった。ここに言う高実の万里小路の第宅は、麗子が師通を出産したその場所と同一の可

能性がある。未時には、院並びに天皇から内親王に扇が贈られ、申一点には行列の人々が参会（勅使は右大弁藤原通俊）、盃酌事があつて、陽が傾く頃に行列が出立した。この御禊に向かう行列を、父院と師実夫妻が見物したことが記されている。師実以下は見物後に御禊所に駆けつけており、国信の陪膳で禊が行われ、全て終了した後、内親王は大膳職に入った。この初齋院における令子内親王の生活の詳細は不明であるが、『為房卿記』同年五月二十五日条によれば、師実が内親王の許を訪問したこと等が知られる。

一年後、寛治五（一〇九一）年四月十五日、内親王は二度目の御禊の後、紫野の齋院御所に入った。この日の『師通記』は、行列の顔ぶれやその順番、隨身らの人数まで詳細に記録している。

十五日、甲辰、晴、御禊日也、五行物忌也、予宿衣参大膳職、上達部座敷筵、其上有高麗端三枚、傍御簾立四尺御屏風、件所神殿西廂也、庭中曳所司幔、立部今日不見之、御輿立庭、次有糸毛御車、…（中略）…未剋許寄御輿於南簾、此間無駕丁者、于時齋院被揚御髮、有御裳、御乘、御共女房不向前令乗者、候左方向右、北政所寄御車云々、乗御了、…（中略）…烏丸南行一町許、東折参河原、一条也、寄御輿東、…（中略）…東山纒望月、于時寄御輿、卷上御簾懸、輿左右立几帳、裏入殿給、予外簾所候也、乗御了、自本路到列見、更北折、入御自院南門、殿下同車、東門入給、北政所前駆下渡南門、入自西門北辺寄御車、御輿入自御簾、女房参之後下御云々、…（以下略）

（『後二条師通記』寛治五年四月十五日条より）

この月には国信が齋院長官となっており、引用は省略しているが、御禊の際、別当有資、次官惟信らと供御祓に列していた。また、この日は大膳職を出る前から本院入りまで、北政所（師実室）麗子が内親王に付き添ったことが知られる。師実夫妻が齋院に添う姿は、この後の賀茂祭の記事にも見られる。

廿一日、庚戌、晴、午刻殿下・北政所令参紫野神館給、北政所紫野辺留給、予参院、已及未剋、俄雨降、雷

発声、雨脚密、暫之雨止、院乗御々車、余騎馬云々、右大臣直衣、紫野被立御車、更上達〔神座歌〕為御覽度御、已事成由、更帰紫野御車立、度事如恒、…(以下略)：

賀茂祭の翌日、前夜神館に宿った齋院が本院に還る。その世話をする為に師実夫妻が神館に赴いている。また、この還儀を院が見物した。こうした一連の記事には、撰関家を挙げての後見を受け、又、見物という形で花を添える父院を持つ、新齋院令子内親王の華やかな姿が窺われる。それは、例えば師実の父頼通が祐子内親王と祿子内親王(ともに後朱雀天皇皇女、母は頼通養女姫子)を手厚く後見し、齋院となった祿子内親王の許で頻繁に歌合わせ等が催された、という撰関家の伝統を継承したものであった。従って、齋院御所(本院)における令子内親王の八年間は、撰関家の後見による豊かさ・華やかさを持つものであったと言えよう。その質的な面に於いては、前代(例えば祿子内親王の齋院時代)と同等と言えるのかどうかという問題があるにしても、それは貴族社会の変化を背景に持つのである、単純な比較や評価は出来ないであろう。このような撰関家の後見による令子内親王の齋院時代の華やかさを、齋院御所における神楽催行の状況を切り口に具体的に探ってみよう。

史料に見る「齋院神楽」の最も早い例にして、唯一の先行史料であるのが、次の『春記』の記事である。

今夕於齋院有御神楽、是公家所被行也、但其事有先例、又雑事等彼院所行也、晩頭直衣参齋院、行経、実基、経季、資綱、良経、経成、定房等参入、有盃撰事、事畢雑興云々、少時有御神楽、於神殿前庭有此事、…」

〔春記〕長暦二(一〇三八)年十一月十二日条)

これは後朱雀天皇の時代、齋院は娟子内親王(後朱雀天皇皇女)の時のことである。ここからは齋院における神楽が当時としてはまだ異例のことであったように受け取れる。しかし、永承四(一〇四九)年十二月二日庚申の夜に行われた「齋院祿子内親王家歌合」は、歌合本文(注1)に「於本院御神楽次行之」とある(この歌合では

「神楽」題がある)ので、この頃には十一月乃至十二月初に齋院御所でも恒例として神楽が行われていたと推測される。残念ながら、令子内親王以前の「齋院神楽」については、現時点では以上二例の他に史料を見つけることが出来ない。しかし、令子齋院時代の最初の神楽の記事は、内親王が本院に入った寛治五(一〇九一)年の十一月八日で、『中右記』同日条には「齋院御神楽」と簡単に記されているだけである。『中右記』の筆者宗忠は次に示す臨時神楽の記事以降、自らが見物した齋院神楽については、かなり詳細に記録している。従って、令子内親王時代の最初の神楽についての記述が簡単なのは、賀茂社の相嘗祭後に行われる恒例のものであるためか、宗忠が見物しなかったためか、或いはその両方であったためと考えられる。いずれにしても、十一月の神楽は異例なものではなかったのである。

ところが、翌年の寛治六年六月には、明らかに臨時の神楽が齋院で行われている。『中右記』に、

今夕齋院有御神楽之事、是齋王不例御也、仍先有奉幣本社、後有此御神楽也、殿上人召人南庭敷座、其躰如内侍所御神楽、諸大夫召人等・近衛官人等参仕、事了給禄、勸盃之儀如例、仍殿上人為勤其役参仕、夜半許事了退出、予在召人列、依有妊者雖申其由、依無其忌参仕、雖夏神楽猶有庭火、南庭西妻之程二敷座、是神殿之前云々

(『中右記』寛治六年六月二十七日条)

とあって、この神楽は令子内親王の病が理由で、賀茂社への奉幣の後に行われたものと知られる。平安時代の神楽の催行を調べてみると、次のような先行例もあり、病と神楽を行うこととは関わっているようである。

十一日、辛卯、…(中略)…、宮有御神楽云々、去月被行例御神楽、有其崇、惱給御目、仍重所被行、召御前云々、

(『小右記』長保元(九九九)年七月十一日条)

そして、令子内親王の場合、この翌月にも再び神楽が行われたのである。

今夕有齋院御神樂、左中將国信朝臣、予、左少將有賢・忠教、召人・陪從等祇候、是去月依有夢想告被行也、
而有感応由重有其告、仍所被行也、相嘗御神樂外、年来之間無此事、今臨時被行、誠有神感歎、本院次官惟
信行事、申云、前度有庭火、殿下仰云、夏時無庭火、但故宇治殿御賀茂有御神樂時、初有庭火、後年々依被
尋留庭火也、仍今夕無之、今夜月光清涼、歌笛寥亮、召仰右近府生多佐忠、如法令行明星之歌、興入幽玄、
人々感歎
〔中右記〕寛治六年七月二十日条)

傍線部によれば、先月の神樂は夢想のお告げに拠るものであつて、しかも神の感応があつたとお告げが重ねてあつたために再度催行されたと言う。又、こちらの記事では、相嘗御神樂の外には齋院の神樂は行われなかつた、と述べている。なお、前月の神樂の際、夏であるのに庭火があつたことを宗忠は特に記していたが、それは師実の言によれば、頼通の賀茂における神樂の先例に従つたものであつた、という。また、今回の神樂は庭火を焚かず、月光の下、多佐忠の明星の歌がすばらしいものであつたとも記している。明星の歌とは、神降ろしした神を祭り終えて、天に送り返す神上げ（神上がり）の歌である。

神樂は、宮廷の鎮魂儀礼の流れを汲むものと言われ、十世紀までは演じられる時も場所も限られていた（豊楽院清暑堂で行うもの、十一月新嘗祭前と二月春日祭後丑の日、宮内省園韓神の祭、石清水八幡宮と賀茂神社の臨時祭の還立神樂、等）が、十一世紀に入り次第に時も場も広がつたようである。その一つ宮中の内侍所神樂は「長保四年五月五日、内侍所御神樂始行」（『一代要記』一条天皇）により長保四（一〇〇二）年に始められたとも、他史料の検討から寛弘二（一〇〇五）年十二月に始められたらしいとも言われるが、以後、長和四（一〇一五）年閏六月二十三日（『小右記』等）、寛仁四（一〇二〇）年十二月二十八日（『左経記』）、長元元（一〇二八）年四月二十八日（『左経記』）等に催されたことが史料に見える。また、この間に道長が東三条第で神樂を催した

例もある（『御堂関白記』寛弘六年十二月七日条、長和元年十二月二十六日条、寛仁二年十一月二十九日条）など、神楽は貴族の生活に浸透していったと考えられる。白河天皇の承暦元（一〇七七）年には、内侍所神楽が隔年のものから毎年の催行になったとされる（『公事根源』等）。この十一世紀以降盛行した神楽は、従来の神楽の儀礼要素を抽出し、更に新しい祭祀要素を取り入れたもの（注2）と言われるが、この時期の神楽の発展は諸芸能の発展とも無関係ではないのであろう。

令子内親王の齋院における神楽に話を戻して、以後の神楽催行の記事を追ってみると、次のようになる。

寛治六（一〇九二）年十一月六日「今夕依相嘗後朝、齋院有御神楽、殿上人召人四人、御神楽誠優美也、人長秦兼方每哥立舞、近代絶了、事誠以有興」
（『中右記』）

寛治七（一〇九三）年十一月六日「今夜齋院相嘗之後朝御神楽也、依有指催参仕…（以下略）」
（『中右記』）

嘉保元（一〇九四）年四月十八日「…入夜参齋院、有御神楽、於神殿南庭敷座、…（以下略）」（『中右記』）

同 十一月十八日「酉時許着小忌参内、…（中略）…今夕齋院相嘗御神楽也、殿上人多可参入者、或入召人、仍多参齋院、予依入召人、乍着小忌参入、御神楽如例、…（以下略）」
（『中右記』）

嘉保二（一〇九五）年四月二十四日「…晩頭与左京権大夫俊頼朝臣同車、参齋院、依御神楽也、人長兼方遅参之間、及深更事了後、微明帰家」
（『中右記』）

同 十一月二十四日「…今夜齋院有御神楽、是相嘗後朝也、上卯延引、昨日有件事、殿上人五六輩依仰参齋院、…（以下略）」
（『中右記』）

永長元（一〇九六）年四月二十八日「…入夜与蔵人少将同車参齋院、今夜有例御神楽、殿上人召人四人、

左中将忠教、藏人少将宗輔
民部大夫基兼・下官

、地下八人許、…御神楽了後、於東面方暫有管絃興、女房於簾中彈箏、予拍子、兼俊和琴、藏人少将琵琶、知定歌、今様、律呂、催馬楽、曲物、興入幽玄、…(以下略)」（『中右記』）

同 十一月六日 「申時許参内、次参齋院、有相嘗後朝神楽、殿上人、予・左馬頭・右馬頭・前兵衛佐・

藏人少納言参仕、人長右近府生兼方、及夜半事了、藏人少納言同車帰家」 （『中右記』）

『中右記』における令子内親王の齋院時代における齋院神楽の記事はここまでで、翌年（永長二・承德元年）からは記事を欠く。また、寛治七年も四月及び六月の記事を欠くので、この年夏も齋院で神楽が催された可能性はある。永長二年以降の記事が無いのは、宗忠が神楽に召されなかったためと考えられるが、承德元年に限って言えば齋院神楽そのものが催されなかった可能性もある。『中右記』はこの年四月十三日に、師実・師通親子の賀茂詣がなかったことを記して「故女院朞月内歟」と述べているが、これは郁芳門院媿子内親王が前年八月に崩じて未だ一年経たないことが理由かと述べたのである。更に同年十一月には、賀茂臨時祭の日に、師実以下撰関家一門が、五日前の忠教の事件（五節所で美作守基隆を捕らえさせた事）で「天氣甚以不快」であったことからみな参内せずという異常な事態となり（宗忠は「斯事誠不便也、為朝大事也」と述べる）、このような撰関家の事情が齋院神楽の催行に影響した可能性があるろう。しかし、翌年の承德二年には、今度は『長秋記』が齋院神楽について記しており、それは令子内親王が齋院を退下するまで続く。

承德二（一〇九八）年四月二十七日 「齋院御神楽事」 （『長秋記』長秋記目六卷一による）

同 十一月二十四日 「節会了参齋院御神楽」 （『長秋記』同右）

康和元（一〇九九）年四月二十九日 「齋院御神楽事」 （『長秋記』同右）

『長秋記』の著者源師時は、左大臣俊房二男、父の代から（俊房母は道長女尊子、同母妹麗子は師実室）撰関家

との繋がりが深く、又、白河・鳥羽両院にも信任されたが、令子内親王が皇后宮となった時に皇后宮権亮となり、その後も皇后宮権大夫、太皇太后宮権大夫と、皇后宮職を兼任し続け、保延二（一一三六）年に亡くなるまで三十年も令子内親王に仕えた人物である。師時の名は『大式集』の冒頭などに見えており、そのことと併せて考えると、師時は承德の頃から令子内親王の許に親しく出入りしたのではないだろうか。

このように、令子内親王の齋院時代は、内親王が本院入りした翌年夏に臨時の神樂が二度催され、それ以後は、十一月の相嘗祭後朝神樂に加えて、四月にも齋院で神樂が催されていた（厳密には寛治七年夏と承德元年の記録を欠く）。このような年二回の神樂の記録は、令子内親王の前後の齋院の時代には見られないことである。無論、令子内親王の場合は、『中右記』や『長秋記』のように記録に遺す人物が存したからこそ確認が出来るのであり、他の齋院の時代がこれと全く同じ条件にあるとは言い難い。しかし、例えば、令子内親王が病のために齋院を退下（康和元年六月十九日）した後、齋院には同母妹禎子内親王が立ったが、齋院神樂について調査してみると、以後は十一月の神樂の記録しか見いだすことが出来ないのである。禎子内親王が齋院に卜定されたのは令子内親王が退下した年の十月二十日、翌康和二（一一〇〇）年五月二十八日には御禊を行い、諸司（周防守経忠が造進した侍従厨）に入った。更に、翌年の四月十三日に、再び初齋院御禊を行って、紫野の本院に入ったが、禎子内親王の代における最初の齋院神樂は十一月の相嘗御神樂である。以下、史料から神樂催行の記事を示す。

康和三（一一〇一）年十一月二十三日 「節会……齋院相嘗御神樂」 『中右記』目録

康和四（一一〇二）年十一月十一日 「齋院御神樂」 『長秋記』目録 康和四年秋冬別記

長治元（一一〇四）年十一月二十二日 「…今夜齋院有御神樂云々」 『中右記』

禎子内親王の代における齋院神樂は以上の三回しか確認出来ない。禎子内親王が齋院であった時期は、齋院に穢

れや盗賊侵入などもあり、令子内親王の頃に比べて不都合や不如意があったりしたようであるが、その詳細は禎子内親王について述べる別章に譲る。忠実の『殿暦』には、禎子内親王齋院時代の御禊や賀茂祭の記事は見えるが、齋院神楽の記事はない。忠実は御禊に牛や車副を提供（『殿暦』康和四年四月二十二日条）したりしているが、師実・師通が令子内親王を後見した如くには、禎子内親王を後見しなかった（或いは出来なかった）ようである。禎子内親王は齋院にあることおよそ七年余、嘉承二（一一〇七）年七月十九日、同母兄堀河天皇が崩じたその同じ日に、重病で危険な状態に陥り退下した。これ以後の齋院における神楽の記録としては、管見では、

大治三年十一月十二日の「齋院相嘗後朝」（『中右記目録』）

治承四（一一八〇）年十二月二日の「齋院相嘗御神楽」（『玉葉』ほか）

である。大治三年は「神楽」とは明記されていないが、従来の記録例から見て「齋院相嘗後朝神楽」の意であろう。崇徳天皇代、齋院は統子内親王（鳥羽天皇皇女）である。治承四年は、安徳天皇代、齋院は範子内親王（高倉天皇皇女）であった。

以上のことから、夏冬年二回の神楽が行われたのは、やはり令子内親王の齋院期だけではなかったかと思われる。そして、それを可能にしたのは、撰関家（師実）の手厚い後見であり、更に言うならば、院・天皇・撰関家の三者の安定的な力関係も背景にあったと見てよいであろう。また、近年、沖本幸子氏が、白河院とその皇女たちの今様・田楽等の芸能愛好について詳細に論じているように、貴顕から庶民に至るまで芸能愛好の気運にあふれた時代であったことも大きな背景として指摘できる。特に『中右記』の永長元年四月二十八日条には、神楽の後に廷臣らと女房の管絃が行われ、今様なども歌われたことが記されており、芸能愛好の雰囲気は齋院にあったことを示している。師実夫妻に養われた令子内親王の齋院時代は、後に齋院に立った妹禎子内親王の場合よりも

多くの面で恵まれた、活気あふれる華やかな生活であったとみてよい。それは後に『撰津集』や『大弐集』の項で述べるように、和歌と関連した行事などでも言えることであるが、ここではそれに先立って齋院における神樂の催行の問題を取り上げ、史料から令子内親王の齋院期を探ってみた。このような祭祀とそれに関わる芸能面にも、令子内親王とそれを取り巻く人々の文化活動の特色を見ることが出来るのである。

注1、萩谷朴『歌合大成 二』の「一三七 永承四年十二月二日庚申六条齋院祓子内親王歌合」による

注2、神樂の流れについての記述は、小山俊彦「光源氏と皇権―聖宴における御神樂と東遊び―」（『國語と國文学』二〇〇四年七月号）、米山敬子「『宮人』考―和舞から宮廷御神樂へ―」（『日本語の伝統と現代』二〇〇一年 和泉書院 所収）、及び『江家次第』「内侍所神樂」の項、『公事根源掌故』（『宮廷文化研究』第四卷 二〇〇五年 クレス出版 所収）、『平安時代史事典』神樂の項、等を参考にしている。

注3、沖本幸子『今様の時代―変容する宮廷芸能』（二〇〇六年 東京大学出版会）

第三節、堀河天皇と令子内親王―内親王の参内前後―

ここでは、令子内親王が康和四年に内裏に移ったこと背景について、前後の内親王の動向や周囲の状況を整理し、考察を加えてみたい。

令子内親王は白河院にとって、中宮賢子との間の皇女として故郁芳門院に次ぐ存在であったと思われる。白河院が郁芳門院媞子内親王をとりわけ愛しんだことは有名であるが、これは媞子内親王が幼くして斎宮となつて伊勢に下り、六年間父母のもとを離れたことを不憫に思い、また、他の賢子腹の皇女たちが、令子内親王は撰関家で師実夫妻に、禎（禎）子内親王は四条宮寛子に、それぞれ養いかしづかれていることから、帰京した媞子内親王の後見は院自身がしようと考えたことなどもあったのかもしれない。媞子内親王は父院と行動を共にすることが多かったが、令子内親王も時に父姉と一緒にすることもあったようである。『中右記』には、「院斎宮姫宮遷二御鳥羽殿二」（寛治元年十月二十七日条）、「鳥羽殿有二逍遙和歌興二」（同二十九日条）、「院斎宮姫宮遷二御鳥日条」とあり、寛治元（一〇八七）年十月二十九日、鳥羽殿で行われた逍遙及び和歌の興に、「姫宮」こと令子内親王も加わっていたことを記している。この催しのことは、『栄花物語』（卷四十 紫野）にも次のように描かれている。

故宮うせさせたまひては、いづれの宮たちをも見たてまつらせたまふこともなく、なかなか見たてまつらんにつけて催されぬべしとて、この二三年ばかり、かくいみじき御有様どもを見たてまつらせたまはざり

けるを、御禊のほどより、齋宮をも見たてまつり、内をも御禊の後、行幸もたびたびありなどして、殿におはします姫宮見たてまつらせたまふなりけり。日一日もてあそび、よろづのかしこきことを尽くして御覽ぜさせたまつらせたまひて、還らせたまひぬれば、名残恋しく思しめさるらんかし、ただ齋宮の御方にのみおはします。

『栄花物語』は、白河院が亡き中宮賢子を思いだして辛くなることから、二、三年の間は賢子腹の皇子女たちに会わないようにしていたものの、齋宮（媞子内親王）や幼帝堀河に会うようになり、撰関家にいる令子内親王にも会おうという気持ちが生じて鳥羽殿の逍遙が催されたとしている。ここに「四条宮の姫宮」こと禎子内親王が参加していないのはまだ幼かったためであろう。この時令子内親王は十歳であった。

この後、寛治三年六月、令子内親王は齋院に卜定され、撰関家の後見のもとに齋院生活を送るが、いまだ紫野にあった永長元（一〇九六）年八月七日、姉の郁芳門院媞子内親王が崩じた。令子内親王も、その三年後、康和元年六月十九日に、病のため齋院を退下した。退下の直後に令子内親王がどこに移ったのかははっきりしない。寛治から康和にかけての令子内親王の動静を伝えていたのは、主として『後二条師通記』であったが、令子内親王退下のわずか九日後に、その師通が薨じたからである。『師通記』は六月十七日まで記録を残しているが、齋院退下の四日前である十六日の条には「齋院不例御坐、已及数日、一兩日間顛顛衰疲―御坐之由、從齋院所申也」とあり、令子内親王退下の直接原因である病の重い様子が記されている。

この後は、関白薨去という大事件のためであろう、忠実の『殿暦』にも半年以上令子内親王の動向を伝える記録が見られない。ただ『中右記』は、康和四年十一月十七日条、すなわち令子内親王が内裏に入った日の記録に、「退レ齋給之後、年来御二源中納言五条坊門東洞院家一也」と記しているので、これによれば退下後の令子内親

王は源国信の五条坊門第に住んでいたらしい。一方、『殿暦』康和二（一一〇〇）年正月十一日条によれば、「今日前齋院并北政所渡二御京極殿」とあり、退下から半年余り後、令子内親王が麗子と共に京極殿に渡っていることが知られる。『殿暦』にはまたその翌月の記録に、

十五日、壬子、…今日殿下令渡給也、北政所并齋院、卯時許也、為御塩湯也、成真房云々、（以下略）

（康和二年二月十五日条）

廿日、丁巳、天晴、寅時許参宇治殿、巳時許参着、其後無指事、大殿并北政所・齋院御成信房御塩湯

（同 廿日条）

とあって、齋院退下後も、令子内親王が師実・麗子夫妻とともに行動している様子が窺われる。この宇治行きは「塩湯」とあるので、令子内親王か師実の、或いは両者の、病氣治療のためであったと思われる、京極殿に移ったのもそれに関わるのかもしれないが、令子内親王が齋院卜定以前と同様に、師実夫妻の養女的な立場にあったと見てよいであろう。同じ康和二年の七月には忠実が右大臣に任じられ、十七日任大臣大饗、その翌十八日及び十九日の『殿暦』には、忠実の慶び申しの記録があり、その最後に、「次参二前齋院一、給二贈物一、琵琶、入夜帰了」とある。残念ながらこの時の前齋院御所が何処であるかは記されていない。

その翌年、康和三（一一〇一）年二月十三日、大殿師実が宇治で薨じた。その後は、同年六月二十二日条に、「夜中許有二火事一、依二前齋院近窓一参、内大臣・民部卿候、頃之退出」との記事が見られるが、前齋院御所の場所はやはり記されていない。康和三年にはこの後も、七月二十一日条、九月八日条に、忠実が前齋院御所に参じたことが記され、九月二十五日条には、

廿五日、癸未、天晴、卯刻許前齋院幸埼御祓云々、前駆人々左衛門督雅俊・源宰相中将国信・同頭頭雅・少

将家定・侍従頭国・兵衛佐頭重・兵部大輔雅兼・少納言実時等也、蔭于君達并諸大夫一両云々、内大臣乗車、被候御後、女車二輛・半車一輛、

(『殿曆』康和三年九月二十五日条)

と、令子内親王の唐崎における祓えの記事がある。供奉したのは内大臣源雅実以下、六条源家一門(頭房の子と孫たち)であり、これは塚谷氏も指摘するように(注1)、この頃の令子内親王の後見が直接的には六条源家によって行われていることを示している。とすると、退下後の御所は前述の『中右記』の述べるとおりに、国信の五条坊門第であったのかもしれない。しかしこの記事に先立ち、九月八日に忠実が令子内親王のもとに参じているのはこの唐崎祓の準備に関わると思われ、直接後見しているのは六条源家一門でも、令子内親王と撰関家との縁が薄れたというわけではないのである。

『殿曆』康和四(一一〇二)年正月十七日条には、

戊剋許参京極殿、今夜北政所令渡齋院給、前齋院也、余参御供、同剋許還亭、齋院頗御心地不快御歎、雖然不及大事

という記事が見える。令子内親王が病気になり、麗子が忠実を供にして駆けつけたのである。この月の二十六日に、麗子は出家した。約半年後の八月二十五日条には、「今夜北政所御出家後、始渡二御前齋院一、余御供に候」、同二十八日条に「戊剋許参二前齋院一、今夜北政所還御」とあって、麗子が出家後始めて令子内親王の許に渡り、三日ほど滞在したことがわかる。

一方、この頃、令子内親王御所を六条堀河にあった藤原経忠邸とすることが知られていた。これは古池由美氏によって既に指摘されている(注2)ことで、以下の『中右記』八月〜九月の記事により知られる。

…未剋許為御使参鳥羽殿、近召御前、申事由、御願寺僧事、御祈献者事、俊寛僧都円徳院事、前齋院御所事、々有御返事、

私申事、夜前御寺大衆事、牛登下侍事、晩頭承御返事帰洛之間、…（以下略）（『中右記』康和四年八月六日条）

六日、申剋許従内有召、則馳参、為御使参鳥羽殿、初被召入北面御所方、女御祈献者事、前齋院御所経忠朝臣申旨事、

高陽院令立御時賞事、及深更帰参奏御返事、仰云、早行向大右大臣許、賀陽院令立給時可有家賞由可仰、参右大臣

殿申旨、夜半許帰家、但仰云、明日又参院、経忠・能仲等事可申者、不能委記（同 九月六日条より）

十日、従今日禁中四箇日御物忌也、午時許従院有召、馳参、召御前仰云、安芸守宅事、阿波御祈事、備中事、

可奏聞、入夜参内宿侍（同 九月十日条）

これによれば、宗忠を使い、堀河天皇と白河院の間で令子内親王御所の問題が話し合われ、九月六日の段階では藤原経忠邸に決まった模様である。経忠は中関白道隆男隆家の曾孫にあたり、修理大夫兼内蔵頭播磨守師信男、応徳三（一〇八六）年正月に令子内親王の御給により叙爵した。妻の実子は権大納言公実女、すなわち璋子の姉妹にあたり、白河院・鳥羽院に近侍した典型的な院司の一人であった。経忠は後に皇后宮亮にもなっており、令子内親王及び院との関係から経忠邸が内親王御所として選択されたのであろう。九月十日にも、院から天皇に、経忠邸のことについて何事か伝えられている。しかし、そのわずか二日後の九月十二日、六条堀河辺に火事があった記録があり、この時に経忠邸にも被害が及んだものか、令子内親王が六条堀河の経忠邸に移った記録はなく、十一月には内裏に移る準備が進められている。

令子内親王の内裏入りに関係した記録は、まず『中右記』康和四年十一月七日条に、次のように見える。

…午時許従内有召、則馳参、今明御物忌也、仍於後涼殿方、付因幡内侍参入由令奏之處、可参院者、天文密奏可持参者、加封、又以詞被仰事、御節之間前齋院入内給、如形諸事具了、但女房十二人裳并御帳帷已以闕怠、欲召院殿上受領、如何、可随仰由、可申院旨、以因幡内侍被仰、則参鳥羽、秉燭之間於北壺方見参之次、

申内仰旨、御返事云、天文奏是常事也、但又々有御祈何事有哉、不可驚思食事也、又御帳帷・女房裳等、召殿上受領何事有哉、但從内密々可召也、：（以下略）

堀河天皇が例によつて宗忠を白河院への使者として遣わし、その際に令子内親王の内裏入りに関する事柄も（口頭で伺いを立てるべく）託されている。すなわち、五節に前齋院が内裏に入るが、その時に必要な女房十二人の裳と御帳帷の調達に関する相談であり、これによつて令子内親王の内裏入りについて、天皇自身が細やかな点にまで気を配っていることが知られる。続いてその翌日、『中右記』十一月八日の記事には、

從右大臣殿御調度一具被奉前齋院、使有佐朝臣、是故大殿此調度可奉之由已有遺教、五節之間可入御内者、仍所献上也者、

と見え、忠実が師実の「遺教」により令子内親王の調度一式を献じている。ここからは令子内親王が内裏に入ることは撰関家の予ての計画でもあったように読みとれる。ここで令子内親王の有力な家司と云うべき藤原有佐が働いている。有佐は後三条天皇の落胤との説もある人物で、令子内親王が立后した直後、嘉承二年十二月五日に皇后宮亮となっている。続いて、『殿曆』十一月九日条に、「申剋許從先齋院有佐来、夜前御返事也：来十七日先齋院入内」との記述が見える。有佐が令子内親王の使者として「御返事」をもたらしたのである。内容はこの月に令子内親王が内裏に入ることについてであったようで、十七日の日取りはこの九日に決定したのかもしれない。

そして、十一月十七日、忠実、宗忠ともに令子内親王の参内について記録している。

戌剋許參前齋院、同剋許令入内給、上達部束帶、余同之、殿上人同、殿上人以下前驅、御車從院令献給、

（『殿曆』）

今夜前齋院令入禁中給、是今上同産姉也、退齋給之後、年来御源中納言五条坊門東洞院家也、右大臣殿・内大臣・民部卿以下、一家公卿皆束帶扈從、院・内兩方殿上人前驅、諸大夫同以前驅、被用院御車云々、於北陣朔平門前、藏人大學重隆仰輦車宣旨、以弘徽殿為御所、紀伊守有佐朝臣沙汰万事、為齋院御後見之故歟、

（『中右記』）

宗忠は「下官依レ無二其召一不二參仕一、不レ見二件事一」と言うから伝聞による記録であるが、記述はなかなか詳しい。右大臣忠実以下撰関家の公卿が扈從し、院方天皇方双方の殿上人が前驅となり、令子内親王の御車は白河院から奉られたという。令子内親王の内裏入りは天皇・撰関家（忠実）・白河院の三者がそれぞれに気を配つてのものであったことが知られる。それは天皇にとっては実の姉、院にはとっては愛娘の一人、撰関家にとっては養女であるから、当然ではあるが、この時期に何故令子内親王は内裏入りしたのであるうか。

令子内親王を内裏に移すことが師実の生前から計画されていたとすれば、撰関家としては養女格の令子内親王を堀河天皇に寄り添わせることによって、天皇との連帯を一段と強いものにしようとした、ということであろうか。父院としては、師実という後見者を失った内親王を、今度は天皇による後見に委ねようという意図もあったのだろうか。そして堀河天皇自身もまた姉令子が身近に住むことを望んだようである。こうしたことの背景に何があるのだろうか。『殿曆』康和三年五月十六日、十九日条は、次のような内容である。

十六日、丙子、未時許退出、今日依院事、伊与三位家女房并侍一人自院被擲云々、檢非違使実盛承之、然間内・院御中大不快也、仍内籠夜大殿、仍入夜参内、即退出

十七日、丁丑、戌剋許参内、猶御夜大殿、予今夜御宿、内府又御宿、

十八日、戊寅、依仁王会辰剋許退出、依為重服也、事了入夜還参御宿、猶御宿也、

十九日、己卯、今日候内裏御宿、

天皇の乳母である伊予三位兼子の家女房と侍が、院の命令で逮捕されて、天皇が大いにむずかり夜御殿に籠もってしまった。忠実は十七日からは三日間とも夜は内裏に詰めた。これはこの頃の院と天皇との間の軋轢の一端を物語るのであろう。性剛直で院の意向にも従わないところもあつたと伝えられる師通は既に無く、白河院と長年友好的臣従関係にあつた師実も、この事件の年の二月に薨去しており、今や院とその近臣らに匹敵するような権勢が完全に失われた状態である。このような時期、堀河天皇は姉令子内親王を内裏に入れることで忠実との連帯を強めるとともに、父院との関係融和をも図り、併せて音楽への愛好等で趣味の合う令子によつて慰安を得ようとしたものだろうか。それにしても、中宮篤子も短期間とは言え齋院を勤めた内親王であり、堀河天皇の希望もあつて撰関家養女として入内したとされる。そこへ、前齋院の姉君までも加わるのである。これは単なる偶然であらうか、それとも堀河天皇は、神に仕えた皇女を傍に置くことで期待するところがあつたのだろうか。白河院の皇女は結果として全員が齋宮または齋院を勤めたが、天皇が自身の皇女を積極的に齋王に立てる傾向は後三条天皇の頃から見られ、院政もしくは院政へと傾斜する時代の皇女の存在意義（或いは皇女に求められた役割）と、堀河天皇をめぐるこの状況とは無関係ではないのであろう。実際、この康和四年は、延暦寺衆徒の忠実への強訴（五月）や興福寺衆徒の院庁庁官との抗争（七月）など、紛争が多く、撰関家にとつても院にとつても多事多難な年であつた。なお令子内親王が内裏に入った頃、堀河天皇後宮では女御の苾子（実季女）が懐妊中で、九月頃から安産祈願も行われており、『中右記』十一月八日条には出産準備が進められていたことも見えている。（苾子は翌年正月十六日皇子（宗仁）を生み、同二十五日に没した）。

令子内親王が十一月十七日に弘徽殿に入ると、天皇は二十日が吉日ということで忠実以下を従えて弘徽殿に渡

った。

廿日、辛丑、雖物忌参内、依吉日、主上渡御前齋院御方、其御共料也、今夜五節也、帳台試也、：（以下略）

（『殿曆』康和四年十一月二十日条）

：入夜之間、主上渡御前齋院御方弘徽殿、右大臣内大臣被候、直衣、殿上人束帶扈從云々

（『中右記』同日条）

この日のことは他に『長秋記』康和四年秋冬別記の同日条にも見える。翌二十一日は淵酔、人々は殿上のその後、皆揃って中官方、齋院方の順に参じ、酒を酌み朗詠・散楽に興じた（『中右記』）。二十日は五節の舞姫御覧、令子内親王と中宮篤子が清涼殿に上って天皇とともに見物した（『殿曆』）。同じ二十二日、鳥羽殿では白河院の営む理趣三昧講の結願日であって、宗忠や民部卿（源俊明）らは鳥羽殿に参上していたことが知られる（『中右記』）。以後、『殿曆』の記録するところによれば、堀河天皇は忠実らを供に折々弘徽殿方に渡り（同年十一月二十六日条、康和五年十月二十一日条など）、そのような時には、『大式集』や『散木奇歌集』によれば、音楽や連歌、隠し題の歌などに興じたようである。忠実が参内した時、天皇が令子内親王方を訪れていた、という記事も見受けられる（康和五年十月二十九日条など）。忠実は参内するとほぼ必ず中官方と令子内親王方にも顔を出しているが、長治元年〜同二年にかけて堀河院を内裏としていた時期など、忠実の宿所は内親王方の台盤所にあった。

十一日、己卯、天晴、辰時許参御前、内併中宮御物忌也、頃之参齋院御方、頃之又参御前、則下宿所、為隆来、内覧、依御物忌不奏、宰相中将忠教籠候御物忌、余宿所為齋院御方台盤所、而其間余宿所在左近衛陣、故殿御時例也、戌時許余退出
（『殿曆』長治二年閏二月十一日条）

また、内裏にある時の令子内親王の許へは、忠実の子（威徳丸こと忠通）も参内の折に訪れている。忠通は康和五年十二月九日に童殿上したが、父に伴われて参内し、中宮御方、前齋院御方の順に挨拶に回っている。

九日、甲寅、天晴、今日威徳殿上、…（中略）…次参弘徽殿、前齋院御方也、予相具入御簾中、威徳参御前、

此間主上御齋院御方、御左介直衣、頃之威徳退出、賜手本、…（以下略）（『殿暦』康和五年十二月九日条）

この時も天皇は令子内親王の許にいたのである。忠通は、翌年の七月、相撲の内取の折にも伴われて参内しているが、その日の夜には北政所麗子も参内の予定であった。この日の内取の儀を、令子内親王も清涼殿に昇って見物、忠実・忠通は左右十七番ずつの内取が終わるとすぐに退出した。

…今夜北政所可令参内給也、雖然彼依大夫事、余以下不参内、仍御共人無人、仍止了

（『殿暦』長治元年七月二十七日条）

ちようどこの日、右大将家忠（師実二男）の子忠能（大夫）が死去し、忠実以下が喪に服して夜は参内しなかつたため、麗子の参内も取りやめになったようである。この夜の麗子の参内は令子内親王との対面が主目的であったのではないか。なお、『中右記』は、この翌日の相撲節と翌々日の抜取の儀に関連して、「兩日前齋院於二南殿西一御覧」と記しているが、令子内親王は、内裏にいる時には、このような節会や祭の試楽、舞御覧などをほとんど全て見物していることが『殿暦』や『中右記』によって知られる。そうした年中行事への関わり方や、天皇の弘徽殿訪問が少なくなかったらしいことから、仲睦まじい姉弟の姿が想像される。令子内親王は病気で内裏から三条町尻の有佐邸などに下がったり、方違えで藤原敦兼邸などに赴くこともあったが、そのような折には必ず忠実が供奉し、内裏に還る時には最初と同様に院から御車が奉られていた。

既に古池由美氏が整理されているが（「令子内親王年譜」及び「堀河天皇の動静」注2）、この康和四年十一

月から嘉承二年まで、令子内親王はほぼ堀河天皇と歩調を合わせるように内裏や堀河内裏に住み、天皇・令子・忠実の三者の間は極めて緊密であった。その意味で、令子内親王の内裏入りは摂関家（忠実）にとっては非常に効果的であったと言えるのではないだろうか。また、嘉承元（一一〇六）年三月二日には、令子内親王の里第として二条堀河邸が完成した。その日のことを『中右記』は次のように記している。

：前齋院御所堀河亭造畢、今夜御移徙也、先午時許上皇有御幸御覽、：入夜、参前齋院、先参殿下、為御共参前齋院、：戌時御出、：（中略）：此殿播磨守基隆依仰造進也、御装束御調度等、女房装束、從内或募別功物、或被仰殿上受領等、所被儲也、前齋院令子、今上同産姉、偏我君殊所令沙汰申御也、一事以上藏人弁為隆沙汰也

（『中右記』嘉承元年三月二日条）

この令子内親王御所については、その造進の命令から、調度・女房の衣装に至るまで、天皇が自ら配慮したものであると伝えている。その新築の御所を父院も御幸御覽、内親王は忠実以下に供奉されて三条町尻の有佐邸から移った。ここには令子内親王を中に置いて、天皇・院・忠実の三者の「和」の、一つの形があると言ってもよいのではなからうか。

更に、女御苴子が宗仁親王を産んですぐに亡くなったことで、早くから令子内親王を東宮宗仁の母代として位置づける動きがあつたことを窺わせる記事もある。それは二条堀河邸完成の翌月である。

：今暁前齋院入御、以黒戸上御局等為御所、今夕東宮又入御、以弘徽殿為御所、：宮即昇御於上御局、前齋院有御奉謁、被献銀馬形御本等、依可有猶子之義、自去年有御奉謁之儀、度々延引也

（『永昌記』嘉承元年四月二十七日条）

この東宮宗仁と令子内親王の対面のことは『中右記』同日条にも見えるが、贈り物を「御口付二銀枝」、又小馬

形以レ銀作レ之」と記し、「猶子」云々の文言は見られない。この日は「改元以後政始」で、東宮は四歳であった。『永昌記』が伝えるように、令子内親王が東宮を猶子とし、予てから対面の儀が企図されていたとすれば、翌年の鳥羽天皇即位に際して、天皇の幼少ゆえに令子内親王が同輿する必要がある、准母として立后、というのは当然の成り行きであったと言ってもよいであろう。それは、撰閔家（及び六条源家一門）にとっても、引き続き天皇との密接な関係を保つために必要なことであったと言えるし、皇儲無きままに堀河天皇が崩じた場合には自身が重祚する意志があったと伝えられる白河院（『台記』康治元年五月十五日条）にとっても、宗仁親王の母代に令子内親王を据えることは（堀河天皇の准母に媢子内親王を据えたように）望ましいことであつたと思われる。

以上、令子内親王の齋院退下後について、内裏入りの事情と堀河天皇との関係を中心に考察した。令子内親王の参内は、師実没後の後見者不在や適切な御所が存しなかった等の事情によるというよりも、政治的な必要性があつたものと考ええる。そしてそれは堀河天皇崩御の際には、鳥羽天皇の准母として立后することへも繋がっている。先行研究などには、令子内親王家の文芸活動が撰閔家や堀河天皇歌壇の一部にすぎない状況であつたことから、その存在意義も研究の意義も小さいと見るようなところもあるが、それは院政前期の文学の研究においては必ずしも正しい視点と思われない。令子内親王のありようが強い個性を持つことなく、時代背景と社会状況を非常に忠実に反映した存在である点で、令子内親王家の文芸活動の実態を分析し研究することは、この時代の政治と文化の具体的様相を捉えることに繋がるのである。

注1、塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』一九七四年十一月）

注2、古池由美『堀河朝の文学―堀河天皇の動静を中心として―』（二〇〇二年 新典社）

第二章 令子内親王家の歌人たち（一）

第一節、『撰津集』の構成と内容―齋院時代の令子内親王家―

撰津は生没年未詳、陸奥守藤原実宗女である。令子内親王に早くから仕えた女房で、「寛治八（嘉保元）年前
関白師実家歌合」の歌人となった。令子の呼称変化に従って、齋院撰津、皇后宮撰津、二条太皇太后宮撰津、等
と呼ばれ、康和四年の「内裏艶書合」、元永元（一一一八）年十月と翌年七月の「内大臣（忠通）家歌合」等に
参加した。『金葉集』以下の勅撰集に十四首入集。五十四首から成る家集『撰津集』（『前齋院撰津集』とも）が
あり、自撰と考えられている。この集は佐藤裕子氏の論文（注1）により、令子内親王の齋院時代の歌を中心に
編んだもので、編年的な配列が見られること等が明らかになっている。以下、この集を詳細に再検討していき
たい。歌集本文は冷泉家時雨亭文庫蔵本を底本（注2）とし、表記は、筆者により、①オドリ字は仮名に、②一部
の仮名を漢字に、それぞれ改めたほか、③「給ひ」「申し」など一部に送りなを、④詞書の一部に読点を、加
えてある。また、詠作年次の推定できる歌については、資料編に年表（【資料4】）を示してある。

まず、1番から3番の歌、

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人人に祝ひの歌よませさせ給ひしに

1 いけ水のすむにしらるる千年をばきみが心にまかせたるべし

その歌ども申して、と仰せられて、関白殿

2 この殿のはるかにさかゆ松の葉の千代の千年にいはひこめつつ

御返し

3 八千年もすむべき宿のあるじをばよろづ代までも君ぞみるべき

これは佐藤氏が指摘したように、寛治六（一〇九二）年に第四次高陽院が落成し、師実が東三条殿から移った折の歌と考えられる。はじめ藤原頼通によって造営され、摂関家の豪華な邸第として高名な高陽院は、第三次のものが承暦四（一〇八〇）年二月に焼失した後十年以上の空白期を挟んで、この寛治六年に漸く寝殿等の再建が成り、七月十日に師実が女房車を率いて移ったことが『後二条師通記』同日条などによって知られる。詞書の「わたらせ給へる」や「祝ひの歌よませさせ給ひ」の主語は、二番歌詞書に見える「関白殿」と見るべきであろうと考えるが、『京極大殿御集（師実集）』三四・三五番歌がこの2・3番歌と一致していることにより、その関白が師実と確認される（注3）。1番歌は殿移りや新築に際しての言祝ぎとしてきわめて常套的な歌で、おそらく摂津が令子内親王の養父・師実の、摂関家の栄華の象徴と言うべき高陽院落成に伴う殿移りの祝の歌を、齋院方の歌詠み女房として召されたもので、さらに師実と贈答したのが2・3番歌であろうと思われる。3番歌の歌意は必ずしも明快ではないが、「八千年もすむべき宿のあるじ」は令子内親王を、それを「よろづ代までも」見るべき「君」とは師実を指すのであろう。

続く4～8番歌は「殿の歌合」とあるように、摂関家歌合のもので、歌合記録により、寛治八（嘉保元・一〇九四）年八月十九日に行われた「高陽院七番歌合」と通称されるものであることが知られる。

殿の歌合に、桜

4 ちり積もる庭をぞみましきくら花風よりさきにたづねざりせば

郭公

5 夢かとぞおどろかれぬるほととぎすまたもきなかぬ夜半のひとつこゑ

月

6 てる月の光さえゆく夜半なればあきの水にもつららゐにけり

雪

7 ふる雪にすぎの青葉もうづもれてしるしもみえず三輪のやまもと

祝

8 千代ふべき君をまもれば春日山神の心ものどけかるらん

この歌合は撰関家の盛儀歌合の最後を飾るものであり、判者は源経信、主催者の師実はこの年三月に師通に関白を譲っていた。歌人は、左方が女房（中納言・筑前・周防内侍・讃岐・信濃・紀伊・撰津）で、右方が廷臣（通俊・匡房・顕綱・正家・行家・頼綱・俊頼）であるが、撰津はおそらく女房歌人の中では最も若い歌人であったと思われる。左方の女房らは、撰関家（大殿師実と関白師通の両家）と、撰関家と関わりの深い各家、具体的には四条宮（寛子）家・左大臣（俊房）家・祐子内親王家・堀河天皇内裏・斎院令子内親王家から、一人ずつ選出されているようであり、撰津は斎院女房を代表するような形で選ばれたものと想像される。撰津の歌は俊頼の歌と番わされたが、歌合での判定は、勝一、負二、持二である。また、このうち三首（4・6・7番）が『金葉集』（四九、一九三、二八五番）に採録されたほか、5番歌も『続千載集』（二五七番）に採られている。

次いで9番は「関白殿」から十五夜の歌を求められた折のもの。

八月十五夜、関白殿より月の歌めしたるに

9 春日山みねのあらしに雲はれてる月かげをいくよ見つらむ

これとよく似た詞書を持つ歌が『康資王母集』と『周防内侍集』に見える（注4）。

後の二条殿の、八月十五夜、月のえんせさせ給とてうためしゝかは、まいらせし、

水上月

秋のよも氷結ふと見ゆるまで水をもしろくてらす月かけ（康資王母集 二三番）

八月十五日夜、関白殿より、月の歌まいらせよとありしかは

かく許さやけき月はいにしへの秋のそらにもあらしとそ見る（周防内侍集 一八番）

このうち後者は『続後撰集』（秋中・三三五番）では「二条関白家の八月十五夜歌合に」の詞書で載る。これらによれば、康資王母と周防内侍の歌では、「関白殿」は師通と考えられる。しかし、撰津の9番歌が同じ時のものである確証はなく、関白家に月の歌を召されることもありがちなことと考えれば、9番歌の「関白殿」は師実とも師通とも考えられる。佐藤氏は、関白がどちらを指すかには触れず、『京極大殿御集（師実集）』二四番の「池上月」題の歌、すなわち『中右記』嘉保元年八月十五日条に見える鳥羽殿における歌会の詠との関係について否定した上で、「嘉保二年〜承徳二年の或る年の八月十五夜の作」と述べる。筆者は、1〜3番歌が寛治六年でこの頃の関白は師実、4〜8番歌が寛治八（嘉保元）年で師通が関白となった年、その後に当該歌が置かれていることから、『撰津集』がかなり整然とした編年的配列であるように思われることを重視するならば、この「関白殿」は師通の可能性が高く、師通の生存期間から、佐藤氏の推定と同じく嘉保二（一〇九五）年〜承徳二（一

○九八）年の間の詠と考える。

以上の1番から9番歌は、摂津が歌詠み女房として摂関家にかかわる晴の場で召された歌、公的な歌を集めていると言つてよい。このあとに次の贈答を置き、それ以降は齋院での生活の中で詠まれた歌や、私的な歌が並べられている。

治部卿、後拾遺まゐらせたりし奥に、かかれたりし

10 たづねずは甲斐なからましいにしへのよよのかしこき人のたまづき

と書かれたりしを、その御草子に直すべき所ありとて申されしに、その奥の
歌の返しせよ、と仰せられしかば

11 たづねつつかき集めずはことの葉もおのがちりぢりくちやしなまし

返し
治部卿

12 君みよとかき集めたるたまづさをしるくも風のへだてつるかな

これは『後拾遺集』撰者・通俊との贈答であるが、通俊が最終官名で呼ばれており、また11番詞書に「返しせよ、と仰せられしかば」とあつて、返歌を命令した人物がいる。詠作時期は、「御草子に直すべき所ありとて申されしに」から『後拾遺集』奏覧の応徳三年頃と考えるか、官職名が詠作時を示唆すると考えるかで異なってくる。前者とするなら令子内親王の幼少期で、摂津に返歌を命じたのは養父・師実か、或いは父・白河天皇であろうし、後者のように通俊が治部卿となった嘉保元年以降と考えるならば、齋院であった令子内親王が命じた可能性も高いであろう。この歌は、『新統古今集』には、

後拾遺抄奏覧の時そへてたてまつりける歌 権中納言通俊

尋ねずはかひなからましいにしへの代代のかしこき人の玉章
(雑中、一九〇七)

かへしせよと仰事ありければ
禎子内親王家撰津

尋ねつつかきあつめずは言のはもおのがちりぢりくちやはてまし
(同、一九〇八)

又
権中納言通俊

君みよとかきあつめたる玉章をしるくも風のつたへつるかな
(同、一九〇九)

として採られている。『新続古今集』撰者は、「後拾遺まゐらせたりし」とは当然白河院に対してであり、続く11・12番の贈答も同時のものと考えたことであろう。語句の異同もあり、特に12番歌の結句は「隔て」が「伝へ」になっている。後代のこと、撰津が禎子内親王家女房とされる点にも混乱が表れている。実はこの贈答のうち、11番歌は『続詞花集』にも採録されている。

後拾遺のいできたりける時、二条の大きおほいきさきの宮にたてまつれりける、
なほすべきことありて申しいでける時に、おほせごとにてよみてつかはしける

撰津

尋ねつつかきあつめずはことのはもおのがちりぢりくちやしなまし
(雑上・七四五)

『続詞花集』撰者清輔は、令子内親王の許にも集が献上されたと見ているのである。「仰せごと」も令子内親王によるものと考えたのであろう。佐藤氏は、一連の贈答は『後拾遺集』奏覧時期のものと考え、通俊を治部卿と記したことは『撰津集』の編纂時期を示唆するものと見ている。しかし、この『撰津集』では、後述の22・23番歌や30・31番歌など、人物の官職名はそのまま詠作時期と重なっているケースが目につく。その点から言えば、10・12番歌のうち、11・12番は必ずしも『後拾遺集』奏覧時の詠ではなく、例えば令子内親王の許に『後拾遺集』

奏覧本の写し等が献上されて数年後、集に訂正箇所が生じ、通俊から申し出があった折の歌であると考えられることも出来るのではないか。更に言うなら、11・12番歌も、通俊の任治部卿から死去までの間、具体的には嘉保元（一〇九四）年十二月〜康和元（一〇九九）年八月の間の詠と考えることも可能であろう。それは、9番歌を師通に献じたものと見た場合の詠作年次に重なる。いずれにしても、撰関家の行事に関係する公の歌から、私世界の歌に移行する部分に置く歌としては、ふさわしい贈答であるように思われる。

次に詠作年次不詳の歌が二首置かれている。

立春

13 春たつと空にしるくもみゆるかないつしかけさは浅緑なる

桜

14 年ごとにめづらしきかな石上ふるのの山のさくらなれども

この集では、人物や行事から詠作年次が推定できる歌の間に、題詠歌や時期の特定できない歌が置かれている。これは集の編年的配列から見て、おそらくその歌が前後の歌と近い時期に詠まれたと考えてよいのであろう。次いで、撰津の出自の問題と係わる歌がある。

撰津入道の服にて侍りしころ、六条の大弑もなくなりてときくに、あはれにて、
三位の許に遣はしし

15 わが袖の涙にかかると思ひしをおなじ色にときくぞかなしき

かへし

16 限りあればおなじ衣は着たりとも涙の色はかかりしもせじ

身内の喪中に、同じ頃に喪に服することになった人（三位）と贈答したものである。かつて橋本不美男氏が「撰津入道Ⅱ父Ⅱ藤原実憲」、「六条大式Ⅱ藤原顕季」「三位Ⅱ藤原長実」とする見方を示した（注5）が、佐藤氏が、撰津の父は陸奥守藤原実宗であり、「撰津入道Ⅱ資宗Ⅱ祖父」「六条大式Ⅱ藤原顕家（『尊卑分脈』に「号六条大式」とある）」「三位Ⅱ通俊（顕家の甥にあたる）」とする説を示して、今日では佐藤説が合理的で妥当と考えられている。顕家は寛治三（一〇八九）年十二月二十二日に没しているので、この贈答は寛治三年末から翌年初頭の頃と考えられる。ただ、「三位」については、この集全体における人物呼称の問題とも関わり、追究すべき点が残ると言えよう。集の三首手前に「治部卿」で登場した通俊が、今度は急に官職名でもなく「三位」と記されるのだろうか。また、この「三位」は女性である可能性もあろう。実は、『江帥集』の後半部に、「京極のつのみ」或いは「京こくのつとの」の名が見え、早く森本元子氏がこれを撰津と見る考えを示している（注6）が、『江帥集』には更に「三位殿」も登場しており、次のように「京こくのつとの」と「三位殿」の贈答もある。（引用は、冷泉家本により、筆者が読点を加えた。注7）

卿のとうせさせたまひて、三七日はかりありて、京こくのつとの、御もとより
とてあるふみをみれば

いつかたのたにのけふりとなりにけんあはれゆくゑもなくそかなしき

（江帥集・四九二）

かへし、三位殿

きみかためふかき心をいひをきしたにのけふりとなくくそみし

（同・四九三）

この贈答を含む『江帥集』の後半部は、きちんとした分類・配列が見られる前半部とは異なり、詞書の一部に他撰を思わせる箇所が目立ち、登場人物も特定できないような例がいくつかある。この贈答もその一例であるが、

「卿のとの」とは匡房であろうか。匡房の没後に彼の身内の女性のもとに「京極のつどの」が弔問の歌を贈り、それに返歌しているのが「三位殿」なのであろうか。こちらの「三位殿」は女性の可能性が高いように思われるが、今のところ人物特定の手掛かりがない。無論『撰津集』の「三位」と同じである証拠もない。しかし、撰閨家、とりわけ師通との繋がりの濃かった匡房が、撰閨家に近い所の女房である撰津と親交があっても不自然ではなく、『江帥集』における「三位殿」の存在は、非常に興味深い。

続いて詠作時期や相手がわからない贈答が、二組ある。

春日の御社のれうとて、人の唐紙こひたる、つかはしし

17 うれしさにすぎにしかたはしらずともけふからかみは君まもらなん

かへし

18 君ゆゑに数ならぬ身のうれしくもけふからかみに知られぬるかな

八講おこなふ人のもとに、捧物つかはすとて

19 よそに聴く御法なりとも思ひやる心はおなじかたにみちびけ

返し

20 いはねどもあまねく思ふ御法には君が千年の後もたがはじ

春日社に奉納する唐紙につけての贈答と、法華八講の捧物につけての贈答である。相手は身内や親交のある人物なのであろう。

郭公

21 唐くしげふたかみ山のほととぎすあけつるほどにひとこゑぞなく

この歌もいつ、どのような場で詠まれたのか、手掛かりがないが、次に示すように『肥後集』に発想類似の歌がある。(引用は冷泉家蔵為家本『肥後集』による 注8)

かたらひ山のほとゝきす

さよふけてかたらひ山のほとゝきすひとりねさめのともときくかな

(肥後集 七六)

撰津の21番とは大和の地名(山)とほととぎすの取り合わせである点が共通する。或いは詠まれた場などに関連があったものか。もつとも、この時期、類似した詠みぶりの郭公詠は少なくない。

続いて齋院で歌合が企図されたことが示されている贈答歌。

齋院に歌合あるべしとありしに、右の人人雨のいみじくふる日、賀茂に参り

たりとて、又の日、左方の中将、雨ふれば、堀川、室町川もみかさまさと

ききて、参りたりしにとて

22 五月雨のはれぬる空のけふよりはいとどみぎはのみかさおつらん

かへし

23 かはなみの立ちまさりにしみぎには神のしるしもまづぞみるべき

この歌合は『平安朝歌合大成』で考証されているが、撰関家の後見のもとに準備されたものの、時期的に重なって内裏歌合が企図されていたこと等もあって、決定的理由は不明だが催行が延期された。更にこの歌合のことに触れた家集の詞書がみな「歌合を行おうとしていた」という表現であること、歌合そのものの歌と思われる詠作が『撰津集』にも『周防内侍集』にも見えないこと等から、結果として本番の和歌披講等を行われずに終わった模様である。『周防内侍集』では、

齋院のうたあはせあるへしとて、おほとのゝ中将の御せうそこにて、左の頭にて

なんとある、わかゝたにをとあれば

いふかひはなき身なりともうら風にこゝろをよせむおきつしらなみ

(周防内侍集・六三)

とあり、『大式集』の令子の齋院時代の詠を並べた中にある次の歌も、この時の詠と見てよいであろう。

うたあはせゝさせたまはんとせしおり

こひそめし人はかくこそつれなけれわがなみだしもいろかはるらん

(大式集 九一 注9)

『中右記』(永長元年五月九日・十三日・十五日条)及び『後二条師通記』(同月二十九日条)から見て、企画は相当に進行していた(方人を分け、女房の衣裳の準備もなされた)ようである。撰津集詞書の「左方の中将」は、『周防内侍集』にも「おほとのゝ中将」とあるように、師実の五男・忠教である。右の方人が勝利を祈願して大雨の日に賀茂詣でをした、その翌日に、雨の見舞いに訪れた左方の中将忠教が、雨も上がり水かさも減るかから右方の勢いは無くなるだろうと、右方の撰津をからかい、撰津が、神の御心はまだこちら方にある、と応酬した。内容からみて、歌合の催行予定直前のころの歌、おそらく永長元(一〇九六)年五月の二十日前後か、と考えられる。令子内親王は歌詠み女房を少なからず抱えながら、現在知られる限りでは、歌会は催していても、歌合を催したという記録はない。これは堀河天皇中宮の篤子内親王が何度か歌合を催したという記録がある(ただし歌そのものはあまり残っていない)のと対照で、令子内親王周辺の文学活動の特質を考える上で、興味深い点がある。

次は令子内親王周辺で、伊勢大輔の家集を求めたらしいことを示す歌。

伊勢大輔が集おこすとて、筑前守兼俊

24 たらちめの親のははそのことの葉をこの秋風に散らしつるかな

かへし

25 秋風の吹きつたへたることの葉にははその森のこだかさぞみる

撰津が、令子内親王の意向もあつてのことであろうか、伊勢大輔の集を求め、孫の兼俊から借用した折の詠である。兼俊は、宇多源氏で、時中の曾孫。母が高階成順女（伊勢大輔の娘）で、管絃とりわけ笙・和琴の名手として知られた。兼俊は、永保二（一〇八二）年の記録（『為房卿記』ほか）に筑前守として見え、応徳元（一〇八四）年九月の記録（『平安遺文』一一一九ほか）にも大宰少弼・筑前守として「源（名欠）」が見える。承徳四（一〇八〇）年頃までは藤原成季が筑前守で、応徳三年七月には橘季綱が筑前権守、応徳四年には源仲宗が筑前守に任じられていることから、兼俊の筑前守在任は永保二年〜応徳三年頃と思われる。従って、この贈答を兼俊の筑前在任時と見るならば、永保二年〜応徳三年の間の秋のこととなる。しかし、この贈答は兼俊の帰京後（「筑前守」とあつても実際には「前守」の時期）である可能性も大であろう。と言うのは、兼俊が永長元（一〇九六）年四月二十八日の齋院神楽の後の管絃で和琴を奏しており（第一章の二節参照）、この頃の齋院令子内親王家への出入りが確認されること、承徳元（一〇九七）年・同二年の記録（『石清水文書』）に兼俊の名が未だ筑前守を冠して見えていることがあるためである。永長元年五月の贈答である22・23番と、次に示す承徳元年十月頃の贈答の間に置かれていることは、この贈答もその頃のものであることを示唆するように思われる。

次いで、佐藤氏により、承徳元年十月から十一月にかけて、師実の妻麗子が催した法要の折の詠であろうと推定されている歌。

京極殿の五十講の捧物に、仏の御前の花をしてをこせたりし人

26 心ざし深くちぎれる花なればひとえだとてもきはざらなむ

返し

27 類なき御法のためにおる花はこのひとえだも匂はざらめや

師実 は 関白を師通に譲った後、高陽院から京極殿に移り住んでいる。京極殿はもと藤原道長の土御門第で、土御門大路北、近衛大路南、東京極大路西に位置したことから、土御門第とも京極第とも呼ばれた。『中右記』嘉保二（一〇九五）年正月十日条には「大殿并北政所初渡御京極殿」等の記事が見える。ここでは、永長元（一〇九六）年二月二十二日に「十種供養」が行われ、その翌日の和歌・管絃の催しには白河院が皇女郁芳門院を伴って御幸したことが、『百練抄』などによって知られる。また、更にその翌三月には「法華懺法」が行われるなど、この時期の師実は京極殿で仏事・供養に熱心であった様子がうかがわれる。承德元年には、四月十九日に師実の姉大皇太后寛子の五十講も行われており、当該歌の「五十講」が十月の麗子のそれとどちらを指すのか明確でないが、佐藤氏も述べるように、令子内親王が師実夫妻に養育されたことを考えると、後者の可能性が高いと言えようか。その場合は、主人の養父母の主催する法会に際して、摂津ら齋院女房たちも奉仕したものと考えられる。当該歌は、ある人からの捧物に添えられた歌への返歌で、『肥後集』（二二六〜二三八番）に、これは前年三月の法華懺法の折のものであろうと思われるが、四条宮や中宮から奉られた花に添えられた歌に対して、肥後が師実に命じられて返歌した、その歌が残されている。そのような例から見ると、五十講の際に、摂津が同様の役を果たしたものであろう。その意味ではやや公的な贈答歌と言えよう。

次の贈答は、相手は不明であるが、前述のとおり季節が明示されている。

十月一日ごろ、人のもとより紅葉にかきて

28 手向山あらしにまがふもみぢばやくれにし秋のかたみなるらむ

返し

29 ゆく秋の手向の山のもみぢばはかたみばかりや散り残るらむ

歌を贈って来た人は、紅葉狩りにでも出掛けたのであるうか。自邸の庭に散った紅葉に書き付けて贈って来た
と考えることも出来るが、花見や紅葉狩りに出掛けて、親しい人に土産として枝などを贈る例は少なくない。

次に齋院の風雅な生活のさまを伝える贈答が見られる。

雪のふりたりけるに、蔵人の少将院に参りて、遊びなどしていで給ひしに、

又の日、昨日ばかり雪のふりたりしに

30 今日もまたまつの葉にふる白雪のきえぬほどにはきてもみよかし

かへし

31 いざさらばゆきかよひむ高砂のかたみにまつのはばかりもなく

雪の降る日に「蔵人の少将」が齋院御所にやって来て管絃などをして帰った、その翌日に摂津が「また近いうち
のお越しを待っている」との歌を贈ったところ、相手も「もちろん参りましたよ」と答えてきたもの。この頃齋
院への出入りが考えられた「蔵人少将」には藤原宗輔がいる。22・23番の「齋院歌合」の右の方人として『中右
記』（永長元年五月十五日条）に名が見えている。宗輔は大納言宗俊の二男、異母兄が『中右記』筆者の宗忠で
ある。父祖以来楽道に堪能な家系に生まれ、笛・舞などに長じていたという。詞書の「遊びなどして」に相応し
いであろう。宗輔は寛治六年に右少将となり、永長元年正月に蔵人を兼ね、康和四（一一〇二）年正月に左中将
に転じた。31番歌に「高砂」とあるのは、30番歌の「まつ（松）」を承けるだけでなく、催馬楽の曲名でもある

う。この曲は『枕草子』や『源氏物語』にも見え、『枕草子』「小一条の院をば」の段では、一条帝が笛の師である藤原高遠と共にこの曲を吹いており、『源氏物語』賢木卷では、八つ九つばかりの男の子が声を張り上げてこれを歌う場面がある。おそらく前夜宗輔がこの高砂を吹いたのである。このように、齋院に殿上人たちが訪れて「遊び」を楽しむさまは、『大弐集』にも見える。

本院におはしまし、^マおり、人く、あまたま^マいりて、ことひき御あそひありしに、
そのよまかりいで、又の日まいらせし

とりのほにあかでかへりしことのねはきふにこひしき物にさりける (大弐集 一七三)

返し、左大将、いまは左大臣殿

ことのねのつまおとあかずおもひせばしめのうちにぞひきとどめまし (同 一七四)

廷臣らが齋院に大勢参上して琴を弾くなどした、その折の曲の一つは「鳥の破」だったが、大弐は管絃を終りまで聞くことなく退出したらしく、翌日、左大将に飽かぬ思いを詠んだ歌を贈ったのである。左大将は集編纂の頃には「左大臣殿」(諸本「左大将」「左大臣」に校異なし)とあるので、該当する人物は源俊房と見られる。俊房は永保三(一〇八三)年から左大臣であったが、寛治七(一〇九三)年十二月から翌八年三月までは左大将を兼官した。この他に、源国信が源俊頼らと共にやって来て神楽歌などを歌ったこと(『大弐集』一四六番詞書)なども知られ、若い齋院とそれを取り巻く女房たちが、訪問者たちと音楽を楽しむ具体的なさまが浮かび上がる。管絃を楽しむことはどこでも行われたが、令子内親王の周辺では特に好まれたのかも知れない。次いで翌年と思われる正月の歌、春の歌がある。

正月七日

32 春日野にとしはつめどもおいせねばうらやましきは若菜なりけり

柳

33 さそはるる花の心はつらからでふきよる風のうらめしきかな

正月七日の歌は、齋院の若菜の行事の折の詠であろうか。また、33番歌は題詠かと思われるが、題と歌われた内容が合わない点がいささか不審である。

次も齋院での年中行事に関わる贈答歌である。

五月五日、くすだま御社に奉らせ給ふ、はなむすびに人のもとにつかはしたる、
参らせたるに

34 しら露のいかにむすべる花なればにほひことにはみゆるなるらむ

かへし

35 君がため露もむすべる花なれば心とけてや神もみるらん

令子内親王の齋院在任中の五月五日の詠であるが、永長元年の「歌合」の話題の後に配した点から、令子内親王が退下する前年の承徳二年頃のものかと思われる。御社に奉る薬玉につける結び花を依頼していた人に、出来栄への見事さを賞賛する歌を撰津が贈り、相手が返歌したもの。撰津の歌・34番は『続詞花集』（七四八番）に採録されている。『肥後集』（一一一・一三番）にも、正月一日に伯耆乳母（藤原定頼女、郁芳門院の乳母）から芹の結び花を贈られ、梅の結び花で返した贈答が見える。女房等が自ら糸を結んで作っていたのかもしれないが、中には特に秀でた技術を持つ人もいたと思われる。ここは撰津が奉納する薬玉のために優れた出来栄えのものを求め、齋院外の人に依頼したということなのであろう。

次に詠作事情不明の歌がある。37番以降の歌とは区別されているところから、別の場所での詠ということなのであろう。

ほととぎす

36 ほととぎす葛城山になくこゑはくる夏ごとにめづらしきかな

この後には、令子の許で庚申の夜に盛んに歌を詠んでいることが窺われる一連の詠が置かれている。

庚申夜、蛩

37 ますらをのいさりする火とみえつるは水際とびかふ蛩なりけり

萩の露

38 糸萩のなみよるばかり置く露はつらぬきかくる玉かとぞ見る

虫

39 あはれにもなりまさるかな鈴虫のこゑふりたつる秋のよなよな

菊

40 朝霜のおきてみつればやへよりもかさねてみつる白菊の花

雹

41 ふるさとは夜はのあられの音ならでいまさらさらにとふ人ぞなき

雪

42 あとたえて雪ふりつもる深山にはほそたにがほぞ道とみえける

恋

43 色なくて心に深くしむものは人にしられぬ恋にぞありける

44 難波潟あしのしたねになかれつつしげれる恋をしる人ぞなき

霞

45 雪ふかき深山のさとにすむ人はかすむ空にや春をしるらむ

水上秋月

46 池水にうつれるかげものどかにて秋のよながくやどる月かな

雁

47 かりがねの秋の夜ふかなくなりこゑにねぎめの床の袖ぞぬれぬる

萩

48 いかなればをぎの葉すぐる風の音は色もみえぬに身にはしむらん

雪

49 久方のあまぎる雪にいその神ふるのの道もまどひぬるかな

これはおそらく複数回にわたる庚申の夜の詠作と思われる。『大弐集』にも、庚申の夜と明示された歌がいくつも見られる。

齋院にて庚申の夜、孔子の御前にて、夏の夜の恋をとりて

したもゆるこひのけふりになつのはやまちならねとこひしとやいはん

(大弐集・九〇)

齋院にて庚申の夜、春の夜の月

よろつよをかすみたなひくしめのうちにおほろけならぬはるのよの月

(同・九三)

庚申の夜、あやめぐさのかみにて、恋

あなこひしやつのかもちにめもあはすくるゝよなく／＼きはく心か (同・一一〇)

歌題を見ると、『大式集』のほうが凝ったものになっているが、これは『撰津集』のそれとは別の機会の詠だからか、それとも撰津が題を簡略に記録したからであろうか。また、『大式集』で「齋院にて」と明示されない歌は、令子の参内後の詠作と思われるが、特に一一〇番は続けて沓冠の歌などを四首置き、「しき(四季)にありし、みな忘れて」の左注が附される。これらの歌については、次章の『大式集』の所で詳しく述べたい。

続く歌は、花の季節に師実(しんじ)に率(す)いられて、多くの公卿・殿上人(てんじょうにん)が訪(たづ)ね、小弓(こゆみ)や蹴鞠(けまり)などが行(な)われた折(せ)のもの。

院(いん)の花御覧(はなごらん)じに、殿(てん)ばら、人人(にん)など数多(かず)くしてまゐ(ま)らせ給(たま)へるに、鞠(まり)など

あるに、硯(い)の蓋(ふた)に雪(ゆき)いれて、い(い)ださせ給(たま)ひし敷(敷)き紙(し)に

50 花(はな)ざくら散(ち)りしく庭(にわ)をは(は)らねば(ね)きえ(え)せぬ(ぬ)雪(ゆき)とな(な)りに(に)ける(け)るかな

かへし 中宮(ちゆうぐう)大夫(たいふ)

51 しめ(しめ)のう(う)ち(ち)に散(ち)りしく庭(にわ)の花(はな)ざくら千(ち)年の春(はる)も何(なに)かか(か)は(は)らむ

この時、撰津(せんしん)は、齋院(さいいん)方(かた)から硯(い)の蓋(ふた)に雪(ゆき)を入(い)れて差(さ)し出(で)した、その敷(敷)き紙(し)に書(か)き付(つ)けた歌(うた)を詠(よ)んだ。佐藤(さとう)氏(し)も指(さ)摘(と)するよう(よう)に、これ(こ)れは次(つぎ)に示(し)す師通(しんず)の記(き)録(ろく)から康和(こうわ)元(げん)一(いち)〇九(きゅう)九(きゅう)年(ねん)三(さん)月(げつ)十(じゅう)七(しち)日(にち)とわ(わ)かるが、記(き)録(ろく)中(ちゆう)に「此(こ)間(ま)花(はな)散(ち)如(ごと)く雪(ゆき)下(くだ)り」とあるのと、撰津(せんしん)の歌(うた)の内(うち)容(よう)がよ(よ)く照(あ)応(おう)して(して)いる。

十七(じゅうしち)日(にち)、庚申(こうしん)凶(きゆう)会(かい)。春(はる)天(てん)霞(か) ……連物(れんぶつ)見(み)車(くるま)、副(ふ)二(に)人(にん)、中宮(ちゆうぐう)大(だい)夫(ふ)候(こう)御(ご)車(くるま)、前(まへ)驅(く)殿(てん)上(じやう)人(にん)并(なら)諸(しよ)大(だい)夫(ふ)相(あ)混(ま)ん、余(あま)・権(けん)

大(だい)納(な)言(ごん)同(どう)車(くるま)、前(まへ)驅(く)殿(てん)上(じやう)人(にん)諸(しよ)大(だい)夫(ふ)等(とう)相(あ)合(あ)ひ、左(さ)大(だい)将(じやう)・二(に)位(い)中(ちゆう)納(な)言(ごん)・左(さ)宰(さい)相(さう)中(ちゆう)将(じやう)国(こく)信(しん)同(どう)車(くるま)、先(まへ)向(むか)東(とう)北(ほく)院(いん)、桜(おう)花(か)如(ごと)く雪(ゆき)、
……又(また)向(むか)雲(うん)林(りん)院(いん)、東(とう)山(さん)眺(たつ)望(ぼう)、観(くわん)音(いん)院(いん)桜(おう)花(か)似(に)雪(ゆき)、参(さん)齋(さい)院(いん)、白(はく)花(か)神(しん)妙(みょう)也(や)、先(まへ)小(こ)弓(ゆみ)一(いち)度(ど)了(りやう)、左(さ)大(だい)将(じやう)諸(しよ)矢(や)科(か)的(てき)、懸(けん)

物給了、次挙鞠之間余立加、此間花散如雪下、（以下略）

（後二条師通記・康和元年三月十七日条）

裏書、雪盛硯蓋歌書薄體、

女房読之、

はなさくらちりしくにはをはらはねはきえせぬゆきとなりけるかな

中宮大夫返事

しめのうちにちりしくにはの花なればちとせのはるのなにかはらむ

（同・裏書）

花吹雪舞う庭で小弓や蹴鞠が催された所へ、「庭の花びらを払わずにいたところ、このように消えない雪になりました」との歌を添え、硯蓋に盛った雪が供された。落花を雪に見立てるのは常套的表現だが、ここはそれを捻って本物の雪が出されたのである。この雪は氷室等で蓄えられていたものであるか。落花の下での小弓・蹴鞠といい、王朝貴族の遊び心と雅を象徴するような場面と言えよう。「中宮大夫」は右大臣源師房の四男・師忠で、この当時権大納言、寛治七（一〇九三）年二月に中宮大夫を兼帯していた。撰津の歌は『詞花集』春（三七番）に採録されたほか、『後葉集』（五九番）にも見える。風雅華麗な場で、齋院を代表する歌詠み女房としての面目を施した歌と言ってよいであろう。

次いで同月末のことかと思われる歌がある。齋院の散った桜を贈ったものであろう。

三月のつごもりに、四位の少将の家に花をちらしやりしに

52 をしめどもとまらぬ春のゆくかたに花を幣とも手向けつるかな

親しく齋院に出入りし「四位の少将」と呼ばれた人物は、藤原有家と思われる。寛治八（嘉保元）年の「高陽院歌合」にも、また22・23番の齋院歌合にも、「四位少将有家」の名が見える。有家は頼宗の孫（父は正二位中納

言・能季)で、この頃は正四位下、右少将であった。

盛大な花見の訪問の翌月には、再び師実・師通以下の人々が参上し、「松葉映水」題で歌が詠まれ、披講が行われた。

四月一日、殿ばら、人人ぐしてまゐらせ給ひて、歌よませ給ひしに、

松の葉水に映ず、といふ題

53 千年ふる君がときは松の葉は水にうつれるかげものどけし

『大式集』にもこの時の歌が見える。

本院にて、人くまいりて、まつのはみつにえいすといふ心よませたまひしに

のどかなるみづにうつれるまつかげはちよをばかほと見するなりけり (大式集・八二)

佐藤氏は、『師通記』康和元年四月一日条に「…於齋院可有和歌、題者余所擇申也、松葉映水、令中将家政覽於殿…」とあることから「四月一日」をそのままに受け取ったようだが、二日後の『師通記』四月三日条に、

…未剋参京極殿、人々参会、参齋院小弓、次鞠、殿上人以下所勤仕也、酒希了於簀子敷有管絃事、秉燭之後講和歌、中宮大夫・権大納言・左大将・二位中納言・頭弁家忠… (後二条師通記・康和元年四月三日条)

とあり、実際は、一日に出題され、三日に人々が齋院に赴いて、前月の十七日同様、小弓・鞠・管絃があつた後に、和歌の披講が行われたようである。これは四月三日に齋院で宴遊があつたとする『中右記』の記事とも一致している。「松葉映水」題が一日に出されて歌を詠んでいるので、撰津がうっかり一日のこととして記録したのではないか。この時の歌としては、次の師実の歌が、『京極大殿御集』(三二番)及び『千載集』(六一六番)等に見えている。

康和元年四月三日齋院ニテ松映水

チハヤフルイツキノ宮ノアリスカハマツトヽモニソカケハスムヘキ (京極大殿御集・三二 注10)

ただ、『千載集』では題が「松枝映水」となつて若干の異同があり、『月詣集』(七三番)も同様である。また、『秋風集』には次のような忠実の歌も残っている。

康和元年四月三日、齋院にて松みづに映ずといふことをかうぜられけるによみ侍りける

富家入道前関白

ありす河松のよはひのかげ見えて千よもいつきのすみぬべきかな (秋風集・二四)

ここでは題が「松みづに映ず」となっているが、字の脱落なども考えられよう。

集の最後は、撰津が父・実宗の陸奥守赴任を見送った時の詠である。

みちのくにの送りに、粟津に罷りて

54 あづまぢの野ぢの草葉のつゆしげみゆくもとまるも袖ぞしほるる

この歌は、聞き書きなれば、ひが事にや

藤原実宗は康和元(一〇九九)年九月十七日に陸奥守に任じられ、また同年十二月十四日には鎮守府將軍を兼任した。従つてこの歌が詠まれたのは康和元年九月十七日以降ということになるが、北に向かう旅でもあり、直ちに京を発つたのではなく、翌春頃に発つた可能性もあろう。老齡の父を心配し、撰津も粟津まで同行して見送つたのであろう。実宗は康和五(一一〇三)年十月四日に没した(『中右記』同日条)。歌の左に注された「この歌は：」の一文は、撰津自身によるものか、後人の追記なのか、問題になる。この集は詞書等に他撰を思わせる要素はなく、かなりきちんとした編年的配列も自撰を裏付けるように思われる。集の最後に意識的に韜晦的な言

辞を加えたものであろうか。ただ、後人の追記とすれば、54番歌のみを後日に加えた可能性も残る。

最後に、集の特色をまとめ、そこから集の持つ意味を考えてみたい。『撰津集』は、佐藤氏の論証のとおり、ほぼ令子内親王の齋院時代に撰津が詠んだ歌を纏めたものであり、編年的な配列で、その構成は、撰関家に関わる賀の歌、公的な歌を前面に出しながら、齋院御所の生活を窺わせる内容となっている。そして、こうした特色は、冒頭部の類似、撰関家の栄華を記録し賛美する意図の見えること、収録されている歌の詠まれた時期なども含めて、後述する『肥後集』と共通した要素と言える。『肥後集』と『撰津集』とは、おそらく、師通・師実が相次いで薨じた後に、師実への追善供養の気持ちを込め、撰関家を賛美する姿勢によって集が編纂されたのではないかと思われる。50・51番、53番の、華やかで風雅な出来事であった康和元年は、六月に関白師通の早すぎる死があり、撰関家が大きな打撃を受けた年である。しかし、『撰津集』にはその影は見えない。『肥後集』も、集中で新しい歌の一つは師実の死去する前月、孫の忠実の大饗の折のもので、東三条殿の紅梅に寄せて撰関家の継承を言祝ぐ歌であるが、詠まれた時の撰関家の内情を考えると、かなり切迫したものがあつたのではないかと思われるのに、『肥後集』全体にそのような印象は全くない。このような事実を踏まえ、撰関家の華やかさを印象づける二つの集を見る時、集の編纂の背景に祈りのようなものすら感じられる。無論女房たちが全く自分の意思のみで家集を編んだとは思われない。撰津と肥後は集をまとめたのちも活躍しており、肥後はこの後約十五年、撰津は二十年近く歌人としての活動が確認できる。二人がこの時点で家集を編纂したことには、やはり特定の動機と、それをすすめた人物の存在とが考えられる。それは撰関家を継承した忠実か、撰関家の栄華を象徴するような存在であった令子内親王、或いはその周辺の誰かであった可能性があるが、現時点では考察の手がかりが乏しい。

注1、佐藤裕子「齋院撰津一撰津集を中心に―」（『中古文学論攷』3号 昭和五十七年10月）

注2、冷泉家時雨亭叢書第十九卷『平安私家集六』（一九九九年 朝日新聞社）による。

注3、但し、『京極大殿御集』三四・三五番歌の詞書が「二条太皇太后宮、高陽院ニハシメテウツリワタラセ給ケル年、祝ノ歌講セラレケルヲ、ノチニマウシイテラルトテ、撰津カモトニツカハシケル」（読点は筆者による）となっているために、「渡る」の主語の解釈に異論もある。それは花上和広氏が『京極大殿御集』の研究」（小久保崇明編『日本語日本文学論集』二〇〇七年 笠間書院）で一つの可能性として示した、「二条」を「四条」の誤写とした上で主語を四条宮寛子と考える、という見解であるが、『撰津集』の記述に照らせば従い難い説と言わざるを得ない。

注4、『康資王母集』は国立歴史民俗博物館蔵伝定家筆本『伯母集』（『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書』文学編 第七卷 私家集1 二〇〇一年 臨川書店）により、『周防内侍集』は冷泉家時雨亭叢書第十四卷『平安私家集一』（一九九三年 朝日新聞社）所収の本による。

注5、橋本不美男『撰津集 解題』（桂宮本叢書『私家集十』 昭和三十四年 養徳社 所収）

注6、森本元子『肥後集』の作者とその生涯」（『私家集の研究』昭和四十一年 明治書院 所収）

注7、冷泉家時雨亭叢書第十八卷『平安私家集五』（一九九七年 朝日新聞社）所収『江帥集』による。

注8、冷泉家時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』（二〇〇七年 朝日新聞社）所収『肥後集』による。

注9、冷泉家時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』（二〇〇七年 朝日新聞社）所収『大弑集』による。

注10、冷泉家時雨亭叢書第七十卷『承空本私家集 中』（二〇〇六年）所収『京極大殿御集』による。

第二節、『大式集』の構成と特色―令子内親王前斎院時代を中心に―

1、『大式集』の作者をめぐって

『大式集』の作者については、森本元子氏による詳しい考察がある（注1）が、大宰大式藤原経平の孫で、若狭守通宗の女、母は大式三位賢子の女と見られている。『後拾遺集』撰者通俊の姪にあたり、恵まれた文学的環境に育った人と思われる。結婚生活を経験した後に斎院時代の令子内親王の許に出仕したらしく、また、令子内親王が本院にある時から仕えていたことは明白であるが、いつ頃から仕えていたのかは明確ではない。実は、『大式集』の作者については、郁芳門院媞子内親王家の二度の歌合、具体的には寛治七（一〇九三）年五月五日の「根合」と嘉保二（一〇九五）年八月二十八日の「前裁合」に、前者では「大式故通宗朝臣女」（『中右記』寛治七年五月五日条）、後者では「女院の大式」の名が見えることから、これらの「大式」と同一人物と見るか否か、更に『周防内侍集』（末尾の九五・九六番）に「うちの大式」とある人物や、宗仁親王（鳥羽天皇）の立太子に奉仕した女官として『為房卿記』に「正六位上藤原朝臣宗子 大式」と記された人物などとも同一と見るか否かにより、様々に考えられているのである。

森本氏は『周防内侍集』の「うちの大式」と『大式集』の作者を同一人物と見ており、郁芳門院に仕えたことには否定的である。一方、塚谷多貴子氏は、郁芳門院女房の大式と『大式集』の作者が同一人物で、女院崩御後

に齋院に出仕したと見ている（注2）。『平安時代史事典』は、「根合」の大式と『大式集』作者と「正六位上藤原朝臣宗子 大式」とをみな同一人物としている。しかし、『大式集』には、周防内侍との関係を示唆する記述は見られない。また、郁芳門院歌合に関しては、「根合」の歌として、当日の「大式」の歌ではなく、「前典侍」（二十卷本『類聚歌合』による作者）或は「掌侍」（『中右記』による作者）の歌が、「女院のねあはせに、人にかはりて」として『大式集』（四六番）に収められている。同じく「前裁合」の「女院の大式」の歌も『大式集』には見えない（但し二十卷本では「女院の大式」に「通俊歟」と脚注がある。また「前裁合」の歌は、郁芳門院女房で同歌合の歌人であった安芸の家集にも見えないので、「前裁合」の歌の扱いについては多少注意を要するであろう）。そして、これとは逆に、『康王母集』（八五・八六番）と『郁芳門院安芸集』（四五・四九番）とに、「齋院の大式」が登場しており、『大式集』でも康資王母が登場する（二〇〇〜一〇三番、及び一五五〜一五七番）という事実がある。これは、父・通宗が康資王母の甥にあたり（通宗の母が筑前守高階成順女）、郁芳門院安芸は康資王母の孫で養女であるという身内関係から来る親交と見られるが、『大式集』作者が身内とされる人物の家集において「齋院」を冠した名で登場することは重要である。家集や記録に見える諸事実は、「大式」と呼ばれる女房が、同時代に、内裏と郁芳門院と齋院令子家の三カ所に、それぞれ存したらしいことを物語っている。けれども、『大式集』には内裏や郁芳門院に仕えていたことを読みとるべき明確な部分がない。「根合」の代詠歌（前述の四六番歌）と六条院女房との贈答歌（二六・二七番歌）が一組あるだけでは郁芳門院に仕えたときまで言うことは出来ないし、東宮周辺の人から歌を請われた（六四番歌）事実だけでは宗仁親王立坊に奉仕したかどうかは判断出来ないのである。

森本氏が『大式集』作者と「うちの大式」とを同一人物と見て、内裏に仕えた後に齋院に出仕したとするのは、

通宗の姉妹・経子が白河天皇に仕えて皇子を生んだ事実等を重視した結果と見られる。その森本氏も注目されたように、『大式集』には、特定の男性らしき人物から宮仕え生活を問い慰める歌が贈られた時のものと見られる贈答がある。

さい院にまいりて、つゝましくやくのみおぼゆるに、いかにと人の申たりしに

しばしなどあづさのまゆみひきみつゝおもひためらうほどなかりけん (大式集 一三一)

返し

ためしなくなげきこやそのあづさゆみおもひのほかひきはなれしを (大式集 一三二)

身をなきになしておもひしづまれ、と申したりしに

なきものとさまぐみつるみにそひてなげきはたえずまたいかにせん (大式集 一三三)

この後更に贈答は続くので、右の三首のみでは分かりにくい点もあるが、「しばしなど」「なきものと」の二首は大式の歌で、「ためしなく」が相手の歌である。この遣り取りからは結婚生活があったことだけではなく、この作者には齋院が初めての宮仕え所であった可能性も読み取れないだろうか。「齋院に参りて、つつましくやしうのみ覚ゆる」との表現は、『枕草子』(宮に初めてまゐりたるころ)や『更級日記』(宮仕へ)に述べられている初出仕の頃の心情に重なるし、「身を無きになして思ひ鎮まれ」との慰めと「なきものと」の歌からは、大式が女房生活に不慣れであることを想像させるからである。もし令子内親王家への出仕が初めてであったとすれば、白河天皇(又は堀河天皇)に仕えた後に齋院女房になったと見る森本氏の説や、郁芳門院崩御後に齋院女房に転じたとする塚谷氏の見解は、共に否定されることになる。また、『大式集』作者が結婚していたことに関しても、『尊卑分脈』(第二篇)で通宗の子として家実や隆源と並んで示される女子に「大納言源師頼室師能母」

との注記があり、そこから『平安時代史事典』はこの女子と『大式集』作者とを同一人物と見ているが、『分脈』によれば、他にも藤原基実男基明母である若狭守通宗女や、藤原伊通・実憲の母である若狭守通宗女もおり、森本氏が指摘したように「通宗女」は複数いたと見るべきであろう。更に、『中右記』の「根合」記録中の大式に「故通宗朝臣女」と注記があることは、「根合」の大式が『大式集』作者と同じ人物である可能性のほかにも、「通宗女で大式と呼ばれた女房」が複数存した可能性をも示唆するのではないだろうか。

以上の事柄を考え合わせると、『周防内侍集』の「うちの大式」、郁芳門院「根合」と「前裁合」に見える「大式」、そして『大式集』作者の三者のうち、どれとどれが同一人物とは簡単には言うことが出来ないし、すべて別人である可能性もある。『為房卿記』の「正六位上藤原朝臣宗子 大式」は、三者中の「うちの大式」である可能性が最も高いが、断定は出来ない。従って、現時点では、他資料に見える通宗女と『大式集』の作者が一致するか否かは不明と言うべきであろう。

なお、この『大式集』作者は、二条太皇太后宮大式と称されて、『新勅撰集』以下の勅撰集に十七首入集している。また、散逸物語『心高き春宮宣旨』等の作者にも擬される(注3)。家集『二条太皇太后宮大式集』は、『大式三位集』と混同された関係から、撰津や肥後の家集よりも写本が多い。集の成立は、かつて森本元子氏が令子内親王が皇后宮になって以降と見た(注4)が、塚谷多貴子氏による考証(注5)で、長治二(一一〇五)年頃成立という見方が強まっている。

2、『大式集』の構成と特色

『大式集』は、『摂津集』と比べると、私的な面が強い集であるが、齋院時代の令子内親王周辺のことだけでなく、前齋院となった令子内親王が堀河天皇の内裏に住んで以後のことも多く含む点に資料的な価値がある。この集には、令子内親王周辺の文学活動を知る上で多くの興味深い点が見られるのである。以下、集の大まかな構成を示し、特徴的な部分を分析し、検討することとする。

『大式集』の構成

(森本元子氏の分類を参考に、筆者の考察を加えた。数字は歌番号を示す)

春 (1～32)

1～8 春の題詠 (右近少将師時の出題による)

9～30 桜に関する折々の詠 (令子齋院時代の歌を先に、参内後の歌を後に配する)

31・32 三月尽

夏 (33～52)

33～39 四月の折々の詠

40～48 夏の題詠歌 (郁芳門院根合の代詠歌を含む)

49～52 六月の詠

秋 (53～69)

53～56 七夕の詠 (良暹の妹との贈答含む)

57～65 秋の題詠歌

66～67 秋の折々の詠

68・69 九月尽

冬 (70～81)

70～73 冬の題詠歌

74～81 冬の折々の詠

賀・離別・哀傷 (82～89)

82 〳 84 賀の歌 「松葉映水」、人に請われての祝の歌
 85・86 右近中将の赴任に際して送別の歌 87 〳 89 親の服喪
 雑 (90 〳 187)

90 〳 92 恋の題詠歌

93 〳 107 月に関する折々の詠 (齋院時代の庚申夜の歌、本院での国信との贈答など)

108・109 時綱女と「この院のせん肥後」との贈答

110 〳 115 物名・誹諧歌

116 〳 142 恋歌 (「上陽人」「楊貴妃」「きさき」の題詠群、初出仕の頃の男性との贈答など)

143 〳 165 折々の詠 (後拾遺編纂の頃の歌、齋院及び弘徽殿細殿での俊頼との贈答など)

166 〳 170 釈教歌 (仏道関係での贈答)

171 〳 187 折々の詠 (齋院時代の歌、堀河天皇の琴を聴いての詠など)

188 跋歌 189 〳 197 隠し題の歌

引用本文は冷泉家蔵『二条太皇太后宮大弑集』(注6)を底本とし、読点と濁点を施した。

集の冒頭部は、源師時の出題による題詠歌である。

としのうちのだい百廿ばかりかきいだして、右近少将師時よませられし、みなわすれて

立春

1 たにがはのこほりふきとくかぜのをとやはるたつけふのしるしなるらん

臨時客

2 もろ人の松ひきつれてくるやどにはるの心はやるにぞさりける

卯杖

あおむま

3 かすみたつはるのなぬかにひくこまはのべのわかずにいそぞかよへる

4 いくたびか千とせにもわがうづゑつきみがさかゆくはるにあふべき

以下、「よぶこどり」(5番)、「うぐひす」(6番)、「はるのあけぼの」(7番)、「かへるかり」(8番)と続く。

令子内親王家女房たちは全員かどうかかわからないが、おそらく歌を詠む女房たちはこの題詠をしたものと思われる。時期は明記されていないが、この集では、令子内親王の齋院時代のことである場合は概ね「本院にて」或いは「齋院にて」と明示されるから、それがない冒頭歌群は齋院退下後のことであろうか。しかし、「みなわすれて」ともあるので、集編纂に近い時期ではなく、その三・四年以前のことであろうかと思われる。題が百廿とあることについて、大伏・森本両氏による注釈(注7)は、「一月につき十題で、十二ヶ月だから百廿」とみる。女房等が各自百二十題を詠んだのか、十首乃至二十首などと分担したのか、その辺りも定かではないが、仮に前者とすると、相当な数の歌が詠まれたことになる。また、八首の題に『堀河百首』の春二十首と重なるものが四つある。『大式集』の成立は「堀河百首」の成立時期と重なるが、出題者の師時はその百首の歌人であるから、題の数の点でも、題の内容でも両者の関係には興味深い点がある。夏以降の題詠歌では、師時の出題と明記されたものは見られないが、夏・秋・冬の題詠歌にも同じ時のものが含まれている可能性があるであろう。なお、師時は村上源氏、左大臣俊房二男。『撰津集』に登場する中宮大夫・師忠の弟である。右近少将在任は承徳元(一一〇九七)年〜嘉承元(一一〇六)年。官職名がこの歌群の詠作時期を示唆すると考えれば、齋院時代の最後の二年間から、

集の成立の頃までにあたる。

次に集の配列・構成上注目すべき点は、時間を意識した配列である。森本氏・大伏氏による「注釈」等は、この集が『後拾遺集』の影響を受けた配列であることに着目しているが、細部には時間を意識した配列があることに、注意を向けてはいないようである。

本院にて、花ざかりに

14 さか木ばのときはならひにさくら花しめのうちにはちらさずもがな

ひんかし山わたりに、花さきそむるもちるも、さまく心のとまるもあはれに
思しられて、心□

15 心をはさきちる花にたくへつゝ我なにのみにならんとすらん

本院におはしましゝに、人くまいりてはな見しなかに

16 さくらばなこのはるよりはふくかぜにちらさぬものとしらせてしがな

かへるほどに、はなにむすびつけて、やりみづにながす

17 ちる花は見しにもしらじよどみけりきてみるほどぞかぜもふきあへぬ

こき殿のほそどのゝうちに、さい院のはなかや、おほくちらされてをしおかれ
たる、源中納言

18 おもひいでゝなをざりにだにとへかしな

返し

19 この月にゝほふさくらをみてもまづみかきのはなをおもひこそやれ

おなじ人、おなじ殿のひんがしをもてに、きりたてを、しおきて、二三日まい
らぬほどに、はなのさきたれば、かくなんとつげにつかはしたるかへりごとに、

それをばいかゞはせんずる、とありしに

20 をりうへしえだにさくらとつげやらばちるやちらずやなどやたづねぬ

かへし

21 ちらすなとをりてあづけし花なれば心しづかにおもふとをしれ

これは花盛りの詠の一部であるが、同一の歌材や同様の状況の歌では、詠作年次の古いほうの歌を先に配列している。14く17番歌は、「本院」とあるので、令子内親王の齋院時代の歌と思われる。15番は「東山わたり」とあるのみで、詠作時期がはっきりしないが、前後の歌が齋院時代の歌であるところから見て、同じ頃である可能性が高い。18く21番歌は「弘徽殿」とあることから、明らかに令子内親王が内裏入りした後の歌である。内親王は康和四（一一〇二）年十一月十七日に内裏に移り、以後堀河天皇の在世中は多く弘徽殿を御所として暮らしたが、この時期はちょうど天皇が新造の内裏に住んだ時期にあたる。18・19番歌は、弘徽殿の細殿に齋院の桜を散らしてあるのを見て、源中納言と贈答しているが、齋院時代の花見の思い出の歌の後に、齋院と関わる桜の歌を置いたのである。源中納言とは、令子内親王の血縁（内親王の母・賢子の実父源顕房の息）で、齋院退下後の有力後見者の一人であった国信である。『中右記』康和四年十一月十七日条によれば、令子内親王は内裏に移る前はこの国信の邸宅に住んでいた。国信は、令子内親王の齋院時代初期の齋院長官で、内親王とは齋院時代から関わりが深い。この集では一貫して「源中納言」と呼ばれており、詠作年次と官職呼称を一致させようとする意識が見られる（注8）この集に於いては、例外的に扱われている人物である。

本院にて、人くまいりて、まつのはみつにえいずといふ心、よませたまひしに

82 のどかなるみづにうつれるまつかけはちよをばかはと見するなりけり

人のいはひのうたこひしに

83 かみかぜやふきそめしより花すゝききみにぞなびくやをよろづよを

一日ころ、春宮わたりの人こひしに

84 みねつゞきおいそふまつのえだごとにとせとちぎる君がみよかな

この三首は賀の歌を集めた箇所であるが、82番歌は『摂津集』の章で述べたように、康和元（一〇九九）年四月の詠作。83番歌は年次不明であるが秋の歌、84番歌の「春宮」は宗仁親王（後の鳥羽天皇）と考えられ、その誕生は康和五（一一〇三）年正月である。従って三首は詠作年次の順に並べられている。また、次の例は、俊頼が関係する一連の歌である。

源中納言、かぐらうたなどずしうたひて、とりなきぬとていそぎいでられしに

146 神のますゆふつけどりも心あらばおくとなつげそしのびねになけ

このせうそこを、左京の大夫、われつたへんとて、あさてばかりまいらむとて

いでたまひけるを、などかなどきこえたりければ、たいふ

147 かへるかりたまづさかけてたちぬればくものうへにはいかゞとまらむ

かへしまいらむとありしほどに、すぎにければ

148 たびのそらたまづさかけてゆくかりもちぎりしほどをすごしやはする

こき殿のほそどのに、左京権大夫としよりものがたりして、いましばしも侍べ

きを、いみじうひえ侍ればと申せば、女房、しくものをたてまつらばやといら
ふるに、しきものはいしだゝみ侍りけりといらへたるに、人にかはりて

149 いしだゝみありてふにはをきみに又しくものなしとおもひけるかな

返し

150 なにしをはぐみもさえぬべしいしだゝみかたしく袖にころもかさねよ

この後に、別の日に細殿で交わされた俊頼との贈答歌が続くが省略した。大伏氏・森本氏による「注釈」では、これらはすべて令子内親王の内裏時代の詠作とされているが、146と148番歌は、内容や歌語などから見て、齋院時代の歌ではないかと思われる。詳しくは後述するが、146番歌が「神のます」と歌い出されること、147番歌で俊頼が「雲の上」に留まるはずがないと歌っていること等を考えると、この三首は齋院での遣り取りと解することが可能である。そして、同じ俊頼の話題で続けて、149番歌以降の弘徽殿での贈答四首が置かれたと考えられる。国信を「源中納言」と呼ぶ贈答で明らかに齋院時代の歌である例は96と98番歌（注9）にも見えており、146番詞書も同様と考えられるのである。この集は、歌集の全体的構成は『後拾遺集』に倣いながらも、話題やテーマによる纏まりの細部では詠作の前後関係に配慮しており、結果として、時間的には行ったり来たりする構成になっているように思われる。

次に、集の内容の特色を見るために、まず庚申の夜に詠まれた折句や沓冠など、いわゆる「遊戯的」な歌の部分を検討したい。

かうしんのよ、あやめぐさのかみにて、こひ

110 あなこひしやつマのくもぢにめもあはずくるゝよなくさはぐ心か

あはせたきものすこし

111 あひみてもはてはなみだのせきもあへずたちかへれせこきてもうらみじ

おなじもじなきうた、心みに

112 あふことよいまはかぎりのたびなれやゆくすゑしらでむねぞもえける

なをはじめ、つをはてにて、なつの心

113 なくこゑはかはらじものをほとゝぎすきくたびごとにおどろかれつゝ

あをはじめ、きをはてにて

114 あまのがはいまやたなばたわたるらんふけゆくそらのかげぞすゞしき

しきにありし、みなわすれて

人のもとに、くしのおまへの黄石公ふみのこと、おもひもかけず心もえねども

115 ありがたき身のほど人にみせんとやこがねのいろのいしになりけん

「かうしんのよ」は110番にのみかかる詞と見ることも出来るが、115番詞書の「くじのおまへ（孔子の御前）」は、庚申の夜に孔子の画像を掲げていることを指しており、その点から見てもおそらく一連の歌はみな庚申待ちの夜に関わるのであろう。また、114番左の「しきにありし、みなわすれて」は、113・114番歌のような「○をはじめ、○をはてにて」の形で詠んだ歌が、「なつの心」のほか「春（の心）」・「秋」・「冬」もあつたが、その歌を忘れたの意であろう。詠作時期は示されていないが、「本院にて」や「齋院にて」が附されていないことから、令子内親王が前齋院となつて以後のものと思われ、或いは弘徽殿居住の時期のものである可能性も高い。

このような「遊戯的」な歌としては、他に集末尾に増補された十首があり、それは全て物の名を詠み込んだ「隠

し題」の歌で、その一部に堀河天皇も関与しているようである。

これはかくしだい

くつはむし

189 かずならぬかゝるみくづはむしろだのつるのよはるになにかいのらん

むらすゝき

190 くれなゐにみゆる山べはしぐれつゝいくむらすゝぎかくるにしきぞ

ものをおもふによせて、たかばかり、いはひ

191 きみがよのちとせをかけてすみだがはかりにもあだのかげはうつらず

とりはゞき

192 あふことをいつかとまつふかみどりはゝきのつゆはいろぞかはれる

すだれかけ

193 かぜにちるくもをあだにもわれはみずたれかけぶりをのがれはつべき

はなかむし

194 つまこひはくるしかりけりあま^{ママ}はただはなかむしかをよりてとひみん

かきびたし

195 を山だにしかこそきゐれもゝはがきひたしかけねばおともかくれず

一づく

196 もみぢばゝはゝそのもりやみなか一すぐれていろのふかくみゆれば

うちのごぜんに、かくしだいに、よみにくきものとおほせられしついでにかや

ほととぎす

197 たのめしをまちわたるほどときすぐしきなも心をかたみにぞみる

虫の名や動植物名のほか、調度・道具類、食べ物の名まで「隠し題」になっている。このような歌が纏まってみられる他の例としては、同時代歌人で大弐と交流のあった俊頼の集、『散木奇歌集』が挙げられる。同集巻十、一五二六〜一五五九番には三十四首の「隠し題」の歌があり、『大弐集』同様に、生活の中にある多種多様なものが題になっている。題のみを示すと次のとおり（引用は冷泉家本により、筆者が濁点を加えた 注10）。

「やなぎ」「しうゐせう（拾遺抄）」「きりひをけ（桐火桶）」「すみれ」「うのはな」「あふち」「さうぶ」

「しもつけ」「なでしこのはな」「き経（桔梗）」「はぎのはな」「すゝき」「はたをりめ」「かるかや」「をみなへし」

「もちづきのこま」「きくのはな」「からかみのかたぎ」「けうそく」「いね もち（もちゐ）みそうづ」

「はまぐり にし せ いか かさめ みる」「すみばこのふた」「からすのす」「みたらしがは」

「つるぶちのこま」「くるみのから」「こまつぶり」「まゝきのやたて」「からがうし」「はりこのふた」

「あしだかきりかけ」「たくみどりのす」「とくさむくの葉」「このしまのみやしる」

これらの俊頼の「隠し題」の歌のうち、「かるかや」「まゝきのやたて」「からかみのかたぎ」の三首が『千載集』雑下「物名」に採られている（一一七三〜一一七五番）。また、詠作事情が知られるのは二首のみで（一五四五番の「いね もち（もちゐ） みそうづ」、一五四六番の「はまぐり にし せ いか かさめ みる」）である。他は、どこで、どのような折に詠んだものか不明であるが、女房もいるような場の詠作もあったであろう。

197番詞書にあるように、堀河天皇が、「隠し題」に詠みにくいものを、と指示して詠ませたことがあったのも興

味深い。堀河天皇が弘徽殿の令子内親王のもとを訪れて「遊び」を楽しむ場面も、『大弐集』では、

184 うちのごぜんのおほむことひきあそばせおはしますを、きゝまいらせて
ことのねはうへまつかぜにかよひけりちとせをふべきゝみにひかれて
とこそ申さまほしかりしか

と見える程度であるが、『散木奇歌集』巻十の連歌部には次のような場面がある。

ほりかはのゐん、こきでんにわたらせたまひてあそはせたまひけるに、くろおとこ
といふふえふきのこゑしければ、せさせをはしましける

くろおとこくろとのほとにこゑすなり
(一五六四 a)

とくくくとせめありければ、

ひこのしろぬしゆきたかゝるい
(一五六四 b)

また、次の連歌も、明示はされていないが弘徽殿で詠まれたものではないか、と思われる。

ほりかはのゐんの御とき、うりぶねといふものかきいれたりけるをみて 肥後

うりぶねはうみすぎてこそまいりたれ
(一五六一 a)

まいりたりときこしめして、つけよとおほせありければ

なみにふられてみなそこにみゆ
(一五六一 b)

女房らを前に、或いは女房らをも巻き込んで、君臣ともに楽しげな遊興のさまが偲ばれよう。このような場の延長上に「隠し題」の遊びもあったのではないだろうか。

庚申の夜の「遊戯的」歌群の近くには、「上陽白髮人」や「長恨歌」を踏まえた歌も置かれている。

上陽人

117 ともしびのつくるをきはとながめつゝあはれいくよをなげききぬらん
118 くれなるにたとへしかをもしもふりてうとき人にはみえじとぞおもふ
119 すぎかはるほどもしらぬまどのうちにはるとつげつるうぐひすのこゑ
120 ながきよはあけやしぬらんおぼつかなまどうつあめにおどろかれつゝ

楊貴妃

121 きみとわれこのよのゝちのゝちもまた木ともしもなりてちぎらん
122 みちのべにこまひきわたすほどもなくたまのをたえんちぎりとやみし
123 あさぢふに秋のよをへてまどろまずむしとゝもにもなきあかすかな
124 あきかぜにそゝやは花のみだれつゝなみだのたまぞ袖にちりける
125 ほしあひにかけてちぎりしことのはゝながきうらみとなりけるかな
126 ひとりねのとはしどろにみだれつゝかねよりのちもあかしわびぬる

きさき

127 さよなかにちぎりしことをわすれずはたまのかざしをそれとしらじや
128 みちのべにたえにしたまのをなれどもなをのちのよはながくむすばん
129 おもひきやなみぢへだてゝまぼろしのことづてばかりきかむものとは
130 かけていひしほしあひのそらをながめつゝ心をくだく身とぞなりぬる

「上陽人」の四首は上陽宮に幽閉された女性の心情に立って詠まれており、同様に「長恨歌」を踏まえた歌でも、

「楊貴妃」題の六首は玄宗皇帝の立場に立って、「きさき」題の四首は楊貴妃の立場に立って詠まれ、物語の人物になって詠むことを楽しんだ様子が窺われる。令子内親王家における物語創作の可能性が、幾人かの研究者によって論じられているが、このような歌の詠まれた場や、庚申の夜における盛んな詠作を考えると、その可能性は高いように感じられる。前述したように、この集は意図的に時間を行き来するような歌の配列であると思われるが、俊頼に關係した一連の歌など、随所で物語めいた雰囲気を醸し出しており、集の作者の資質に物語作者に相応しいものがあつたことを示していよう。それは無論大弑一人のことに留まらず、令子内親王の許での詠作活動が、女房等が集まつては何らかのテーマのもとに歌を詠んで楽しむ、その意味で「遊戯的」な要素を豊富に持つものであつたこと、女房らの物語的世界への愛好が顕著であつて、物語を製作するにふさわしい雰囲気が令子内親王の周囲にあふれていたと言つてもよいことを示していると考えられる。

また、堀河天皇が家の集を集められた時期があり、ここで大弑が一宮の紀伊に、集の献上を依頼している。

うち^{ウチ}に人人のし^シふめ^{フメ}し^シに、ま^マいら^イす^スべき^キよし、一宮のきのきみのがり申に、
つかはすとて

185 きみにこそたづねてもみめわかのうらにたちつぐなみのあとはありやと

返し、きのきみ

186 いかでかはわかのうらなみなごりありとくものうへまでたちのぼるらん

この堀河天皇の家集収集は、『基俊集』の成立とも關係して『基俊集全釈』（滝沢貞夫、昭和六十三年、風間書房）にも言及されている。『基俊集』では一〇六番歌左の註として、

これは、ほり川の院の御時、集めし^シかばま^マいら^イせし、これよりのちの歌は、いにしへいまのをかきあつめ

たるなり

(基俊集、書陵部蔵五〇一・七四三による)

とある。この収集活動がどのようなものだったのか、実態は明らかになっていないが、『大弐集』も右の185・186番歌の後に一首を挟んで跋歌とおぼしき188番歌があることから見て、この収集期の編纂であった可能性が高いであろう。

かやうならでおかしやかなる、みどころあらじと人の申せば、あらましごとさへ

かきてさぶらへど、なをあることなきことの、つたへてこよなかなるかたにもさ

ぶらふめる、いとかたはらいたく、しらぬにはあらで、おもふあまりに、かずの

みおほくつもりて、かへすくみぐるしう

188 へだておほみうちばかりにもすぎやせんわがまだしらぬしきしまのみち

天皇は令子内親王の女房らに命じて集を集めさせると共に、女房自身にも家集を編ませのであろう。『大弐集』の成立は、初めに述べたとおり、塚谷論文によって「長治元(一一〇四)年四月から翌年三月に至る一年間」と推定されている。これに従えば、天皇による家集収集もその頃ということになるうか。185番の詞書に言う「一宮のきのきみ」は祐子内親王家女房の紀伊。紀伊は永久元(一一一三)年十一月まで生存したことが確認されているが、老齢を迎えて、この頃既に集を自撰していた可能性はある。現存する『紀伊集』(全七十八首)を見ると、「堀河百首」歌の一部(二十九首。四六番〜七四番歌)が後半のほとんどを占めており、他の詠作年次の特定できる歌のうち、「堀河百首」に次いで新しいのは康和四(一一〇二)年「堀河院艶書合」の俊忠との贈答(五・六番歌)である。大弐が紀伊に家集の献上を勧めた頃には「堀河百首」の歌をほぼ詠み終えていて、そこから撰んで集に入れたものであろうか。また、この頃の女房歌人・上総(中宮篤子内親王女房)にも集があり、自撰と思われるが、残念

ながら断簡であるため集の全体像が見えない。その『中宮上総集』断簡を見ると、やはり「堀河院艶書合」の歌が見えるほか、「くにのふの中將」が登場しており、周防内侍との贈答が二組ある。断簡で見ると限りでは、『上総集』も同じ頃の成立である可能性があるだろう。この他に、『郁芳門院安芸集』、『康資王母集』、『周防内侍集』など、この頃に成立したと思われる女房歌人の家集がいくつもある。いわゆる白河院政の開始以前から活躍していた歌人たちが晩年を迎え、家集を編む時期と重なっていたということもあるが、堀河天皇に限らず、積極的に収集する人物やその動きがあることで家集の編纂が盛んになったということもあるのではないだろうか。この問題は男性歌人の集を含め、今後もまだ検討の必要があるだろう。

次に、第一章の第二節で述べた、令子内親王の齋院時代の齋院御所における神楽が、他の齋院の時よりも多く行われたことに関連する部分を見ておきたい。

源中納言、かぐらうたなどずしうたひて、とりなきぬとていそぎいでられしに

146 神のますゆふつげどりも心あらばあくとなつげそしのびねになけ

このせうそこを、左京の大夫、われつたへんとて、あさてばかりまゐらむとて

いでたまひけるを、などかなどきこえたりければ、だいぶ

147 かへるかりたまづさかけてたちぬればくものうへにはいかゞとまらむ

かへしまいらむとありしほどに、すぎにければ

148 たびのそらたまづさかけてゆくかりもちぎりしほどをすごしやはする

この贈答は、先に『大弐集』が同一の話題に於いては詠作年次を意識した配列であることを述べた箇所でも取り上げたが、令子内親王の齋院時代の思い出の一コマではないかと考える。国信が齋院を訪れ、神楽歌などを歌い、

「もう鳥が鳴く時刻だ」と急ぎ退出したので、大弐が「神のます」の歌を詠んだ。その歌を、同じく齋院を訪れていた左京大夫俊頼が、「自分が中納言に伝えよう」と言い、「明後日にも参上しよう」と言って退出する折に、「帰る雁」の歌を詠んだ。しかし結局俊頼は直ぐには訪れなかったもので、大弐が約束不履行をなじる歌を詠んで贈った、ということであろう。第一章第二節で取り上げた『中右記』の齋院神楽の記事中には、神楽のために齋院に参上した人物の中に俊頼の名が見え（『中右記』寛治七年十一月六日条ほか）、宗忠が俊頼と同車して齋院に赴いた（同嘉保二年四月二十四日条）年もあった。俊頼は、令子内親王の齋院時代から親しく出入りしていたものと想像される。

神楽関連ではもう一ヶ所採り上げることが出来る。

さい院いまはうちにのみおはしますに、さとにいでさせおはしましたるに、
人くまゐりて、からうしてあそぼるゝに、うちにてみやびとうたはせおは
しましゝめでたさおもひいでられて

171 ゆふしでやかみのみや人たまさかにもりいでしよはゝなほぞ恋しき

返し、源中納言

172 ゆふしでやかかけてないひそ宮人のくものうへにてあそぶけしきに

この贈答は、『新勅撰集』・神祇に大弐の歌のほう採録されていて、

堀河院御時、宮いでさせたまへりけるころ、うへのをのこどもまゐりて、わざと
ならぬもののねなごきこえ侍りけるに、内の御あそびに宮人うたはせたまひける
を思ひいでてよみ侍りける 二条太皇太后宮大弐

ゆふしでや神の宮人たまさかにもりいでし夜はは猶ぞこひしき (新勅撰・五四六)

とある。詞書の「からうして」は、「らう」の部分「くら」とも字形が似るため、「かぐらして」の誤写と考えられる。「宮人」「ゆふしで(木綿四手)」は神楽歌の曲名であるが、「宮人」の語は、歌では「神の宮の人(神官)」「(171番)」「宮中の人」(172番)の意をも込めて使われている。令子内親王が、内裏入りの後初めて退出したのは康和五(一一〇三)年七月二十六日で、安芸守藤原経忠第に遷御している(『中右記』同日条)。その後九月四日に病のため紀伊守藤原有佐の三条町尻邸に移り、ここから十月四日に内裏に還御した。その後も、有佐の三条町尻邸や藤原敦兼の五条坊門堀河第に方違えのために渡ることがあり、長治元年十一月三日から翌年二月二十八日に禁中(この時は堀河院)に移るまでは、有佐邸に住んでいた。『大式集』成立を長治元年〜同二年三月頃までと見る塚谷説に従えば、詞書に言う「さと」は藤原経忠第か三条町尻の有佐邸のどちらかを指す可能性が高い。「内にて宮人歌はせおはしまししめでたさ」を思い出したともあるが、康和五年の『殿暦』には次のような記事もある。

申剋許参御前、此間殿上人於殿上アソフ、此間余候朝干飯、頃之渡朝干飯御前、参斎院御方、此間余密参院御方、頃之主上密渡御御間、殿上人参進居酒、名物朗詠、次今様、各舞、退出参中宮、余此程退出…(以下略)

(『殿暦』康和五年十一月十五日条)

これは殿上淵酔の様子を述べた箇所で、淵酔は殿上の間から朝餉の間へ、更に弘徽殿の令子内親王方へと回ったが、弘徽殿には先に忠実が密かに赴いており、同じく天皇までもが内密に渡御して、賑やかな宴が繰り広げられたようである。忠実は令子内親王と同年の承暦二年生まれでこの時二十五歳、天皇は一つ若い二十四歳であった。この記事と171・172番歌とを直ちに結びつけることは出来ないが、天皇が弘徽殿を訪れて廷臣らに宮人を歌わせる場の雰囲気は共通してい

るであろう。

以上、いくつかの部分の検討を踏まえ、この集の特色をまとめてみる。『大式集』は、令子内親王の齋院時代の歌から、堀河天皇の内裏に参内した後の歌までを含むことから、令子内親王を中心とした歌の場の実態を明らかにする上で優れた資料となっている。歌集としての構成と配列には『後拾遺集』の影響が見られるとの指摘があるが、細部では話題の関連とともに詠作年次をも意識して歌を配したと思われる。師時の出題による一連の題詠や、内裏居住期の「遊戯的」な歌には、内親王周辺の和歌活動の一つの特色、すなわち「堀河百首」を生みだした歌壇の一郭でその習作の場・実験的な場という側面を持ったらしいことが看取される。『撰津集』と同じく「庚申の夜」の歌や、よく知られた漢籍の「上陽人」「長恨歌」に由来する物語的な歌群も見え、そこには大式その人や令子内親王家女房の物語制作の可能性を感じさせる要素がある。その他、収録歌数が『撰津集』の四倍近いこともあるが、『撰津集』『肥後集』に比べると私的な色合いも強い集であり、齋院の女房たちが比較的多く登場し、「つのきみ」こと撰津も、「とのゝひこのきみ」すなわち肥後も、名前ばかりでなく歌も収められている。更には、『撰津集』には表れていなかった神楽関連の場面や、国信・俊頼らと女房の交流のさまなど、令子内親王家の日常生活が具体的に想像される歌が少なからずある。このような『大式集』は、令子内親王周辺の文学活動の実像や内親王家の日常生活を探る上で、一つの核となる集と言えよう。

注1、森本元子「『大式集』とその作者」（『私家集の研究』昭和四十一年 明治書院）

注2、塚谷多賀子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』52号 昭和四十

九年十一月）の補注2。

注3、樋口芳麻呂『平安・鎌倉時代散逸物語の研究』（昭和五十七年 ひたく書房）、山田和則「二条太皇太后
宮令子サロンの物語制作―散逸物語『すまひ（相撲）』の成立を中心に」（『日本文学』五一巻十二号 二〇
〇二年十二月）など。

注4、注1の森本論文。

注5、注2の塚谷論文。特に末尾の注10。

注6、冷泉家時雨亭叢書第六十三巻『平安私家集十一』（二〇〇七年 朝日新聞社）所収

注7、大伏春美・森本元子「『二条太皇太后宮大式集』注釈（一）」〜「同（六）」（『徳島文理大学文学論叢』4
号〜9号 一九八七〜一九九二年）

注8、例えば、165番詞書「これをきゝて、源大納言のふ、いまは左大臣と…」や174番詞書「返し、左大将、いま
は左大臣殿」等、齋院時代の贈答歌の相手の呼称（官職）には、当時のものと編纂時のものとが示されてい
る。

注9、該当する箇所として次の部分が上げられる。

月のあかき夜、源中納言

96 みぬさともかくやくまなくてらすらん月のひかりよわく心あれ

返し

97 たづねくる人もありやと月かげをおぼるけにやはたれもながむる

この院の人は、いをのみねて月みずとかやあるとかや、返し、八月廿よ日の
月いでゝのち源中納言のがり

98 たれか又ありあけの月をながめつゝたびのそらなるかりがねをきく

いづくにもおはせむところをたづねて、といひしかど、こよひはいゑにねで
ときくこそおかしく

前掲の塚谷論文もこの箇所を「明らかに齋院期の事項」とする考えを示している。

注10、冷泉家時雨亭叢書第二十四卷『散木奇歌集』による。但し歌番号は『私家集大成』を参考にして付した。

第三節、令子内親王家の女房たち（付 一覽）

令子内親王家の和歌活動に関する数少ない先行研究の一つ、塚谷多貴子氏の論文（注1）は、令子内親王の人生を大きく四期に分け、第一期齋院時代（出生から退下までの約二十年間）、第二期前齋院時代（令子二三歳から三十歳まで）、第三期皇后宮時代（令子三十歳から五十六歳まで）、第四期太皇太后宮時代（五七歳から六七歳まで）とした上で、それぞれの時期の仕えた女房の顔ぶれについて言及している。すなわち、「第一期からの女房として撰津と大式」、「第一・二期女房として」は「詞花集の前齋院出雲」、「金葉集で前齋院と冠称される六条・尾張・肥後（肥前）は第二期までの女房で、後金葉集撰集時点では齋院禎子家女房であったと一応仮定」し、「第三期から四期には肥後、少将、女別当、右衛門佐、美濃、式部があげられる」と述べている。また、所京子氏の「齋院令子内親王関係の和歌集成」（注2）は、撰津・大式・肥後の歌のほか、『金葉集』で「前齋院」を冠して呼ばれる女房たち、肥前・新肥前・尾張・六条の歌、及び美濃の撰津との贈答歌を採録しており、撰津以下美濃までの八人を「齋院」令子内親王家の女房と見なしているようである。まず、この塚谷氏・所氏の見解について、『大式集』及び『金葉集』等の勅撰集や他の資料の整理によって、検討を加えてみたい。

『大式集』は、令子内親王の齋院時代から堀河天皇の内裏に生活した前齋院期までの歌を収めたもので、この時期の内親王家の生活を知る好資料となっている。この集には、同僚女房として「つのきみ（撰津）」「小少将」 「時綱がむすめの肥後のきみ」 「殿の肥後」 「この院のせん肥後」 の名が見えている。このうち「殿の肥後」と

は『肥後集』の作者を指し、肥後は師実の没後に令子内親王のもとに再出仕したのである。「この院のせん（前か）肥後」とは、この肥後か、又は「時綱がむすめ」のどちらかを指しているようだが、おそらくは肥後であろう（第三章の第四節参照）。とすると、『大弐集』によって知られる令子家女房は、大弐、摂津、小少将、時綱女の肥後、（殿の）肥後、の五人である。ただ、小少将（若い少将の意）という女房がいる場合、年嵩の「少将」という名の女房もいたのではないかと想像され、実際『金葉集』（四八一番）には「皇后宮少将」の歌がある。それを含めて考えるならば六人の女房名が知られることになる。

塚谷・所両氏が令子内親王家女房として挙げたメンバー、すなわち「前齋院」を冠した女房歌人たちを令子内親王家の女房とすることは、勅撰集の注釈書類（特に索引など）でも引き継がれている考え方であるが、これらは、『今鏡』の「六条といふ若歌詠み」に関する記述から導きだされたものと思われる。

a 故中宮の姫宮、二条大后宮とて、女院の妹おはしましし。令子内親王とて、齋院になり給ひて、後に鳥羽の院の御母とて、皇后宮に立ち給ひて、大宮に上らせ給へりき。（中略）

又古き歌詠み、摂津の御といふ人、六条とて、若歌詠みなどありて、折節につけて、心にくき御達多く侍りけり。

（『今鏡』村上の源氏第七 有栖川）（引用は『今鏡全注釈』による）

b 又六条殿の御子に、頭仲の伯ときこえ給ふは、…（中略）…女子は堀河の君、兵衛督などときこえ侍りて、みな歌詠みにておはすときこえ給ひし。姉の君は、もとは前の齋院の六条と申しけるにや。金葉集に、露しげき野辺にならひてきりぎりすわが手枕の下に鳴くなり

と詠み給へるなるべし。堀河とは、後に申しけるなるべし。かやうなる女歌詠みは、世に出で来給はむ事かたく侍るべし。

（同 紫野）（同）

a では令子内親王家に六条という若い歌詠み女房がいたこと、b では頭仲女の待賢門院堀河は前齋院六条と同一人であることが語られているのだが、この二つを結びつければ、待賢門院堀河はかつて令子内親王家に仕えて前齋院六条と呼ばれたのだということになる。その意味での根拠はあるが、これを『金葉集』『詞花集』の、二つの勅撰集における令子内親王の呼称と照らしあわせて見るとき、大きな矛盾を抱えることになる。『金葉集』では、令子内親王に仕えた女房の代表格と言うべき摂津・肥後・大式らの作者表記をはじめとして、詞書などでも、令子内親王のことを一貫して「皇后宮」と呼んでおり、同じく『詞花集』では太皇太后宮と呼んでいる。以下、例として一部の詞書と歌を示す。

c 月をよめる

皇后宮肥後

月を見ておもふこころのままならばゆくへもしらずあくがれなまし

(金葉・一八九)

d 俊忠卿家にて恋歌十首よみけるに誓不遇といふ事をよめる

皇后宮式部

あひみてののちつらからばよよをへてこれよりまさる恋にまどはん

(同・三九八)

e (恋の心を人人のよみけるによめる)

皇后宮美濃

かきたえてほどもへぬるをささがにのいまは心にかからずもがな

(同・四〇四)

f 皇后宮にて人人恋歌つかうまつりけるに、被返文恋といへることをよめる

美濃

こふれども人のこころのとけぬにはむすばれながらかへるたまづさ

(同・四〇七)

g 源仲正がむすめ皇后宮にはじめてまゐりたりけるに、ことひくときかせ給ひて

ひかせさせ給ひければ、つつましながらひきならしけるをききて、くちずさび

のやうにていひかけける

撰津

ことのねや松ふくかぜにかよふらんちよのためしにひきつべきかな

(同・五四一)

返し

美濃

うれしくもあきのみやまの秋風にうひことのねのかよひけるかな

(同・五四二)

h 皇后宮弘徽殿におはしましけるころ、俊頼にしおもてのほそ殿にてたちながら

人に物申しけるに、よのふけゆくままにくるしかりければ、つちにゐたりける

をみてたたみをしかせばやと女の申しければ、たたみはいしだたみしかれては

べりと申すをききてよめる

皇后宮大弐

いしだたみありけるものをきみにまたしく物なしとおもひけるかな

(同・五九三)

i 大納言経信、大宰帥にてくだり侍りけるに、俊頼朝臣まかりければいひつかはし

ける

太皇太后宮甲斐

くればまづそなたをのみぞながむべきいでむ日ごとにおもひおこせよ

(詞花・一八三)

c **h** **e** は様々な場で詠まれた歌で、皇后宮令子のもとで詠まれたものでない歌や令子内親王のもとで詠まれた歌でもそれが詞書に表れない場合に、作者名に皇后宮を冠しているもの。**f** と **g** は、皇后宮令子のもとで詠まれたことが明白なので、作者名に皇后宮を付けないケース。**h** は令子内親王の許で詠まれてはいるが、堀河天皇時代の内裏での歌、すなわち令子の前斎院時代のもの。いずれにしても、令子内親王は皇后宮の呼称で統一されていることが明白である。**i** は『詞花集』で令子を太皇太后と呼んでいる例であり、同集ではこの他に大弐と肥後の

歌があるが、その場合も太皇太后宮を冠して呼ばれている。

これらの皇后宮及び太皇太后宮を冠して呼ばれる女房らと、前齋院を冠して呼ばれる女房らとを、ともに令子に仕えた女房と見るのは無理であろう。塚谷氏が令子家女房とした「前齋院出雲」以下の「前齋院」を冠して呼ばれる女房たちについては、令子内親王が前齋院と呼ばれた頃の女房であろう、とする解釈も行われている（新日本古典文学大系『金葉集 詞花集』巻末索引など）が、令子内親王が「前齋院」と呼ばれた時期は康和元年六月二十日～嘉承二年十一月二十九日までの足かけ九年で、それほど長いとは言えない。また、何と言っても令子内親王は、『金葉集』成立の二十年近く前に「皇后宮」になっている。そして、『金葉集』が成立した頃に、「前齋院」と呼ばれ得る人物は、令子内親王を除いても、次に簡潔に示すとおり複数いたのであった。

①佳子内親王（後三条天皇皇女）、延久元～同四年の齋院、大治五年七月薨

②禎（禎）子内親王（白河天皇皇女）、康和元～嘉承二年の齋院、保元元年正月薨

③官子内親王（白河天皇皇女）、天仁元～保安四年正月の齋院、

③の官子内親王の場合は、『金葉集』編集時期にはまだ「齋院」と呼ばれた可能性が高いが、残る①と②のうち、令子内親王の同母妹である禎子（禎子とも書かれるが、以下、引用部を除き禎子で統一する）内親王②の存在は重要である。

禎子内親王は永保元（一〇八一）年四月十七日に生まれ（『帥記』『水左記』永保元年四月～八月条）、次に示す『水左記』記事のように、生後まもなくに四条宮寛子の養女となった。

今上第四姫宮出自内給、参太皇太后宮了、依是為御子可被養也、両大将被参云々

（『水左記』永保元年八月十日条）

『栄花物語』では、「四条宮に、つれづれにおはしますにとて渡したてまつらせたまひつ」（卷三十九）「故中宮の姫宮一所は、この宮におはします。かしづきたてまつらせたまふさまおろかならず」（卷四十）と描写され、禎子内親王を「四条宮の姫宮」と呼んでいる。禎子内親王は、令子内親王の後を承けて康和元（一〇九九）年の十月二十日齋院に卜定され、嘉承二年七月十九日に退下（病による）するまで、およそ八年間齋院をつとめた。退下後は土御門第（禎子は土御門齋院と呼ばれた）や枇杷殿（養母寛子の御所）に住んだが、養母と行動を共にすることが多く、和歌を詠み、説教を聞く生活であったと伝えられる。四条宮寛子がそうであったように、禎子内親王もまた、歌をよむ女房らを少なからず抱えていたと思われる。『今鏡』の「村上源氏第七 有栖川」では、令子内親王家を風雅な宮として描写し、撰津と為忠・為業父子の親交を語るエピソードに続けて、琴を弾き物語を愛好する令子家に対応するように、禎子内親王家で行われた歌会（題は「水上落花」）のことが話題になっているのである。

j 又土御門の齋院と申して、禎子内親王と申すおはしき。その齋院は、常に法の筵開かせ給ひて、法文の事など、僧も参りあひて尊き事ども侍りけり。雅兼の入道中納言など、参りつつもてなしきこえ給ひけるとかや。

歌なども人々参りて詠む折も侍りけり。「水の上の花」とかいふ題の歌、時の歌詠みども参りて詠みけるに、女房の歌、とりどりにをかしかりければ、木工頭俊頼も、席に列なりて、「この歌は、碁ならば互先にてぞよく侍らむ」と、とりどりにほめられけるとぞ。その一人は、堀河の君とて、頭仲の伯の女のおはせし歌、

雪と散る花の下行く山水のさえぬや春のしるしなるらむ

又、

谷川の岸の桜の散るままにいとど咲きそふ波の花かな

この他の歌ども聞き侍りしかど、忘れにけり。入道治部卿の、「あらしの峰を渡るらむ」と詠み給ふも、その度の歌なり。白河院、歌ども召し寄せて、御覧じなどせさせ給ひけり。（『今鏡』有栖川）（同）

従って『金葉集』で「前齋院」を冠して呼ばれる女房たちは、この禎子内親王の女房と見るほうが自然であり、この問題は既に森本元子氏によって指摘されているのである。

森本氏は「院政期の女流歌人―特に待賢門院堀河とその家集―」（注3）において、「前齋院」の呼称を問題にされ、『金葉集』撰進時期に前齋院と呼ばれたのは禎子内親王であることを指摘し、「金葉集に『前齋院』と『皇后宮』が区別されているのは正しい処理とみなさなければなるまい」「金葉集の『前齋院』が禎子内親王としまれば、前齋院六条もその女房とみななければならなくなる」と述べている。また、前齋院六条の名は（『金葉集』を除くと）歌合等にも見えず『今鏡』が唯一の文献であることも指摘した上で、『金葉集』と『今鏡』の記述とを矛盾無く処置する方法は、「令子内親王の女房だった六条は、同母の妹宮禎子内親王が齋院を退下してのち―令子内親王が皇后宮となり、内裏に住むようになってのち―禎子内親王方へ転任した、と解することである。」と述べている。令子内親王家から禎子内親王家に移った、としている点では、塚谷氏が「前齋院」を冠する六条・尾張らを令子家の前齋院時代までの女房で「金葉集撰進時点では前齋院禎子家女房」と「一応仮定」したのと同じ見解となる。

実は、このような令子内親王家か禎子内親王家かという問題は、『撰津集』とその作者の研究の初期からの混乱―撰津研究の初期には撰津が仕えていたのは令子か禎子かという問題が存した―であるとも言える。撰津の場

合、撰津が前齋院撰津（『堀河院艶書合』）とも皇后宮撰津（『金葉集』）とも称されたことから生じていたが、令子内親王が齋院―前齋院―皇后宮―太皇太后宮と呼称が変化したことが知られて後は、撰津の主人は令子内親王であり、前齋院―皇后宮ということ落ちて着いたと言つてよいであろう。この問題に、前齋院六条―待賢門院堀河である事実（『金葉集』の六条の歌の一部が『待賢門院堀河集』の歌と一致する）と『今鏡』の記述とを重ねると、前齋院六条―令子内親王家女房という考え方が定説化したのは無理からぬところがある。しかし、『今鏡』の記述はどこまで信頼すべきなのか、或いはどのように読むべきなのであるか。ここで資料 a、b 及び j として取り上げた『今鏡』の記述について少し検討してみたい。

a は、藤原為業の父為忠が三河守から丹後守に転じた頃に、為業が令子家を訪れて撰津と言葉を交わした話になっているが、為忠が丹後守であったのは天承元（一一三一）年十二月から保延二（一一三六）年頃のことである（『今鏡全釈』による）という。そのころ令子内親王のもとに六条という「若歌詠み」がいたとすれば、それは『金葉集』成立後のことになるし、また、令子内親王は父白河院の崩御によって大治四（一一二九）年に出家しているから、内親王の出家後の話ということにもなるのである。次に、b は、源頭仲女の堀河がめったにない優れた歌詠みであつて、『金葉集』の前齋院六条と同一人物であると語っている。これは『金葉集』と『堀河集』とが示す事実と符合している。a の記述の後にくる j は、禎子内親王家の歌会で堀河が歌を詠んだということを語っている。この j の歌会は内容から見て、禎子内親王の齋院退下（嘉承二年）から白河法皇と俊頼の生前（大治四年七月）までの話ということになるが、ここで堀河が歌を詠んだとすれば、彼女が禎子内親王に仕えていたと考えるのが自然である。別に詳述する令子内親王家の歌会や堀河天皇中宮篤子の歌合もそうであるが、このころの宮家などの歌会は、宮の職に属する者や家司たち、宮家の女房ら、それに招かれた一、二の廷臣歌人らで行

われていると思われるからである。ということは、『今鏡』の記述がすべて事実であったとしても、**a b j**の三つの話をすべて結びつけて解釈するのは危険であろう。三つの話で注目されるのは、それぞれ

a、令子内親王家には「古き歌詠み」である撰津のほかにも六条と言う名の「若歌詠み」もいたこと、

j、禎子内親王家でも歌会が行われており、参加者に俊頼・堀河・雅兼がいたこと、

b、源頭仲女の堀河は優れた歌人で、前斎院六条の名で『金葉集』にも歌を採られていること

である。このうち**j**と**b**は、頭仲女が初め禎子内親王家に仕えており、その頃は前斎院六条と呼ばれて『金葉集』にも歌を採られたが、後に待賢門院女房に転じた、と解することが出来、これには特に問題がないと思われる。

待賢門院璋子が鳥羽天皇に入内したのは永久五（一一一七）年十二月、院号を受けたのは保安五（一一二四）年十一月、俊頼が『金葉集』初度本を撰進したのは天治元（保安五）年末であるから、頭仲女堀河が璋子入内後に禎子内親王家から転じたと考えることが出来る。森本氏は、璋子所生の統子内親王（後の上西門院）が大治二（一一二七）年に二歳で斎院になった折、それまで璋子に仕えていた妹の兵衛が統子内親王付きになり、代わって姉の堀河が璋子に仕えたと見ている（前掲論文）。すると、**a**については、内容をすべて事実と見て、堀河とは別人の「六条」なる若い歌詠み女房が令子家にいたと考えるか、或いは『今鏡』作者が令子内親王と禎子内親王を誤って記述したと見るか、であろう。**a**の話には、その前段の内容も含めて、脚色や伝聞の誤りを含む可能性があるのではないだろうか。少なくとも、現在は歴史物語の記述に事実と反する部分もあることが指摘されており、歴史物語の記述をそのまま事実と受け取るとは危険と考えられるようになってきている。『今鏡』の記述もそうした注意を払って読む必要があるだろう。

以上のことから、整理・分析の結果として、私は『金葉集』『詞花集』で「前斎院」を冠した女房は令子内親

王家女房ではなく、「皇后宮」「太皇太后宮」を冠して呼ばれる女房のみが令子家女房であると判断する。すると、確実に令子内親王家の女房と言えるのは、撰津・大式、『大式集』に登場する同僚女房の小少将、時綱の女の肥後、そして肥後すなわち常陸のほか、式部・女別当・少将・右衛門佐・美濃、甲斐である。ただ、前出資料 i の作者甲斐は、詞書の内容（源経信の筑紫下向時）から見て、詠作年次は寛治八（二〇九四）年秋、永長二（一〇九七）年正月の間に限定され、それは令子内親王の齋院時代にあたる。そこで甲斐は、撰津や大式とともに令子内親王の齋院時代からの女房である可能性があるが、『金葉集』の前齋宮甲斐（金葉・四五七）又は中宮甲斐（金葉・五七八番）と同一人物である可能性もあり、仮にどちらかの「甲斐」と同じ人物であるなら、令子内親王への出仕は後年であるのかもしれない。

以上のメンバーに、多少の問題はあるが、永長元（二〇九六）年五月三日の中宮権大夫能実歌合に参加した「齋院出雲」を加えることが出来る。この歌合は師実の四男能実（この時二十七歳）が催した五題十番の小規模歌合であるが、ここに齋院撰津とともに齋院出雲が参加しているのである。

（恋） 右勝

齋院出雲君

一六 ききしよりそでのみぬるおとは川いつをあふせとこひわたるらん

女性では他に周防内侍、中宮上総（中宮篤子家女房）、中納言君（師実家女房）が参加しており、開催時期と歌人の顔ぶれから判断して、この出雲は撰津と共に齋院令子内親王家から参加した人物と考えてよいであろう。この出雲を、六条齋院禊子内親王家の歌合のうち治暦・延久頃（一〇六五～一〇七三）の歌合に参加した出雲と同一かと萩谷朴氏は見えておられるが、仮にそうであるとすれば、同じ永長元年の九月に薨去した禊子内親王の許から、薨去以前に移っていたことになり、年齢的にも撰津などよりも相当年上ということになる。この齋院出雲（或いは禊子内

親王家出雲か」と時期的に重なり、同じ人物と目されるのが、次の歌の作者である。

大教院一品宮中院にわたり給へりける程月あかきよ、春宮大夫師頼頭弁と
申しける時まぬれりけるが、ほどなくいで侍りければ、いひつかはしける

前前齋院出雲

池水にやどれる月はのどけきをかげもとどめぬ雲のうへ人 (続詞花集・七八九)

源師頼が頭弁であったのは、嘉保元(一〇九四)年六月から承德元(一〇九七)年までの間であり、大教院の一品宮は聡子内親王(後三条天皇皇女)で、『肥後集』などにも庭の池のことが見えている。また、この出雲は徳三(一〇八六)年三月一九日の若狭守通宗朝臣女子達歌合の「出雲君」とも重なる可能性があるが、あまりに煩瑣となるのでここでは省略する。これらの出雲と、『詞花集』春・二四番(『後葉集』四二番にも同じ歌が見える)の前齋院出雲が同一人物であるかどうかは判断が難しい。

遠山桜といふことをよめる

前齋院出雲

ここのへにたつしら雲とみえつるはおほうちやまのさくらなりけり(詞花集・二四)

ただ、もしこの『詞花集』の前齋院出雲が令子内親王に仕えた人ならば、前出iの甲斐や同集にも見られる大弐や肥後のように太皇太后宮を冠して呼ばれる可能性が高いと思われるが、そのようには呼ばれていない。また、活躍時期から見ると『金葉集』に歌を採られても良さそうであるのにそれがなく、『詞花集』になって初めて採録されている等、不審に思われる点が複数あり、ひとまず別人の前齋院出雲と考えておくほうが無難ではないだろうか。

他にも、和歌資料ではなく史料から加えることの出来る女房として、御匣殿、大夫、土左の三人が挙げられる。

「御匣殿」は、「内侍」と共に、立后時に必ず置かれる女房であるが、次の記録にも見える。

今夕皇后宮有御出家事、…女房一人出家御匣殿、…
(『中右記』大治四年七月二十六日条)

廿六日 壬寅 晴、皇后宮有遁世事、…女房御匣殿於局出家、參上受同戒、此後阿闍梨覺源付法号妙法云々…

(『長秋記』大治四年七月二十六日条)

大治四(一一二九)年七月二十六日、令子内親王が出家した折に、御匣殿が共に出家したのである。この御匣殿は古くからの女房であったかと思われる。また、大夫と土左の二人は、永治元(一一四一)年に成立した(結縁者の名が書き入れられた)『久能寺経』によって知られる。鳥羽院周辺の三十人の結縁者が、能書または経師によって書写させたこの莊嚴経の、『法華経』勸発品には「二条大宮」(令子内親王)、法師品には二条大宮女房「大夫」、嚴王品には二条大宮女房「土左」が、それぞれ結縁者として巻末に名を記されている(注4)のである。令子内親王は長承三(一一三四)年に太皇太后宮となり、里第の二条堀河邸にちなんで「二条大宮」と呼ばれていた。内親王は三年後の天養元(一一四四)年四月二十一日に薨じたから、最晩年の頃のことである。

さらに、又加えるなら、堀河という名の女房もいた可能性がある。それは次のような資料があるからである。

k 二条大宮ほりかは故卿女也 ひととせひよしのやしろにて神ぐらをしてはべ

りしを、又いかでかきくべきなど上西門院の兵衛どにつたへて申して

ゆふだすきかけてもきみはしらじかしありしにはびのかげをこふとは (林下集・一七八)

返し

さかきばのいろをもかをもしる人をしりそめぬるもかみのめぐみか (同・一七九)

1 昔法金剛院の梅をめでける人の、年へて後いかなりぬらんといふに、をりて

つかはすとてよめる

上西門院兵衛

なに事も昔がたりになりゆけば花もみし世の色やかはれる

(風雅集・雑下・一九六四)

返し

二条太皇太后宮堀川

かくばかりうつりゆく世の花なれどさくやどからはいろもかはらず

(同・一九六五)

資料k『林下集』は後徳大寺実定(保延五(一一三九)年(建久二(一一九一)年)の家集で、治承三(一一七九)年頃までの歌を収めたものであり、仁和寺の守覚法親王の家集集成事業に関連して自撰されたものかと言われる。このkの「二条の大宮の堀河」なる女房は、日吉社の神楽を見て「ありし庭火の影を恋ふ」と詠んでおり、神楽の庭火に親しく接した経験があったと思われ、返歌も「榊葉の色をも香をも知る人」を知り初めたと詠んでおり、相手が齋院に仕えた人であることを示している。とすればこの堀河は、「二条大宮」が令子内親王を指すならば、その齋院時代から仕えた可能性がある。しかし、令子内親王が大治四(一一二九)年に出家し、その少し前から人々が参集する華やぎは失われていたこと、更に有力な家司であった藤原有佐が天承元(一一三一)年九月に没して後は地味な暮らしぶりであったと推察される上に、天養元(一一四四)年に没したことなどを考えると、「二条大宮」を直ちに令子内親王と考えてよいのかどうか疑問も無いではない。もしも、令子内親王の齋院時代からの女房であったとすれば、天養元年に六十七歳で薨じた内親王よりも更に十歳程度は年長と考えられ、長寿の人物であったことにもなる。また、資料1は、森本元子氏が、「昔法金剛院の梅をめてた人とは、かつて待賢門院に仕えてそこに住んだ待賢門院堀河その人にちがいあるまい」と述べ、『風雅集』が記名を誤ったのだと断言している(前掲論文)ものである。しかし、皇后宮令子内親王は白河院没後、鳥羽院・待賢門院と行動をとるとして仁和寺や鳥羽に赴いた記録(『中右記』長承二年二月十八日条、『長秋記』長承三年九月六日条ほ

か)も見られ、法金剛院と令子内親王が全く無関係とは言い切れないところもある。また、待賢門院堀河の歌を二首採録している『風雅集』が、1一九六五番歌の作者を二条太皇太后宮堀川と記したのは単なる誤りではなく、それなりの根拠があったとも考えられる。kとlはともに上西門院兵衛と関係していることから、二つの資料の「ほりかは」「堀川」は同一人物の可能性が高いようにも思われ、それを森本氏のように顕仲女堀河と解釈すると都合が良い点もあるが、禎子内親王に仕えた顕仲女堀河にしても、禎子の齋院時代から仕えていたかどうかは疑問である。禎子内親王が齋院であったのは康和元(一〇九九)年から嘉承二(一一〇七)年までであるが、森本元子氏の推定に従えば、堀河は康和三(一一〇一)年生まれ、待賢門院璋子と同世代になるので、全くの子供時代なのである。仮に堀河が待賢門院璋子よりも十歳程度年長と考えても、まだ苦しいであろう。つまり、k「二条大宮のほりかは」とl「二条太皇太后宮堀川」は、令子内親王家女房と考えるには疑問もあり、しかし待賢門院堀河と考えても問題が残るのである。そこで、それらとは全く異なる可能性として、徳大寺実定の身内に、「大宮」すなわち皇太后若しくは太皇太后になった人物がいることが注目される。それは実定の姉で、左大臣頼長の養女となって近衛帝に入内し、後に請われて二条帝にも入内した「二代の後」、藤原多子である。ただ、現時点では多子を「二条大宮」「二条太皇太后」と呼ぶ史料等を確認出来ず、多子の許に「ほりかは」という女房がいたか否かも不明である。「二条大宮」が藤原多子ならば時代は合うものの、決め手を欠く。従って、資料k・lの「ほりかは」「堀川」は、疑問点が多いがどちらも待賢門院堀河であると考えてるか、同じく問題はあるものの令子内親王家にも堀河という女房がいたと考えるか、そのどちらでもなく別の堀河と呼ばれた人物を指していると考えてるか、の三つの可能性を示していると言えよう。

改めて、現時点で令子内親王家の女房と考えられる人物は、後に示す表の通りである。

和歌の引用は特に断りのない限り『新編国歌大観』による。

注1、塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」『国語国文研究』昭和四九年十一月

注2、所京子「齋院令子内親王関係の和歌集成」(『聖徳学園短期大学紀要 第15集』平成元年)

注3、森本元子「院政期の女流歌人―特に待賢門院堀河とその家集―」(『講座平安文学論究 第三輯』一九八六年 風間書房)

注4、図録『久能寺経と古経楼』(五島美術館 一九九一年)による。

【令子内親王家女房一覽】

呼称（名）の下にそれぞれの人物の資料（勅撰集・私撰集・私家集、歌合、百首歌など）を示す。
 （摂津、大式、肥後の三人は、歌の他出が多いため、勅撰集は初出のみ、私撰集については省略）

呼称	出自	和歌資料名・史料名、及び特記事項
摂津	陸奥守藤原実宗女	金葉集、高陽院七番歌合、郁芳門院根合、堀河院艶書合、忠通家歌合、摂津集、等
出雲	（未詳）	中宮権大夫能実歌合（永長元年五月三日）。或いは藤原通宗女か。
大式	若狭守藤原通宗女	金葉集、大式集、康資王母集、郁芳門院安芸集
肥後（常陸）	肥前守藤原定成女	金葉集、堀河院艶書合、堀河百首、永久百首、肥後集、大式集、散木奇歌集、等
式部	（未詳）	金葉集、（永縁の）花林院歌合
女別当	左衛門佐藤原基俊女	金葉集のみ
少将	（未詳）	金葉集のみ
右衛門佐	（未詳）	金葉集、（家成歌合に引くところの）袖中抄
小少将	（未詳）	大式集のみ

呼称	出自	和歌資料名・史料名、及び特記事項
時綱女の肥後	肥後守源時綱女か	大式集のみ
美濃	兵庫守源仲正女	金葉集のみ。同一人説：上西門院讃岐（和歌色葉）、待賢門院美濃（分脈）
甲斐	（未詳）	詞花集のみ。齋宮甲斐又は中宮甲斐と同一人か。
御匣殿	（未詳）	中右記及び長秋記（大治四年七月二十六日条）
大夫	（未詳）	久能寺経（卷末記載の結縁者）
土佐	（未詳）	久能寺経（卷末記載の結縁者）
（堀河）	（未詳）	風雅集、林下集。疑問点多し。

なお、次頁に参考として、塚谷氏・所氏の論文、大式集、その他の歌集に見える「令子内親王家の女房たち」の整理表を示す。

【参考資料】塚谷氏・所氏論文等に見る令子内親王家の女房たち整理表

<p>時期区分(塚谷)</p>	<p>塚谷氏の論文</p>	<p>大式集</p>	<p>他の歌集など</p>	<p>所氏の論文</p>
<p>誕生～齋院時代 1078五月～1099六月 (令子0～22歳)</p>	<p>撰津 大式 前齋院出雲(詞)</p>	<p>撰津(つのみき) 本人(大式) 小少将 時綱が女の肥後君 殿の肥後 (この院の前肥後)</p>	<p>撰津(高陽院七番 歌合等) 甲斐(詞) 大式(安芸集)</p>	<p>撰津 大式 肥後 前齋院肥前(金) 前齋院新肥前(金) 前齋院尾張(金) 前齋院六条(金) 美濃(撰津との贈答) (金)</p>
<p>前齋院時代 1099七月～1107十一月 (令子22～29歳)</p>	<p>前齋院六条(金) 前齋院尾張(金) 前齋院肥前(金)</p>	<p>肥後 少将 女別当 右衛門佐 美濃 式部</p>	<p>皇后宮式部(金) 皇后宮女別当(金) 皇后宮少将(金) 皇后宮美濃(金) 皇后宮右衛門佐 (金)</p>	<p>略記号 金Ⅱ金葉和歌集 詞Ⅱ詞花和歌集</p>
<p>皇后宮時代 1107十一月～1134三月 (令子29～55歳)</p>	<p>1130七月、出家</p>	<p>1134 三月～1144四月 (令子55～66歳)</p>	<p>太皇太后宮時代 1134三月～1144四月 (令子55～66歳)</p>	<p>?</p> <p>二条太皇太后宮堀川 (玉葉)</p>

第四節、令子内親王家の文芸活動事績

ここでは令子内親王家の和歌・音楽・弓などに関係する事績を整理する。

令子内親王は、皇后宮と呼ばれた時代の終り頃、父白河法皇の崩御を機に出家し、以後は仏道に専念する地味な暮らしぶりであったようである。従って和歌など文芸にかかわる催しは、基本的に皇后宮時代までと言つてよいと思われる。そこで、1 齋院時代、2 前齋院時代、3 皇后宮時代の三期に分けて、令子家にかかわる文芸行事を整理することにした。中には和歌との関わりの確認されない音楽・弓の催しもあるが、それらも広い意味で文芸活動の一部として整理しておく。☆記を付したものが令子家主催、☆印の無いものは、令子家の女房らが関与した他所のものである。

1、齋院時代

郁芳門院根合：寛治七（一〇九三）年五月五日：女房撰津が出詠。

（この歌合の女房方人「大弐」が、令子内親王家の大弐と同一人物であるかは未詳）

前関白師実家歌合（高陽院七番歌合）：寛治八（嘉保元 一〇九四）年八月十九日

：撰津が令子家を代表する形で参加

嘉保元年（承徳二（一〇九八）年）の八月：撰津、関白師通に月の歌を召される。（『撰津集』『周防内侍集』）

☆令子内親王家歌合（企画）：永長元（一〇九六）年五月

企画の進行状況が『中右記』及び『後二条師通記』に記録されるも、延期。

（結局、本番の和歌披講は行われなかったらしい。）

左方：頭・中将忠教（師実男） 女房・周防内侍（『周防内侍集』による）

右方：頭・少将家政（師通男）、右馬頭兼実（藤原信長男）、四位少将有家（藤原能季男）、

藏人少将宗輔（藤原宗俊男）、土佐守有佐（藤原顕綱男）等、女房・撰津（『撰津集』による）

☆齋院における師実・師通らの花見及び小弓・鞠・管絃の遊：康和元（一〇九九）年三月十七日

参加者：藤原師実・同師通・源師忠（師房男）・藤原家忠（師実男）・藤原忠実（師通男）

藤原経実（師実男）・源国信（顕房男）・その他殿上人（『中右記』『後二条師通記』同日条）

撰津と中宮大夫（師忠）の唱和あり

☆齋院和歌会：康和元年四月一日：出題「松葉映水」（師通による）

同 三日：小弓・鞠・管絃の後、和歌披講（『後二条師通記』）

参加者：藤原師実・同師通・源師忠（師房男）・藤原家忠（師実男）・藤原忠実（師通男）

藤原経実（師実男）・藤原宗忠（宗俊男） 撰津・大式ら女房

（歌が残るのは、師通・撰津・大式）

☆齋院女房ら庚申夜の詠作：年次不詳。『撰津集』及び『大式集』に関係歌あり。

齋院時代では、企画・準備までの段階で終わったらしい永長元年五月の歌合のように、撰閥家の後見による催しと、「高陽院七番歌合」などの撰閥家の晴れの行事にかかわることが、令子内親王家の活動の中心であった。

それぞれの具体的な内容は第一・二節等で詳述したが、令子内親王が撰関家で養育されたことを考えれば当然の傾向であり、令子内親王は齋院に卜定された時から退下まで、一貫して撰関家の手厚い後見を受けていた。また、ここに取り上げられた歌合や歌会の他にも、音楽に堪能な殿上人の藤原宗輔や源俊頼らが齋院に出入りしており、女房らと神楽歌や管絃等を楽しみ、贈答を交わしていることが『撰津集』『大式集』によって知られる（第一、二節参照）。

2、前齋院時代

☆師時の出題による題詠：年次不詳。

『大式集』冒頭による。「としのうちのだい、百廿ばかりかきいだして、右近少将師時よませられし」
参加者：未詳。令子家の女房らであろう。

堀河天皇の家集収集に協力：年次不詳。康和四、五年か。『大式集』一八五・一八六番（一宮紀伊との贈答）
☆齋院御方女房管絃：康和五（一一〇三）年六月十六日：和歌を伴ったか等は不明。

堀河天皇は臨席か？ 参加者：忠実
（『殿暦』同日条）

☆齋院御方小弓：長治元（一一〇四）年四月五日：参加者等、詳細不詳。（『殿暦』同日条）

☆齋院御方に「聊有鞠事」：長治二（一一〇五）年二月二十九日：参加者等、詳細不詳。（『殿暦』同日条）
内裏歌会：長治二年三月五日：題「竹不改色」

歌会の後、肥後が令子内親王の意を呈して天皇と贈答。（『殿歴』及び『続後撰集』による）

☆堀河天皇の御前で「隠し題」：年次不詳。『大式集』等による。

参加者：令子の女房ら。また、『散木奇歌集』に同種の歌を多く収めることから俊頼ら廷臣の参加も可能性あり。

前齋院時代になると、明確な催しはあまり確認できないが、齋院時代とはかなり異なる様相が見てとれる。それは令子内親王が齋院退下の三年後、康和四年十一月に、堀河天皇の内裏に移り住んだということが非常に大きい。大弐の家集などから想像される令子内親王家の和歌活動は、堀河天皇の歌壇の一部となったと言つてよい状況を示している。具体的には、源師時の出題による多くの題詠や、天皇の御前での隠し題の歌があり、ほかに『大弐集』によれば堀河天皇が家集を集めた時に働いたらしいことが見える。それら『大弐集』や『散木奇歌集』等で知られる内容については、第二節、及び第五節で述べるが、活動の変化の要因となった令子内親王の内裏入りは、政治的な理由が大きいのであろうと考えられる（この内裏入りの経緯と分析は第一章第三節で述べた）。令子内親王の堀河天皇内裏期と、これに続く皇后宮時代の前半期は、師実に仕えていた肥後が令子家女房として加わり、和歌などの文芸活動も活発に行われたのではないかと想像される。しかし、残念ながら、鳥羽天皇の時代、令子内親王が皇后宮になってからの催しは、年次と参加者が明確にわかるものが極めて少なく、『金葉集』以下の勅撰集や私撰集・私家集などに、皇后宮で詠んだものとして残された歌が、かろうじて活動の一端を伝えている。それらの歌会などを思わせる和歌の題を、後に簡単な表の形にして示すことにする。和歌そのものは資料篇の【資料2】に纏めて示している。

3、皇后宮時代（年次のわかるもの）

☆皇后宮和歌会：天永元（一一一〇）年二月二十八日

…皇后宮御所（六条）において、鞠、管絃、和歌披講を行う。

参加者：「依仰、宰相中将三人、殿上人十人許」（「中右記」同廿九日条）

藤原実隆（公実男）、同通季（実隆弟）、同信通（宗通男）ら

☆白河法皇六十賀…天永三（一一一二）年三月二十二日…皇后宮による父院六十賀の催し。

場所は「高陽院東対東面」

童舞、管絃、朗詠等 和歌はなかったらしい。（『殿曆』同日条ほか）

参加者…藤原忠実、同宗忠、源基綱（経信男）、藤原宗輔（宗忠兄）、藤原信通、藤原伊通（信通弟）、

源雅定（顕房孫、雅実男）

☆その他の皇后宮歌会（年次のわからないもの）

金葉集以下の勅撰集、私撰集、諸家集によって知られる歌題と作者一覧

「」は歌題、下は作者。（ ）内は出典歌集及び歌番号を示す。

春の題

「雨中鶯」源俊頼（金葉・一六、散木・五〇、及び散木・一二〇二）藤原為真（今撰集・八）

「每朝聞鶯」源仲正（夫木抄・四三六）源頼政（頼政集・一五）

「落花埋庭」源行宗（行宗集・八九）

夏の題

- 「月前郭公」式部（金葉集・一二三）
「樹陰翫泉」藤原長実（続詞花集・一四五）
「待草花」美濃（続詞花集・一四八 金葉集補遺・六七五）※1 次の顕季歌と同題と考えられる
「待草花并恋」藤原顕季（六条修理大夫集・三五五・三五六、及び続詞花集・二一八）※2
「晚風如秋并恋」藤原顕季（六条修理大夫集・三五三・三五四）

秋の題

- 「江上月」藤原重基（金葉初度本・二九二 同二度本補遺・五〇）
「毎夜月明」藤原永範 今撰集・七〇）
「暁聞鹿」源雅兼（雅兼集・三一） 右衛門佐（金葉集・二二三）
「野花帶露」肥後（金葉集・二二七）
「落葉」源師時（万代集・一三六五）源顕国（秋風集・四四八）

賀の題

- 「松色不改」藤原長実（金葉集三奏本・五三一）
「月照松」（源忠季 続詞花集・三五二）

恋の題

- 「山家恋」源雅兼（雅兼集・五九） 次の題と同題であろう。
「山里恋」藤原経忠（金葉集・六九五）※3
「被返文恋」美濃（金葉集・四〇七）

その他の恋：「恋歌」「恋の心」藤原長実（金葉集・四二九）美濃（金葉集・四〇四）

女別当（金葉集・四二〇）

題不知 右衛門佐（金葉集・三七七）

その他 「述懐」女別当（千載集・一一二二）

「名だちの浦」撰津（万代集・三三〇一）

「あだ人の池」撰津（夫木抄・一〇八二二）

この表を見ると、小規模な歌会が何度もあったことが想像される。おそらく令子内親王のもとでの催しは、堀河天皇内裏期の『殿暦』に見える記事の、「齋院御方女房管絃」や、「齋院御方に聊か鞠の事有り」等に見られるように、基本的に小規模で、かなり即興的であったりし、さらに和歌も、小弓・蹴鞠・管絃や、或いは今様や神楽歌などと同じ場のものであることが少なくなかったと思われる。そして、たとえば堀河天皇時代の中宮・篤子の歌合のように事前準備や周囲の認知度が高くなかったものか、「これこれの催しが令子内親王家で行われた」と記録されて伝えられるということが、結果的に少なかったようである。

それでも、残された断片的な資料から、令子内親王のもとでは、齋院時代からそうであったように、庚申の夜などに女房と皇后宮職の役人たちを中心にした小規模な歌会がたびたび催されたであろうこと、その歌会に俊頼や顕季ら、当代の一流歌人たちも折々参加していたが、それは白河院の意向によるものでもあったらしいことが知られる。

A 皇后宮にて庚申夜、晚風如秋并恋

ゆふざれのかぜのけしきのすずしさにしかなきぬべき心地こそすれ
いかにせんにひじまもりがあさごろもあさましきまであはぬ君かな
(六条修理大夫・三五三)

同夜又、待草花并恋

おもふどちつゆうちはらひ見にゆかんはなのはぎのはやもさかなん
ますらをのゆみにきるてふつきの木のつきせぬ恋もわれはするかな
(同・三五五)

B 皇后宮に人人まゐりて歌つかまつりけるに、雨中鶯といへる事をよめる

春雨はふりしむれども鶯の声はしをれぬ物にぞありける
(同・三五六)

皇后宮に会ありけるに院宣にまゐれと催ありければ、まゐりて雨中鶯といへる事を

つかうまつりけるに、かへして恋の心を

あさからず思へばこそはほのめかせほりかねの井のつつましき身を
(同・一二〇二)

C みな月のころほひ二条の大き太后宮、待草花歌人人よませ給ひけるに

美濃

藤ばかまはやほころびて句はなん秋のはつ風ふきたたずとも
(続詞花集・一四八)

Aの『六条修理大夫集』詞書により、顕季の参加した皇后宮での歌会は庚申の夜であったことが知られ、それがC『続詞花集』の美濃の歌によつて、年は不明であるが、六月の歌会であったことがわかる(表の※1、※2)。

更に、B『散木奇歌集』では、五〇番歌と一二〇二番歌の両方に「雨中鶯」題が示されているが、一二〇二番歌のほうは恋の歌である。『散木奇歌集』詞書の「かへして恋の心を」という題の不審は、A『六条修理大夫集』

の「晚風如秋并恋」や「待草花并恋」といった題の示し方により、季節にちなんだ結び題と恋歌とをセットのようにして一首ずつ詠むような形式の歌会があったのではないかと想像すると解決されるように思われる（表の※3）。『金葉集』には「皇后宮で」恋の心を詠んだ歌がいくつも見られるが、このような季節の結び題と恋歌とを一緒に詠む形式の会が何度かあったとすれば、必然的に皇后宮令子の歌会で詠まれた恋歌は多くあったことになり、だから勅撰集にも恋歌が比較的多く採録されたのだと考えられよう（資料篇の令子家関係の歌を参照）。

また、B『散木奇歌集』一二〇二番の詞書に、「院宣にまゐれと催しありければ」とあることから、俊頼が白河院の指示によって参加したことが察せられる。このほかに歌会で歌を残した人物の中にも、たとえば春の題の「雨中鶯」の歌を残した藤原為真がいるが、彼は院の藏人であり、「毎朝聞鶯」題の歌を詠んだ源仲正と頼政の親子も、仲正は主として撰閲家に仕えたようであるが、子の頼政は白河院に仕えていたので、彼らが皇后宮令子の歌会に参加しているのは、これも或いは白河院の意向もあつてのことかと想像される。おそらく、堀河天皇が崩御し、また令子のもとに集う廷臣歌人の代表格であつた源中納言国信、この国信は令子や堀河天皇の生母賢子の実の兄弟であり、いわゆる堀河院歌壇の中心的人物であつたが、この人物が天永二（一一一一）年一月に亡くなった後には、令子内親王家の文芸活動を父の白河院がサポートしていたところがあると言つてよいのではないか。令子内親王家の文芸活動には、常に後援者の存在があつて、その後援者たちの好尚・特質がストレートに反映されたものとなり、後援者の変化に伴つて内容も少しずつ変化したところに最大の特色があるように思われる。

第五節、令子内親王家の和歌活動―堀河天皇時代を中心に―

第一―四節で述べてきたように、令子内親王家における文芸活動は、内親王の齋院時代には摂関家の影響下にあり、次いで堀河天皇の内裏に住んだ時期には「堀河院歌壇」の影響を強く受けるものであった。その意味では独自性が薄いものと見ることが出来、オリジナリティーや創造性を重視する従来の評価基準に従えば、価値も高いとは言えないであろう。しかし、一般に評価が高いとされる文学も様々な試行錯誤の上に生まれるのであり、どのような文学もそれを生み出した社会状況と無関係ではあり得ない。そうした点で、来たるべき『新古今集』時代の土台となった院政前期、社会の変化が激しかったその時代に、令子内親王がその女房らと共に、齋院時代には摂関家の、前齋院の時期は「堀河院歌壇」の、それぞれ一部となっていたこと、更には鳥羽天皇の時代まで活動が続けられたことは、非常に興味深く貴重なことである。それは、令子家の文芸活動に、その時期の皇室の女性とその女房らの具体的なありようが直接的にも間接的にも反映しており、しかも同時代のどの内親王家よりも資料的に恵まれているからである。後の章でも述べるが、同時代の他の内親王家の活動資料は概して乏しい。ある特定の時の、或いは一時期の資料はあっても、師実・師通の時代から『金葉集』撰進の時期に至るまで、継続した文学活動を見ることが出来るのは令子内親王家の場合のみである。内親王家がどのような環境にあり、どのような生活をし、どのような文芸活動を行ったのか、また、それらが内親王の立場が齋院、前齋院、皇后宮等と移る中でどのように変化したのか、或いは変化しなかったのか。それを知る手がかりが、令子家にはある。言

うまでもなく、一条朝などに比べれば、資料の量もそこから採り出せることも少ないのであるが、令子家の姿を可能な限り知ろうとすることで、道長・頼通の時代と院政期との繋がりや、所謂王朝文化の継承と変化を、適切に把握することが可能になる。ここでは、令子内親王家の文芸活動を、女房歌人の集から窺われる和歌活動とその特色を中心に整理しておきたい。以下は第一節及び第二節と内容的に重複する点もあるが、令子内親王家の活動において、何らかの特色や追究すべき問題点を含む部分を呈示し、再度検討を加えるものである。

I、『撰津集』に見る令子内親王家

全五十四首から成る『撰津集』の内容は、本章第一節において、佐藤裕子氏の先行研究（注1）を踏まえて分析・検討した。撰津は、令子内親王家に早くから仕え、寛治八（一〇九四）年八月の「前関白師実家歌合」や康和四（一一〇二）年閏五月の「内裏艶書合」等に参加、内親王の齋院期及び前齋院期において、最も活躍した女房歌人と言ってよい。

『撰津集』は佐藤氏が推定した以上に整然とした編年的配列の集であった。具体的には、1～9番歌が、13番歌以降とは別扱いで冒頭に配された、二部的構成であると考えられる。この1～9番歌は賀の歌・公的な歌である。（以下、引用本文は冷泉家本によるが、読点・濁点を施し、漢字や送り仮名等、手を加えている。注2）

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人人に祝ひの歌よませさせ給ひしに

1 いけ水のすむにしらるる千年をばきみが心にまかせたるべし

（中略）

殿の歌合に、桜

4 ちり積もる庭をぞみましきくら花風よりさきにたづねざりせば

(中略)

八月十五夜、関白殿より月の歌めしたるに

9 春日山みねのあらしに雲はれててる月かげをいくよ見つらむ

1～3番歌は、寛治六(一〇九二)年七月十日に、師実が三条殿から新造成った第四次高陽院に移った折の歌と考えられる。頼通以来の撰関家文化を象徴する邸宅と言うべき高陽院と、その主を寿ぐことから集は始まるのである。次の4～8番歌はそこで行われた「殿の歌合」、すなわち師実が寛治八(嘉保元)年八月十九日に高陽院で催した五題七番の「高陽院七番歌合」の歌である。続く9番歌は、関白師通に歌を召された折のもので、嘉保二年以降の詠と考えられる。

このような公的な場の歌から、内親王家の日常の歌になるのが10番歌以降であるが、撰関家主体の晴れの歌と日常生活詠の間に配されたのは次の贈答歌であった。

治部卿、後拾遺まゐらせたりし奥に、かかれたりし

10 たづねずは甲斐なからましいにしへのよよのかしこき人のたまづさ

と書かれたりしを、その御草子に直すべき所ありとて申されしに、その奥の歌の返しせよ、と仰せられしかば

11 たづねつつかき集めずはことの葉もおのがちりぢりくちやしなまし

返し

治部卿

12 君みよとかき集めたるたまづさをしるくも風のへだてつるかな

藤原通俊が白河天皇の命を承けて『後拾遺集』を撰進したことに関係した贈答で、その点から詠作年次は『後拾遺集』奏覧の応徳三（一〇八六）年九月頃との考え方があがあるが、通俊を「治部卿」と記すことから、一部は寛治八（嘉保元）年十二月以降のものである可能性を指摘できる。『撰津集』では、基本的に登場人物の呼称が詠作時期のそれとほぼ一致するという点を重く見るならば、10番歌は応徳三年頃、11・12番の贈答は通俊が治部卿になった後のものであると見ることも不可能ではない。そして、「仰せられしかば」の主体は、この集では令子内親王か後見の師実のどちらかと考えるのが自然であるが、この贈答で興味深いのは、そのどちらの下命にしろ、『後拾遺集』奏覧本の写しが令子内親王の手元にあつて、通俊からその草子の訂正の申し出があつたことを承けて撰津と通俊が贈答したらしいことである。詞書はその辺りのことを十分説明してはいないが、本章第一節で示したとおり、11番歌が『続詞花集』に採録され、そこでは『後拾遺集』が出来た時に令子内親王の許にも草子が献じられた」という趣旨の詞書が付されている。ここから、内親王の許に勅撰集を含めた歌集がある程度存したのではないかと想像することはあながち不可能ではないであろう。或いはそうしたことに関連する歌であるかもしれない例として、次の贈答を挙げる事が出来る。

伊勢大輔が集おこすとて、筑前守兼俊

24 たらちめの親のははそのことの葉をこの秋風に散らしつるかな

かへし

25 秋風の吹きつたへたることの葉にははその森のこだかさぞみる

筑前守兼俊が、母方の祖母にあたる伊勢大輔の家集を寄越したという。これも詞書からでは、単に撰津個人が借

用したのか、内親王家での書写等のために求めがあつて兼俊が応じたものか、事情はわからない。敢えて10〜12番歌の背景と合わせて考えるならば、伝統的に、撰家や一部の内親王家等では歌集を収集することが行われていて、女房等はそこで歌集に触れ、また触発されて自らも家集を編む、その流れが令子家にもあつたということではないか。そして、兼俊という人物がこの集で登場するのは、令子家の別の活動から見ると、自然なことでもある。

源兼俊は笙・和琴の名手で、永長元（一〇九六）年四月二十八日、齋院神楽の終了後、この日齋院に伺候した殿上人らと女房らの管絃が行われた際に、和琴を奏した（『中右記』同日条。第一章第二節参照）。集にはまた次のような贈答歌もあり、音楽方面の別の関係者が登場している。

雪のふりたりけるに、蔵人の少将院に参りて、遊びなどしていひ給ひしに、又の日、昨日ばかり雪のふりたりしに

30 今日もまたまつの葉にふる白雪のきえぬほどにはきてもみよかし

かへし

31 いざさらばゆきかよひむ高砂のかたみにまつのはばかりもなく

雪の降る日に「蔵人少将」が齋院御所に来て管絃などをして帰り、その翌日に撰津が「またの来訪を待つ」との歌を贈る。相手も「憚ることなく行き通おう」と答えているが、この齋院へ出入りした「蔵人少将」とは、藤原宗輔と見られる。笛・舞などにたけた宗輔は、齋院の神楽にも召されて兄宗忠と共に参上している（『中右記』嘉保元年四月十八日条、永長元年四月二十八日条）。殿上人たちが齋院を訪れて音楽を楽しむさまは、『大弐集』にも見えることは既に述べた。管絃ばかりでなく、神楽歌などを誦し歌うこともあつた。

源中納言かぐらうたなどずしうたひて、とりなきぬとていそぎいでられしに

神のますゆふつけどりも心あらばあくとなつげそしのびねになけ (大弐集・一四六 注3)

源中納言国信は令子内親王の血縁で、齋院長官も勤めた。この歌に続いて左京権大夫俊頼の歌があるが、この俊頼も齋院神楽に召されて参上していた(『中右記』寛治七年十一月六日条、嘉保二年四月二十四日条)。兼俊、宗輔、国信、俊頼らは、いずれも音曲に堪能な人々であり、彼らは神楽の時だけではなく、折に触れて令子内親王の齋院を訪れて女房らと「遊び」を繰り広げたと想像される。令子内親王家は齋院時代からそのような人々を多く集める家であり、和歌を詠むことも音楽と深く関わる形で行われていたと思われる。

これらとは別に、内親王家の和歌活動を考察する資料として重要なのは次の贈答である。

齋院に歌合あるべしとありしに、右の人人雨のいみじくふる日、賀茂に

参りたりとて、又の日、左方の中将、雨ふれば、堀川、室町川もみかさ

まさるとききて、参りたりしにとて

22 五月雨のはれぬる空のけふよりはいとどみぎはのみかさおつらん

かへし

23 かはなみの立ちまさりにしみぎには神のしるしもまづぞみるべき

詞書に見える歌合は永長元(一一〇九六)年夏のこと、『中右記』及び『後二条師通記』の同年五月の記事によれば、撰関家の後見のもとに歌合が準備されたものの、時期的に重なる内裏歌合が企図されていたことなどが理由で催行が延期された。そして、結果として本番の和歌披講等は行われずに終わったと推測される。22番歌を詠んだ「左方の中将」は師実の五男忠教で、『周防内侍集』(六三番)にもこの歌合のことで登場している(第一

節参照)。周防内侍は彼の要請に応じ、周防内侍は左方、摂津は右方に属したことが知られる。他の左の方人は不明であるが、右方は、頭が新少将家政（師通二男）、方人は右馬頭兼実（信長男）、四位少将有家（能季男）、右中弁宗忠と蔵人少将宗輔（ともに宗俊男）、土佐守有佐（頭綱男）であったことが『中右記』により知られる。これを見ると頭は摂関家の人物であるが、方人は摂関家と縁のある廷臣らが選ばれて方分けされた模様で、齋院司と齋院女房中心の内輪の歌合（六条齋院祿子家の歌合に多い形）では無く、一定規模の歌合の企画であったことが窺われる。この頃の内親王家歌合で記録が残るものとしては、郁芳門院媞子内親王根合（寛治七年五月五日）及び同前裁合（嘉保二年八月二十八日）があり、これらは実質的主催者は白河院と考えられるが、それだけに「根合」の歌人や方人の顔ぶれは当代一流の人々を集めた感がある。ここで言う齋院令子内親王家の歌合の顔ぶれは、判明している限りで言えば、郁芳門院「根合」のそれよりも摂関家と関係の深い人々に偏っており、歌人の力量面でも劣っていたであろう。とは言え、この時期の齋院に於いて、廷臣らを含めた比較的大きな歌合の企画がなされ、催行手前まで進められたことは見逃しがたい。

集の終わり頃には、康和元（一〇九九）年の催しに関する歌が続く。

院の花御覧じに、殿ばら、人人など数多くしてまゐらせ給へるに、鞠な

どあるに、硯の蓋に雪いれて、いださせ給ひし敷き紙に

50 花ざくら散りしく庭をはらはねばきえせぬ雪となりにけるかな

かへし 中宮大夫

51 しめのうちに散りしく庭の花ざくら千年の春も何にかはらむ

これは三月十七日のことで、『後二条師通記』に詳細な記録がある。師実が師通以下公卿・殿上人を率いて花見

をし、最後に齋院に赴いた。花吹雪舞う齋院の庭で小弓・蹴鞠が催され、その際、齋院方から雪を盛った硯蓋が出されたが、その敷き紙に書き添えられた歌を撰津が詠んだ。齋院方の趣向は、落花を雪に見立てる常套句を一捻りし、「落花をそのままにしたところ消えぬ雪になった」と言つて本物の「雪」を差し出した点にある。それを承けて返歌した中宮大夫は、花咲く春の不変を寿いでいる。中宮大夫は源師忠。王朝貴族文化を象徴するような風雅華麗な場面であり、殿上人らを率いてこうした遊興を繰り広げたところに撰関家の伝統と華やぎがあったと言えよう。更に、この花見の翌月に、再び師実・師通以下の人々が齋院を訪れ、和歌の披講が行われたのである。

四月一日、殿ばら、人人ぐしてまゐらせ給ひて、歌よませ給ひしに、

松の葉水に映ず、といふ題

53 千年ふる君がときはの松の葉は水にうつれるかげものどけし

『後二条師通記』によれば、和歌披講は実際には四月三日で、先月同様に、小弓・鞠が行われ、その後盃のことがあり、更に管絃へと進み、披講は暗くなつてから行われた。この時の歌として、女房大弐の他、師実と忠実の歌も伝わる。しかし、賑々しい行事が齋院を舞台に立て続けて行われたこの康和元年春は、結果として見ると、撰関家の威勢を背景にした文化活動の最後の華やぎの時であった。令子内親王はこの年六月十九日に病で齋院を辞し、更には関白師通がその九日後に急逝して、撰関家はもとより撰津ら内親王家女房にとって重大な出来事がうち続く。しかし、それらの気配は集には全く見られずに『撰津集』は閉じられる。

この集は、師実・師通の時代の撰関家と、その後見のもとにあった令子内親王家の文化活動の記録であり、佐藤氏も指摘したように、撰津が撰関家の栄華を賛美する姿勢で集を自撰したことはほぼ疑いがない。このことは、

同じ時期に師実に使えていた肥後の家集と一致し、集の成立時期もほぼ同じ頃と考えられることから、『撰津集』『肥後集』の二つは、おそらく師実の薨去を契機として、撰関家の栄華を記録し賛美することを一つの目的として編纂されたのではないかと思われる。両集には撰関家の伝統と権威を守り、文化的リーダーシップを執り続けようとする師実・師通親子の意識と具体的行動が映し出されている。そしてその具体的な表現の場の一つが齋院であったことを『撰津集』が物語る。令子内親王家の齋院における文芸活動は、撰関家の権威に拠るものであり、伝統を踏まえ、優美・華麗なものではあつた。その分、斬新さは無い。ただ、女房らと廷臣たちの交流に、管絃や歌謡との密接な関わりが見られる点に、従来の齋院の文芸活動とは異なる面を見ることが出来るし、この頃の貴族社会の流行がそこにあつたことを示している。

II、『大弐集』に見る令子内親王家

令子内親王に使えて家集を残したもう一人の女房に大弐がいる。『大弐集』には内親王が齋院を退下した後の、堀河天皇の内裏に暮らすようになった時期の歌が多く収められており、資料として『撰津集』とは異なる重要性を持つ集である。

この『大弐集』は、右近少将師時が百二十の題を出して女房等に歌を詠ませた、その中の春の題詠歌から始まる。(以下、引用は冷泉家本『二条太皇太后宮大弐集』によるが、便宜上、句読点と濁点を付した)

としのうちのだい百廿ばかりかきいだして、右近少将師時よませられし、みなわすれて

立春

1 たにがはのこほりふきとくかぜのをとやはるたつけふのしるしなるらん

臨時客

2 もろ人の松ひきつれてくるやどにはるの心はやるにぞさりける

この師時による出題は、内親王が齋院を退下した後である可能性が高いと思われる。そうなると『堀河百首』成立の少し前頃の事となる。実際に、「立春」「臨時客」「卯杖」「白馬」「喚子鳥」「鶯」「春の曙」「帰る雁」と続く題中には、堀河百首の春二十首題と一致するものが四つ（立春・鶯・喚子鳥・帰雁）あり、永久百首題とも一つ（春曙）重なる。集の成立は、塚谷多貴子氏の研究（注4）によって長治二（一一〇五）年三月頃までと推定されている。冒頭に見られるような題詠は、廷臣歌人や女房らによって盛んに行われ、その中から『堀河百首』が成立し、更に『永久百首』へも繋がったのであろう。この集冒頭部は、かつての屏風歌の題材や恋、雑などから歌題が選別され、更に選定された題により一時に多くの歌を詠む方法が広まる状況の一端を伝えているであろう。

次に、『大式集』には、雑の歌の部分に、庚申の夜の歌が纏まった形で置かれているが、ここに令子内親王家の和歌活動の一つの特色を見ることが出来る。『撰津集』にも庚申の夜に詠まれたと思われる歌が十三首纏めて配された箇所があり、齋院時代も、退下の後も、令子内親王家では、庚申の夜に盛んに歌を詠んだものと推察される。

かうしんのよ、あやめぐさのかみにて、こひ

110 あなこひしやつマのくもぢにめもあはずくるよなくさはぐ心か

あはせたきものすこし

111 あひみてもはてはなみだのせきもあへずたちかへれせこきてもうらみじ

おなじもじなきうた、心みに

112 あふことよいまはかぎりのたびなれやゆくすゑしらでむねぞもえける

なをはじめ、つをはてにて、なつの心

113 なくこゑはかはらじものをほとゝぎすきくたびごとにおどろかれつゝ

あをはじめ、きをはてにて

114 あまのがはいまやたなばたわたるらんふけゆくそらのかげぞすゞしき

しきにありし、みなわすれて

人のもとに、くしのおまへの黄石公ふみのこと、おもひもかけず心もえねども

115 ありがたき身のほど人にみせんとやこがねのいろのいしになりけん

110 番詞書の「かうしんのよ」は、115 番詞書「くじのおまへ（孔子の御前）」、すなわち庚申の夜に孔子の画像を掲げることと関係しているので、一連の歌は庚申の夜のもつと見られる。110 番は折句、111 番は沓冠、112 番は同文字を使用しない歌、113・114 番は季節詠を頭尾の文字を決めて詠むもの、115 番は故事を和歌に詠むもの、と、非常に遊戯的技巧にあふれる歌ばかりである。また、114 番左の「しきにありし、みなわすれて」は、同様の手法の歌が、「春（の心）」・「秋」・「冬」もあつたが、その歌を忘れたの意と見られるから、この種の歌が女房等によつて多数詠まれたことを暗示している。詠作時期は示されていないが、「本院にて」「齋院にて」が附されず、また『撰津集』にはこのような歌が一首も見えないことから、令子内親王が前齋院となつてからの歌、更に言えば弘徽殿に住んだ頃の歌である可能性がある。堀河天皇は令子内親王方を訪れた際に、女房らに隠し題を詠ませて

いたことが、集末尾の歌の詞書によって知られるからである。

これはかくしだい

くつはむし

189 かずならぬかゝるみくづはむしろだのつるのよはるになにかいのらん

(七首略)

うちのごぜんに、かくしだいに、よみにくきものとおほせられしついでにかや

ほととぎす

197 たのめしをまちわたるほどときすぐしきなも心をかたみにぞみる

隠し題は、この時期非常に多く詠まれたようで、『散木奇歌集』巻十には「柳」以下三十四首の隠し題の歌が纏めて置かれた箇所（一五二六〜一五五九番）があるほか、親しい廷臣らの間で沓冠や折句でメッセージを伝える歌が交わされた（一五二二〜一五二五番等）例も見える。

はる、つれぐに侍ければ、春宮大夫公実、中納言国信、刑部卿頭仲などのおほむもとへ
たてまつりたりける歌、

はかなしなをのゝをやまだつくりかねてをだえも君はてはふれずや

春宮大夫の、かへしをはせて、使につきてをはして、いざゝは、花尋に、とてさそはれ

しこそ、むかしひろはたのみやすところの、たきものたてまつられたりけん心ちして、

おかしかりしかとぞ
(散木奇歌集・一五二四 注5)

俊頼が「はなをたつねてみはや（花を尋ねて見ばや）」の意を沓冠にして公実・国信・頭仲らに贈ったところ、

公実が直ちに誘いにやって来たと言う。公実が春宮大夫となったのは康和五年八月十七日、国信が権中納言となつたのは康和四年、顕仲は寛治七年に刑部卿となり康和四年十一月に左京大夫に転じたので、仮に人物呼称から詠作時期を推定するならば、（顕仲の呼称だけはズレるが）長治元年春頃であろうか。それは令子内親王が弘徽殿に住んでいた時期である。内親王家の庚申の夜の技巧的な歌の場は、従来の庚申待ちの伝統を引き継ぐものであると共に、日常的に技巧的・遊戯的な歌を楽しむ空気が天皇以下廷臣達にもあつたので、令子家女房の歌にもそれが反映されたのであろう。

更に、庚申待ちの和歌に関連して、「上陽人」「楊貴妃」「きさき」の題のもとに、物語の人物の立場になつて詠んだ歌が纏まって見られる。庚申の夜の歌群に続いて置かれていることなどから見て、これも大式一人の行為ではなく、女房たちが皆こうした歌を詠む機会が持たれたと想像される。

上陽人

- 117 ともしびのつくるをきはとながめつゝあはれいくよをなげききぬらん
118 くれなゐにたとへしかをもしもふりてうとき人にはみえじとぞおもふ

(二首略)

楊貴妃

- 121 きみとわれこのよのゝちのゝちもまた木ともとりともなりてちぎらん
122 みちのべにこまひきわたすほどもなくたまのをたえんちぎりやみし

(四首略)

きさき

127 さよなかにちぎりしことをわすれずはたまのかざしをそれとしらじや
128 みちのべにたえにしたまのをなれどもなをのちのよはながくむすばん

(二首略)

これらの歌と直接関わるかどうかは不明だが、『江帥集』には、「京極のつのみみ」或いは「つどの」との贈答が見える。この「京極のつのみみ」が摂津を指すのであろうとの指摘は、早く森本元子氏によってなされている(注6)が、『江帥集』後半部にはこの「つのみみ」と匡房との贈答歌と、匡房が七夕の日に「つどの」に贈った歌九首が見られる。次に挙げるのは、七夕に贈った九首の一部で、織女の立場に立って詠み、時間の経過を意識した内容の連作で、非常に物語的であるところが『大弑集』の「上陽人」以下の連作とよく似ている。

七月七日、又、つとのへつかはす

たなはたもあふよになりぬしらくものあまのはころもいかてかさねむ (江帥集・四七二 注7)

しらせはやまれにあふよのなはたにあさひくいとのたえぬおもひを (同・四七三)

おもふことたゝかはかりもしらくものあまのかはらにたちわたらん (同・四七四)

(四首略)

おもひいてよくさのまくらにちきりてしそのことのはにあきかせそふく (同・四七九)

おもひいつやくさのまくらのうたゝねにちきりしことはしもかれにけり (同・四八〇)

『江帥集』前半部にも、女性に贈った歌で五首、六首、十一首などと、歌を一度に何首も贈ったらしい箇所が見えるので、これも「つのみみ」なる人に纏めて詠んで贈った個人的なものと片づけることも出来ようが、この七夕の連作は匡房の晩年の歌であろうこと、「つのみみ」が摂津であるとする歌人どうしの遊びと思われる点が

やはり興味深い。令子内親王家では、女房達が、時には出入りする廷臣歌人も巻き込んで、このような物語的な連作歌を詠むような傾向があったのではないだろうか。

堀河天皇は折に触れて令子内親王の住む弘徽殿に渡り、令子方女房や廷臣らと「遊び」を繰り広げたらしく、時には天皇自ら琴を演奏したことなども、『大弐集』に見えている。

うちのごぜんの、おほむことひきあそばせおはしますを、きゝまいらせて

184 ことのねはうへまつかぜにかよひけりちとせをふべきゝみにひかれて

天皇が弘徽殿で管絃を楽しむ場面は『散木奇歌集』（一五六四番）にも見ることが出来る。従って、令子内親王と女房たちは、堀河天皇の内裏で、天皇や廷臣らと、頻繁に音楽や和歌・連歌を楽しむ生活を送っていたと見られる。『大弐集』には俊頼と大弐ら女房との細殿での贈答も見られる（一四九〜一五二番）が、『散木奇歌集』にも同じ遣り取りが残り（一二二二〜一二二三番、一三〇一〜一三〇二番）、廷臣歌人の中では、この俊頼が、令子内親王の身内である国信に次いで、女房等と盛んに交流していた人物であった。更に言えば、その俊頼の家集で、最も登場回数が多い女房歌人は肥後であり、肥後は師実に使っていた頃から俊頼や彼と親しい歌人たち（仲実・行宗等）とも交流があった。その肥後が令子内親王家に出仕した後は、弘徽殿における和歌・連歌の興が一層盛り上がったことであろう（第三章第四節参照）。

以上のように、『大弐集』では、令子内親王が堀河天皇の内裏に住んだ時期の歌に注目すべき点が多く、その特色を整理すると概ね次のようなことが言えるであろう。まず『堀河百首』等、百首歌との関連を思わせる題詠歌が見られること。また庚申の夜の歌は、『撰津集』のそれに比べて技巧的・遊戯的な詠み方の歌が多くなり、それはこの時期の天皇以下廷臣らの好んだものと考えられること。それと関連して、天皇が弘徽殿を訪れた折な

どには、管絃や神楽歌等が行われ、女房らもそれを楽しむ生活であったこと。最後に漢詩文の影響を受けた物語的な連作の歌が見られ、似たような傾向の歌が同時代の男性の家集にも見られることである。このように、令子内親王の前斎院の時期、特に内裏居住期の内親王家の文学活動は、堀河天皇を中心とした歌人らの活動の中にあつて、その特色を体现するものであつた。令子内親王家は、いわゆる堀河歌壇の明るく遊戯性を帯びた活動的な雰囲気をもよく示す場の一つとして存したと言つてよいであろう。堀河天皇時代の歌人らの活動拠点としては、他に中宮・篤子内親王家があり、その活動についても第四章第二節で論じるが、中宮篤子方と比較した場合、令子方は音楽や「遊戯的」な和歌などにおいて特に活動的であつたように見受けられる。

『撰津集』は、登場人物の考証を進めるほどに配列の編年性が明確になり、又、撰関家の文化活動の華やかさが描かれ印象付けられる点で、師実の家集『京極大殿御集』との類似性を強く感じさせる（第四章第一節参照）。異なるのは『撰津集』が自撰で、『京極大殿御集』が他撰であることだが、『撰津集』と似た傾向を示す『肥後集』と併せて、この三集の編纂目的の一つには、撰関家の栄華を記録し後世に伝えようとしたことがあつたと考えられる。そして、『撰津集』に見る斎院時代の令子内親王家は、撰関家の伝統を重んずる華麗な文化活動の一点であり、『大弑集』が伝える前斎院時代の内親王家は、堀河院歌壇の明るく活動的な雰囲気をもよく体现していると言つてことができる。又、『撰津集』『大弑集』の両集を通して、令子内親王家が音楽や芸能を愛好する傾向を持っていたことも看取される。このように令子内親王周辺の文学活動の具体的状況を分析し研究することにより、院政前期の撰関家や、堀河天皇のもとに集う歌人たちの文化活動と交流の実態が少しずつ明らかになるのである。

- 注1、佐藤裕子「齋院撰津―撰津集を中心に―」（『中古文学論攷』3号 一九八二年十月）
- 注2、冷泉家時雨亭叢書第十九卷『平安私家集六』（一九九九年 朝日新聞社）による。
- 注3、冷泉家時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』（二〇〇七年 朝日新聞社）所収『大式集』による。
- 注4、「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』52号 一九七四年十一月）
- 注5、冷泉家時雨亭叢書第二十四卷『散木奇歌集』による。但し歌番号は『私家集大成』を参考にして付した。
- 注6、森本元子『『肥後集』の作者とその生涯』（『私家集の研究』一九六六年 明治書院）
- 注7、冷泉家時雨亭叢書第十八卷『平安私家集五』（一九九七年 朝日新聞社）所収『江帥集』による。

令子家関係略年譜 (先行研究を基に、発表者の成果を加えて作成したもの)

年号 西暦	歴史事項と令子・撰関家の動向	★『撰津集』☆『大式集』○『肥後集』関連事項
応徳三 1086	堀河天皇踐祚、白河上皇院政開始 師実摂政 『後拾遺和歌集』成立	○この頃、肥後の夫・実宗、任肥後守、筑紫下向 (肥後集 133・157・167・170・171・174 番歌) ☆大式集 143・145、153・154 番この頃か
寛治元 1087		★撰津集 10～12 番 (治部卿通俊、後拾遺…) (ただし通俊の任治部卿は嘉保元年 12 月)
寛治三 1089	正月、天皇元服 6 月、 <u>令子内親王齋院卜定</u>	★撰津集 15・16 番 (撰津の入道の服にて…)
寛治四 1090	4 月、 <u>齋院令子御禊</u> 師実関白	
寛治五 1091	正月、媯子内親王立后 5 月、 <u>令子入野宮</u> 10 月、篤子内親王入内 12 月、師実五十賀	☆大式集「齋院にて」「本院にて」とある歌はこれ以後、康和元年 6 月以前
寛治六 1092	第 4 次高陽院落成、師実の移徙 (7 月)	★撰津集 1～3 番、○肥後集 1・3 番
寛治七 1093	2 月 篤子内親王立后 5 月 5 日「郁芳門院根合」 7 月 7 日、高陽院七夕歌会	○肥後集 28・29 番 (左大将師通との贈答) ☆大式集 46 番 (女院の根合に人に代はりて) ○肥後集 86 番 (たなばた風を扇にす)
嘉保元 1094	3 月師実辞関白、師通関白、忠実左大将 8 月 19 日「高陽院七番歌合」	○肥後集 52 番 (三月ふたつある年) ○肥後集 130 番 (師通・師実の賀茂詣で) ★撰津集 4～8 番 (殿の歌合に) ★撰津集 9 番 (関白家十五夜) この年以後か ○肥後集 104 番 (…京極殿にて…) この頃以後
嘉保二 1095	正月 10 日、師実、京極殿へ移る	
永長元 1096	3 月、京極殿にて法華懺法 5 月、齋院令子内親王家歌合の企画	○肥後集 136～138 番 (御せほふのれうに…) ★撰津集 22・23 番 ☆大式集 91 番 (齋院歌合)
承德元 1097	高陽院里内裏 (10 月～康和 2 年 6 月) 10 月京極殿で麗子の五十講	★撰津集 26・27 番 (京極殿の五十講に…) ★撰津集 30・31 番この年か
承德二 1098	2 月、京都で大火	○肥後集 32 番 42 番、高陽院里内裏の頃か ★撰津集 34・35 番 (五月五日薬玉…) この年まで
康和元 1099	3 月 17 日、師実の齋院花見 4 月 1・3 日、齋院にて「松葉映水」和歌 6 月、 <u>令子内親王、齋院退下 関白師通薨</u> (10 月 禎子内親王齋院卜定)	★撰津集 50・51 番 ★撰津集 53 番、☆大式集 82 番「松葉映水」 ★撰津集 54 番 (みちのくにのをくり…) 9 月以後
康和二 1100	高陽院里内裏 (この年 8 月～康和 4 年 9 月)	
康和三 1101	正月、右大臣忠実臨時大饗 2 月 13 日、 <u>師実薨</u>	○肥後集 45 番 (右大臣藤氏の長にて大饗)
康和四 1102	閏 5 月 2 日・7 日「堀河院艶書合」 11 月、 <u>令子内親王内裏へ</u>	○肥後集 206・207 番「艶書合」後番歌 ★撰津集○肥後集の成立はこの年 2 月以前か ☆大式集 18～21 番、149～152 番 (弘徽殿の細殿にて…) は令子の内裏入りの後 ☆大式集 34～37 番 (四月一日ころ盛りなる桜…) この春又は翌年か ☆大式集 185・186 番この頃か (橋本氏)
康和五 1103		
長治元 1104	(堀河天皇の家集収集の動きこの頃か)	
長治二 1105	忠実関白 「堀河百首」奏覧この頃か 3 月 5 日、内裏歌会	☆大式集成立この年 3 月頃まで (塚谷多貴子氏) 『続後撰集』1138・1139 番 (天皇と肥後の贈答)
嘉承二 1107	7 月 19 日堀河天皇崩御、鳥羽天皇踐祚 <u>令子内親王、鳥羽帝准母として立后</u>	この頃、肥後の夫、任常陸介。呼称「常陸」へ
永久四 1116	「永久百首」成立	8 月、撰津・肥後「雲居寺結縁経後宴歌合」参加

第三章 令子内親王家の歌人たち（二）

第一節、『肥後集』の内容と構成

院政前期の女流歌人肥後とその家集については、比較的早くから研究が進められていた。具体的には、まず『肥後集』が『桂宮本叢書』第十巻に収められた際、橋本不美男氏による解題で、集と作者に関する最初の考察が示された。その後森本元子氏の「『肥後集』とその作者」（注1）によって、『肥後集』が自撰家集であること、その作者の出自から生涯のアウトラインに至るまで、歌人肥後に関する基礎的な事柄が明らかにされた。すなわち、肥後は、肥前守（肥後守とも）藤原定成女で、常陸介藤原実宗の妻、藤原師実並びに白河天皇皇女令子内親王に仕えた女房歌人で、『金葉和歌集』以下の勅撰集歌人、『堀河院艶書合』『堀河百首』『永久百首』の歌人であり、『肥後集』は康和三（一一〇一）年二月の師実薨去を契機として一兩年の間に自撰されたらしいこと、筑紫などへ下向した経験を持つこと、『散木奇歌集』『江帥集』などの同時代歌人の家集に名や歌が見えること、等々が明らかになったのである。続いて、佐伯梅友氏が、「肥後集とところどころ」（注2）及び「肥後集試読（一）」（注3）によって、『肥後集』の全歌の読解を示した。これにより、『肥後集』は多くの興味深い点を有する家集であることが明らかになった。更に久保木哲夫氏が「肥後とその集」（注4）によって、『肥後集』に登場する人

物に関する考察と詠作年次の特定を中心に、集の内容と歌の読解を深め、集の歌の多くが師実最晩年の十年間のものと思われること、集は年時別の配列ではないこと、併せて集の大まかな内容分類案等を明らかにした。これらによって『肥後集』の研究の土台はほぼ出来上がっていたが、平安私家集研究会によって『肥後集全注釈』（注5）が刊行され、これにより『肥後集』及び肥後に関して基礎的段階は終了し、新たな段階に入ったと言える。

ここでは、この集の構成の分析に重点を置きながら歌の内容を分析し、そこからこの時代の撰家女房の生活の具体像と『肥後集』の特質を考察したい。資料篇には【資料3】としてこの集と作者に関する年表を示す。

1、冒頭部の賀の歌

『肥後集』は冒頭に賀の歌を五首置く。それは次のように、高陽院の庭に放たれた虫に寄せて高陽院の繁栄を言祝ぐ歌に始まる。以下、本文の引用は冷泉家蔵『肥後集』（注6）により、句読点と濁点は筆者が適宜施した。

かやゐどのゝきたのつぼに秋の花うへつくされたるに、こぞのあきはなたれたりしむしの、
ことしなきそめたるに、その心よめとありしかば

1 ちゞのあきにあふべきやどのはなぞのをすみかにしたるまつむしのこゑ

佐伯・久保木両氏が早くから指摘されているように、この歌は承暦四（一〇八〇）年に焼失した高陽院が再建され（注7）、師実が三条殿から移徙した寛治六年（一〇九二年）秋又はその翌年秋の歌と考えられる。「きたのつぼ」とは北の対の壺庭であろうか。そこへ「秋の花うゑつくされたる」とは、様々な秋の草花を一杯に植えた、の意であろう。前栽に秋の花を掘って来て植えることは、平安中期から歌の詞書などに度々見受けられる。「こ

「そのあきはなたれたりしむし」は、落成の前年の建築中に放ったものか（この場合歌は寛治六年秋の作）、新築後に放ったものか（この場合は翌年秋の作）、ここでは判断がつかないが、肥後が昨秋放っておいた虫と知っていることから、後者の可能性が高いように思われる。未だ木の香も新しい御殿の庭に今年は虫までも鳴き初めた、その感動を詠めとの命を受けて、高陽院の繁栄を言祝ぐ歌を詠んだものである。初めて鳴いた虫に寄せて、高陽院の主と撰閲家の繁栄を祈ったのである（注8）。

次の歌は、

いはひのうたよみて、と人のいひしかば

2 いつとなくかぜふくそらにたつちりのかずもしられぬきみが御代かな

とあって、詠作状況は明確ではないが、前後の歌が高陽院に関わる歌であることから推して、師実の長寿を言祝ぐ歌ではないか。「やど」を言祝いだ後に、主その人の長寿を祈る歌を置いたのであろう。記録によれば、寛治五（一〇九一）年十二月十七日に師実の五十の算賀が行われている（注9）ので、或いはそれに関わる歌かとも考えられるが、詞書には師実の賀を思わせる表現は無い。ただ「よみて」の下に「奉れ」が補われる可能性はあろう。そして、更に高陽院でと明記された祝賀の歌が続く。

かやみどのにて、いはひのうた、人くによませさせたまひしに、

3 わたつみのなみまをわけてさくはなはきみぞかひくをりてみるべき

これは詞書が明快であるのに、歌は解りにくい点が多い祝い歌である。「わたつみ」は恐らく高陽院の寝殿の四圍に巡らされたという池（注10）を海に喩えたものである。そこから「なみ」「かひ」が自然に導かれる。また、「わたつみ」「なみ」「はな」等を詠み込む古歌もある。

わたつ海のかざしにさせる白妙の浪もてゆへる淡路しま山

(古今・雑上・九一一)

これは祝い歌ではないが、「わたつ海」は海神、波は海神の挿頭で、その波によって結いめぐらしていると歌われる淡路島はイザナギの「幽宮（かくれみや）」のある島である。そして「なみのはな」は次の歌によって賀歌と結びついた。

人のかうぶりする所にて、ふぢの花をかざして　よみ人しらず

打ちよする浪の花こそさきにけれちよ松風やはるになるらん（後撰・慶賀哀傷・一三七四）

肥後の3番歌の上句については、これら先行歌を背景に持つ表現として概ね理解できよう。残る下句は、具体的内容は明確ではないが、「波間を分けて咲く花」を「折りて見るべき」と詠むところから、池の汀に菊が植えられていたのではないかと想像する。そのような情景を詠む先行歌が複数見られるからである。

たづのすむみぎはのきくはしらなみのをれどつきせぬかげぞみえける　（中務・一二一）

秋ふかきみぎはのきくのうつろへば浪の花さへ色まさりけり　（公任・一二六）

中務の歌は天曆七（九五三）年十月二十八日の内裏菊合の歌で、「州浜に植ゑたる歌」（注11）であるから実景ではないが、公任の歌は「ありくにがすまぬ家にて」詠んだ歌の一首で、こちらは実際に庭に菊があったものと思われる。このような汀の菊は絵巻にも見えている。『駒競行幸絵巻』のうち久保惣美術館蔵の部分には、池のほとりに菊が描かれているが、この絵巻は『栄花物語』（駒競べ）に取材しており、万寿元（一〇二四）年九月に後一条天皇らが頼通邸（第一次高陽院）に行幸啓した場面を描いているのである。師実が再建した高陽院は第四次のものであるが、寝殿や池などは最初のそれを踏襲したものと想像される。更に、歌語の面からは、「寛平御時内裏菊合」左方の歌で、「伊勢の網代の浜」にちなんで催馬楽「伊勢の海」を下敷きにした次の歌も浮かび上が

る。

磯に咲く網代の小菊しほかひは玉とぞとめむ波の水草

(寛平御時菊合 九)

肥後の3番歌はすつきりとは解釈しにくい歌ではあるが、以上のような歌の流れや実景の上にあるのではないだろうか。また、この三番歌は、既に『撰津集』の項で述べたとおり(第二章第一節)、撰津の集の冒頭部と関連が考えられる。おそらくはこの集一番歌と『撰津集』冒頭三首、そして当該三番歌は、近い時期に詠まれたものである。ところで、この三番歌は撰津の歌と比較すると、

いけ水のすむにしらるる千年をばきみが心にまかせたるべし

(撰津集 一)

わたつみのなみまをわけてさくはなはきみぞかひくをりてみるべき(肥後集 三)

師実と高陽院の前途を言祝ぐために同じように池を詠みながら、常套的ではあるが調べのなだらかな撰津詠に対して、肥後の歌は難解であり、その分新鮮さや面白みがある。同時代の女房歌人として活躍した二人の相違がここには表れている。

この後には、詠作の時期と状況の明らかでない賀歌が二首置かれている。

賀

4 けふよりはいはひこめつゝたけのつゑきみをやちよとちぎりおくかな

人のこうみたる、うぶぎぬやるとて

5 はるかにぞおもひやらるゝまつがえにけふよりすだつゝるのけごろも

4番は算賀の歌である。誰の算賀の折のものか一切記されないのは、身内のそれであったか、或いは代作の歌であったのか。5番は出産祝の歌であるが、産衣を贈る相手は、次の歌の例のように、身内などの親しい間柄かと

思われる。

なりひらがおのこむませたりしに、うぶ衣ぬふ程におぼえし

雲の上ののぼらんまでもみてし哉つるのけ衣としふとならば (赤染衛門・五七四)

4・5番歌は恐らく冒頭の三首よりも古い歌か、友人や身内の祝に関わる歌であったのであろう。

以上、冒頭部五首の配列を見ると、1番歌は高陽院を「ちぢのあきにあふべき宿」と高らかに歌い、虫の名に寄せて繁栄の象徴である松を響かせ、待望の御殿の完成の喜びとそこに住む撰閑家の繁栄を祈る歌になっている。続いてその高陽院の主・師実の長寿を言祝ぐ歌があり、更に高陽院の宏壮な邸宅を髣髴とさせる祝賀の歌が続く。その後には私的な賀歌が置かれたらしい。こうした冒頭の五首の配列は、『肥後集』全体の方向性を象徴しているように思われる。撰津も肥後も、家集編集の意図として、撰閑家の繁栄の中に自分を位置づけるような意識があったと考えられるからである。そして当然ながらその姿勢は続く春の歌の部分にも反映されるであろう。

2、春の部の歌―その内容と配列―

春の部の歌の主な内容と配列は、次のようになっていく。番号の下は詞書で、ある程度長い場合は主旨のみを、題詠の場合は題を示している。括弧内は歌の主旨や歌語で、配列上注意すべき事柄である。また※は題詠を示す。

- 6、8、正月一日の拝礼（場所は高陽院か）
- 11、※雉子（若草）
- 9、正月一日（降り初むる雨）
- 12、正月一日、人より 芹（結び花）
- 10、※霞（春立つ）
- 13、返歌 梅を（結び花）

- 14、同じ人、中宮のかうつかさへ（若菜摘み）
- 15、正月一日ころ、雪の朝、人へ（山里）
- 16、梅花散る、隣の人へ（花 \parallel 雪の見立て）
- 17、※初鶯（山里の初音）
- 18、※蕨（深山は雪）
- 19、※残りの雪花に似たり
- 20、太政大臣（師実）の花見（春に逢ふ君）
- 21、花を見て（花に慰む心）
- 22、山里の花見、京に残った人へ
- 23、※霞の中の帰る雁
- 24、齋院御所の花見、齋院側より（祝意あり）
- 25、返歌（祝意あり）
- 26、仁和寺大教院の花見、一品宮側より
- 27、返歌（「空」に咲く「桜」）
- 28、高陽院の桜、散る花（祝意あり）
- 29、左大将（師通）の返歌（散るもみゆきと）
- 30、※散る花（凍らぬ庭の雪）
- 31、雨降る日、柳を人へ（まゆに雪ふれば）
- 32、内裏の桜散る、中宮女房へ（祝意あり）
- 33、庭に散る花（風への恨み）
- 34、※鶯の声琴に和す
- 35、法性寺（法成寺？）花盛り（祝意あり）
- 36、師実の返歌（祖父より匂う花）
- 37、花見の後、桜を人へ
- 38、太政大臣花見（散る花・法の筵）
- 39、※散る花（笠取山 濡れぬ雪）
- 40、山里の垣根の梅 ※か？
- 41、花見、殿上人たちを見て（星を連ねて）
- 42、高陽院の桜を見て、中宮の上総へ
- 43、小さい桜の初咲き、人へ
- 44、※花簾の内に吹き入る
- 45、右大臣忠実の大饗、東三条の紅梅
- 46、花を尋ねて宿にとまらず ※？
- 47、※柳風に靡く
- 48、海人の衣干すを見て
- 49、※春月（山桜）

50、春ころ、月あかきころ（花にまがふ月光）

54、※残りの花霞隔つ、三月晦、宇治殿にて

51、春の夜、花を人へ

55、三月晦（散る山桜）

52、三月二つある年、山吹を師通へ

56、三月二つある年、先の三月尽

53、※残りの花

57、※春の果て（春を惜しむ心）

以上、春の部は基本的には元日の詠にはじまり、三月晦、春の果てで終わる、季節の推移が意識された並べ方になっている。しかし元日の歌では、拝礼の様子を詠んだ三首が最初に置かれている。

正月一日はいらいをみて

6 たちならぶ人の心はゆたげにておきふしせばき今日にはかな

7 はるたてば今日のころもにつらねたるこてふのまとゐみるぞうれしき

人のよみてとありしに、おなじこと

8 あづさゆみつるばみごろもひきつれてはるのはじめにまとゐをぞする

これは撰関家の拝礼を詠んだものと思われるが、同時代或いは前後の時代においても「拝礼」そのものを詠んだことが明確な歌は少ない。とりわけ女房が拝礼を見て詠んだ歌はほとんど例がなく、他には『康資王母集』に一首あるのみである（注12）。この6〜8番歌は解釈の上では問題点が多く、歌われた場面・状況が今一つ明確とは言えないものの、拝礼の具体的様子を反映した注目すべき歌であると思われるが、詳細は第三節に譲る。

次の9番には同じ一日の詠がある。

正月一日あめふるに、にはのくさあをみわたりてみゆれば

9 いっしかと今日ふりそむるはるさめにいろづきわたるにはのわかくさ

雨に濡れた庭の草が「あをみわたりて」見えるところに新春を実感した喜びを歌っている。『中右記』で寛治・嘉承の頃の記録を見ると、元日の雨は比較的多く、この歌がどの年の詠かを特定するのは難しい。しかし、歌から感じるのどちらかと言えば小雨であり、そのイメージで見るとすれば、小雨であったが拝礼は行われたという寛治三（一〇八九）年や、曇りで時々小雨が降った同四年、師実邸の拝礼はあったが院の拝礼はとりやめになった寛治六年などがふさわしいように思われるが、あくまで印象である。しかし、実は肥後と同時代の女房歌人・周防内侍も、家集の冒頭に雨の降った元日の詠を置いており、それを古池由美氏が、集編纂の意識の問題と絡めて様々に検討している（注13）。

正月一日、堀河内裏にて南殿の御前の山のけしき春めきて見ゆるに、雨すこし降る

春雨の今日降りそむるかひありて山のけしきぞ薄緑なる（周防内侍集 一）

古池氏は、この歌を寛治三・四年、とりわけ寛治四年正月一日の思いを詠じたものである可能性が高いと見て、前年に元服した堀河天皇がその年初めて四方拝を行った、その寿ぎの気持ちで巻頭に置いたものであろうと述べる。寛治三、四年かどうかはともかく、肥後の9番歌も、周防内侍が喜びを詠じたのと同じ年のものである可能性もあろう。

12・13番には、元日の結び花贈答の歌が置かれ、更に14番がこれと関わる歌になっている。

正月一日せりを人のむすびてお_マせたる、は_マきのめのと

12 こほりせしさはだのねぜりあらはれてか_マみにつめるとしのしるしに

かへし、むめのはなをむすびて

13 むめがえにこづたふとりにさそはれてさはのねぜりはつみもやられず

おなじひと、中宮のかうつかさのもとに

14 はるがすみいざもろともにたちいで、心をのべにわかなくみむ

14番歌は詞書によれば「同じ人」すなわち伯耆の乳母の歌となり、それが肥後の集にあるのはいささか不審である。手控の草稿にあった歌をそのまま入れたものかとも考えられるが、その場合でも14番歌そのものか又はその返歌（集には無いが）のどちらかが肥後と関わりを持つのでなければ考え難い。ここは詞書等の誤写（「ひに」が「ひと」と誤られた可能性はある）か、歌の脱落等があったものか。仮に誤写があつて14番歌が肥後の歌であつた場合には、伯耆の乳母と結び花をやり取りした同じ日に、肥後が「中宮のかうつかさ」の許へ「共に若菜摘みをしようではないか」と言い送つたことになり、「芹摘み」（12・13番）「若菜摘み」（14番）という話題の繋ぎのほか、13・14番歌とも元日に浮き立つような気持ちで詠まれ、歌の配列上も自然になる。

しかし15番以降、寒い早春から花と雪の見立ての歌になり、19番「残りの雪花に似たり」となるが、この題詠歌が花のイメージの歌であることが、次の20番に太政大臣師実の花見の歌を導くように思われる。

のこりのゆきはなにゝたり

19 よしの山むらぎえのこるしらゆきをいまさきそむるはなかとぞみる

太政大臣はなみにありかせ給ひて、御ともにはなのしたにくるまたてゝ

20 はるにあふきみがみかげにたちよりてはなのさかりをみるぞうれしき

桜の歌の先頭に師実の花見のことが置かれているのは、これまでの賀の歌、元日の歌と同じ意識によるものと思われる。歌の内容も「春に逢ふ君が御蔭」で「花の盛りを見るぞうれしき」と、花見に寄せて撰閑家の繁栄を謳歌し、そこに関わる我が身の喜びを詠んでいる。花見の歌は、23番「帰雁」を挟んで続き、24・25番齋院御所で

の花見、26・27番仁和寺大教院での花見の折の歌が、それぞれ相手側からの歌と肥後の返歌という贈答の形で置かれていた。

続く28・29番は同じく贈答歌で、高陽院の桜が歌われているが、これは散る花の歌になっている。

かやみどのゝはな、にはにちりたるをみて

28 よろづよをふるにかひあるやどなればみゆきとみえてはなぞちりかふ

左大将殿、かへし

29 枝ごとのすゑよくにほふはなゝればちるもみゆきとみゆるなるらん

この歌は、左大将師通との贈答になっているが、「万代を経るに甲斐ある宿」に「みゆきと見えて」花が散るという表現からは、行幸や高陽院の里内裏としての使用などが想起される。師通が左大将であった期間は、承暦元（一〇七七）年四月九日～寛治七（一〇九三）年十二月二十一日、その間に高陽院に行幸等が可能であった春となると、第三次高陽院が焼失する前の承暦二、三年（白河天皇代）と、第四次高陽院落成後の寛治七年（堀河天皇代）に限られる。白河天皇は承暦元年十一月に六条内裏から高陽院に戻り、承暦四年二月六日の焼失まで里内裏としていたから、この贈答歌はまず承暦二年若しくは三年の歌である可能性がある。しかし、『肥後集』の歌のうちで詠作年次のわかるものが、ほぼ寛治七年以降康和四（一一〇二）年迄であることを考えると、それらの歌と時期が離れていることが気にかかる。一方、師通の歌の「枝毎に末よく匂ふ花」という言葉に目を向けると、子孫の栄達或いは女子の立后なども想起される。堀河天皇の中宮篤子は、後三条天皇の第四皇女であるが、入内決定後は師実が養父となって後見している。篤子が中宮に冊立されたのは寛治七年二月二十二日で、高陽院で三日間の大饗が催された（注14）。また『後二条師通記』及び『中右記』によれば、三月十一日に、高陽院の中宮

御方で盛大な御遊があり、『師通記』にはその日の様子として「桜花盛綻」との記述が見られる。従って肥後と師通が28・29番歌を詠んだのは、おそらくこの寛治七年の三月のことであろう。第四次高陽院の落成後初めての春であり、高陽院から后が立った春である。肥後が「万代を経るに甲斐ある宿」と歌うのは自然なことと思われる。

この後は、散る花と柳や鶯の歌が続く。ところが、35く37番では再び花盛りの歌になり、季節の推移から見ると逆行した配列になる。

法性寺はなざかりなるをみて

35 よろづよのはるをかねたるさくらばなこずゑまさりにさかむとすらん

御返し、さきの大上大臣

36 おほちよりにほひおきけるはるなればこずゑまさりにはなもさくらむ

はなみてかへりて、一枝人のがりやりたれば、これはいかにといひたるに

37 山ざくら一枝やるはみるゆきとさそふしるしの心づからぞ

太政大臣はなみにいでさせ給ひし御ともまいりて、にはにちりしけるを

38 わがまゝにみよのほとけのさくらばなのりのむしろにちりぞしにける

ちるはな

39 きてみればかさとり山のさくらばなぬれぬゆきとぞふりにふりける

この一連の歌では、35・36番の贈答と37番歌の三首、38番歌と39番歌の二首が、それぞれ同じ時の歌と見られ、撰閑家創建の寺である法性寺で、師実の供をして花見をした折の歌としてここに纏めて置かれたものと考えられ

る。35・36番は師実との贈答である。この花見の寺は、36番歌に「おほぢより」とあるので、道長創建の「法成寺」のほうかふさわしいとも考えられるが、『師通記』や『中右記』を見ると、師通の法性寺参籠の記事（寛治四年二月十五日）が見られたり、師実の法成寺参詣の記事（嘉保元年正月、同閏三月）が見られるなど、どちらの寺も参詣・供養の記事が少なからずある、従ってこの花見がどちらの寺でのことか、今のところ判断し難い。38番歌は詞書に花見の場所が示されていないが、「みよの仏」「法の筵」と歌われることから見て、寺での花見であろう。35・36番と同じ寺とも考えられるが、後に「笠取山」の歌を置くのが偶然ではなく肥後なりの配列であるとする、38番の花見の寺は宇治の平等院である可能性もあろう。どちらにしても撰関家の繁栄をことほぐ意識がこうした桜の歌の配列にも如実に表れている。散る花の最初の歌として28・29番の師通との贈答を置き、散る花の歌を並べた後に、今度は盛りの桜を祝意をこめて詠む35番を先頭に、撰関家の寺での花見の歌を置く。まるで撰関家の繁栄が散ることのない花であるかのように、花盛りが繰り返され強調される配列である。

40番〜51番は、私的な歌と、これまでの歌とは詠作時期の異なる歌が置かれたようである。集の編纂姿勢が、主家の繁栄を言祝ぐ公的立場重視のものであるとすると、私的な性格の歌は後回しにされるのである。しかしその中にも注目される歌がある。まず、肥後が内裏にも出入りしたらしいことを感じさせる次の歌である。

つきのあかきよ、うちよりいづるに、かやゑどのゝはなをみて、またの日、みやのかづさに

42 春のよのつきもろともいでしかばひるにおとらずはなをみるかな

詞書は「内裏から退出する折に高陽院の花を見て」と言うが、ここで言う「うち」とは何処で、退出時に高陽院の花を見たとはどのような状況なのか、いささか解りにくい点がある。考えられるのは高陽院が里内裏となっていた時期で、内裏として使われていた殿舎を退出して高陽院の広い庭の花を見たの意であろうか。『中右記』等

の史料で確認すると、堀河天皇は永長二（承德元・一〇九七）年十月十一日、新殿の完成した高陽院に遷幸、康和二（一一〇〇）年六月十九日～八月十六日の間、新造の本内裏に遷った期間を除いて、康和四年九月二十五日まで高陽院を内裏としていた。師実は嘉保二（一〇九五）年正月十日に高陽院から京極殿に移っており、康和三年正月に宇治で出家するまで京極殿に住んでいた。肥後も師実に従って京極殿に移ったと思われるが、42番歌は中宮篤子の許に何か用があるなどして（歌合などの催事に関わることがあったか）参内した折であったのだろうか。これが高陽院が里内裏であった時の歌とすれば、承德二年以降の詠作となる。

次の歌も、詠作年次がわかるものの中では、康和四年閏五月の『堀河艶書合』の歌に次いで新しい歌である。

右大臣とうしの長ぎにてだいきやうありし時、とう三条のひんがしのたいのこうばいをみて

45 さもこそはたえせぬいへのかぜならめおりをすぐさずてにほふむめかな

これは康和三（一一〇一）年正月二十一日に行われた右大臣忠実の大饗の折の歌である。既に久保木氏が指摘しているように、『肥後集』では忠実に対して一貫して「右大臣」の呼称が用いられているが、忠実が右大臣に任じられたのはこの前年の七月十七日、この時の任大臣大饗も同じ東三条殿で行われた。こちらは正月の大饗であるが、肥後は師実に従って東三条殿で奉仕したのであろう。折にかなって咲く梅に「絶えせぬ家の風」を見る言祝ぎの歌であるが、師実はこの五日後に宇治で出家、それから一月も経たぬうちに薨去したことを考えると、「絶えることのない撰関家の繁栄」への言祝ぎは、師通亡き後忠実を後見していた師実の切なる祈りでもあったろう。この歌が梅の歌であるにも拘わらず春歌の後ろのほうに置かれたのは、この集が師実の時代への賛美が中心であることが最大の要因と思われるが、42番歌が承德二年以降の可能性が有ることと考え合わせると、このあたりの花の歌は集の成立時に近い、新しい歌を集めている可能性がある。52番からは閏三月に係わる歌、三月晦日の歌

になり、春の部も終わりに近づく。

三月ふたつあるとしのはる、大将どのゝ山ぶきのさかりなるををりて、右大臣どの
中納言どのとましゝをり、たてまつる

52 かすみしくはるのかひあることしよりちよままでにほへやへの山ぶき

「三月二つある年」とは、寛治八（嘉保元一〇九四）年である。「大将どの」は師通、「右大臣どの中納言どのと申しし折」とは忠実が中納言の時期を指すとみられる。師通は、正確にはこの前年の十二月二十一日に左大将を辞し、この年三月九日に、師実の関白辞任上表によって関白となり、同十一日に氏長者をも譲られた。また忠実は寛治六年正月から永長二（承徳元・一〇九七）年三月まで権中納言であったが、この寛治八年三月二十八日には左大将を兼ね、四月十日に初めて陣に著いている。これはそうした慶事の続いた三月頃の歌であろう。師通の二条邸の山吹を手折って忠実に献上したというのは、事実上師通から忠実に左大将が譲られたことと係わっているであろう。折から閏三月のある年である。肥後が「霞しく春の甲斐ある今年より千代まで匂へ」と歌うのは、八重山吹に寄せて、若い忠実（この年十七歳）と撰閑家の未来への予祝なのであろう。

又、この52番歌は、閏三月の繋がりから「三月尽」「春の果て」へと続く歌を導くとともに、春歌の最後のグループの先頭に置かれたものであろう。

三月つごもり、花ちりつもりたるところにて

55 ふみわくるあかものすそはさえなくにゆきとふりつむ山ざくらかな

やよひのふたつあるとし、まづのつくるひ

56 いかばかりけふのつくるをしましましあすものこりのはるとしらずは

はるのはて

57 年をへてこりず心をつくすかなをしむにいつのはるかとまれる

56番歌は、おそらく52番歌と同年の歌であろう。「まづの尽くるひ」とは「最初の三月晦日」の意と思われる。或いはもとは「まへの」とあったのを、書写段階のどこかで「へ」と「つ」が誤られて今のようになった可能性もある。この56番と同じ日の歌と思われる師実の歌が『京極大殿御集（師実集）』や『新勅撰集』（神祇・五四八番）に見える。

閏三月侍ケルトシ、齋院ニマイリタマヒテ、女房ノナカニノタマハセケル

ハルハナヲノコレル物ヲサクラバナシメリウチニハチリハテニケリ （京極大殿御集・三一）

師実はこの日、齋院令子内親王の許に赴いている。或いは肥後も同行し、齋院で56番歌を詠んだのかもしれない。

さて、このように検討してみると、『肥後集』は、歌の配列において、主家の行事の歌を重視しており、それを所要所に配する形で配列がなされているのではないかと思われる。季節の推移から見て歌の順が前後していたり、贈答や題詠が雑然と並んでいたりするように見えるが、これは考え無しに並べてこうなったのではなく、ある程度意識した配列であると思われる。肥後は手元の草稿を並べて家集を編むにあたり、歌の内容の関連性や、詠作時期の同じ頃のものに近いに置くなどの意識を持っていたのではないかと想像される。これは題詠の置き方を見ても、具体的出来事の歌の後につけるようにして、内容や歌語で繋がりが生まれるように配されるといった様子が見て取れる。賀の五首に見られた高陽院における師実の栄華を賛美する姿勢は、春の五十二首にも自然な形で引き継がれている。「拝礼」を詠んだ三首に始まる春の歌は、撰閑家の繁栄を言祝ぐ歌を中心とした幾つかの歌の纏まりによって成り立っているように見えるのである。こうした配列は、夏以降の歌にも見られるものか

どうか、次には夏から冬の歌を検討してみたい。

3、夏の歌の内容と配列

夏の歌は二十五首、以下にまず簡単な内容一覧を示す。歌番号以下、前節の一覧に同じ。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 58、衣更へ ※か（花の匂いの身にしみて） | 71、 ※水鶏（急ぎ開けてはくちをし） |
| 59、四月一日、時鳥を聞きて（春を忘れず） | 72、 ※蚊遣火（はるくるかたもなき心） |
| 60、或所にて、近きわたりなる人へ（卯の花） | 73、雨の日、田舎の田植えを見て |
| 61、六条院の藤の盛りなりしを見て | 74、時鳥を聞いて河内の許へ |
| 62、 ※かはづ | 75、 ※雨のうちの時鳥 |
| 63、五日に菖蒲の薄様を贈られて | 76、 ※かたらひ山の時鳥 |
| 64、五月五日 | 77、 ※照射 |
| 65、同じ人、菖蒲の薄様に書きて | 78、 ※水鶏 |
| 66、しのびて人のもとに歌合しける（時鳥） | 79、 ※真菰草 |
| 67、 ※五月雨 | 80、 ※蓬 |
| 68、五月雨の頃、雲間の月を見て、人へ | 81、 ※人の扇に、田を鋤きたるかさに |
| 69、 ※雲間の月（五月雨、月に笠ぬぐ） | 82、 ※なつの日 |
| 70、 ※五月雨（海士の衣干しわぶ） | |

夏歌は一見すると雑然とした配列に見える。「衣更へ」に始まり、五月五日の歌、五月雨の歌と続くものの、同題や同素材の歌が一つ所に纏まっておらず、歌の内容に問題のあるものも目につく。以下、問題点を検討しながら、夏歌とその配列で考えられることをまとめてみたい。

58・59番歌は「花への愛惜」という点で共通する歌になっている。

ころもがへ

58 いろふかく花のにほひのみにしみてうすきころもはきまうかりける

四月ついたち、ほととぎすをきゝて

59 夏の夜の山ほととぎすきゝながら花みしはるをわすれやはする

「花の匂ひ」が深く身に染みているから夏の一重衣は着たくないという58番歌、四月一日に時鳥を聞きながらも春を忘れられないと歌う59番、この二首は夏になったことを示すとともに、57番歌の「春の果て」の心を承ける内容であり、春歌の最後のあたりから一続きの歌として見ると自然な流れになっている。そして、春が忘れられないと言いつつも、「ほととぎす」の声は夏らしい情景を導き、卯の花、藤の歌へと続く。

六条院のふぢさかりなりしをみて

61 ふぢなみの花ざかりにはむらさきのくもたつやどの人やみるらん

六条院は里内裏の一つ六条内裏を基に、讓位翌年の寛治元（一〇八七）年に殿舎を造営して院御所としたもの。白河院はここに愛娘の媞子内親王とともに住んだ。媞子内親王は堀河天皇准母として寛治五（一〇九二）年正月に立后、寛治七年正月には郁芳門院の院号を受けたが、永長元（一〇九六）年八月七日に崩御し、これを悲しんだ父院は翌日に出家し、六条院内に仏堂を建てた（第四章第三節を参照）。この歌はおそらく媞子内親王の生前

で、「紫の雲立つ宿」と立后に係わる詞が見られるところから、寛治五年の春頃の詠作とみられる。春の歌12・13番の贈答の相手は、この媞子内親王の乳母「伯耆の乳母」であった。この歌は肥後が何かの折に六条院の藤の花を見て、帰ってから伯耆の乳母ら六条院女房の許に贈ったものかもしれない。

63番から65番は配列に不審な点がある。

いつかのひさうぶのうすやうを、人のようあるものかとおこせたるに

63 心ざしふかきいりえのあやめぐさたづねぬさきにたれかひきける

五月五日

64 つねはたゞよそにぞみつるあやめぐさけふばかりこそつまとたのみめ

おなじ人、さうぶにかきて

65 みのほどもおもひしらるゝあやめぐさ人のうきにはしたねなかれて

五日の日に、誰かが菖蒲の薄様を贈ってきた、それに対して肥後が感謝の心を詠んで贈ったのが63番である。次の64番は題詠のような歌で、次の65番詞書に「おなじ人」とあって、63・64番を承けているらしいところが解りにくい。これは64番歌が「普段は関係ないものに見ているが今日だけは『つま』と頼りにしよう」との内容であるのを承けて、薄様を贈ってくれた人物が、65番歌で「今日だけはなどと言う貴女の薄情さに泣いている」と恨んだものと考えると一応理解できる。そうであるとする、この三首はある年の五月五日の贈答であることにならぬが、或いは別々の歌であるのを、一連の歌と受け取れるように並べたと考えられなくもない。

続く66番もまた問題を孕んでいる。

しのびて人のもとにうたあはせしける

66 山ぎとのしづのかきねにほとゝぎすきく人もなきなのりをぞする

この歌は既に久保木氏が述べている(注15)ように、「承暦三年月二二日庚申夜歌合」(『平安朝歌合大成』所収)の歌である。萩谷朴氏によれば、甘巻本の卷二十は散逸しているが他本によつて内容のある程度把握でき、左右の勝負づけがなされているので実際に歌合が行われたのであろうという。承暦三(一〇七九)年が正しいとすると、この歌は『肥後集』で詠作年次が推定できる歌のうち最も古いことになり、この集の歌がおおむね寛治四、五年頃からの十年間の歌であろうと考えられることと、時間的な隔たりが気にかかる。しかし、後述するように、集には一〇八〇年代後半のことであろうと思われる筑紫下向の歌を含むことを考えると、歌人として出発した頃の歌も含まれていることはあり得る。この66番歌は歌合の最初の歌として挨拶的な意味合いをも担う歌と思われる。肥後にとつて思い入れの深い歌であつたために集に入れたと考えることも出来よう。

67番は題詠で「五月雨」であるが、同題の歌が70番にもある。これは71番の「水鶏」も同じで78番に再び現れる。肥後は同じ題の歌を集めることよりも、詠んだ場や時期が異なる歌は別に並べたためにこのようになったのではないだろうか。題詠歌が並ぶ中に、次のように多少具体的な状況のわかる歌がある。

さみだれのころ、くもまの月をみて、人のがり

68 ひとりみるかひこそなけれさみだれのくもまの月をたれによそへて

この歌は、前の67番の「五月雨の空」を承け、更に次の69番の「雲間の月といふ題」の歌を導く形になっている。この後に「五月雨」「水鶏」「蚊遣火」と題詠が並ぶが、この三首は、歌に、70番「あなくちをしやさみだれのそら」、71番「いそぎあけてはのちぞくやしき」、72番「はるくるかたもなきころかな」と続き、心情を表す語の使用で共通点があり、或いはそのあたりにも意識的な配列があるのでないだろうか。

続く73・74番の二首は、詠作時期はわからないが、具体的な状況が見える歌である。

ひまなくあめふるひ、ゐなかのかどたうふるをみて

73 ひまもなくなへとるたこのあさごろもひぐらしぬれてよるやはすらん

この歌は、歌語も内容も「五月雨」題の67番によく似ている。実景の歌から題詠歌も生まれるとすると、この73番の体験は比較的古いのもかもしれない。早苗とる田子や、五月雨と田子を詠む歌は、『古今和歌六帖』（八八番、一一二番）を嚆矢とし、一条朝を経て、田園風景を積極的に詠む能因や相模から急速に増加した。73番歌もその流れの上に雨中の田子を詠んでいるが、肥後の場合は五月雨ゆえに「干すひまがない」ことが繰り返し歌われる。67・73番だけでなく、70番の「五月雨」の歌も同様で、このような詠み方は当時の流行であったのかもしれない。それは承暦二（一〇七八）年四月三十日の「内裏後番歌合」の匡房の歌などが契機になったものであろうか。

さみだれはたこのもすそやくちぬらんころもほすべきひましなければ（江帥集・五四）

次の74番は、『堀河百首』の歌人の一人「河内」との交流が垣間見られる歌である。

ほととぎすのなくに、かうちがちかきき^{マヤ}ほどなるに

74 ほととぎすかきねづたひになくこゑはちかきさとなる人やきくらん

河内は、後三条天皇の第二皇女・俊子内親王に仕えた女房で、「百合花」とも呼ばれた。俊子内親王は「前斎宮」「樋口の宮」と称されたが、仁和寺大教院の一品宮聰子内親王、堀河天皇中宮篤子内親王と同腹の姉妹である。『肥後集』からは、この三人の内親王の女房達との交流が見られ（二六番「大教院」、四二番「宮の上総」）、当時の女房間の交流（横の繋がり）の一端が窺われて興味深い。

74番の後には、時鳥の歌が続く。

あめのうちのほととぎす

75 このさとにあまやどりせよほととぎすみかさの山をさしてゆくとも

かたらひ山のほととぎす

76 さよふけてかたらひ山のほととぎすひとりねざめのともときくかな

この二首も、この頃から急増する時鳥の詠まれ方の典型を示す題詠である。「雨の中のほととぎす」は、『経衡集』(二〇番「雨中ほととぎす」)や経信の歌(『金葉集』一一六番「雨中霍公鳥」)等が早い例で、肥後と同時代の歌人らも詠んでいるが、その中で次の歌には肥後の歌と共通する点を見出すことが出来る。

柴の戸にあまやどりせよ郭公かよふかきねもおなじこずゑを

(散木奇歌集・二四六)

さみだれにいまきのをかのほととぎすしののぬれて鳴きわたるなり(六条修理大夫集・七〇)

五月雨にしづくの山の時鳥しののぬれてさ夜中に鳴く

(同右・三二七)

さしてゆくかさとり山の子規今宵はここに雨やどりせよ

(基俊集・一八)

肥後の75番歌は、俊頼・基俊の歌と「雨やどりせよ」が一致し、顕季・基俊の歌とは地名(山・岡の名)を詠み込む点で共通している。また、俊頼の歌の詞書には「鳥羽殿にて」とあり、顕季の七〇番歌も「藤大納言の鳥羽のとのゐ所にて」とあって、この二首は同じ時の歌である可能性がある。しかし、基俊の歌は「雨のうちのほととぎす」とあるのみで詠作状況が明らかではない。更に「雨の中のほととぎす」題は『江帥集』(六一番)にも見られるので、肥後の歌を含めて「雨の中のほととぎす」詠がすべて同じ時の歌というのではないであろう。基俊の歌「さしてゆく」は、肥後の75番歌と極めて似ているので、或いは何らかの関係を考えることも可能であるが、この頃の流行の詠み方であったのかもしれない。ただ、肥後の76番歌に見える「かたらひ山」は、他に用例

が見出せない。題の傾向から見て75・76番が同じ時の歌である可能性があるが、どのような場であつたのか、今のところ明らかにする手掛かりはない。

この後は「照射」、「水鶏」、「真菰草」、「蓬」と題詠が続く。82番は、題に「なつの日」とあるが、歌は月光が雪のように白く見えるさまを詠んでおり、これは「夏の月」題のほうが相応しいのではないかと思われる。或いは「日」は「月」の誤写であつたのだろうか。

以上、夏歌の部には、春歌の部分のような主家の行事に係わる歌がなく、私的な歌合や歌会の歌と贈答とで構成されていると言つてよい。春を惜しみつつ夏歌に移行する点や、卯の花、五月五日、五月雨など、題材の並べ方は概ね勅撰集における夏歌の配列に準じているが、74番の時鳥詠以降が多少はずれており、この集の夏歌の配列は、季節の推移と内容（歌語）の繋がり、それに詠作の時期をも考慮してなされたものであろうか。

4、秋・冬の歌の内容と配列

秋の歌は四十二首。以下に春夏の歌と同様の一覧を示す。

- | | | | |
|-----|---------------------|-----|--------------------|
| 83、 | ※秋立つ（風にしる秋） | 89、 | 88への返歌 |
| 84、 | 85、七月七日、七夕の糸引くに | 90、 | ものあはれなる頃の夜（露とおき居て） |
| 86、 | 七月七日、高陽院「たなばた風を扇にす」 | 91、 | 物へ参る道に、野の花を見て |
| 87、 | 田舎の家の門田を見て（室の早稲） | 92、 | 仁和寺一品宮の池に映る月 |
| 88、 | 「せかじ」に参詣、薄が風に靡くを見て | 93、 | 雨の降る夜（窓打つ雨の音を聞く） |

- 94、萩のねたるを見て
- 95、女郎花の暁の露 ※か
- 96、※すすき（さが野の宿と人もとまらぬ）
- 97、※夏の月？
- 98、※野の花風に靡く
- 99、遊びに来たる人の程なく帰りにければ
- 100、山里へ行き、前なる川に映る月を
- 101、扇の絵に、馬に舍人草借りて飼う（轡虫）
- 102、刑部卿が枯れかたの花を寄越したので
- 103、久しく音せねば、齋宮の河内へ
- 104、暁がた京極殿にて、袖中のきりぎりすを
- 105、物へ行きたる人の音せぬに（風のつてに）
- 106、ものあはれに風ふくに（萩の上葉に風）
- 107、稲を積んだ端舟を見て（さとのおあま）
- 108、草の名ども詠みしに、※われもかう
- 109、※かるかや
- 110、※月遠く近く照らす 人のもとに詠む
- 111、禅林寺で秋を惜しむ催し中止になる
- 112、返歌、頭中将
- 113、※女郎花露けし
- 114、※虫
- 115、※秋の月
- 116、※駒迎へ
- 117、人のもとに来た壇の紅葉の散る歌に返歌
- 118、※落つる葉
- 119、※月
- 120、月見の約束の人来ず、宿を訪うた人に
- 121、水のほとりに相撲草咲きたり ※か
- 122、※衣うつ
- 123、※同じ題
- 124、九月晦日の日

秋歌は、立秋の歌に始まり、その歌も明らかに『古今集』の藤原敏行の歌を下敷きに行っている点で、このあたりは配列・内容ともに勅撰集に倣ったと言えよう。続いて七夕の歌が三首置かれるが、その三番めの歌は詠作年

次がわかるものである。

七月七日、かやみどのにてふみなどつくられしに、たなばたかぜをあふぎにすといふだいを

86 さよふけてすゞしきかぜやたなばたのゆきあふそらのあふぎなるらん

この歌は、『後二条師通記』の記録から、寛治七（一〇九三）年七月七日に高陽院で行われた七夕の催しの折のものと推察される。『師通記』同年六月二十九日条には、「盛長来、伝殿仰申、来七日作文、可有和歌一度之由所被仰也」の件があり、題にも触れて「織女風為扇_{宇心} 牛女有付会」とある。また同七月七日の記事中には「於虹橋先有糸竹事、…講師了、次女房六人和歌、自御簾中置扇上被出之云々」とあり、和歌を詠んだ女房は六人で、御簾の中から扇に載せて差し出されたようである。歌を召された女房は師実家の者などから選ばれたのであろうが、肥後のほかの女房については記録や資料がなく不明である。「織女風を扇にす」の題は、天禄四（973）年五月に、円融院と一品宮資子内親王によって行われた通称『円融院扇合』の歌を意識したものであろう。

天禄四年五月廿一日、円融院のみかど一品宮にわたらせ給ひて、らんごとらせ給ひける

まけわざを、七月七日にかの宮より内の大ばん所にたてまつられて侍りけるうす物に、

おりつけて侍りける
中務

あまの河河辺すずしきたなばたに扇の風を猶やかさまし
（拾遺集・雑秋・一〇八八）

元輔

天の河扇の風にきりはれてそらすみわたる鵲のはし
（同・一〇八九）

ただ、肥後の86番の場合は、「たなばたのゆきあふそら」と、牽牛織女の逢瀬のことが含まれる歌となっており、この点が『師通記』の言う「織女風為扇_{宇心} 牛女有付会」にあたるのであろうか。この日の事は肥後にとって晴れ

がましい思い出の一つであったろう。

88番からは物詣での折などの歌が四首纏められている。88・89番歌は、「せかじにまいりてかへるゆふぐれに」とあり、風に靡く薄に寄せた贈答である。ここに言う「せかじ」は、嗟峨にあつた「栖霞寺」が、『散木奇歌集』（一八九詞書）『在良集』（二四番詞書）にも見られる関係から、適切と思われる。91番も参詣の途次の景を詠んだ歌、92番は「仁和寺わたりありくに、一品の宮の池に月の映りたるをみて」とあるので、春歌の26・27番と同じく仁和寺の大教院を訪れた折の歌である。花見の折の27番歌では、

たにふかみそらにさくらのにほひをば心とどめてあはれとぞみし

とあって、上の句「空にさくら」に仏教語の「空華」を懸け、煩惱の谷に迷う自分は大教院の桜を心を留めて見ると歌っているように思われるが、当該92番歌でも、

92 いけ水のそこの心のにごらねばすみてや月のかげをみるらん

と、心の澄んだ出家の宮を賛美する歌になっている。春秋ともに大教院を訪れていることから、仁和寺辺りが女房たちの季節の風情を求めての逍遙の場であつたらしいことを思わせる。

93番は、『和漢朗詠集』（二三三番）にも採られている「上陽白髮人」中の句「蕭蕭暗夜打窓声」を踏まえた歌で、この後に萩を独り寝のイメージで詠んだ94番歌、女郎花が夜の間に露に折れ臥すさまを詠んだ95番歌が続く。おそらく恋の嘆きのイメージでこの辺りの歌が並べられているのであろう。しかし、96・97番には問題を含む歌がある。

すすき

96 秋かぜにまねきたてれど花すゝきさが野のやどゝ人もとまらぬ

なつの月

97 まだねぬにはかなくあくるなつのよの思人^マ月のひかりなりけり

96番は前の歌が「女郎花」の歌であるためにここに置かれたのではないか。というのは嵯峨野での前栽掘りに関係した歌では「女郎花」がしきりに歌われているからである。

めにつくはすくなかりけり女へしあまたおほかるさかのなれども (元真集・一三四)

をみなへしあまた見すててすぎゆけばさかのころとおもふべきかな (同・一三九)

としごとのおほみやびとのくるのべはさかのこととや花もみるらん (能宣集・九七)

をみなへしさけるさかののべに出でていもに心はおかれけるかな (和泉式部集・一三九)

ただ96番歌では嵯峨野と共に詠まれたものが「招く薄」であり、薄から「嵯峨の心」を取り込んでいる点が、肥後の新しさであろうか。97番歌は詞書からして不審なところがあるが、これはおそらく前の「薄」の歌と同じ頃に詠まれた題詠歌であって、歌も月光の明るさ故に夏の短夜と思い誤ってしまったのだ、の意ではないだろうか。本来は「月夜、夏に似たり」や「月光夏のごとし」のようにあるべき題が、誤って「夏の月」となったのではないかと推測する。実は、似た題の歌として、「夏の夜の月」が『範永集』に見えており、こちらも秋歌の並びの中に夏の夜の月を詠む歌で、配列に不審がある点でも似ている。

夏の夜の月

なかむるに身さへすずしくなりゆくはつきのひかりにかぜやそふらむ (範永集・四〇)

敢えて憶測するならば、秋に夏の夜の月を詠むような趣向がこの頃の歌の場にあつたのであろうか。「夏月似秋」「夏月如秋」などの題は勅撰集でも『金葉集』の頃から見受けられる。

この後も秋草と虫、月の歌が続く形になっているが、そのうち 101・102 番は詠作年次が概ねわかる歌である。

右大臣、左大将とまししころ、あふぎのゑにをとこのきて、むまにとねり
くさかりてかふ、これにうたよめとありしかば

101 くつわむしおとなふめるはわがせこがこまにもむぐらかりてかふらん

刑部卿、よとゝもにれいならず、とのみあるに、かれがたなる花どもをりて
おこせられたるに

102 ことくさのきみがやまひのさかりにて花はかれゆく秋のくれがた

右大臣忠実が左大将に任じられたのは寛治八（嘉保元一〇九四）年三月、任右大臣は康和二（一一〇〇）年七月であるから、101 番歌は嘉保元年秋から康和二年秋の間の歌であろう。女の許に男が訪れ、外で舍人が男の乗ってきた馬に草を与えるという場面を描いた扇絵に、馬の轡にかけて「くつはむし」を詠んだ歌である。102 番歌は、源顕仲が病気になって、心細いことを訴え「枯れがたなる花」を贈って来たことへの返歌であるが、顕仲が刑部卿になったのは寛治七（一一〇九三）年三月であるから、この歌の詠作年次は、寛治七年以後、集成立以前となる。二首がこのように並んでいるのは、同年の秋のことであったか、近い時期であったのであろう。102 番の「齋宮の河内」（74 番既出）に贈った歌を挟んで、次の歌も嘉保二（一一〇九五）年の秋以降の歌である。

あかつきがた京ごくどのにて、すだれをまきあげて人くなげしにまくらを
してふしたるに、袖のなかにきりぎりすのなけば

104 たまくらやそでのなかなるきりぎりすなくく人をこひあかすかな

『中右記』嘉保二年正月十日条に「大殿并北政所初渡御京極殿」と見え、これ以後師実は康和三（一一〇一）年

正月に宇治で出家するまで京極殿に住んだ。従ってこれは肥後が師実夫妻とともに京極殿に移って後、康和二年秋までの間の歌である。この時期、宇治へ赴く時など忠実が行動を共にすることが多く、京極殿に忠実がいた時期もある（『中右記』承德二年九月三日条）ので、前述の101番の扇の絵の歌はそのような折に詠まれたと考えることも出来よう。

111・112番は年次はわからないが秋の終わり頃の歌である。

人くぐしてぜんりじにまゐりて、あきをしまんとちぎりたる人く、
にはかにとまるよしあれば

111 いざなふにとまる人だにある物ををしむにすぐる秋のつらさよ

かへし、とうの中將

112 としごとにさがにとまらぬ秋ゆへ4のべにさしいづるそでもとまらじ

禅林寺は現在永観堂の通称で呼ばれる寺で、前身であった藤原関雄の山荘の時から秋の名勝地として知られていた。『本朝文粹』『本朝無題詩』等にはここで詠まれた漢詩が多数見受けられる。そのような禅林寺に、殿上の男たちがおそらくは肥後ら女房をも伴って秋を惜しみに行くという催しが企画されたものの、直前に中止となった、その折の贈答であろう。頭中將は該当者が何人もあり、特定が難しい。仮に101番から104番に概ね共通する嘉保元年以降という時期で考えるならば、多少絞ることが出来るものの、それでもその中の誰と特定する決め手が今のところは見当たらない。

次いで、これも詠作年次は解らないが月見の話題の歌がある。

うちわたりなる人、つきみるはといひたるが、まつにみえぬほどに、

むかひなる人、こむとありけん人は、とてやどゝひたるに

120 秋のよはそらにたのむる人またできみとぞ月をみるべかりける

おそらくは里下がりの折に、「内わたりなる人」と月見の約束をしていたものの相手が来ず、そこへ「向かいなる人」が約束の人は来たかと訪ねて来たので贈った歌である。月見の約束を交わした相手は誰だったのか、風雅の友で歌を詠み合うような人物であったのではないだろうか。『散木奇歌集』には肥後の家で月の歌を詠んだことが見えている。

月のあかゝりける夜、肥後君がもとにまかりてよめる

あくがるゝ心の空にかよはずはたれとか月のにしへゆかまし (散木奇歌集 四九一 注16)

これによって俊頼と120番歌の「うちわたりなる人」とを直ちに結び付けることは出来ないであろうが、右の俊頼歌は、『金葉集』秋に採録された肥後の歌と似た点がある。

月をよめる

皇后宮肥後

月をみておもふこころのままならばゆくへもしらずあくがれなまし (金葉・秋、一八九)

この歌は『肥後集』にはないので、集編纂後の詠作と思われるが、俊頼や彼と親しい歌人仲間とともに詠んだ歌であった可能性もあろう。そのような男性歌人らとの交流は師実家女房の頃からあったと見られる(第二節参照)。

冬の歌は五首のみで、うち四首が「氷」に關係する題詠歌、五首目に追讎の歌を置く。具体的には、

125、 ※板井の清水といふ心、氷に寄せて

126・127、 ※氷流るる水を止む

128、氷の上に月宿れり(※か)

129、儼遣らふを聞きて

となっている。129番歌は、実際に追儼の声を聞いての詠と思われる。宮中で行われるその様子を肥後は何処で耳にしたのだろうか。やはり高陽院の里内裏の時期のことであろうか。そうであるとすれば、承徳元（一〇九七）年から康和三（一一〇一）年の間の大晦日の歌となる。

このように見てくると、秋の歌には、詠作時期のおおよそ推定できる歌もあるが、それらは寛治七年以降である。また、祝賀行事に係わる歌は殆ど無く（冒頭の賀歌に秋の歌があるためでもあろう）、従って春歌の部分のように主家の繁栄を言祝ぐ歌を中心とした配列などは見られないが、季節の推移と題材の関連に拠って並べられている点ではこれまでと同様である。ただ、秋歌中には、一般的に多いと思われる重陽の「菊」の歌や「紅葉」の美を詠む歌が全く見えず、物詣でと関係した歌、草の名を詠んだ歌などが多いことが注目される。宮仕えをしている女房ならば、重陽に係わる歌や菊を一首も詠まなかったとは考えにくいし、また宇治などへ紅葉狩りに行くことも全く無かったとも思われないのだが、肥後はその歌を採らなかったのであろうか。それとも『肥後集』に見える傾向がこの頃の流行を表しているのだろうか。参考として『金葉集』の巻第三・秋部を見ると、次のような構成になっている。括弧内の数字は歌数を示す。

立秋（1）、秋風（1）、七夕（10）、女郎花（2）、山里・田園（4）、月（42）、駒迎（2）、虫（2）、雁（2）、鹿（5）、露（1）、萩（2）、女郎花・藤袴（8）、薄（2）、霧（1）、菊（2）、紅葉・落葉（11）、九月尽（3）

多いのは七夕・月・秋の草を詠んだ歌と紅葉の歌であり、菊の歌は少ない。歌数と編纂方針の違いもあるが、『後拾遺集』巻第五・秋下には菊の歌が十二首あり、『金葉集』と同じく十巻の『詞花集』巻第三・秋にも菊の歌が

四首ある。やはり菊の歌が少ないのはこの時期の傾向であって、肥後も意識的に菊の歌を入れなかったのうか。

これと、似たような事例は冬の歌でも見られる。歌の数が少ないとは言え、雪や霰を詠んだ歌が無く、氷関係の歌で占められているのは注目される。肥後集の場合、雪は落花や月光の色の喩えには用いられているが、雪そのものを詠むことが無いのである。このような点を考えると、この集はやはり無作為に歌を置き並べたのではなく、かなり意識的に家集を作った感がある。

5、神祇・釈教の歌について

神祇歌は五首、師実・師通親子の賀茂詣での折の歌が最初に置かれている。

一二でうの関白、はじめてかもまでせさせ給しに、おほきおとゞもやがてぐせさせ
たまひたりしかば

130 もろはぐさひきつゞけたるけふこそはながきためしと神もみるらめ

これは、久保木氏が既に指摘しているように、寛治八（嘉保元一〇九四）年四月十四日、その前月に関白となつたばかりの師通が師実と共に賀茂に参詣した折の歌であろう。『中右記』同日条に、

天晴、依例有賀茂詣、大殿并関白殿共令参詣去寛仁元年例者

とあり、頼通が摂政となつた時に道長と共に賀茂詣でをした先例に依るとする。或いはその賀茂参詣に肥後も供をしたのであろうか、主家の繁栄を象徴する行事への感激に溢れた歌である。「もろは草」は双葉葵の異名であ

るが、歌では十一世紀後半から用いられるようになった。肥後より早い例としては『後葉和歌集』の次の歌が挙げられる。

みあれのほど、女に、

かもの成すけ

ちはやぶる神のおまへのもろはぐさまたいふなこそしらまほしけれ (後葉集・三二五)

成助の歌では、「逢瀬」の意をこめた「あふひ」を暗示するために使われているが、肥後の歌の場合は師通・師実の二人が揃っての参詣であることから使われたもので、このような祝意を込めた神祇歌に用いたことでは、今のところ最も早い用例と言える。この130番歌は後に『続拾遺集』(二四二〇番)に採られた。次いで春日への参詣の歌が置かれている。

かすがにまゐりたるに、かずならぬ身のあやしさも思ひしられつゝ

131 みかさ山そのうち人のかずなればさしはなたずや神もみるらん

その夜のゆめにこの御かへしありき。またのちにおなじみやしろにまゐりて、

御へいたてまつるほどに、しかのなくをきゝて

132 ゆふだすきかけていのれるいちしるくたのむかひよとしかぞなくなる

131番は、肥後が自身を「数ならぬ身」と思いつつ、「その氏人の数なれば」三笠山の神も「さし放たず」見てくれるだろうか、との期待を詠んだもので、森本氏が指摘されたように、自身が藤原氏であることを示した歌として、出自の考察の手掛かりとなった歌である。その夜の夢に春日明神の返歌があったというが、その歌は記されていない。しかし祈りが神に受納された満足感のようなものがあつたのか、後日の参詣の折の歌132番では、鹿の声を「いちしるく頼むかひよ」と聞いている。この二首からは何度か春日に参拝したらしいことがわかるが、そ

これは私的な参拝であったかと思われる。これに続いて133番には、「筑紫」の春日社に参詣し、藤に寄せて藤原氏の繁栄が賛美されている。これは肥後国に下った折の歌と見られ、筑紫下向の歌と時期などについては、第三節で詳述する。

神祇歌は、摂関家の繁栄を象徴する師実・師通の賀茂参詣の歌を先頭に、自身も藤原氏であると意識する歌が続く。四首めに筑紫の春日社を詠む歌を置く。これは藤原氏出身の女房として摂関家の栄華の場所に身を置いた、自身の存在を強く意識した配列であると思われる。また、賀歌・春歌と同様に摂関家賛美の配列意識が見て取れる。その神祇歌は、五首めには熊野詣でをする人に贈った歌を配している。

伊勢ちよりくまのへまゐるときく人に

134 　　すずか山ふりはへてゆくみちよりや人のおもひのならんとすらん

熊野参詣は院政期に盛んに行われたが、一般的な道は摂津・和泉を経て紀伊路・中辺路から本宮へ至るコースであり、伊勢路から熊野へ向かうのは「ふりはへて」行く道であったようだ。肥後の歌は難所を行く人に、無事参詣と心願成就を祈る思いで贈ったものである。贈った相手は誰なのか解らないが、『続詞花集』八一七番詞書によれば中宮の上総が参詣しており、『散木奇歌集』からも藤原仲実（七四七番詞書）と俊頼自身（七五七・七五八番詞書）の参詣が知られるから、肥後の周囲でも熊野参詣をする人は少なからずいたことが知られる。また、この134番歌は神祇と釈教を繋ぐような意図もあってここに置かれたものである。

釈教歌は十二首、一覧は次のとおり。歌番号以下、春の歌の場合に同じ。

135、 　　※釈迦の遺教により弥陀を念ず
137、 　　中宮が結び花を奉る敷紙に（中宮方の歌）

136、 　　御懺法に四条宮が花を奉った折の返歌
138、 　　返歌（肥後、師実の命による）

- 139、新左衛門が尼になったと聞いて
- 140、涅槃経を読んだ頃、夢の中の童子より
- 141、肥後の返歌（夢の中で）
- 142、小野宮の千日講に、捧物の薬玉に書く
- 143、人のもとで、普賢講 ※「礼敬諸仏」
- 144、※涅槃経、月喩品の心
- 145、五月一日、雲林院の菩提講で
- 146、宇治に、実源律師の坊の柱に書き付くる
- 135番歌は、『金葉集』二度本（六三一番）及び三奏本（六二三番）に採られたほか、『新古今集』『新勅撰集』でも後出歌・異本歌となるなど、肥後の歌の中では他集に取り上げられることの多い歌である。題詠のように思われるが同題の歌は見当たらない。またこの歌は涅槃会に関係があると思われるが、詳しくは140番歌のところ述べる。

136 番く 138 番は師実が京極殿で催した御懺法の折の歌であろう。

御せほふのれうに、四条の宮より花たてまつらせ給へる、御かへし申せとあれば

136 いろふかくおりけるはなの心ざしみよのほとけにさかせつるかな

中宮よりむすびばなたてまつらせ給へるしきがみにかかれたる

137 あさからずちぎりをかはす花ゆへにおなじはちすのみとならじやは

御かへし申せとあれば

138 このよにて花にちぎりをむすびおけばともにほとけのたねとなるらん

この三首は同じ時のものとみられる。「御せほふ（御懺法）」とは撰関期から盛行した法華懺法を言う。これは法華と念仏の兼修で、生前に自らの菩提を弔い延寿を願う所謂「逆修」や追善のために行われることが多かった。

『後二条師通記』によれば、師実は永長元（一〇九六）年三月十日から二十四日まで、京極殿で御懺法を催して

いる。『師通記』十日条によれば、

今日京極殿御懺法始、金泥法華經一部、阿弥陀經、心經、以隆棹〔禪〕小僧都奉供養とあり、同二十四日条には

参京極殿、御懺法、事畢捧物并袈裟念珠相加施之

とある。師実の同母姉・四条宮寛子は長寿の后で大治二（一一二七）年まで健在であったし、篤子内親王が中宮になったのは寛治七（一〇九三）年二月であるから、永長元年に師実が催した法要で「四条の宮」と「中宮」の双方から捧物の花が奉られるのは自然なことであろう。肥後は師実の命を受けて、二人の后方への返歌をしたのである。師実は、関白・氏長者を師通に譲った嘉保元年には、八月に高陽院で歌合を催し、撰関家主催の盛儀歌合を復活させた。その翌年の正月に京極殿に移ると、六月に師実室・麗子が京極殿の堂造立供養を行い、同十月にも麗子が五部大乘経を堂で講じている。この永長元年にも御懺法に先立って二月に十種供養を行うなど、京極殿に移って後は、極楽往生を願ひ仏道精進を心掛ける引退生活であった一面が窺える。肥後は嘉保元年の高陽院歌合の歌人には選ばれなかったものの、この頃から師実家の歌詠み女房としてこうした催事の折に挨拶の歌や返歌を命じられるようになっていたのであろう。

139 番以降の八首は肥後の個人的な体験に基づく歌などが置かれている。139 番歌は、かつての同僚女房が出家したことを後日聞いて贈った歌である。

しんさいもあまになりけるを、のちにききてやりし

139 まことにやおもひのいへはいでにけるすゞしきかぜのつてにきくかな

「しんさいも」が新左衛門であることについては久保木氏が既に論じている。肥後よりもかなり年長と思われる

が、肥後は若年の頃から師実家に仕えていたと思われるから、同僚女房として過ごした日々があったのであろう。新左衛門がいつどのような事情で出家したのか明らかではないが、「涼しき風のつてに聞く」とあるので、肥後が知ったのは或いは秋風の吹く頃であったのか、又は法要などの折に訪れた人から聞いたものかと考えられる。

140・141番は涅槃経を誦した頃に夢の中で得た歌で、これも『続詞花集』（釈教、四七四・四七五番）『新古今集』（釈教、一九三〇番）に採られている。肥後の釈教歌には、この後の144番を含めて、「大般涅槃経」に関わる歌が三首あり、一般に法華経について詠むことが多い肥後以前の歌人たちのそれとはやや傾向を異にしている。これには十一世紀頃から興福寺（山階寺）や石山寺の涅槃会に人が集まるようになって、涅槃経を説いたり誦したりすることが流行したことがあるのだろう。『後拾遺集』や『金葉集』（橋本公夏筆本）には、作者は僧であるが「山階寺の涅槃会」の折の歌が採られている。また、選子内親王の『発心和歌集』では涅槃経の経文を踏まえて詠んだ歌が二首ある。女房が涅槃会に出掛けたり涅槃経に接していることも、例えば『赤染衛門集』で、詞書に「石山に涅槃会にまうでしに」（三〇〇番）とあるほか、当日に禅林寺僧正と涅槃に関連した歌を交わしたり（三〇一・三〇二番）、続く三〇三番詞書にも「あまでらにて涅槃経とくを聞きて」とあることで察せられる。肥後の時代よりも後の『久安百首』では「涅槃経」が歌題となっているほどであるから、肥後らが涅槃経を説くのを聞いたり自ら読んだりすることは自然なことであったのだろう。また、涅槃会では、涅槃像を安置し又は涅槃図を懸けて、「遺教経」等を講じ、さまざまな儀式を行ったという。「釈迦の遺教により弥陀を念ず」の心を詠んだ135番歌は、涅槃会などの折に詠まれたものである可能性があるだろう。言うまでもなく興福寺（山階寺）は藤原氏の氏寺で、撰関家が後援・管理していた寺である（興福寺別当は撰関家出身の者が占めていた）から、肥後が興福寺の涅槃会に参会した可能性は高いと思われる。

142 番は「小野宮の千日講」の折の歌である。

をのの宮の千日のかうのはて、五月ありしに、いろいろの花をくすだまにつらぬきて、
ほうもちとおぼしくてかきつくる

142 心にぞしめておりつるいろくの花にはつゆのみもやかゝると

この歌は次に示す周防内侍の歌と同じ時のものである可能性が高い。

をのみやに千日のかう経くやうせられしをたびたびききて、はてにほうもち、けさたてまつりしに

よにふればきみにひかれてありがたきいちみのあめにちたびぬれぬる (周防内侍集・七三)

この「小野宮の千日講」が何時のことかは未詳であるが、寛治年間の後半(一〇九〇年頃)から康和の初年(一一〇〇年頃)の間のことではないだろうか。小野宮第は実資の後は女系で伝領されたが、懐平女で実資の養女となった小野宮尼公(一〇三六く一一三四)が中納言藤原祐家の妻となって一女を儲け、これに小野宮第を伝えたという。師実の男能実(一〇七〇く一一三二)は「小野宮大納言」と称したが、これは尼公の生んだ祐家女を妻とした関係であろう。この千日講も能実が主催したものであったので、肥後や周防内侍らが参会し捧物を奉ったのではないだろうか。肥後は色々の花を付けた薬玉を捧物にして歌を書き付け、周防内侍は袈裟を捧物にして歌を添えたものであろう。肥後の歌では上句の「おりつる」が、136 番歌の場合も含めて少し問題になる。『新編国歌大観』では両歌とも「お」が「を」に直されているが、「おり」のまま、すなわち「折り」ではなく「織り」或いはその二つの掛詞で、花は造り花であった可能性もあるのではないだろうか。

143 番は、人のもとで普賢講が行われ、参会者が普賢の十願を詠んだ折に、肥後が「礼敬諸仏」の心を詠んだもの。普賢の十願を詠む歌は『発心和歌集』にはあるが、他にはあまり見当たらない。144 番は「涅槃経」の「月喻

品」を詠んだもの。

ねんはむきやう、月ゆぼうの心

144 月かげのさやけきかげにあひぬればくらきにまよふ人はあらじな

「月喩品」は南本「大般涅槃經」にあり、仏陀を月に喩えて仏の常住を説く章である。前掲135番でもこの144番歌でも、ともに「月」は仏（釈迦）の喩えであるが、「さやかな月光、すなわち仏の確かな姿に出逢ったので、暗い道に迷う人は無いであろう」と詠むこの144番は、よく知られた和泉式部の歌とは対照的である。

性空上人のもとに、よみてつかはしける

雅致女式部

暗きより暗き道にぞ入りぬべし遙に照せ山のはの月

（『拾遺集』・哀傷、一三四二）

この和泉式部の歌は「法華經」の「化城喩品」中の句を踏まえ、月に喩えた上人の導きを請うから「暗き」に迷うと歌うのであるが、果たして肥後はこの歌を意識していたのであろうか。

続く145番は、高名な雲林院の菩提講に参会した折の歌と思われる。また、次の146番は詠作時期がおおむね推定できる歌である。

うぢに、しちけんりしのぼうのはしらにかきつくる

146 とりのねもかはせのなみもかのきしに思よせてや人のすむらん

「しちけんりし」については、「実源律師」の可能性が高いことが久保木氏によって示されている。実源は寛治五（一〇九一）年三月に権律師となり、永長元（一〇九六）年正月に没しているので、この146番歌は、寛治五年三月以降、永長元年正月以前の間の詠と思われる。実源は『為仲集（Ⅱ）』（五八番）に「実源あざり」として登場するが、亡き頼通を偲ぶ歌を為仲に送っている。また、『中右記』や『後二条師通記』にも師実主催の法要の

講師として登場していること等から、撰関家と深い関わりがあったようである。宇治殿にその実源の坊があり、肥後が柱に歌を書き付けたものであろう。

このように釈教歌は師実主催の御懺法の折の歌三首と、涅槃会・涅槃経に関係した歌を中心に、肥後が参会した法要の折の歌を集めたものであるが、やはり京極殿における御懺法を重視し、撰関家の女房としての体験が意識された配列であると思われる。

6、雑の部の歌―内容と配列

雑の部は、四季の部よりも雑然として見えるが、ある程度の分類はなされていると考えられる。次に私見による歌のグループ分けを示す。★印は配列を考える上で注意を要すると思われる歌に付した。

① 147 ～ 153、人へ言い遣る、人に代って男へ遣る歌。

★ 154、述懐歌（そのことと無き身の物憂くて）

② 155 と 156、157 鱸の歌、海人に関わる歌

③ 158 ～ 162、人に代わって、心代わりした男へ贈る歌

④ 163 ～ 166、人に請われた恋の歌、物合の時に人に送った歌

⑤ 167 ～ 173 羈旅（167、170、171、は筑紫下向時の歌）

★ 174、筑紫下向時の歌「むさけの瀬戸」

★ 175、ある女と男の噂、「信夫」「名取川」

⑥ 176 〱 189、所の名を詠む歌

⑦ 190 〱 203、恋歌（物に寄せて詠む恋歌、恋の題詠）

★ 204、205、人へ「空蟬」のついた花を遣る、「虫」のついた花を見る

⑧ 206、207、堀河院艶書合の歌

雑の部の歌は、肥後の女房生活を反映した贈答歌や人に代わって詠んだ歌が多く、それらが一見無秩序に並べられたように見える。しかし、少し注意してみると、羈旅の歌は真ん中あたりに集められており、羈旅の歌から地名を詠んだ歌に続くように並べられていることがわかる。また、所の名を詠む歌から、物に寄せて詠む恋歌に続き、恋の題詠歌などを経て「艶書合」の歌が置かれて集は終わっている。これはやはり意識的に配されたものと思われる。以下、具体的に各グループの歌の特徴や問題点を整理してみたい。

雑の部の最初の歌は次のような歌である。

こぞとやといふ人のなりとて、うたをかきつけたりしをみて、かくいひたる

147 こぞとやといふぞちとせをとしのうちにただすのかみにしらせてしかな

といひたりし返し

148 神かけてなにかはただすほとけだにまことのためにそらごとぞせし

作歌状況がいささか解りにくい歌である。この歌がここに置かれたのは、詞書の「かきつけたりし」が、前の146番の「実源律師の坊の柱に書き付くる」と「書き付けたもの」という点で繋がりがあり、歌にも「神」「仏」があり、特に148番では所謂「方便」のことが歌われているためであろう。或いは146番から148番の三首はもつと深く繋がっていて、この遣り取りの相手が実源律師なのであろうか。師実家の歌詠み女房である肥後が、『後拾遺集』

以下の勅撰歌人であった実源と、師実家の行事等を通して親しく歌を詠み交わす間柄になったと考えても不自然ではないから、その可能性も無くはない。ともあれ、ここは神祇歌・釈教歌から雑の歌に自然に移るような配列であると言える。

149番は小弓合の折の歌である。

人のこゆみあはせしけるに

149 いるゆみのやかずまさりになりゆくはわがひくかたのつよきなりけり

「小弓合」或いは「小弓の結番」は貴族の遊興として好まれたようである。『後二条師通記』には、康和元（一〇九九）年四月四日に師通邸で小弓合を行ったことが見える。

六位并侍等有小弓合事、十番廿人^{射手也}、縫殿允定長科射数的^五、左兵衛尉定道科的^五、懸物各以給之

肥後の歌がこの催しの折のものであるとは言い切れないが、この時に肥後ら師実家の女房も見物していて、左右どちらかの方に「私が応援していたから当たり矢の数が多くなったのですよ」と言い贈ったとも考えられる。師通邸の催しとすると、詞書に「人の」とあるのはやや不審であるが、「人」が「小弓合」の主催者ではなく射手の誰かを指すと考えれば解消する。その場合は参加した六位・侍たちの中に親しい者がいたことになるが、それも不自然なことではない。そう考えると、149番歌は、或いは康和元年の詠作なのであろうか。このグループ①147番から153番までは、様々な状況で人に贈った歌として纏めることが出来る。

続いてやや唐突に述懐の歌が置かれる。

そのこととなき身の物うくて

154 たにふかみくち木のこけのとしふりていたづら物は我身なりけり

「これと言うこともない我が身を物憂く」思つての歌と言うが、どのような時の歌であつたのか。「谷深み」は春歌の27番でも使われていたが、どちらかと言えば恋歌で使用されてきた表現である。例えば、

谷ふかみいはまをせばみ山河のおとにのみやはききわたるべき
(是則集 三五)

たにふかくたつをだまきは我なれやおもふ心のくちてやみぬる
(狭衣物語・卷三)

もつとも「谷の埋もれ木」ならば、『拾遺集』に採られた兼家の長歌に見える。

：年のをはりに きよめずは 我が身ぞつひに くちぬべき たにのむもれ木

春くとも さてやややみなむ：
(拾遺集・雑下、五七四)

これは円融天皇に身の不遇を訴えた歌であるが、ここでは不遇の自身の喩えとして用いられている。肥後の歌は、男女関係で悩みがあつた時の歌であろうか、それとも歌人として評価されないなどの不遇を感じての詠であつたのだろうか。②グループではこの154番歌と157番歌が、歌語の関連による配列の流れを分断しているような印象がある。実は157番歌は第三節で述べるように、詞書から見て筑紫下向時の歌である可能性があり、そうであるとすれば集中では古い歌に属する。述懐の154番も、どのような折の歌か不明瞭で、なぜここに置かれたのか不思議に思われるような歌である。肥後は心情を吐露した述懐歌や古い歌を、贈答や代作詠の中に隠すようにさりげなく配しているのかもしれない。

③グループとした158番からの五首は、人に代わって冷たくなった男に贈る恨みと嘆きの歌である。五首が一度に詠まれたのか、二、三度に分けて詠まれたのか、定かではないが、ストーリー性のある並べ方である。

ながらへてわするまじきよしいひける人の、さもなかりけるにかはりて

158 としふれどちぎりしことはわすれぬをひとの心のかゝらましかば

159 はかなくてたえにし人のうきよりもものわすれせぬ身をぞうらむる

169 うかりける人の心をなかくにおもひもしらぬ我身ともがな

161 わすれゆく人はなごりもなき物をなにをしのぶにぬるたもとぞ

162 うらみわびたえぬなみだにそぼちつゝいろかはりゆくそでをみせばや

初めの歌は「二人の仲はいつまでも」と言った男が実際はそうでなくなったことを嘆き、二首目では心変わりした男よりも約束を忘れられない我が身のほうを恨み、三首目は男女の仲の辛い事など何も知らなかった頃に戻りたいとでも言うような内容、四首目では自分だけが今も忘れられずに袖を濡らすさまを歌い、五首目は絶えぬ涙に色も変わる袖をつれない男に見せたいと言う。これに幸福だった過去を回想する女の具体的な描写でも添えれば、短編物語の一編になりそうである。

続く163番歌も、物語めいた宮仕え生活の一場面である。

月あかき夜、人くものがたりなどしてそのまたのひ、やらんとてやらん、人のこふに

163 ほのみえしおぼろ月夜のおもかげはあまのいはとのいつかあくべき

月夜に女房達と男達がおしゃべりをし、その翌日に、人に贈る歌を依頼されて詠んだもの。依頼したのはおそらくは男性で、おしゃべりをしていた相手の一人に贈ろうとしたものと思われる。163番〜166番の④グループ四首は人に請われて詠んだ歌を中心に、物合の折に恨みを言い送った歌を含めて、師実邸での女房生活の具体的な様子が窺われる歌が並ぶ。③グループの五首もおそらくは同僚女房などに代わって詠んだ歌であろうから、雑の歌は肥後の女房としての生活をかなり反映した内容となつていると言えよう。

167番からの⑤グループの歌は旅の歌を集めている。このうち、167・170・171番の三首と174番は、筑紫（肥後国）

下向の歌と思われるので第三節で詳述する。筑紫下向の折の歌とも、別の折の歌とも考えられるのが、168・169番歌である。

168 ものへゆくみちに、心もゆかぬことやありけん、いきつきて京へやる
たびごろもきては袖のみつゆけきに思たゝでぞあるべかりける

169 さよふけてあしのうへこすうら風にあはれうちそふなみのおとかな
ふねにてめをさましてきけば、みなとのなみにきをひて、あしのかぜになびくおとをきゝて

森本元子氏は169番歌のほうを筑紫下向の折のものとしている（注17）。169番歌は、眠りから覚めて波音や葦を靡かせる風の音を聞いていることから、ある程度大きな船で寝ていたことが想像される。その点では前述した157番と同様であり、筑紫へ下向する国司などが乗る船が想起される。しかし、168番と169番を同じ時の歌と見ることもまた可能である。その168番は「物へゆくみちに」とあることから見て、参詣の旅であろうと思われる。何処かへ参詣を思い立って来てはみたものの、途中「心もゆかぬこと」があつて、行き着いてから京へ後悔の気持ちを感じて送った。これは意識的であろうが、どこへ参詣したのか、途中で何があつたのか、誰の許へ歌を贈ったのか、具体的なことは全く解らない。実は169番歌は『新古今集』（羈旅・九一九番）では天王寺参詣の折に難波の浦で詠んだ歌として採られているが、それも第三節で示す。肥後は或いは167・168・169番の三首を、旅の途次を詠んだ歌として並べたのかもしれない。そうであるならば三首とも別々の旅でもよく、また167番と169番を同じ旅のものとも考えることも可能である。こうした羈旅歌の⑤グループと地名を詠む歌の⑥グループの間にあつて、二つを自然に繋いでいるのが174・175番の二首であると思われる。

つくしへゆくみちに、むさけのせとといふところにかねのあるを、うちならしなど

するをきゝて

174 おとたかきむさけのせとのいしがねはなみのよるくうつにやあるらん

ある女の、さもあるまじきをとこにあひたりけるを、人くいひざりにしかば

175 みちのくにしのぶることのもりいでゝつきなとりがはさはぐなみかな

筑紫下向の途次に「虫明の瀬戸」で石鐘を打つのを聞いて詠んだ174番歌は、⑤グループの羈旅歌に属すると同時に、「音高きむさけの瀬戸のいしがね」と歌うところからこの場所が名所として意識されていると思われる、その意味で175番以降の名所詠グループにも属する歌である。また175番歌は、詞書からは①グループの歌に近いのであるが、陸奥の歌枕「信夫」と「名取川」が掛詞で詠み込まれており、名所詠グループ⑥を導く歌としてふさわしいためにここに置かれたものであろう。

⑥グループの名所詠は176番から数えて十四首、題だけで歌のないものを含めると十五の地名が取り上げられている。これらは更に、題の形から、(a) 176番〜181番、(b) 182番〜185番、(c) 186番〜189番、の三グループに分けられる。これは所の名を詠む機会が三回あったものであろうか。まず(a)は、177番の「いづちの浦の浜千鳥」を例外として、題は地名のみであるが、このうち先行する歌や散文作品に見られる地名は二箇所、「たのめの里」が『枕草子』（「里は」）に、「おもかげ山」が『古今和歌六帖』（二〇六二番）に見られるのみである。場所が不明であったり、先行例が少ないような地名を詠む傾向は、(b) (c)グループでも同様である。所の名を詠むにあたって、和歌では手垢の付いていない地名が好んで選ばれたのであろうか。

次のグループ(b)は歌が四首と題のみで歌を欠くものが一つあり、題が「地名＋恋・祝・卯の花・都鳥」の構成になっているのが特徴である。題の内容も、「たえま」「ゆめぢ」と「恋」、「まつ」と「祝」など、その取り

合わせはどれも自然なものである。「しづみ」と「卯の花」も、卯の花を雪に喩える先行歌が多いので、「花の雪に埋もれる」沈む」と結び付けやすい。また（a）中で例外的な歌であった177番「いづちの浦の浜千鳥」も、或いは本来このグループの歌であった可能性がある。題の形が同じであるばかりでなく、「いづこ」と「千鳥」「浜千鳥」の先行例が『実方集』（二二九番）や『長能集』（一四番、八八番）に見えるからである。特に長能の歌は『麗花集』（六六番）にも採録されており、よく知られていたらしいから、「いづちの浦」と「浜千鳥」を結んだ題が作られることは不自然でないと思われる。

（c）の歌は四首、題は地名のみで、すべて恋歌になっており、恋歌として仕立てやすい地名を選んで歌を詠んだものと思われる。そしてこの四首が恋歌であることが次の⑦グループと繋がるようになっているのであろう。

⑦グループの歌は代作・題詠を含む恋の歌であるが、⑥（c）から⑦の初めへの移行は次のようになっている。

しのびがは

189 しのがはそのみなかみは人めもるなかのなみだのたえまなりけり

はじめしてあひてのうら

190 人めもる山井のし水むすびてもなほあかなくにぬるゝそでかな

189番では題に関連して「人めもる」と歌われ、190番はその「人めもる」で歌い出されている。この歌の詞書には「はじめしてあひてのうら」とあって、地名を詠む歌の題のようにも見えるが、これまでの所の名を詠む歌の場合と異なり、その地名（らしきもの）が詠まれていない。従ってこれは所の名を詠んだ歌ではなく、詞書は「はじめてあひてののち」などの誤写である可能性があり、「人めもる」の繋がりでここに置かれたために誤られ易かったのかもしれない。190番以降の⑦グループの歌は、続く192番からの三首の詞書にあるように「物に寄せた恋」

をテーマとしていられると思われ。

こひうたをものによせつゝよみしに

192 わがせこがさげはくたちのさめぐとつかのまもなくねこそなかるれ

193 ねやきこるしづをがこしのちからはみにあまるまでなげきをぞする

194 はるかはそののみくづにあらねども思しづみてくちやはてなん

この三首では何に寄せて詠んだのが具体的に明示されていないが、192番では「太刀」或いは「鮫革の太刀」、193番では「力縄」或いは「縄」、194番では「水屑」かと思われる。これらの歌は、所の名を詠んだ歌と同様に、女房達が集まった場などで詠まれたものである。

続く195・196番歌は、いずれも男に遣る歌を代作したもので、196番歌は、詞書に關係の絶えた男に「しのぶずり」を遣る折の歌とあり、歌にもそれが詠まれているから、これは「信夫摺り」に寄せた歌と見ることが出来る。そのようなことが明示されない195番歌も、

をとこにやるにかはりて

195 あづまやのあさぎのはしらわれながらいつふしなれてわすれざるらん

と、歌中に「浅木の柱」があり、浅木に多い「節」が「ふしなれて」に掛詞で詠み込まれている点から、「柱」に寄せた歌と見ることが出来る。次の197番歌は、

いかなるをりにか

197 なにはめがまどほにあめるあらずだれすきてよしなきものをこそおもへ

とあって、どのような時の歌か示されていない。歌も「すきてよしなき物をこそ思へ」に肥後自身の嘆きを感じ

じ取ることができそうな点で、154番の述懐歌と通ずるところがあるように思われるが、この歌も難波女の編む「荒簾」に寄せての歌としてここに置いたものであろう。このように⑦グループの歌はすべて「物に寄せて詠む恋の歌」を集めたものと見てよい。

204・205番は、花に蟬の殻や虫のついたものを、人に遣ったり人から見せられた折の歌で、「物に寄せて」詠む点では⑦グループの流れにあるが、恋の歌ではない。

あさがほの花にうつせみのつきたるを、人のがりやるとて

204 うつせみのこゝろとどめぬよの中にあるかなきかのあさがほの花

花をりて人のみ^{ママ}せたるに、むしのはたらきもせでやがてつきたるに

205 しらつゆのおきもあかさでくさまくらいかにねにけるむしにかあるらん

204番歌は、「空蟬」も「朝顔」も共に儂いもの・無常を思わせるものとして詠まれてきたことを踏まえて詠んだものである。そして蟬の殻のついた朝顔を贈った相手はそうした心情を理解し合える人物であったのであろう。205番歌のほうは詞書の「人のみせたる」が不審であるが、これは佐伯氏の指摘のように「み」が「み」の誤写であって、「人のみせたる」であろう。人が花を手折って見せた、その枝に虫が動かずにそのまま付いていたので、「どのように寝てしまった虫なのか」と詠んだものである。この二首は「あさがほ」や「しらつゆ」から見ても、秋に詠まれた歌と思われる。204・205番の二首は前の歌との内容の繋がりを持ちながら、恋の歌ではなくまさに雑の歌である。その意味ではこの二首を意図的にここに置いて、雑の部を、或いは集そのものを、締めくくったのではないかと思われる。

最後の二首、206・207番は康和四（一一〇二）年閏五月七日に行われた「内裏艶書合」の歌であり、集中の歌と

しては最も新しい歌である。

人をうらみたる歌よみてまゐらせよ、とおほせ事ありしに

206 おもひやれとはでひをふるさみだれにひとりやどもるそでのしづくを

かへし、くにぎねの中納言

207 よとゝもにとてのみこそはすぐしゝかおもひしりぬやそでのしづくは

「堀河院艶書合」と呼ばれるこの催しは、同二日の前番（男の求愛の歌に対して女が返歌する形）と七日の後番（女の恨みの歌に男が返歌する形）とがあり、これはその後番の歌である。詞書の「人をうらみたる歌よみてまゐらせよ、とおほせ事ありしに」は、堀河天皇から女房達に「恨みの歌」を詠んで奉るよう命が下った事情を述べており、肥後自身による詞書として205番までのそれと異なる印象はない。しかし、肥後は二日の前番でも忠教の歌への返歌を召されている。それは「艶書合」の記録によれば次のような贈答になっている。

又、おなじ宰相

つらさには思ひ絶えなむと思へどもかなはぬ物は涙なりけり （堀河院艶書合・一一）

返し 殿の肥後

うけひかぬあまのを舟のつなで縄たゆとてなにかくるしかるらむ （同・一二）

肥後の詞書にその事実が全く触れられず、前番の歌が集に見えないのは不審である。集の書写過程で脱落した可能性もあるが、そう考えた場合でも、詞書に前番の存在を思わせる表現が無いことに不審が残る。既に森本氏が指摘するように、「堀河院艶書合」の歌が最後尾にあることは、集成立の事情と時期を考える上で注目すべき点である。

肥後集の雑の部は、代作詠が非常に目に付く。その多くは恋歌で、男への恨みを言い送る歌も少なくない。しかし、肥後自身の恋愛や結婚生活がうかがわれるような歌はきわめて少ない。強いてそのような歌を挙げるならば、154番歌、羈旅歌八首、それに197・199番歌であろう。森本氏は「激しい恋の苦悩や哀歎を詠ずることは、この作者の得意とするところではなかったらしい」と述べているが、154番歌はそうした中では、一人の人間として女性としての肥後の苦悩がかいま見えるような歌である。しかし、肥後はそれを代作の歌や、人への軽口めいた歌の中に、まぎらわすように入れたとも考えられる。羈旅の歌にしても、例えば筑紫下向に関わる歌は必ずしも纏まった形で置かれているのではなく、他の旅の歌と混在している印象がある。恋歌中の197・199番歌も、これが肥後自身の体験に関わる歌であるとすれば、154番歌と同様、代作歌や題詠の間にさりげなく或いはぼかすように置いている。自身の恋を詠んだ歌が集に少ない又は目立たないというのは、肥後の場合だけではなく、院政期の女性の歌集にはそうした傾向があるように思われるが、それは、得意・不得意ということよりも、家の集と雖も集の編纂に公的姿勢が強く出て来ているせいかも知れない。私的生活は後回しに配列され、とりわけ私的な部分は隠すように置かれている、肥後の集にはそのような印象がある。そして、雑然として見える雑の部の歌も、分析してみると、肥後自身によってかなり意図的に配列されたものであろうとの結論に達するのである。

7、自撰家集としての『肥後集』

これまで『肥後集』の歌について、冒頭の賀の歌から始めて最後の雑の部の歌に至るまで、歌の内容と配列を確認してきた。その結果として見えてきたのは、この歌集が明確な意図を持って編まれた自撰家集であるという

ことである。

四季の歌は基本的には勅撰集に倣い、歌材の季節の推移に従った配列であるが、集の構成上最も重視されたものは師実を中心とした撰闋家の栄華の賛美である。それは高陽院で詠まれた祝賀の歌を中心とする賀歌の部を巻頭に置くことに始まり、撰闋家の行事に係わる歌を中心に歌を配した春歌の部、神祇・釈教の部の配列に、明瞭に表れている。夏以降の四季歌の配列にはそのようなものは見られないが、それは配された歌に撰闋家の晴の行事に関わる歌がほとんど無いためである。その代わりに、秋の歌や雑の歌には、撰闋家における歌詠み女房としての生活の具体的な場面が、題詠歌と絡まり合うようにして表れている。題詠歌の多くは師実邸における女房生活で詠まれたものと思われるが、集の詞書と歌から窺えるのは、撰闋家の文化的・精神的に豊かな華やかな暮らしである。肥後の集はそれを忠実に反映したものとなっており、肥後の私生活や個人としての心の有りようは、巧みに隠されて（或いはぼやかされて）いる。

また、『肥後集』では、撰闋家に係わる事では無論のこと、肥後自身に係わることでも、哀傷歌が全くない。深く無常を感じて詠んだ歌などもない。肥後はそれらの歌を全く詠まなかったのである。おそらくそうではあるまい。『俊忠集』には、堀河天皇崩御の数年後に、肥後が昔日の春を恋う気持ちを詠んで俊忠に贈った歌が見られる。また、これは第四節で詳述するが、源国信が堀河天皇崩御後に悲嘆の気持ちを詠んだ「懐旧百首」の写本末尾に、肥後との贈答歌が付されており、肥後が国信と悲嘆を共にしている様子が窺えるのである。これらの例はどちらも集成の後のことではあるが、堀河天皇崩御の悲しみを国信と共有した肥後が、長く仕えた師実の薨去を悲しみ嘆く歌を詠まなかったとは考えにくい。また師実の死以前に、師通を失った折の師実の悲嘆を見ただけであり、栄華の裏に無常を感じなかったとも思われない。

更に、これは森本氏によって指摘されていることだが、『江帥集』には、「京極の大こ殿」なる人物が登場する部分がある。

京極の大こ殿のもとより、おもふ人あまたにおくれたるに、とはせ給はぬをうらみて

いろわかぬなみだをさへやそぼちましとふべき人のとはぬなりせば
(江帥集・四四六)

かへし

おとせぬをあはれとおもへあふあすのはちすのうへのつゆのみなれば
(同・四四七)

又大このもとより

やよいかにすべきこのよそ見るままになき人はありある人はなし
(同・四四八)

かへし

よのなかのはかなきままにかぞふればなき人おほくなりけるかな
(同・四四九)

この「大こ」は、冷泉家本では「大に」とも読めそうではあるが、森本氏が「ひこ」の誤写ではないかと述べている。「大こ」が匡房に贈った歌は、誰に死別した折のものか不明だが、死別の悲しみを強く訴えている。この贈答は『江帥集』では堀河天皇崩御を悲しむ匡房の歌よりも前に置かれており、臆測でしかないが、或いは師通や師実の薨去頃の歌である可能性もあろう。「京極の大こ」が肥後である可能性は、文字を見る限りでは高いとは言えないが、それと切り離して考えても、肥後が哀傷の歌も無常を嘆く歌も詠んだであろうことは想像に難くない。

『肥後集』では、病などの凶事に係わる歌はただ一首、親族と思われる刑部卿頭仲の病の折の歌(102番)があるのみで、その歌も深刻な歌いぶりではなく、森本氏の言を借りれば「軽いユーモアを用いながらねんごろに慰

め励ましている」ものである。おそらく頸仲がその後は事なく本復したので、歌が集に入れられたのではないか。『肥後集』は暗い話題をほぼ完全に排した集であると言える。そうであるからこそ、撰閲家の栄華に対する賛美と風雅な師実邸の暮らしぶりが、強く印象付けられる集になっているのであろう。つまり肥後がこの集で示そうとしたものは撰閲家の栄華と風雅ではなかったか。

このことは、集の編纂の時期と目的について多くの示唆を与える。すなわち『肥後集』は、森本氏も推測されたように、長年仕えた師実の薨去が編纂の重要な契機となっているのであり、おそらくは師実の没後一年以内に編纂されたものではないかと思われる。そう考える根拠は、主に次の三点である。

①一部の歌を除いて、詠作年次が推定できる歌は寛治五（一〇九一）年以降、康和三（一一〇一）年正月迄の作であること。

②右に言う「一部の歌」とは、

a、承暦三（一〇七九）年四月廿二日庚申或所歌合の歌である66番歌。

b、筑紫（肥後国）下向時の歌。

c、康和四年閏五月七日の内裏艶書合の歌。

であるが、このうちaとbについては、集を編むにあたり古い手控えの歌を入れたものと考えられるから、編纂時期を考える上では、特に問題にはならない。

③右のc「内裏艶書合」の歌は後に追加された可能性があること。その追加は肥後自身によるものではない可能性もあること。

①のことは久保木氏によって示された結果に、年次推定が可能とみられる歌のケースを更にいくつか加えても、

揺らぐことはなかった。集中の大部分の歌は、久保木氏の説くように「師実最晩年の十年間」のものと思われ、師実没後の歌はほとんど含まれないと思われるのである。

また③の問題は、集成立の時期を康和四年閏五月以降と考えるか、ほぼ康和三年のうちと考えるかを左右するのであるが、筆者は「艶書合」の歌は後日の追加であろうと考える。なぜならば、集にあるのは「艶書合」後番の歌のみであって、肥後が最初から自身でここまでを編纂したと考えた場合、なぜ前番の歌を入れなかったのか、その合理的な理由が見出せないのである。どちらも内裏で披講された歌であり、嘉保元年八月の高陽院歌合では歌人に選ばれなかった肥後にとって、歌人として公的に評価を受けた最初のものである。仮に肥後自身が前番の歌に何か不満があったなどの事情を想像してみても、歌を家集から排するほどのことがあったとは思われない。また、集の歌の配列を分析して来た結果から見ても、「艶書合」の歌がここにあるのは追加によるものと思われる。「艶書合」の歌の前で集が終わっていたと考えても、それが少しも不自然ではなく感じられるのである。同一の歌会等で詠まれたらしい202番・203番の題詠歌が「物に寄せて詠む恋歌」の最後に置かれ、その後、まさに雑の歌である204番・205番が置かれて、集は終わっていたのではないか。更に、前番の歌がなく、後番の歌のみがあることは、肥後自身による追加と言うよりも、後人による追加の可能性をも思わせる。肥後は集を編纂した後にも歌人として大いに活躍しており、康和四年以後の歌の草稿（手控え）などを持っていた可能性は高い。それが一部の勅撰集や私撰集の編纂にあたって使われたのではないかと思われるような事実もあるが、その歌については第四節で述べる。しかし、肥後が持っていた手控えは集として纏められないままに終わり、ある程度は死後に伝えられたものの、早くに散逸したと思われる。そうした肥後の手控えの断片から後日追加されたものが206・207番歌ではないだろうか。無論、そう考えた場合、なぜこの二首なのか、そして、いつ、誰によって追加されたも

のか、かえって問題点が増える結果となる。従って、ここでは追加が自身によるものでない可能性について言及するにとどめたい。

肥後は、師実の没後、「艶書合」に歌を召されて歌人として一定の評価を得、以後は「堀河院歌壇」の女性歌人として活躍するようになる。そして令子内親王家の女房となるのであるが、令子内親王の許に出仕したのはいつ頃なのであろうか。師実の薨去は康和三年二月十三日であったが、翌年正月二十六日に宇治で周忌法会、更に二月十三日に周忌正日法会が行われた。同じ年の閏五月に「艶書合」が行われている。そして康和元年の齋院退下の後も撰関家との関係が深かった令子内親王は、師実の没後は母方の外戚である源氏の後見をも受けるようになる（注18）。そして「艶書合」から半年余り後の康和四年の十一月には、内裏に入って弘徽殿に住み、堀河天皇の直接後見を受けるようになった。肥後は令子内親王の養父であった師実の女房であるから、もともと齋院方とは接触の機会が少なくなかったはずである。そこで令子内親王の参内にあたり、歌詠みのベテラン女房として請われて出仕し、やがて正式に令子の女房となって、令子家に伺候したのではないだろうか。

『肥後集』の編纂は師実の薨去後に始められ、「艶書合」の頃には集が成立していたと思われる。この集が師実を中心とした撰関家の栄華を賛美する姿勢で貫かれているのは、師実に捧げる、師実への追善の気持ちが強くてあることであろう。冒頭部の歌が似ていることで1でも触れた『撰津集』は、集中の詠作年代の推定できる歌のうち最も新しいものが康和元年九月十七日以降と考えられる歌である。この歌は撰津が陸奥守となった父を見送る時の歌と考えられているので、佐藤悦子氏は言及されてはいないが、概ね康和二年夏頃までのものと言えのではないだろうか。「師実関係歌を冒頭に集める」ところに「撰津自身の家集編纂の意図をよみとることが出来るのではないだろうか」と佐藤氏も述べるとおり、『肥後集』と『撰津集』は同じ頃に、同じ意図を持って

成立したと考えられる。これは師実の薨去後、肥後や摂津に、家集の編纂を勧める人物があったのかもしれない。そうした人物があったとすれば、撰閲家を継いだ忠実、師実の養女であった令子内親王、他の考えるならば和歌に熱心な堀河天皇か、その意を承けた国信等の歌人も考えられるが、現時点では想像の域を出ない。ただ、肥後にとっては、師実の時代を生きた己の歌を纏めることは、悲嘆のなかにあって多少とも気の紛れる作業であったろうし、師実在世の輝かしい時代をより輝くものにすることに誇りと生き甲斐を感じる日々でもあったと思われる。それを終えてある程度心の整理がつく頃に、「艶書合」の歌人に加えられる栄誉を得た。これによって肥後は女房歌人として、内裏に住むことになった令子内親王の許へ再出仕する契機を得たのではないだろうか。

注1、森本元子『私家集の研究』（一九六六年 明治書院）所収

注2、『学苑』百四十一号（一九六八年五月 昭和女子大学光葉会）所収

注3、『日本文学研究』7・8・10号（一九六八年二月〜一九七一年二月 大東文化大学日本文学会）所収

注4、久保木哲夫『平安時代私家集の研究』（一九八五年 笠間書院）所収

注5、和歌文学注釈叢書3 新典社 二〇〇六年

注6、冷泉家時雨亭叢書第七十卷（二〇〇六年 朝日新聞社）所収

注7、高陽院（賀陽院とも）は、藤原頼通が賀陽親王（桓武天皇皇子）の邸宅跡に構えた邸第。治安元（一〇二一）年に完成したが、その後およそ二十年ごとに焼失と再建を繰り返しながら頼通の子孫に伝領された。『後二条師通記』寛治六年六月十九日条によれば、師実によって第四次の高陽院が完成した際、それまで「賀陽」と「高陽」の二通りあった表記を、「高陽」に統一した。なおこの第四次高陽院は天永三（一一一二）年に焼

失した。

注 8、『後二条師通記』によれば師実が東三条殿から高陽院に移ったのは七月十日。「十日、辛卯、晴、辰剋参東三条殿、左大臣・予候御供、渡御高陽院：（以下略）」

注 9、『中右記』寛治五年十二月十七日条に「殿下五十御賀也：」、「『後二条師通記』同十六日条に「法性寺諷誦五十御賀事」、同十七日条に「晴、被行関白殿御賀所々、予参法成寺：」などに見える。

注 10、創建当初の高陽院について『栄花物語』駒競卷には「この高陽院殿のありさま、この世の事と見えず。海竜王の家などこそ四季は四方に見ゆれ、この殿はそれに劣らぬさまなり。例の人の家づくりなどにもたがひたり。寝殿の北南西東などには皆池あり。」とある。再建に際しても創建時の姿を踏襲したものと思われる。

注 11、『中務集』詞書に「村上のみかとの御時の菊合に、すはまにつる、きくあり」とあり、『甘巻本歌合』所収「内裏歌合天曆七 年十月廿八日」には序に「すはまにうゑたる歌」とある。

注 12、『康資王母集』七番歌。「四条宮のはいらいに雪のふりし年／立ちならぶ袖の白妙ゆきふれば鶴の毛衣むれきたるかな」

注 13、古池由美「『周防内侍集』と堀河天皇―周防内侍が巻頭歌に籠めた意識―」（『王朝細流抄』第5集、平成12年12月）

注 14、『中右記』及び『後二条師通記』の寛治七年二月二十一・二十三・二十四日条。

注 15、注 4 の論文。

注 16、宮内庁書陵部蔵五〇一・七二三『散木奇歌集』によるが、読点・濁点を施した。

注 17、森本元子「筑紫へ行く道」（『私家集の女流たち』昭和60年 教育出版センター）

注18、塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』52号、昭和49年11月）による。

第二節、肥後の身辺と生年の考察

1、肥後の出自とその身辺

肥後の出自は、森本元子氏によって検討され、明らかにされた。すなわち、父は小一条左大臣藤原師尹の門流で実方の孫にあたる定成、母については不明である。定成は『尊卑分脈』によれば応徳三（一〇八六）年十月二日に七十三歳で出家しており、逆算すると長和三（一〇一四）年頃の生まれと考えられる。また、定成について『分脈』は肥前守とし、定成女を母とする源顕仲らの注記でも一貫して「肥前守定成女」と記している。その一方で書陵部蔵『勅撰作者部類』、『永久百首』の常陸の注では肥後守とされており、肥前・肥後どちらの守であったのか、現存する史料に見当たらないこともあって、特定出来ない。しかし森本氏も指摘するように、『和歌色葉』の「名誉歌仙者」等に、肥後の女房名の由来として藤原実宗が肥後守であった時に妻となったことを注していることから、後の名である常陸と共に、肥後の女房名は夫によると見るほうが適切なようである。この他の定成の官職に関する情報では、『範国記』長元九（一〇三六）年十月十四日条に蔵人で検非違使尉を兼ねたとして見える「右衛門尉正六位上藤原定成」、及び『春記』長久二（一〇四一）年三月二十七日条の「直物」に見える「能登守孝親讓定成事」（定成が孝親に能登守を譲られたと申告していた事）が、該当する可能性があらう。ただ『分脈』では、定成に「蔵」とは付記するものの、「能登」については記していない。

次に肥後の兄弟姉妹を見ると、定成の子として『分脈』に見える男子には、従五位上甲斐権守宗仲と右衛門少尉重綱がいる。宗仲は上総介成経女を母とし、天仁三（一一一〇）年正月五日に出家、その翌年の天永二年六月十六日に卒去。あいにく没年齢の記録を欠くが、仮に享年を六十年代半ばから七十歳頃と考えると、長久年間から永承の初め（一〇四〇～一〇四六）頃、定成の三十歳代初めから半ば頃の誕生となる。重綱のほうは母（備後守高棟女）の記録のほかは不明である。次に姉妹である可能性のある人物を『分脈』で拾うと、「肥前守藤原定成女」の一人に源顕仲の母がいる。顕仲は康平七（一〇六四）年生、父の顕房が長暦元（一〇三七）年生であるので、顕仲の母は長久元（一〇四〇）年前後の生まれであろうか。この他に、藤原基俊の子・基明を生んだ女性、藤原師成（小一条大將濟時孫）の子・師季を生んだ女性が「肥前守定成女」とされている。基俊は天喜四（一〇五六）年頃の生まれ（天喜三年説、康平三年説もある）、師成は寛弘六（一〇〇九）年生で、永保元（一〇八一）年卒とある。基明の母は肥後の姉妹である可能性が高いと思われるが、師季の母は「成定女」という異本注記もあり、師成の年齢や師季の子・尹時が藤原伊房女を妻としたことなどから見て、姉妹とは考えがたいように思われる。これらの「肥前守定成女」の他に、『永久百首』歌人の一人である大進が、定成女で六条院女房と注記されている。この大進は六条院女房とあるから、白河天皇の愛娘・郁芳門院媞子内親王に仕え、その崩御後も女院生前と同様に六条院に住んだと『今鏡』に伝えられる女房の一人と考えられるが、顕仲母または基明母と同一の人物であるのか、別の姉妹であるのかは不明である。

肥後の生年については、森本氏が長久二（一〇四一）年頃と推定されている。これは父定成や兄弟の宗仲、甥の顕仲らの年齢などから考えて無理のない推定ではあるが、筆者は集中の筑紫下向時の歌を検討した結果、肥後は宗仲や顕仲母よりも年下で、永承末年（一〇五一年）頃の生まれではないかと考えるに至った。その理由は後

述するが、そもそも森本氏による推定は、『肥後集』一五四番歌、

谷深み朽ち木の苔の年ふりていたづらものはわが身なりけり

と、『堀河百首』中の次の二首、

すぎぬればわが身の老いとなるものをなにゆゑあすの春を待つらむ（堀河百首「除夜」一一一八）

日にそへて頭の雪はつもりつつふりにしかたぞいとどこひしき（同「懐旧」一五三四）

の内容から、「作者が相当老齡であったことを思わせる」ので、仮にこの頃を六十歳過ぎと考え、逆算して長久二（一〇四一）年頃の出生と考えたものである。また、森本氏は、筑紫から上京する折の歌と見られる『肥後集』一七〇・一七一番の詞書や歌に感じられる若さを理由として、肥後が若年の頃に父に随って筑紫に下った可能性を指摘している。後に詳述するように、この二首をはじめとして、筑紫下向関係歌には詠み手の若さのようなものを感じるのは事実である。『肥後集』には、非常に技巧的な詠みぶりや、歌語も新鮮さを求めて先行例の少ない表現を用いるなどの傾向が少なからず見られ、解釈の難しい歌も少なくない。そのような肥後にしては、筑紫下向関係歌が心情や属目の景を率直に詠んだ歌と言える面があり、その点から歌詠みとしては修行中の若い頃の歌ではないかと思われる。では、肥後は父に伴われて筑紫に下向した経験を持つのであろうか。また、『和歌色葉』の注記が示すように夫・藤原実宗に従って筑紫に下向し、肥後の名で呼ばれたとすれば、それはいつ頃のことであろうか。これは『肥後集』を読み解く上でも、肥後の生年と生涯を考える上でも重要である。そこで、前節では検討出来なかったそれらの点について、改めて考えてみたい。

まず森本氏によって特定された作者の夫・藤原実宗について、肥後守在任時期等を確認しておく。実宗は『尊卑分脈』によれば、魚名公流、従四位上定任男で、「蔵／従四下／常陸介／能登肥後守／母因幡守時盛女」とあ

る。このうち能登守については史料に見当たらず時期不明である。次に問題の「肥後守」については、『中右記』寛治七（一〇九三）年一月五日条に「民部卿定申功課二ヶ国、肥後実宗、飛驒久実」とあるのが該当すると考えられるので、寛治七年までには任を終えていたと見られる。また、それ以前の時期、承暦年間から寛治四年（一〇七七〜九〇）頃の「肥後守」に関する記述を調査すると、『中右記』寛治二（一〇八八）年十一月三十日条に、

：其後尙陣定、依神民憂也、前大弐実政朝臣流伊豆国、目代肥後前司時綱流安房国、大弐廳官等此外八人配流土佐国、但無宣命云々、此前数度依此事雖有陣定、不一決也、引及今日也

とあって、「肥後前司時綱」の名が見える。これは大宰大弐藤原実政が宇佐の神民から神輿を射たとして訴えられた事件の判決で、実政の目代を務めていた前肥後守源時綱が連座し流罪となったのである。この時綱が肥後守であったのは、『水左記』『帥記』に「前守藤原義綱」「守源時綱」の名が見える時期から推して、承暦元（一〇七七）年〜永保元（一一〇八一）年頃のことと考えられる。この後寛治五（一一〇九一）年正月二十八日には正五位上中原師平が任じられており（『江記』ほか）、その中原師平が赴任後まもなく死去、寛治六年からは藤原盛房が任じられて、この頃に実宗が「前肥後守」として記録に見えるのである。よって実宗の肥後守在任は、永保二（一〇八二）年頃から寛治四（一一〇九二）年の間と推測される。また大宰府管内の国司の任期は五年が原則で、前記の十年余のうちではおそらく後半の五年間、具体的には応徳三（一一〇八六）年頃から寛治四年の間である可能性が高いと思われる。肥後の父・定成は、応徳三年十月に七十三歳で出家しているが、肥後が父の出家の頃に筑紫に下ったのではないかと想像すると、一六七番歌の「親のもとを離れて、遠きほどへ行くとして」の背景にあるものが見えてくるようにも思われる。更に、『肥後集』は師実最晩年の十年間（寛治五年から康和三年）の歌を中心に編まれているが、その師実晩年の十年間は、作者が夫とともに肥後国に下っていた可能性の高い時期に接続

している時期である。作者はおそらく寛治五年正月頃までに夫とともに筑紫から帰京し、師実の許に再出仕して、師実家の歌詠み女房として活躍し始めたと考えられる。

2、筑紫下向関係歌と生年の検討

『肥後集』には、作者が筑紫に下向した折の歌と思われるものが数首ある。それらの歌、特に「筑紫なりしが、上るべきほどになりて…」の詞書を持つ一七〇番歌から、森本元子氏は、作者がごく若い頃に父に随って肥後或いは肥前に下向したことがあるのではないかと想像し、また一六七番歌詞書「親のもとを離れて、遠き所へゆく」として「に対しては、初めて夫に随って長旅をした折の歌であろうとの考えを示している。この考え方に立てば、作者は地方への長旅を二度以上経験したことになろう。しかし、果たしてそうであろうか。この問題が肥後の生年や生涯を考える上で重要であることは前述のとおりである。以下、肥後の筑紫下向に関係した歌を中心に、羈旅歌を詳細に検討してみたい。

『肥後集』の羈旅歌で旅先が具体的に示されているのは、「筑紫」と「摂津」のみである。後者は「塩湯のこ」とに（一七二番詞書）とあるから、これは当時流行った「塩湯浴み」、つまり一種の転地療養であったとわかる。他には「ものへゆく」（一六七番詞書）があるのみで、これは参詣の旅と考えられる。従って、地方下向の旅先として明示されたのは筑紫だけとなる。作者が父や夫に随って地方へ下ったとすれば、そしてそれを集に明示された地名で考えるならば、それは筑紫であることになろう。では作者は父の赴任時と夫のそのの二度にわたって筑紫へ下向したのだろうか。そこで、筑紫下向、或いは夫に同行した折のものと思われる歌を取り上げて、その

内容を分析検討し、作者の経験した筑紫下向について考えてみたい。

まず、詞書に「筑紫」と明示された歌を検討する。ここでは集中の順に依らず、詞書から見た旅の順に従って検討する。まず、下向の途次であることが明確である次の歌。

筑紫へ行く道に、むさけの瀬戸といふ所に鐘のあるを、打ち鳴らしなどするを聞きて

音高きむさけの瀬戸の石鐘は波のよるよる打つにやあるらん (一七四 注1)

これは「むさけの瀬戸」で一行の者らが鐘を打ち鳴らすのを、おそらくは船中で聞いて詠んだ歌であろう。「むさけの瀬戸」は、『狭衣物語』に登場する飛鳥井君入水の場「虫明の瀬戸」と同一と考えられ、同所で詠まれた歌や詩もある(注2)。現在の岡山県瀬戸市の虫明湾周辺と見られるが、ここには寺があり(鐘楼も海から見えるような場所にあったものか)、それがある程度知られていたらしいことが想像される。歌では鐘の音の高さに名の高さを、波が寄るに夜を掛けているが、どちらも常套的な掛詞と言える。

次いで筑紫の春日社で詠んだ歌。

筑紫に春日のおはします御社の前に、藤の花咲きたるを見て

藤の花いかなるもとの契りにて栄ゆるすゑの木高かるらん (一三三)

これは筑紫に到着した折に参詣したとも、筑紫にいた間に参詣したとも考えられるが、おそらくは前者ではないか。福岡県内には春日神社が三社あり、場所は北から、北九州市八幡区、田川市、春日市である(角川『地名大辞典 福岡県』による)。このうち春日市春日にあるものは、社伝によれば、百済救済のため筑紫国長津宮に来ていた中大兄皇子が天児屋根命を祀ったことを創始とし、神護景雲二年に太宰大貳藤原田麻呂が武甕槌命ほか二柱の神を大和国から勧請して春日大神と称したもので、古くは社領も多い大社であった。春日市は博多の港から

大宰府に向かう途次にあるが、大宰府を経由して肥後に下るのが赴任のルートであったと思われるから、こうした所在位置や由来から見て、この春日市春日神社が該当する可能性が高い。また、社殿の前の藤の花が咲いていたとあるので、筑紫に到着したのは春のことであろうか。遙々下って行き着いた筑紫に、春日の社と、氏の繁栄を寿ぐ歌に詠まれてきた藤がここでも木高く咲くさま（注3）とを見た喜びが、率直に歌われているように思われる。

次は上京時の歌である。

筑紫なりしが上るべきほどになりて、舟に乗らむとせしに、館のさまはあやしげなりしかど、
また見るべき所ならねばあはれにて

草枕かりそめにゐし宿なれどたち離るるはあはれなりけり（二七〇）

暗きに舟を漕ぐに、篝火のほのかに見ゆれば

こがれ行く舟のしるべは篝火のほのかに見ゆる光なりけり（二七一）

この一七〇番の詞書と歌からは、自ずと『更級日記』冒頭部が想起され、森本氏が「若々しい少女の気持ちが見取され」と述べるのも頷ける。孝標女が、調度類を運び出した後の荒涼たる館、とりわけそこに露わに立つ薬師仏を眺めて抱いた思いと、「館のさまはあやしげなりしかど、また見るべき所ならねばあはれにて」と言う作者の思いとは、ほぼ重なるものであろう。任期が果て、上京すべき時が来た。肥後の国衙からまずは大宰府まで、上洛の陸路は所要三日（肥前から太宰府は一日半。『延喜式』による）、そこから博多の港に出る。『延喜式』には、大宰府から京まで海路ならば三十日とある。その上京の船に乗ろうと国衙を出立するのだが、粗末な館でもそこに暮らした日々が思われ、再び見ることは無いと思えばしみじみとした感慨がこみ上げたのである。「かり

そめ」の「かり（刈り・仮）」、「たち離るる」の「たち（館・立ち）」に技巧も見えるが、どちらかと言えば心情が率直に歌われている。続く一七一番は、前歌の詞書「舟に乗らむとせし」を承けていると考えられるので、「筑紫」と明示されてはいないが一連の歌と解してよいと思われる。博多港を出る辺りの様を詠んだものであるうか、暗い中を篝火を頼りに船が進む。この歌も「こがれ（漕がれ・焦がれ）」と「ほのか（火・仄）」に掛詞が用いられているものの、掛詞としてはそう珍しくはなく、属目の景をそのまま詠んだ歌と言ってよいだろう。

「筑紫」と明示された歌は以上であるが、この他に行く先が明示されない歌で、明らかに地方に下る折のものと思われるのは、次の歌である。

親のもとを離れて、遠きほどへ行くとして

つくづくと寝をのみぞ寝る草枕いさむる親もそはぬ旅にて（一六七）

親もとを離れて遠くに行くとは、夫に随って地方に下ったの意であろう。結婚後初めて遠方へ旅立った心情を詠んだものであろうが、

たらちねの親のいさめしうたたねは物思ふ時のわざにぞ有りける（拾遺・恋四、八九七　よみ人知らず）

と歌われたように、うたた寝を諫める親もいないこの旅では「ただつくづくと寝るばかりだ」と言う。親元を離れた不安と旅の寂寥が滲み出た歌である。「遠きほど」とあるだけだが、「つくづく」と「うたた寝」をする旅に当てはまるのは長い船旅であろう。そしてそのような船旅が考えられるのは筑紫下向である。他に考えられるのは土佐や、北陸道方面の越中・越後・能登に船を使用して下った場合であろうか。前述したように、肥後の夫実宗は「能登守」であったこともあるらしい。しかし、女性がうたた寝をしながら下るような船旅は、やはり瀬戸内海を航行する筑紫下向の旅であろう。森本氏も後年の論文（「筑紫下向―私家集の女流たち（九）―」注4）

で、この歌を筑紫下向の折のものと見ている。

船旅と言えば、次の歌も作者は大きな船に乗っているものと思われる。

舟にて見れば、釣り舟のものはかなげにおちてみれば

須磨の海人のあさゐにいづる釣り舟の波立たぬまと急ぐなるべし (一五七)

これは船上にいる作者の目に釣り舟が「ものはかなげに」見え、「須磨の海人」は波が立たぬ内にと急ぐようだという。詞書中の「おちてみれば」と歌の「あさゐ」が不審で、誤写なども考えられるが、目にした光景を素直に詠んだ歌のようである。これは或いは筑紫への往復の途次に、須磨の浦あたりで見た光景であるのかもしれない。そのように考えると、次の歌にも同じ可能性がある。

舟にて目を覚まして聞けば、港の波にきほひて、葦の風に靡く音を聞きて

小夜ふけて葦のうへこすうら風にあはれうち添ふ波の音かな (一六九)

森本氏は、この歌をも筑紫下向の折のものと見ている。しかし「物へ行くみちに」の詞書を持つ一六八番歌の次に置かれている関係から、物詣での折の歌と考えるほうが自然であろう。現に『続詞花集』(七二六番)と『新古今集』(九一九番)では後者の立場で採録されており、それに従ってここでも一六九番歌は筑紫下向時のものではない立場を取る。ただ一五七番歌のほうは筑紫下向時のものである可能性が残っている。作者は筑紫下向関係の歌を纏めて置くことを重視せず、それとは別の配列意識に従ってそれぞれの適所と思われる所に歌を配した。これは筑紫下向が集中では古い体験で、しかも公的な立場を前面に打ち出した『肥後集』に於いては私的なことに属するためであろう。そのように考えると、一五七番歌が筑紫下向関係歌であっても「筑紫」と明示されず、一五五〜一五七番の「海人」を詠んだ歌の繋がりでのこの位置に置かれたと考えるても問題はないであろう。

以上、肥後の筑紫下向或いは地方への長旅の歌（と考えられるもの）を検討した結果、『肥後集』一七四・一三三・一七〇・一七一・一六七・一五七番の六首を、該当する歌と考える。この六首について整理すると、次のようなことが言えるであろう。

①「筑紫」と明示されない歌（一六七番・一五七番）をも含めて、六首は全て筑紫下向に関わる歌と考えられる。

②「筑紫」と明示した歌でも明示されない歌でも、歌われた事柄を重ねて体験したことを示すような歌、筑紫に二度下向したことを窺わせるような表現が見られない。

③六首はみな心情や属目の景を率直に歌ったものであり、掛詞などの技巧はあっても、いずれも常套的なものである。

④一六七番歌は、夫に随って地方に下った折のものとはほぼ断定できる。

以上のことから、作者の経験した地方への旅は、「夫に随って筑紫に下向した」ものであって、それはおそらく一回であった、と考えられよう。

肥後集では、筑紫下向関係歌が一見ばらばらに配されているために、複数の長旅を体験したようにも見えるのであるが、一般的に言って、当時の貴族女性、それも歌人として家集を持つような人が遠方への旅を二度も経験したのならば、それが詞書や歌に表れるのが自然であると思われる。しかし重ねて経験したと感じられるような要素が無く、あるのは遠い旅への不安であったり、国司の館を離れる折のしみじみとした感慨であったり、都では見られないものを見た新鮮な感動などである。『更級日記』に象徴的に見られるように、当時の貴族女性にとっては、遠方への旅はかなり印象に残るものであったと思われる。六首の歌が一度の下向で詠まれたとしても不

自然ではない。また、率直な印象を受ける歌からは、新鮮な感動だけではなく、作者の若さのようなものも感じられる。作者が夫に随って筑紫へ下向したのは、比較的若い頃のことではなかったか。

肥後の筑紫下向が夫に随っての一回であるとするれば、しかもそれが応徳三年から寛治四年頃である可能性が高いとすると、森本氏の生年推定に従うと、作者の四十歳半ば頃のことになる。しかし、心情や属目の景を率直に詠んだ歌、とりわけ一六七番の「親のもとを離れて」遠方に旅する途次の歌に滲む不安のさまからは、もう少し若い頃の詠であるように感じられる。つまり森本氏の推定よりも若く、具体的には十歳程度引き下げて、筑紫下向を三十歳半ば頃と考えるほうがふさわしいのではないかと思われる。そこで仮に肥後の生年を森本説より十年引き下げてみると、筑紫下向がおおむね三十歳代、帰京して晩年の師実のもとで歌詠み女房として活躍し、肥後集中の多くの歌を詠んだのが四十歳代、師実の薨去後の「堀河院艶書合」「堀河百首」は五十歳代の前半、「永久百首」が六十五歳ごろとなって、その後七十歳になる頃没したということになる。このように考えても歌人肥後の活動から見て、特に不都合な点はないように思われる。肥後が一〇五一年前後の誕生と考えると、親しく交流があった俊頼（『散木奇歌集』に名が見える女流歌人では、肥後の登場回数は格段に多い）とは概ね同年齢となり、同じく親交があったらしい大江匡房より十歳ぐらい若いことになるが、匡房は「永久百首」の五年前に亡くなっている。以上のことから、私は肥後の生年を永承の末頃と考えたいのである。

3、肥後の後半生と私的生活

肥後は師実が薨じた後、今度は白河天皇皇女・令子内親王の許に再出仕したと見られる。令子内親王は師実・

麗子夫妻に養育され、幼少期を摂関家で過ごした方であった。この再出仕の時期や事情については第四節で論じるので、ここでは触れないが、令子内親王が皇后宮となった後も、肥後はそこで歌詠み女房として大いに活躍したようである。その肥後に子がいたか否か等、私的生活の詳細はほとんど知ることができない。

先に論じた肥後の生年問題は、こちらもはっきりしない夫実宗の年齢を推し量る一つの材料にもなるが、仮に実宗が肥後と同年齢と考えた場合、森本氏の推定に従えば常陸介となった嘉承二（一一〇七）年には六十七歳、肥後よりも五、六歳年長であった場合には七十二、三歳となり、かなり高齢での常陸赴任であるように感じられる。無論七十前後で遠方に赴任することもないではなく、顕著な例では源経信が七十九歳で太宰帥として赴任したが、これはやはり稀な例ではないだろうか。同じ常陸介となった菅原孝標が赴任したのは五十九歳の時で、任期を終えて帰京した後は引退している。実宗が無事に任期を全うしたらしいことを考えると、実宗の年齢も、森本氏推定による肥後と同年齢と考えるのがほぼ上限で、それよりも数歳程度若いと考えたほうがよいかもしれない。また、実宗と作者の年齢関係も、当時の貴族一般の夫婦は同年配であることも多いが、複数の妻を持つので、後から妻となった女性は当然ながら若い場合が多いように思われる。特に国司が遠方の任地に赴任するにあたっては自身よりも年若い妻を伴うことが多かったと思われる。例えば『更級日記』でも上総に同行したのは「継母」であり、宮仕えをしていた人（上総大輔、後一条院中宮威子女房）で、帰京した頃には孝標との間に幼い子があつた。何人かの子を持っていた『更級日記』作者の実母よりも若年であつたと考えられる。肥後の場合も、おそらく筑紫下向の時点では、四十歳前後かと思われる実宗よりも、いくらか年下だったのではないだろうか。

『尊卑分脈』では実宗の男子はみな母の記載がなく、『肥後集』に登場する身内も甥にあたる源頭伸一人であるから、肥後と実宗の間に子があつたのかどうか、肥後が実宗の早くからの妻であるのか、それとも『更級日記』

の継母のように後からの妻であったのかなども一切不明である。しかし、集の内容を見ると、肥後は少なくとも寛治七年以降の十年間は師実家の女房として熱心に仕え、そこで多くの歌を詠んだと思われるし、そのことから推察して、実宗の妻として幾人かの子を持ち家を守る主婦的立場であったようにには想像し難い。肥後が俊頼と親交があったことは前節でも触れたが、『散木奇歌集』には、肥後と源行宗とが「いひかたらふなか」であると述べた箇所（七五三番詞書）が見える。また「月のあかゝりけるよ、ひごがもとにまかりてよめる」（秋、四九一番詞書）とあるなど、肥後が俊頼・行宗ら廷臣歌人達と盛んに交流した様子をうかがわせる。肥後は実宗が常陸介として赴任した際には同行せず、令子内親王の許にいたものと思われる。源国信が、堀河天皇崩御の後一周忌までの間に詠んだとみられる「懐旧百首」の写本巻末には、その頃の国信と肥後の贈答歌が二組記されており、また、大江匡房が最晩年に大蔵卿であった頃、匡房に頼んで常陸国の税を他国に切り替えてもらったことが『詞花集』雑下（三七三）及び『江帥集』によって知られるが、これらによって肥後が都にいたことが推察されるからである。

肥後は二度の百首歌に加わったこともあり、院政前期の女房歌人としては多くの歌を残した。そして、定家の手になると言われる冷泉家の古い「集目録」に肥後の名も見えており、一定の評価を受ける歌人の家集として、『肥後集』が伝えられていたことを窺わせる。興味深いことに、歌人としての肥後の名は、『金葉集』から三代の勅撰集では、令子内親王の名を冠して記されていた（皇后宮肥後、二条太皇太后宮肥後）が、『新古今集』で「肥後」とだけ記されたのを境に、『新勅撰集』以下の勅撰集では「京極前関白家肥後」と師実の名を冠して記されるようになる。また、「皇后宮肥後」或いは「京極前関白家肥後」が、「永久百首」の常陸と同一の人物であることも、ある時期までは伝わっていたようであるが、時代が下るにつれて肥後と常陸は別人と認識されるよう

になっていったらしい。『夫木和歌抄』では、「堀河百首」からの歌も「永久百首」からの歌も、多くは「二条太皇太后宮肥後」の名で採られているものの、一部の歌は「前斎宮肥後」の名で載っているなど、既に混乱が見えている。『夫木抄』撰集の資料に存した混乱や誤りがそのまま反映されたものであろうか。

なお、肥後に対しては、以前から物語作者である可能性を論じる声がある。例えば山岸徳平氏は『堤中納言物語全註解』の「解題」で、肥後を『思はぬ方にとまりする少将』作者の有力候補とされた(注5)が、これと同様に、野村一三氏も『このついで』の作者候補として肥後の名を挙げられている(注6)。最近でも、山田和則氏が令子内親王周辺の物語制作の可能性を論じる中で、肥後を『苔の衣』祖形本(現存本を改作本と見る)の作者に擬されたり(注7)、佐々木孝浩氏も、散佚物語『扇流し』の作者としての肥後の可能性を探る研究を示された(注8)。いずれも、それぞれの物語中の和歌に、肥後の歌との歌語・歌風の共通性を見出し、それを論拠としているのであるが、確かに肥後の歌の中には物語との係わりを感じさせるものもあり、肥後が物語作者となった可能性は否定できないものがあるだろう。

注1、以下、引用本文は冷泉家時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』(二〇〇七年 朝日新聞社)所収の『肥後集』によるが、読点を付し、踊り字を仮名に、一部の仮名を漢字に、それぞれ直している。

注2、拙稿「和歌に見る『狭衣物語』享受の一例―「虫明の瀬戸」と「唐泊」―」(『瞿麦』第十七号 二〇〇四年六月 日本女子大学日本文学科瞿麦会)参照。

注3、現在の春日神社には楠の大木が多く、市指定天然記念物「春日杜」を作っている。特に社殿前の二、三の大木には、傍らに植えられた藤が複雑に絡んで高く伸び、天然の藤棚を作っている。この神社には古くからこ

のような木が存した可能性もある。

注4、『私家集の女流たち―現し身の恋―』（一九八五年 教育出版センター）所収。

注5、山岸徳平『堤中納言物語全註解』（昭和三十七年 有精堂）

注6、野村一三「堤中納言物語中八編の作者について」（『平安文学研究』四〇 昭和四十三年六月）

注7、山田和則「二条太皇太后宮令子サロンの物語制作―散佚物語『すまひ（相撲）』の成立を中心に―」（『日

本文学』五一卷十二号 平成十四年十二月）

注8、佐々木孝浩「ありやの歌―散佚物語『扇流し』をめぐる憶説―」（『藝文研究』平成十八年十二月）

第三節、院政期撰関家女房の詠む「拝礼」

はじめに

院政期初期の女流歌人肥後は「金葉集」以下の勅撰歌人で肥前守藤原定成女、白河・堀河二朝の撰政関白であった藤原師実、及び白河皇女で前齋院の令子内親王に仕えた。家集『肥後集』は十二世紀初めころ成立したと推定され、先行諸研究によって作者・歌集の内容・登場人物等が比較的明らかな集である。しかし肥後の詠歌や院政初期の撰関家女房の集としての特質等、歌の世界により深く踏み込んだ考察においては未だ不十分な点があるように思われる。

『肥後集』には祝賀・四季・神祇・釈教・雑（羈旅・恋を含む）といった配列がおおよそみとれるが、第四期高陽院（注1）が落成した寛治六年（一〇九二）秋頃の歌に始まって、第六番から次のような三首がある。

正月一日はいらいをみて

- a たちならふ人の心はゆたけにておきふしせはき今日にはかな（第六番）
- b はるたては今日のころもにつらねたるこてふのまとゐみるそうれしき（七）
人のよみてとありしにおなしこと
- c あつさゆみつるはみころもひきつれてはるのはしめにまとゐをそする（八）

「はいらい」とは「拝礼」、ここでは「撰関家の拝礼」を指すと思われるが、同時代或いは前後の時代においても「拝礼」そのものを詠んだことが明らかかな歌は少ない。とりわけ女房が拝礼を見て詠んだ歌はほとんど例がなく、他には『康資王母集』に次の歌があるのみである。

四条の宮拝礼ゆきのふりし年

d たちならふ袖のしろたへのゆきふれはつるのけころもむれきたるかな (注2)

これらの歌、特にbとcの歌は解釈の上で問題点が多く、歌われた場面・状況が今一つ明確でない。作者がどのような光景を、どのように見ているのか、注意深く検討する必要があるだろう。ここでは歌の内容や歌語の検討を通して、肥後の歌と集の特質の一端を考察してみたい。

一、撰関家の拝礼と肥後の歌

「撰関家の拝礼」については、既に岡田荘司氏による研究がある。岡田氏は『私礼』秩序の形成―元日拝礼考―(注3)において、元日の儀礼の具体的な有り様を史料から抽出・検討した結果、「律令国制に依拠した『朝賀』儀礼から、十世紀以降は『私礼』とも称される『小朝拝』や撰関家・院への拝賀・拝礼の成立へと大きく変貌・移行」したことを明らかにされている。すなわち、律令制においては、元日辰刻に大極殿において文武百官が打ち揃った「朝賀」が催され、これ以外の元日拝礼は禁じられていたものが、列席資格が公卿・殿上人に限られる「私的」な拝賀である「小朝拝」がしきりに行われるようになり、大極殿焼失の後には「朝賀」が完全に廃されて、天皇への元日拝賀は完全に「小朝拝」に移行した。この流れのうちに、『貞信公記』承平元年(九三一)

記事を初見として元日の撰関家拝礼があらわれ、やがて「小朝拝」に先立つものとして「撰関家拝礼」の形式が整う。さらに道長が「大殿」と呼ばれるようになる。同日の「大殿拝礼」も生じた。同じ頃、上皇への拝礼も盛んに行われるようになり（注4）、院政にむかつてその質も変化して行く。岡田氏は『為房卿記』延久五年（一〇七三）正月一日の記事を引き、後三条院に対する大規模な拝礼は「院政の開始を意図したものであったことは疑う余地がない」と述べる。こうして三つ乃至四つの元日拝礼が生まれた結果、院政期に入ると、元日には、まず「撰関家拝礼」があり、次に「大殿」にあたる人物がいる時には「大殿拝礼」が、続いて廷臣が撰関・大殿に率いられて「院の拝礼」があり、最後に参内して「小朝拝」が行われる、という形式が出来上がった。この四つの拝礼がすべて元日に行われた記録の初見は嘉保二年（一〇九五）である。時の関白は藤原師通（居所は東三条）、大殿は師実（高陽院）、院は白河上皇（六条院）、当代は堀河天皇（皇居は大炊殿）であった（注5）。

肥後が前掲aとcの元日拝礼の歌を詠んだのは、師実が関白となって以降のおよそ二十五年間のうち、おそらく院政期、嘉保二年の拝礼ではないまでも、その前後の数年の間である可能性が高いと思われる。そう考える理由の一つは、久保木氏の『肥後集』歌の詠作年次に関する指摘である（注6）。『肥後集』のうち詠作年次を推定できる歌はほとんど寛治五年（一一〇九）から康和四年（一一〇二）という藤原師実の最晩年の十年間と重なる時期のものであり、「おそらく主としてこの時期のものを中心に歌が集成されたのであろう。」と氏は述べる。また、このaとcの三首は春の歌の冒頭であるが、この前に置かれた祝賀の歌五首の部分は、前述のように高陽院落成頃の歌を先頭に、二番目に師実の長寿栄華を言祝ぐ歌、三番目に高陽院で詠んだ祝の歌を置き、その後には時期不詳の算賀の歌と産養いの歌という配列である。四季の春の部も同じ配列意識に基づいて高陽院における拝礼の歌を先頭に置いた、と考えても不自然ではあるまい。『肥後集』ではこの三首の後にさらに正月一日或いは一

日のころの歌が何首か続くのである。祝賀の歌から四季の歌に続く歌集冒頭部には、高陽院とそこにある師実の栄華を賛美する姿勢が明確に打ち出されているのではないか。

ところでその「撰関家拝礼」及び「大殿拝礼」とは、具体的にどのようなものであったのか。拝礼があったという記述は当時の日記類に少なからず見受けられるが、高陽院における撰関家拝礼の詳細な記述が見られる例としては『中右記』寛治八年（嘉保元・一〇九四）正月一日条が挙げられる。

一日癸酉 高天清晴、宿雪残庭、未時許人々参集殿下御所高陽院、有拝礼、内大臣以下公卿十人許一列、頭弁季、頭中将宗、以下雲客十余輩一列、前美濃守行房朝臣以下諸大夫一列、六位上官一列、人々多遅参、殿下則御出、引公卿参一院御所六条殿、有礼拝、左右府参加、公卿殿上人六位各一列、但殿上人位階次第、如小朝拝、殿下則令退出給後、女院御方有拝礼、依御同所：（中略）：申剋事畢、人々引参内、先有小朝拝、殿下以下着靴、立射場殿、頭弁来告御出由、則入自仙華門代、列立御殿東庭、公卿一列、頭弁以下雲客十余輩一列、一臈藏人左衛門尉永実一人、立雲客後、拜舞了後退帰、次節会、（以下略）。

寛治年中の『後二条師通記』などを見ても、同じような内容の記事が見られる。殿下は師実、内大臣が師通で、嘉保と改元されたこの年に師実は関白を師通に譲り、翌年に元日の四拝礼が行われるのである。

拝礼の時刻は、『中右記』『後二条師通記』の寛治年間（一〇八七～一〇九三）の記録で拾うと、ほとんどが「未刻」（午後二時頃）である。寛治以後の記録では、『中右記』嘉保二年正月一日条に「午時許先参関白殿」とあって、時間が早まっているように見えるが、この年はその後に関白師通が率いて「大殿拝礼」が行われているのである。また同じく『中右記』嘉保三年（永長元年）と承德元年（永長二年）の記録にはともに「未時」頃に「参関白殿」とあるが、これに続く記述でその時刻にはすでに関白師通への拝礼は終了しており、「大殿拝礼」へ向

かうころであつたと読みとれる。これらの事実から、この頃の撰関家拝礼は未刻であり、元日の四拝礼が生じた嘉保二年以降は、「午刻」ころ関白への拝礼が行われ、引き続き「例年の時刻＝未刻」に大殿拝礼が行われたものと考えられる。師通・師実ともに没した後の康和五年（一一〇三）正月の記録には、

一日、…参右大臣殿、高陽院、…未刻有拝礼（以下略）

（『中右記』康和五年正月一日条）

とあり、「未刻」が撰関家拝礼の時間であつたことが確認できよう。

次に拝礼の形式・人数を『中右記』寛治八年正月一日の例で見ると、第一列が内大臣以下の公卿で十人ばかり、第二列が頭弁・頭中将以下殿上人で十数人、第三列が諸大夫、第四列が上官という構成である。三列目からは人数は記されないがおそらく第二列と同程度かそれよりも多かつたであろう。岡田氏が前掲論文で整理されたように、この第三・四列の諸大夫・上官の列に撰関家拝礼及び大殿拝礼の特色がある。これに続く「院拝礼」と最後の「小朝拝」は三列で行われる。「院拝礼」の場合、一・二列目の構成は撰関家拝礼に同じだが、撰関家に近い関係でないためここから加わる者が二・三あり、三列目は六位、寛治二年の条によれば「六位判官代蔵人」である。「小朝拝」は、『後二条師通記』寛治三年（二〇八九）正月一日条にも「撰政殿廊内令立給、王卿一列殿上一列、蔵人一列立了」とあつて、一・二列については「院拝礼」とほぼ同じ、三列目は蔵人である。以上のことから、拝礼の人数・規模では、撰関家拝礼が最も大きいものであつたと言える。

関白師実の女房である肥後が見たのは、撰関家が家司として諸大夫層・上官（政官）層を掌握した結果（注7）であるところの四列構成の盛大な拝礼であり、その人々が「拝舞」するさまであつた。a歌には「おきふしせはき今日には（起き伏し狭き今日の庭）」とあるが、例えばこの寛治八年のように晴天ならば午後の明るい陽光の下で、四列に並んだ人々が一斉に立って左右に袖を振り又蹲って左右に袖を振る様子は、実際庭も狭いほどに

見えたであろうし、さぞ美々しいものであつたらう。b歌の「今日のころもにつらねたる」も、身分階層により色異なる人々の正装を意識した表現であるのだろう。つまりa・b歌にはこの盛大な拝礼のさまが非常に具体的に詠まれていると考えられる。これに比べてdの康資王母の歌は、雪の日に行われた四条宮寛子への拝礼のさまを詠んだので、雪で人々の衣が白くなりまるで「鶴の毛衣」が群れているようだと詠じ、「鶴」で長寿繁栄を言祝ぐ気持ちが籠められてはいるものの、比較的単純な比喩の歌と言えよう。肥後の歌は、歌意が明快とは言い難いが、拝礼の実際の有様が投影され、その華麗・盛大さを偲ばせる歌になっている点で注目に値する。

二、歌の解釈及び歌語の問題

前述のとおりaとcの三首は、院政初期の盛大な「摂関家拝礼」を詠んだものと考えられるが、内容の解釈にあたっては問題点が少なくない。現時点での一応の解釈と疑問点を整理すると次のようになる。

a歌は、既に佐伯氏も指摘のとおり「おきふし」に拝礼の具体的動作が表現されている（注8）と考えられ、拝礼のために立ち並ぶ人々の心は新年を迎えて晴れやかに「ゆたげに」（ゆつたりのだかなさまに）見えるが、集まった人の数が多いために庭が「狭き」ほどだと、対比表現を用いて摂関家の威勢の大きさを実感をこめて言祝ぐ歌になっている。ただし、「ゆたげ（なり）」は極めて用例の少ない語で、物語等を含めても、肥後以前には今のところ次の二例しか見出すことができない。

木綿だすきかくるたもとはわづらはしゆたげにとけてあらむとをしれ（拾遺・神楽歌、五八八）

あめのしたはぐくむ神のみぞなればゆたげにぞたつ端の広前（後拾遺・神祇、一一七三 よみ人しらず）

どちらも神への祈願に関わる歌で、前者は藤原高遠が賀茂に参籠した折に夢中で得た賀茂明神の歌、後者は高階成章が阿蘇社に装束を奉納した際に土地の女が詠んだという歌である。肥後はこうした先行例を十分に意識して「ゆたげに」を用いたのであろう。この歌では「起き伏し狭き庭」という表現が要所で、これが「拝舞」のさまを取り入れたものであろうと解釈できる点で、内容理解の上で問題はない。

ところが**b**歌は、上の句の「今日のころもにつらねたる」がいささか意味不明瞭な上に、これに続く「こてふのまとゐ」が更に難解である（注9）。そのうち上の句のほうは、「今日の衣」||身分に応じた新年の正装で「連ねたる」||たち並んでいるの意であろうと思われ、次のような先行歌があることを念頭におけば理解が可能である。

鷹司殿の七十賀の月令の屏風に臨時客の所をよめる 赤染衛門

e 紫の袖をつらねて来たるかな春たつことはこれぞうれしき (後拾遺・春上、一四)

入道前太政大臣、大饗し侍りける屏風に、臨時客のかたかきたるところに 藤原輔尹朝臣

f むらさきもあけもみどりもうれしきは春のはじめにきたるなりけり (同 一六)

大臣家、大饗するところ

g ひきつれて大宮人のきませれば春うれしくもおもほゆる哉 (兼盛集 一二〇)

三首とも大饗・臨時客を詠んだ屏風歌である。**e**の「鷹司殿の七十賀」とは長元元(一〇三三)年に行われた道長室・倫子の七十賀、「紫の袖」は上達部の袍の色である。**f**の「入道前太政大臣」はいうまでもなく道長、「あけ」は五位の、「みどり」は六位の袍である。**g**歌は、**e**・**f**歌などに先行する屏風歌として、大いに影響を与えたと思われる。肥後はこれらを意識して「今日の衣」を「見るぞうれしき」と詠んだものと考えられる。

また、下の句の「こてふのまとゐ」の「まとゐ」は円居で、次のような歌を踏まえたものであろう。

h 思ふどちまとゐせる夜は唐錦たたまくをしき物にぞありける (古今・雑上、八六四 よみ人しらず)

きさらぎのころほひ、花見に俊綱朝臣の伏見の家に人くまかれりけるに、誰とも知られで

さしおかせ侍りける
皇后宮美作

i うらやましいる身ともがな梓弓ふしみの里の花のまとゐに (後拾遺・春上、七九)

よく知られた古歌 **h** を踏まえ、枕詞の「梓弓」を中心として引き出される縁語「射る」「的射」を掛詞とし、一首を技巧的にまとめ上げた **i** 歌は、遅くとも承暦（一〇七七〜八〇）頃までには詠まれたものと思われ、肥後の歌いぶりに通うところが多い。残る「こてふ」については、様々な色の正装で「拝舞」する人々が袖を振るさまから「胡蝶」を連想したものかとも考えられるが、なお未詳とするほかない。

次に **c** 歌であるが、詞書に「おなじこと」とあり、これに続く『肥後集』九番歌が「正月一日あめふるに」の詞書を持つところから見て、前の二首同様に「拝礼」を詠んだものと見てよいであろう。四位以上の袍である「つるばみ衣」を着た人々が連れだつて、又は人々を師実が引き連れて、春の初めに団欒することだ、の意であろう。枕詞「梓弓」から歌い出され、「つるばみ衣」、「はる」、「まとゐ」を掛詞にして、「弓―弦―引き―張る―的射」と縁語でまとめたこの歌は、**b** 歌が **e** **g** 歌及び **i** 歌の影響のもとに詠まれたと考えれば、発想の類似又は連続性が見て取れる。しかし、問題がなくてもない。それは『永久百首』（一一一六年）の次の歌との類似である。

賭弓

j はるたてばあづさのま弓引きつれてみかきの内にまとゐをぞする (永久百首・三六 頭仲)

c 歌も詞書が「賭弓」とあつても不思議でない歌である。また、肥後自身も「常陸」の名でこの百首に加わつて

おり、「賭弓」の題では次のように詠んでいる。

霞しくはるのはじめのあづき弓もろやしつるぞうれしかりける

(同・四一 常陸)

これまで **a** **c** 歌を一連のものとして扱ったのは、**c** 歌が「拝礼」を詠んだ歌であるならば、発想の類似で **b** 歌と関連づけたほうが理解しやすいということ、歌の配列・歌集収録歌の詠作時期の点でも、**a**・**b** 歌と近い時期に詠まれた似た発想の歌とするのが合理的と考えたためである。では、『永久百首』の頭仲の歌 **j** は肥後の **c** 歌とどう関わるのであろうか。

実は『永久百首』よりも更に前の『堀河院百首』(一一〇五年頃)には次のような歌がある。

k にはもせにひきつらなれるもろ人のたちあるけふやちよのはつはる (堀河百首「立春」、八 俊頼)

l 引きつれてまとみせんとやおもふどちはるはま弓の山にいるらん (同「山」、一三七五 紀伊)

k は、歌われた情景も表現も **a** 歌に似ているが、それだけではなく、この歌に附された古注は、「立春」題のこの歌を「元日拝礼也」(『陽明文庫古注』)と「拝礼」を詠んだ歌としている。『堀河院百首聞書』では「元日礼拝」として正月一日もろくの公卿殿上人天子を拝し奉ることをよめるにや 庭もせは庭もせはきほと引きつらねたるとにや」と注して、諸拝礼の中でも「小朝拝」を詠んだ歌かと見ている。この歌は『散木奇歌集』の冒頭歌で、詞書には「堀河院御時百首歌めしけるに、元日の心をつかうまつれる」とあるので、古注はこうした事実を踏まえての解釈なのであろうが、一般に行事や人事を詠むことが少ない立春題の歌としては珍しい歌と言える。もつとも『堀河百首』の「立春」題中には、もう一首人事を詠んだ歌があり、それは **l** の作者・紀伊の歌である。

春くればおほ宮人はそれながらあらたまりてもめづらしきかな (同「立春」、一五)

この歌は紀伊の母である小弁の、次の歌の影響下に詠まれたことが明白であろう。

むれてくる大宮人は春を経て変らずながらめづらしきかな

(後拾遺・春上、一五 小弁)

この小弁の歌は、『後拾遺集』では前掲 e と f の間にある歌で、「臨時客をよめる」とあるものである。しかし紀伊の「春くれば」の歌には「元日節会などの心もこもるべし」という『百首鈔』の注もあり、k 歌と同じ様な理解がなされたことが興味深い。

l 歌のほうは、「山」の題になっているが、「引きつれて」「まとぬ」「はる」といった歌語でも、「真弓」を用いて弓に関わる縁語でまとめている点でも、これまた c 歌によく似ている。「おもふどち」を h 歌から引き、「ま弓の山」は i 歌「ふしみの里」を意識した対比的な表現と思われるなど、先行歌と同時代歌から発想も歌語をも集めた歌と言えるような一首である。これは『堀河百首』に「賭弓」題がなかったために「山」に分類されたものであろうか。

このように肥後の歌と j・k・l 歌の関係をみると、発想や歌語において非常に似た歌が異なる題で詠まれたり扱われたりしていること、それも時期的にかなり近いところで見えてくる。これは当然意識的に行われたことであろう。そして、敢えて言うならば、『肥後集』の a↪c・『堀河百首』・『永久百首』の類似歌グループにおいては、おそらく『肥後集』歌が最も早く詠まれ、俊頼・紀伊・頭仲が肥後の歌を意識して詠んだのではないかと思われる。

『肥後集』の歌が『堀河百首』や『永久百首』に影響を与えているのではないかと想像する根拠として、c 歌で用いられた「つるばみ衣」の使用例がやはりこの二つの百首歌中に見られることも挙げられる。

鶴ばみの衣の色はかはらねどひとへになればめづらしきかな

(堀河百首「更衣」・三二六 頭仲)

むらさきのはつもとゆひにむすびおかんつるばみの衣ちとせふるまで

(永久百首「元服」・六〇三 大進)

この二首では「更衣」や「元服」のように晴れの場に関わって「つるばみの衣」が詠まれている。「つるばみ」を詠んだ歌は『万葉集』に六首あり、その歌が語句に少々異同あるかたちで一・二首ずつ『古今和歌六帖』『和歌童蒙抄』『五代集歌枕』などに採録されてもいるが、すべて恋歌であり、この『万葉集』の「つるばみ(椽)」は家人・奴婢などの衣服をさしていた(注10)。次いで、平安期では喪服を言う場合の「つるばみ」の例が物語に散見する。『源氏物語』夕霧巻に、落葉宮の母御息所の喪に服する女房・少将の君を描写して「幼くより生ほしたてたまうければ、衣の色いと濃くて、つるばみの喪衣一かさね、小桂着たり」とあるほか、『栄花物語』にも例が見られる。そして三つめにここで詠まれた「つるばみ」、一条朝の正暦(九九〇〜四)頃から、位色の制の混乱により四位以上が着用するようになった袍がある。長崎盛輝氏によれば、奈良時代の「椽」は櫟の実(椽)のかさを鉄媒染した黒色であったが、平安期に入って灰汁媒染が基本となったため、白樫柴染の黒色を「くろつるばみ」と呼んでこれが四位以上の袍になり、後には五倍子の鉄媒染で染めるようになったと言う(注11)。肥後のc歌は「梓弓」と縁語関係を作るためにこれまでほとんど詠まれなかった「つるばみ衣」を敢えて用いたもので、大進の歌でもやはり「つるばみ」に「鶴」の意を掛け「千歳」と縁語関係を作っている。また、大進は『源氏物語』桐壺巻の光源氏元服の場面の歌をも意識して詠んだと思われ、頭仲の歌の場合にも次の『万葉集』の歌の影響があるうか。

椽乃 一重衣 裏毛無 将有児故 恋渡可聞 (万葉・卷十二、二九六八)

(つるばみのひとへのころもうらもなくあるらむこゆるこひわたるかも)

ともあれ肥後の歌及び百首歌の三首においては、「つるばみ」は清新な感動と結びつくものとして歌われたのである。「つるばみ」の衣をこのように歌う例は肥後の歌以前にはなかったし、また、この二つの百首歌の後も見

られない。

三、歌語「ひきつれて」と肥後の歌

肥後の a↪c 歌は、前述のように、『後拾遺集』等の先行歌の表現を踏まえつつ、これまで詠まれなかった「拝礼」の情景をかなり具体的に詠んだものと見られるが、ここには a「立ち並ぶ」― b「連ねたる」― c「引き連れて」の表現の流れがあるように思われる。特に c 歌の「引き連れて」は、平安中期以降、祝意をこめた歌での用例が多い。具体的には、朱雀院の屏風歌として子の日の小松引きを詠んだ大中臣頼基の歌などを先行例とし、前掲 g の兼盛の歌を経て、『後拾遺集』に採録された和泉式部の歌のころ、歌語としての「ひきつれて」が定着したようである。

子日するのべにこまつをひきつれて返るやまべにうぐひすぞなく (頼基集・二二、玉葉・春上、一一)

ひきつれてけふはねの日のまつにまたいまちとせをぞのべにいでつる (後拾遺・春上、二五 和泉式部)

以後、小松引きとともに詠まれることの多い歌語であるが、当然ながら子の日の歌で用いられるばかりではない。小松引きを詠まないケースでは、「引き」を掛詞として「早苗」や「妻木」を詠む例もあるが、次に示す二首のように、伝説を意識した深い感動や神に関わって用いられている点が興味深い。

をとめごがあまのはころもひきつれてむべもふけひのうらにおるらん (増基法師集・五)

ひき連れて葵かざししそのかみを思へばつらし賀茂のみづがき (源氏・須磨)

増基法師の歌は家集に詳しい詞書があり、それによれば、天人が下るといふ伝説のある吹上の浜(注12)の月夜、

さえ渡る空、鶴が遠くで友を呼ぶ声がするというような状況で、「こゝろなき身にもあはれなる事かぎりなし」とある。『源氏物語』のほうは光源氏の不遇を嘆く従者の歌であるが、「ひき連れて葵かざしし」が神聖にして盛大な賀茂祭のさまを彷彿とさせる。この二首を先行歌に、平安後期以降「天つ乙女」や「賀茂の葵」とともに「ひきつれて」を用いる例が数例見られる。神や神聖なものとの関わりで用いられる点では、前章で述べた a 歌の語「ゆたげに」の『肥後集』以前の用例と共通する。

また、「ひきつれて」が肥後の拝礼の歌に繋がる過程では、次の『栄花物語』の二首も注目される。

m ひき連れて帰るを見れば梓弓もろ矢はいとどうれしかりける
(卷三二・歌合 斎院馨子内親王)

n 春立てばまづ諸人も引き連れて万代経べき宿にこそ来れ
(卷三六・根合 内の式部命婦)

m 歌は長元七(一〇三四)年三月十日に行われた臨時の「殿上の賭弓」の折の歌で、作歌事情から「ひきつれて」と「梓弓」が結びついている。また、肥後は、前述した『永久百首』の「賭弓」題の歌で、この **m** 歌の三句以下を踏襲していることが明白である。**n** 歌は、天喜四(一〇五六)年四月三十日に行われた皇后宮寛子春秋歌合の折のもので、題は「臨時客」、『甘巻本類聚歌合』では作者は小式部命婦となっている。兼盛の **g** 歌を意識して詠まれた歌と思われ、さらに肥後の **c** 歌がこの **n** 歌の上の句を踏まえていることが見てとれる。

このように、「ひきつれて」は肥後の歌以前に、子の日の小松引きや臨時客などの行事にちなんでも用いられる歌語として定着しており、撰閑家拝礼の盛儀を詠むに際して肥後が用いたのは自然なことであったと言えよう。そして肥後と『堀河百首』『永久百首』以後、それらの歌の影響のもと、平安末から鎌倉初期にかけて、春の喜びや感動を詠む場合の歌語として積極的に用いられてゆく。

あづさゆみはるの日ぐらしひきつれてはらにまとゐをぞする
(六百番歌合・六六、経家)

引きひきつれて山路に松のみゆるかな春のむかへにい はふなりけり (長秋詠草・六四八)

梓弓はるの雲ゐにひきつれて気色ことなる今日の諸人 (壬二集・三〇五)

小松原春の日影にひきつれて千世のけしきを空にみるか (拾遺愚草・一八八〇、女御入内御屏風和歌)

まとめ

こうして肥後の拝礼の歌とその前後の類歌を検討してみると、肥後は優れた先行歌の表現を吸収し、そこへこれまで直接的に詠まれることのなかった素材を取り込んで、撰関家女房の立場にふさわしい祝賀の歌を詠んだと言えよう。庭も狭いほどの拝礼の盛儀、とりどりの正装をした上達部・殿上人・諸大夫・上官層が作りなす春の円居、その中心たる関白・師実の栄華、それらを清新な感動と喜びをこめて詠んだ歌が、『肥後集』の六・七八番歌であると私は考える。そしてそれらは必ずしも歌意明瞭な秀歌とは言い難いものの、一面では新鮮味のある歌として周囲に受けとめられたのではないだろうか。それが『堀河百首』『永久百首』において類歌を生み出す結果になったのではなからうか。とすれば、そこに歌人・肥後の特質の一端が窺い知られるし、同時に院政初期の女房歌人の詠む祝賀の歌の一つの典型があるようにも思われる。

既に古池由美氏が「『周防内侍集』と堀河天皇―周防内侍が巻頭歌に籠めた意識―」(注13)において、「周防内侍は、『内侍集』の冒頭に、新しい帝、堀河天皇が大人となった元服後のスタートを寿ぐ気持ちを籠めた。家集の編纂意識を象徴する巻頭歌の設定だった」と指摘しているが、『肥後集』の冒頭部にもそれと同様の主家繁栄を寿ぐ意識が見て取れるように思われる。そうした意識のもとに家集が編纂されること、そうした祝賀の歌が

詠まれることは、院政期の、とりわけ女房歌人の一つの特色なのではないか。肥後の拝礼の歌は、院政期の女房歌人たちの歌に対するこうした視点からの検討の必要性を示唆しているように思われるのである。

本文中で引用した歌は、勅撰集歌については「新日本古典文学大系」（岩波書店）本より、私家集については『私家集大成』より、歌合については『新編国歌大観』より引用した。

注1 高陽院（賀陽院とも）は藤原頼通が桓武天皇皇子賀陽親王の邸宅跡に構えた豪邸で、治安元（一〇二一）年完成。その後およそ二十年ごとに焼失と再建を繰り返しながら頼通の子孫が伝領した。第三期高陽院が承暦四（一〇八〇）年に焼失した後、師実の手により第四期が再建され、この時に高陽と賀陽の二通りあった名称を「高陽」に統一したことが『後二条師通記』寛治六年六月十九日条に見える。この第四期高陽院は師実没後の天永三（一一一二）年に焼失した。

注2 国立歴史民俗博物館蔵『伯母集』（『貴重典籍叢書 文学篇』第七卷〈私家集1〉二〇〇一年 臨川書店）による。

注3 「國學院雑誌」昭和63年6月

注4 かつて『和泉式部日記』の「院の拝礼」の記述をめぐって、それを記述のとおり元日のことと見るか否かの論争があり、その後山中裕氏が元日の「院の拝礼」を記述どおりに受け取って問題が無いことを再度述べている。山本和子「和泉式部日記研究の諸問題と整理」（『樟蔭国文学』第7号 昭和45年3月）、吉田幸一「和泉式部日記における『院の拝礼』について再説」（『平安文学研究』第45号 昭和45年11月）、山中裕「拝

礼と『和泉式部日記』（日本古典文学会々報 一一一号 昭和61年12月）を参照。

注5 『中右記』嘉保二年正月一日条（大日本古記録）による。

注6 前掲注3と同じ。

注7 注3の岡田論文9頁。

注8 「肥後集試読（一）」（『日本文学研究』7号 一九六八年二月 大東文化大学日本文学会）の68頁。

注9 注8と同じ箇所です。佐伯氏も「『こてふの円居』がわからない」と述べている。

注10 石村貞吉『有職故実（下）』（嵐義人・校訂 昭和62年 講談社学術文庫）35〜37頁。及び、長崎盛輝『日本の伝統色 その色名と色調』（平成8年 京都書院）二四一頁。

注11 注13の長崎盛輝『日本の伝統色 その色名と色調』による。

注12 歌には「ふけるのうら（吹飯の浦）」とあるが、詞書に従った。「吹飯の浦」は、平安期にはこの例や『大和物語』（三〇段）のように、紀伊国の「吹上の浜」との混同が見られる。

注13 『王朝細流抄』第5集（平成12年12月）

第四節、令子内親王家の歌人肥後―『肥後集』以後の和歌活動―

院政期の女流歌人である肥後とその家集『肥後集』については、先行研究によって様々な点が明らかになっており、近年『肥後集全釈』も刊行された（注1）。従って、肥後に関する多くの点が明らかになってきているが、未だ研究の余地も少なくない。例えば、『肥後集』成立後の令子内親王家への出仕時期や「常陸」と呼ばれるようになった経緯、また、令子に仕えた時期の歌から窺われる内親王家女房としての具体的な生活等々については、十分な研究がなされているとは言えない。本稿では、『肥後集』以外の歌集等に収められている肥後の歌の整理と内容の検討を通して、右の問題点について考察してみたい。

1 令子内親王家への出仕

肥後は、森本氏も述べるように、若年から師実家の女房として出仕したものと思われるが、実宗と結婚し、夫に随って筑紫下向を体験したと推察される（注2）。師実晩年の時期の歌を中心とする『肥後集』の内容から見て、師実家の歌詠み女房としての本格的な活動は筑紫からの帰京後と言ってよいであろう。そして師実の薨去後、おそらくは追善供養の気持ちから『肥後集』を編纂し、それを終える頃『堀河院艶書合』に歌を召され歌人として一定の評価を受けた。その後『堀河百首』の歌人に選ばれると共に、師実の養女でもあった令子内親王の許に

出仕するようになり、堀河院歌壇の歌人の一人として活躍した。令子が皇后宮となった頃には「常陸」の名で呼ばれ、永久四（一一一六）年の『永久百首』成立の後数年のうちに没したと思われる。

このような肥後の女房生活のうち、その後半の出仕先である令子内親王家の和歌活動については、森本氏による研究の基礎の上に、内親王の動向と女房らの作歌活動の全体像を塚谷多貴子氏が（注3）、女房の撰津と『撰津集』については佐藤裕子氏が（注4）、同じく大弐と『大弐集』については大伏春美氏が（注5）、それぞれ研究を深めている。令子内親王は白河天皇の第三皇女で、母の中宮賢子が師実の養女であった関係から、誕生後は師実・麗子夫妻の許で養われた。寛治三（一〇八九）年六月に齋院卜定、翌寛治四年に初齋院御禊、以後師実夫妻の後見を受けながら紫野の齋院御所に暮らしたが、康和元（一〇九九）年六月、病により齋院を退下した。退下後は母方の外戚である源国信らの後見を受けて五条坊門東洞院第に住んだが、師実薨去後の康和四（一一〇二）年十一月に内裏（弘徽殿）に移り、これ以降は主に弟の堀河天皇の側で生活するようになった（注6）。肥後は師実家の女房として、もともと齋院・令子内親王家の女房とは多くの接触があったと思われる。『肥後集』二四・二五番には花見の折の齋院方女房との贈答が見られるが、師実が女房を伴って齋院に赴くこともあったであろうし、又齋院の女房が師実家の行事に奉仕することもあったことが『撰津集』から察せられる（注7）。師実薨去の後、ベテランの歌詠み女房となっていた肥後が前齋院令子の許に再出仕したのは自然な成り行きと言える。そして令子内親王家に仕えた後の詠作もあり、肥後自身による手控え等も存在したと想像されるが、『万代集』の資料となったのを最後として、現在では確認できない。

しかし、肥後の令子内親王家時代の歌の一端は、『金葉集』以下の幾つかの勅撰集や私撰集、肥後と交流のあった同時代歌人の家集からある程度窺い知ることができる。そのうち、令子内親王への出仕の事情とその時期に

ついでに考察に手掛かりを与えてくれるのが次に示す『大弑集』の歌で、その一部（三六番）は『新勅撰集』（雑一・一〇五六）にも採録されている。

①『大弑集』より（注8）

四月ついたちころ、さかりなるさくらを人のをこせたる、かめにさしておまへにをきたるに、
三四日ちらず、源中納言のがりつかはしゝ

くものうへにちとせとちぎる君がよははなもときはのさくらなりけり（三四）

をこせたりし人の、いかゞと申たりしに

めづらしとくものうへまでたづねみきはるよりおちしてさくらを本に（三五）

とのゝひごのきみにみせたれば

はるはいかにちぎりをきてかすぎにしとをくれてにほふはなにとはゞや（三六）

返し

とはましをはなのものいふよなりせばあかですぎにしはるのゆくゑを（三七）

大弑は若狭守藤原通宗の女で、大弑三位の孫にあたり、名は宗子。令子内親王に齋院時代から仕えていた。『大弑集』は令子の齋院時代の歌から堀河天皇内裏期のものでを集めているが、その成立は塚谷氏によって「長治元（一一〇四）年四月から同二年三月に至る一年間」と推定されている（注9）。さて①の歌群の詠作時期を推定する手がかりの一つは「くものうへ」にある。一連の歌は内裏で詠まれたものと思われ、令子の内裏生活期の春、すなわち康和五（一一〇三）年四月か、その翌年（長治元年）四月と考えられる。三四番歌を贈られた「源中納言」は国信で、康和四年に権中納言に任じられていた。つまり①は師実薨去の二年乃至三年後のことであり、

また『肥後集』の成立から一年余り後と思われる。ここでは肥後は「殿の肥後」と呼ばれているが、大弐に教えられて内裏に飾られた遅咲きの桜を見て三六番歌を詠み、それに大弐が返歌しているところを見ると、肥後がこの頃に令子の許に出入りしていた可能性が高いことを物語っているように。

更に同じ『大弐集』にはもう一つ興味深い場面を見出すことが出来る。

② 時つながむすめのひごのきみがうたをよくよみてつかはしたりしに

いかできみふかくしりけんいにしへのあとかはりゆくしきしまのみち

(二〇八)

返し、この院のせんひご

しるべする人にもあはでしきしまのふるきみちにはまどひこそすれ

(二〇九)

「時つながむすめのひごのきみ」とは、源時綱（光孝源氏）女で、父が肥後守であったので「肥後の君」と呼ばれたものと思われる。詞書には解りにくい点もあるが、「時綱が女の肥後の君」が大弐の許へ詠草を寄越した際に一〇八番歌があり、それに「この院のせん肥後」が返歌したのが一〇九番歌であろう。「この院のせん肥後」について、大伏氏は初め「殿の肥後」と同一人物と見ていた（注10）が、三年後の森本・大伏両氏による『注釈』では、「せん」を「未詳。あるいは『前』か」とし、一〇八番を大弐の歌、一〇九番を「時綱が女の肥後の君」の歌と見て、「この院のせん肥後」と「時綱が女の肥後の君」は同一人物であろうとの見解を示している（注11）。しかし、時綱女はこの箇所には登場せず、初めに「時綱が女の肥後の君」と呼んだ人物を、返歌を示す際に「この院のせん肥後」と言い換えるのは唐突で不自然ではないだろうか。やはり「この院のせん肥後」は「時綱が女の肥後の君」とは別の人物で、おそらく「この院」すなわち令子に仕える「前肥後」の意ではないか。そして「前肥後」は「殿の肥後の君」と同一人物なのではないだろうか。もともと、時綱女を「せん肥後」と見る場合も、

呼び分けがなされるのは現在令子の許に別の「肥後の君」が居るためと考えられるから、「殿の肥後」の存在が意識されていることになろう。いずれにせよ、肥後はこの頃には令子家の女房になっていたのではないだろうか。これはおそらく①に示した遅咲きの桜の場面よりも後のことで、「殿の肥後」と呼ばれていたのは康和五年頃までであり、初めは折々に令子の許に伺候していたものが、長治元年頃には女房の一員となっていて、「この院のせん（前）肥後」と記されたのではないだろうか。肥後の夫・実宗が常陸介となったのは、後にも触れるように嘉承二（一一〇七）年頃であるから、肥後が「常陸」と呼ばれるのは当然それ以後のことになる。以上のことから、肥後はおそらく康和五年頃から令子の許に出仕し、『大式集』成立の頃にほぼ前斎院令子家の女房になっていたであろうと考える。

2 堀河天皇の内裏における肥後

肥後が令子内親王に仕えて、堀河天皇の内裏に居たことを裏付けるような資料は『散木奇歌集』にも見られる。

③ 『散木奇歌集』第一・春（注12）

堀河院の御時、肥後がもとによきやまぶきありときこしめし、めしたりければ、

まいらすとて花にむすびつけて侍りける

こゝのへにやへ山吹をうつしてはみでのかはづのこゝろをぞくむ （一七二）

返しつかうまつれと宣旨ありければ

山吹のなごりをこひてけさよりはたれとかみでのかはづなくらん （一七三）

この山吹献上の話は、『肥後集』には見られない。しかし花を天皇に召されて歌を添えるのは、『拾遺集』雑下（五三一番）や『大鏡』によって知られる「鶯宿梅」を想起させる話であり、歌人として名誉なことであろう。それが見られないことから、これは『肥後集』成立後の出来事であると推測される。宣旨により俊頼が返歌したことでは『散木奇歌集』に記録され、贈答のうち肥後の歌のほうは『千載集』春下（一一三番）に採られた。この資料では肥後が宮中に居たことの証拠にはならないが、更に次の④のような場面も見られることから、肥後は令子家の女房として、時には堀河天皇もいる場に伺候したのではないか、そしてそのような状況から肥後の家の山吹の美しさが天皇の耳に達し、献上の次第となったものか、と推測される。

④ 『散木奇歌集』第十・雑下

ほりかはのみの御とき、うりふねといふものかきいれたりけるをみて ひご

うりふねはうみすぎてこそまいりたれ

まいりたりときこしめして、つけよとおほせありければ

なみにふられてみなそこにみゆ

（一五六九）

肥後の句に対して、堀河天皇が丁度その折に参内した俊頼に「付けよ」と命じたのである。この④の場面は肥後が御前で「瓜舟」を見て、咄嗟に「うりふねは」の句を口にしたように思われるが、状況は今一つ明確でない。ただ、堀河天皇が令子の許を訪れて、管絃や遊戯的な和歌に興じた様子が『大弑集』にも見えている（注13）ので、これも天皇が弘徽殿に渡った折のことではないだろうか。

また、次の連歌⑤⑥も、詠作の場は宮中の可能性がある。

⑤ 　　すずめの、きざはしのおとこばしらにゐてなきけるをみて　　ひごのきみ

すゞめこそをとこばしらになきみたれ

つく

きざはしたなくいひやしつらん

(一五八〇)

肥後が「男柱」で鳴く雀を見て詠んだ句に俊頼が付けている。「男柱」は橋や階(きざはし)等の左右の端にある太い柱を言うが、文学作品では他の用例がほとんど見受けられない。階は宮殿や寝殿の正面中央に設けられたもので、東京国立博物館蔵『類聚雑要抄』卷一下の東三条殿母屋大饗の図(注14)に寝殿中央の階と階下の柱が描かれており、この階下の二本柱が「男柱」かと思われる。とすれば、連歌した場所として男柱のあるような殿舎が考えられ、また廷臣と女房が連歌している点から、場所は内裏なども想像される。

⑥ よくもしらぬことをとはれければ、しらぬよし申すをきゝて ひごのきみ

なんぎをばかりにも人のいはぬかな

つく

せりつみにしてよをしすぐれば

(一六〇〇)

これは、俊頼が誰かに答えにくいことを問われて「解りかねる」と答えると、その場にいた肥後が「なんぎをば」の句を詠みかけたものと思われる。詞書にはいっどこで詠んだものか説明されていないが、俊頼が弘徽殿の細殿で女房らと会話し贈答する場面が『大弐集』(一四九〇一五二番)に記されており、同じ場面が『散木奇歌集』のほうにも見える(一二二二・一二二三番、一三〇一・一三〇二番)こと等から、⑥もそのような女房とのやり取りの場面ではなかったかと推測されるのである。

更にまた、肥後が歌人として堀河天皇に近いところに居たであろうことを思わせる資料として、早く橋本不美

男氏（注15）以来取り上げられている『続後撰集』の歌がある。

⑦『続後撰集』卷十七・雑歌中

長治二年三月、中殿にて竹不改色といふ題を講ぜられ侍りけるに、御製をうけたまはり

およびてそうし侍りける

京極前関白家肥後

かはたけにながれてきたることの葉はよにたぐひなきふしとこそきけ（一一三八）

御返し

堀河院御製

神代よりながれたえせぬ河竹にいろますことの葉をぞそへつる（一一三九）

これは長治二（一一〇五）年三月五日の内裏歌会の後、肥後が堀河天皇に称賛の歌を贈り、天皇もそれに返歌したことを伝えるものである。この歌会のことは藤原忠実の『殿暦』に記録が残る。

五日^{壬申}、天晴、今日於大内有和歌事、江中納言獻題、左府被作序、…（中略）…先御遊、余箏、自餘人如

常、公卿座在石灰壇、管絃了、次和哥、次第置了、講師頭弁重資、晝御座御硯管を爲文台、和歌講了御歌、

其講師右大弁宗忠、（以下略）

（『殿暦』長治二年三月五日条）

これによれば、「竹不改色」は大江匡房の献題、左府・源俊房が序を書いたとあり、その序は「暮春侍中殿。詠竹不改色。應制和歌一首並序。」として『本朝統文粹』に残る。和歌も勅撰集と家集等でいくつか確認することができる。

長治二年三月五日内裏にて竹不改色といへる事をよませ給へる

堀河院御製

ちよふれどおもがはりせぬかはたけはながれてのよのためしなりけり（金葉・賀、三〇五）

このほか『新勅撰集』賀（四四九番）に忠実の歌があり、『六条修理大夫集』（二〇七番）と『和歌一字抄』（九三九〜九四一番）。うち九四〇番は藤原仲実）にも見られる。会の列席者は、『殿暦』に記述された人物（忠実・匡房・俊房・雅実・重資・宗忠）の他に、顕季、仲実らもいたようである。

ところで、肥後が清涼殿で行われた歌会のことを聞き、天皇に称賛の歌を贈ったのは、肥後の個人的な行動ではないであろう。肥後の歌は当日の御製の詞を踏まえて詠まれており、また天皇が返歌していることからみて、肥後が令子に従って内裏に居り、令子の意向で前斎院方を代表する形で歌を贈ったのではないかと考えられる。

③の山吹献上の折は俊頼が命じられて返歌しているが、この「かはたけ」の贈答では天皇自らが返歌しており、これはこの時の肥後の歌が私的な立場によるものではなかったためであろう。先に取り上げた『大弐集』にも「さい院いまはうちのみおはしますに……」という記述（一七一番詞書）が見られるが、この長治二年三月の内裏は堀河院で、令子がこの時堀河院の北の対に居たことは古池由美氏の研究でも既に明らかにになっている（注16）。実は令子の許には早くから嘉保元年の高陽院七番歌合の歌人であった撰津も出仕していたので、このような場合は撰津が令子方代表で歌を詠んでも不自然ではない。しかしこの時点で肥後が令子の許にあり、撰津が不在であったか、或いはこの頃成立しつづあった『堀河百首』の歌人である肥後のほうがやや格上の扱いであったかもしれないと想像すると、肥後が令子方を代表して天皇に歌を贈ったものであろうと推測される。このように、肥後は前斎院令子内親王家の歌詠み女房として、堀河天皇の内裏で活躍した様子が窺われる。

3 堀河天皇崩御と肥後

肥後が令子内親王に仕えて宮中にあり、そこで歌人として堀河天皇に接する機会も少なくなかったとすると、天皇の崩御を深く悲しんだことは想像に難くない。

『俊忠集』に次のような一節がある。

⑧ 堀川院かくれさせ給て後、はかなく年月へだたりて後の春、花御らんずる女房の

御車よりとて、あやしきをこの、二条の家にさしをきて侍し

行てみしそのかみやまのさくら花ふりにし春ぞこひしかりける (一九)

使かくれにしかば、中宮女房にやとて、堀河院に献し

おもひきやちりにし花のかげならでこの春にさへあはむものとは (二〇)

ひがごとにてありければ、中宮女房又かへし

ありし世の花のかげのみこひしきにいとあはれをそふるはるかな (二一)

おほとのゝひごの君にてありければかくとききて 肥後君

さくら花ゆきとやま路にふりしけばむべこそ人のふみたがへけれ (二二)

返し

ゆきとふるはなゝらねどもいにしへをこふる涙にまよふとをしれ (二三)

この一連の歌は、堀河天皇崩御の数年後、肥後が花見の帰りに俊忠に昔を偲ぶ歌を贈ったが、使いが（おそらく肥後の指示で）隠れてしまったため、俊忠が贈り主を誤解して中宮の女房と贈答し、それを聞いた肥後が再度贈った歌とその返歌である。ここから最後の二首が『続千載集』雑上に採録された（一六八二・一六八三番）。俊忠は堀河院歌壇の中心的存在であったし、その妻は堀河天皇の乳母・伊予三位藤原兼子の娘で、兼子が俊忠邸に

同居していたらしい（注17）こともあり、肥後が堀河天皇在世の頃を共に偲ぼうとしたのであろう。また、肥後は俊忠に対して名を告げずに歌を贈っており、これは俊忠ならばわかると考えてのことであろうから、二人は歌人としてある程度の親交があったと思われる。

また、『万代集』に、次のような肥後の詠作と思われる歌がある。

⑨ 権中納言国信家の百首に

二条太皇太后宮常陸

なにとなくそでこそぬるれやまでのあかつきがたのかねのひびきに（万代集・釈教、一七三六）

肥後の歌は『万代集』では「肥後」の名で採られているが、この一七三六番歌では、詞書の「権中納言国信」と作者名に冠せられた「二条太皇太后宮」が正しいとすると、この「二条太皇太后宮」は肥後と同一人物と考えられる。安田徳子校注の『万代和歌集』（注18）の「作者名索引」は、「生没年未詳。『和歌色葉』では、俊成の女、女御殿大弐とする。千載初出」としているが、『千載集』の「常陸」は「二条院前皇后宮常陸」であり、『千載集』では「二条太皇太后宮」と「二条院前皇后宮」は区別されていると思われる。これは『新勅撰集』も同様で、「二条院前皇后宮常陸」の歌は二首ある（一三九、八四一）が、一三九番歌の前には「二条太皇太后宮大弐」の歌がある。やはり「二条太皇太后宮」すなわち令子内親王と「二条院前皇后宮」とは別人であり、それぞれの名を冠した「常陸」もまた別人と考えるべきであろう。

ではこの詞書に言う「権中納言家百首」とはどのようなものだったのか、『万代集』を調べてみると、国信の歌で「百首歌」の詞書を持つものが四首あり、その中の一首に、

堀川院かくれさせ給てのち、百首歌よみ侍りけるに

権中納言国信

てるつきのくもゐのかげはそれながらありしよをのみこひわたるかな (三五四三)

とあつて、この百首歌の詠作事情を伝えている。他の三首(一二八一・三二九四・三五五八番)は単に「百首歌の中に」又は「百首歌よみ侍りけるに」とされ、また、「百首歌」と書かれてはいないが一連の歌と思われるもの(三四九二番)もある。実はこれらは『源中納言懷旧百首』又は『恋昔(むかしをこふる)百首』と呼ばれているものの一部である。この百首は宮内庁書陵部に伝えられたものが橋本氏により『桂宮本叢書 第二十卷』に翻刻され、既に同氏によりその内容と特質が研究されている(注19)が、更に書陵部本の親本が冷泉家に存することが明らかに、時雨亭叢書第四十九卷『歌合集 百首歌集』に収められた。これは国信が『堀河百首』の題に倣いながら天皇の崩御の悲嘆を詠んだ百首歌で、奥書に「己上源中納言後於堀川院恋昔之百首也」とあること、及び『新勅撰集』雑三(一二一九〜一二二一番)の詞書等により、堀河院崩御後、一周忌の頃までに成立したであろうと推定されている。

以上のことから、『万代集』一七三六番歌の詞書「権中納言国信家の百首」は、この「懷旧百首」ではないかと思われる。そして興味深いことには、「懷旧百首」には、百首歌の後に「ひご」との贈答歌二組と「院女房」との贈答二組とが記されている。但しその肥後との贈答は以下のとおりで、「常陸」の一七三六番歌とは一致しない(引用は冷泉家本により、表記も原典に従った)。

サテソノコロレイナラサリシヲヒトノトヒタリシカハ

ツキモセスウキヨニモノヲ、モヘトヤカキリノタヒモカケト、ムラム

カヘシ

ヒコ

ワレモヨニイキタルホトハイキトマレキミヲソキミカ、タミトハスル^{モミル}

おなしひと

きみならてみしよのゆめもたれとかはかたりあはせてねおもなまし

かへし

くれまとひあくかれにけるこゝろにはむかしかたりもえこそせられね

しかし、「懐旧百首」に「ヤマテラ」題の歌があり、次に示すように、国信の歌と「常陸」の一七三六番歌とはよく似ている。

ヤマテラノアカツキカクルカネノヲトニムカシノコトハオモヒノコスナ^{ヤイ}

一七三六番が肥後の歌であるとする、或いは肥後も同じ堀河天皇を偲ぶ百首歌を（一部の題のみでも）試みた可能性があるのではないか。百首の後に記されたような贈答があったのであるから、国信の百首の試みをも知っていた可能性があろう。これは無論想像の域を出ないが、自分の命長さを厭う国信に対し、あなたを「亡き天皇を偲ぶかたみ」と見て、あなたとこそ思い出を語り合いたい、という肥後の歌には深い悲嘆を共有する姿勢を読み取ることができる。

以上のように、俊忠との贈答や「懐旧百首」に付記された国信との贈答から、肥後が堀河天皇崩御を悲しみ嘆き、それを堀河院歌壇の歌人仲間と共有したことは確かであろう。

4 令子内親王家女房としての肥後

これまで挙げた例の他にも、『肥後集』に見られない肥後の歌で、令子家への出仕の後に詠まれたものかと推測できる歌がある。まず『金葉集』に次の一首が見える。

⑩ 月をよめる

皇后宮肥後

月をみておもふこころのままならばゆくへもしらずあくがれなまし

(金葉・秋、一八九)

この歌について川村晃生氏他校注『金葉和歌集 詞花和歌集』(注20)は、「月に対する憧れを詠んだ歌で、当時流行し始めた」と注している。『肥後集』でも次の歌に「月に誘われる心」が詠まれていた。

あきの夜はそらゆく月にさそはれてくものはてまで心をぞやる

(肥後集・一一五)

⑩はこの歌と同趣向であるが、異世界への憧れが一段と深められた歌になっている。また勅撰集に採られる程の歌でありながら『肥後集』に見えないことから、⑩のほうが後の詠作と思われる。同じく月を詠んだ歌で『肥後集』にないものが、清輔の『和歌一字抄』にも見える。

⑪ 月毎水宿

肥後

山のはにいで入る月はひとつにてあまたの水にすめる影かな

(和歌一字抄九八四)

この「月毎水宿」題の歌は一首のみで、同題の歌は近世まで見出すことができないため詠作事情などを探る手がかりはないが、これも『金葉集』一八九番と同様の理由で集成立後の詠である可能性があるだろう。

次に、『詞花集』には、税を他国に切り替えてくれた大江匡房への感謝の歌が見える。

⑫ 藤原実宗ひたちのすけに侍りけるととき、大蔵省のつかひどもきびしくせめければ、

卿匡房にいひて侍りければ遠江にたてかへて侍りければいひつかはしける

太皇太后宮肥後

つくばやまふかくうれしと思ふかなはまなのはしにわたす心を (詞花・雑下、三七三)

『江帥集』(四八三・四八四番)では、「大蔵卿にてありしおり、ひたちいきりものあたりて、これほかに、などいひしを、とをたあふみにきりかへたりしかば、うれしなどいひて」の詞書で作者名がなく歌があり、更に匡房の返歌が続く。これは匡房の最晩年、天永二(一一一一)年秋頃の歌である。『国司補任』によれば、実宗は嘉承二(一一〇七)年に常陸介として『為房卿記』に見える。常陸介は任期五年であるから、その最後の頃にあたる。肥後はこの実宗の任常陸介を契機として、「常陸」の名で呼ばれるようになったものと考えられる。それは、1で述べたように令子内親王の許には他の「肥後」もいたらしいことに加えて、実宗の常陸介任官は令子内親王が鳥羽天皇即位に際し准母として立后した年に重なっており、皇后宮に仕える歌詠み女房として改名するのに好都合であったためではないだろうか。

この他に清輔撰『続詞花集』巻十九・物名に次のような歌がある。

⑬ ふりつづみ

肥後

いけもふりつづみくずれて水もなしむべかつまたにとりのみざらん (続詞花集・物名、九三一)

さつきやみといふ五文字をくのかみにおきてよめる 肥後

ささのはの露はしばしもきえとまるやよやはかなき身をいかにせん (同、九三四)

このような物名・折句の歌は『肥後集』には見られない。ただ、『肥後集』の最後部あたりには所在不明の地名を詠み込んだ歌が多数並べられているほか、物名歌に近い例として、次のような歌もある。

こひうたをものによせつゝよみしに

わがせこがさげはくたちのさめくゝとつかのまもなくねこそなかるれ (肥後集・一九二)

ねやきこるしづをがこしのちからなはみにあまるまでなげきをぞする (同・一九三)

『肥後集』中の地名や「物に寄せて恋歌を詠む」歌は京極関白家女房としての生活の中で詠まれたものと見てよい。そして『続詞花集』の物名と折句の歌のほうは、おそらく令子内親王の許での宮仕え生活のうちに詠まれたものではないかと思われる。と言うのは、『大式集』には、折句・隠し題等の歌がある程度まとまって置かれているからである。庚申の夜などの機会に、御前で女房達が遊戯的な和歌を詠み合ったものと思われる。『大式集』は前述したように令子の齋院時代の歌から内裏生活期の歌までを含むが、齋院時代の歌の場合は殆どが詞書に「齋院にて」又は「本院にて」と記されており、それが無い場合は概ね齋院退下後のものと考えられる。

⑭ 『大式集』より

かうしんのよ、あやめぐさのかみにて、こひ

あなこひしやつマのくもちにめもあはずくるよなくさわぐ心か (一一〇)

とりはゝき

あふことをいつかとまつのふかみどりはゝきのつゆはいろぞかはれる (一九二)

すだれかけ

かぜにちるくもをあだにも我はみずたれかけぶりをのがれはつべき (一九三)

一一〇番歌は折句、一九二・一九三番歌は集の末尾に追加された「隠し題」の歌である。『続詞花集』九三四番の肥後歌は「さつきやみ」、『大式集』一一〇番は「あやめぐさ」の折句で、題の季節が同じであることが注目される。或いは同じ場で詠まれた可能性もある。また、隠し題の物名歌、一九二番の「とりははき」一九三番の「すだれかけ」は調度関係の語、『続詞花集』九三一番の肥後歌「ふりつづみ」は楽器で、女房生活の身近にあ

るものを題としている。このような隠し題の歌は『散木奇歌集』巻十にも多数収められているが、残念ながら一部を除いて詳しい詠作状況の説明がない。しかし、廷臣歌人らも女房らも盛んにそのような歌を詠んだこと、『大式集』に「うちのごぜんに、かくしだいに、よみにくきものとおほせられしついでにかや」（一九七番詞書）とあるように、堀河天皇も好まれたらしいことが知られ、肥後の折句や物名歌が令子の許で詠まれたことを想像させるのである。そして資料⑬⑭が伝える遊戯的な歌の場は、或いは以前から指摘がある（注21）ような、令子内親王家が物語創作の場であった可能性とも関連させて考えることが出来よう。

また、『和歌一字抄』や『続詞花集』が他資料にない歌を収録していることから、肥後が令子内親王に仕えた時期の詠草があり、それが肥後の死後も一定期間伝存し、清輔を初めとして後の歌人たちが見ていたということが考えられる。そのような歌の一つと思われるものに、次のような釈教歌もある。

⑮ 唯髻中明珠

京極前関白家肥後

もとゆひのなかなるのりのたまさかにとかぬかぎりはしる人ぞなき

（続後撰・釈教、五九四）

題は『法華経』安樂行品の句である。『肥後集』にはこのような『法華経』の句を題にして詠む歌は見られない。『康資王母集』に「殿のひごのいへに説経きき侍し、もみぢちり、おかしきよのけしきにて」の詞書を持つ歌（一二七番）があり、肥後の家で説経が行われたことがわかるが、これも『肥後集』には見られず、長治三（一一〇六）年の詠作が確認されている康資王母の晩年のことであろうと考えられる（注22）。長年仕えた師実を失い、肥後自身も老境に入って、仏道に深い関心を寄せたのであろうか、『大式集』一五九番にも「とののひごのきみ、三ゑのあか月にぞあはまほしきと申しに」という詞書がある。肥後が大式に、三会すなわち釈迦入滅の五十六億七千万年後に弥勒菩薩が衆生済度のために開くという三度の説法に巡り会いたい、と語っている。このような生

活の中で⑬の釈教歌が詠まれた可能性があろう。肥後のこの歌は以後の歌人に影響を与えたようで、類似した歌が見られるようになる。

ふたつなきたまをこめたるもとゆひのとくことかたき法とこそきけ（久安百首・一〇九〇、待賢門院堀河）
この堀河の歌は『万代集』（二六七二）、『玉葉集』釈教（二六九六）、『夫木抄』（一六二六八）等にも採録されているが、肥後の歌に酷似している。安樂行品を詠む歌は「髻珠喩」について詠むのがパターンであったためであるが、堀河は源顕仲女、堀河にとって肥後は父の叔母にあたり、ここは意識的に模倣した可能性も高い。肥後の親族ならば、肥後の詠草を目にする機会もあつたであろう。

最後に、肥後の晩年の活動として、現在知られている『永久百首』のほかに、同じ永久四年の八月に行われた『雲居寺結縁経後宴歌合』への参加を加えておきたい。これは従来の研究では指摘されていなかったが、参加者の顔ぶれなどから判断して、肥後の参加の可能性が高い。歌合は、結縁経供養が行われた後に、法楽の意味もあつて行われたもので、主催者はこの寺の瞻西上人、判者は藤原基俊である。瞻西上人は歌人として知られ、基俊や顕仲ら多くの歌人とも親交があつた人物である。萩谷朴氏は、法会の施主は歌合本文に「帥殿」と敬称をもつて記された従二位権中納言治部卿兼太宰権帥源基綱であろう、との考えを示している（注23）。基綱はこの年正月に太宰権帥となり、十一月に赴任、翌年の十二月に任地で没した。その赴任に先立って雲居寺に於いて結縁経の供養を行い、その後に瞻西上人が発心をねぎらう意味で後宴歌合を催し、有縁の人々が集つたものであろう、と言う。その歌合に、

十四番 九月尽

左勝

常陸君

27 木枯らしの風もとまらぬ山里に秋も過ぎぬと聞くぞかなしき

右 前越前守仲実

28 秋暮れぬ夜半の嵐もこころあらばかたみに残せ峯のみぢ葉

「木枯らしの風もとまらぬ山里」は、かたみにのこらむ紅葉よりもものあはれにこそおぼえ侍れ。
いますこし左方にぞ寄りぬべく思う給ふる。

という部分が見られる。「常陸君」の歌は歌風に肥後のそれと通うところが見られる。『永久百首』成立と同年の歌合であること、この頃肥後が「常陸」と呼ばれていたこと、この歌合の参加者が、基俊をはじめ、師時・兼昌・仲実・俊頼・顕仲・大進など『堀河百首』『永久百首』の歌人らと、摂津など皇后宮関係者が複数いることなどの点から、この歌合の「常陸君」は肥後とみて良いであろう。

以上、『肥後集』成立後の、令子内親王家女房としての「肥後」「常陸」について整理し、考察を試みた。肥後の令子への出仕はおそらくは康和二年に薨去した師実の一周忌からそれほど時を隔てない時期と思われる、『大弐集』では「殿の肥後」と呼ばれているが、令子の許に出入りし、やがて令子の女房として定着したらしいことが窺われる。その後、鳥羽天皇が即位した嘉承二年頃、夫の任常陸介と令子の立后を機に「常陸」の名で呼ばれるようになったものであろう。歌人としての肥後は堀河天皇を中心とした歌の場でかなりの活躍を見せており、それは天皇に関わるいくつかの歌とエピソードに窺われる。天皇の崩御を俊忠や国信らと共に悼み、その折にも多くの歌を詠んだと思われるが、その殆どは失われた。また、熟練の歌詠み女房として機知あふれる歌を詠み、前斎院令子家及び皇后宮令子家において重要な位置を占めたであろうさまが、残された資料から垣間見える。活動

が確認される最後の場合は、永久四年の『永久百首』と、同年八月の『雲居寺結縁経後宴歌合』である。

引用は、断りのない場合、勅撰集・私撰集は『新編国歌大観』により、私家集は『私家集大成』による（濁点は私意による）。

注1、久保木哲夫・平安私家集研究会『肥後集全注釈』（新典社 和歌文学注釈叢書3 二〇〇六年）

注2、注1の森本論文は少女時代の父に随つての筑紫下向の可能性に言及するが、私見では、

①筑紫下向関係歌は多少分散した形で『肥後集』に収められているが、これは題材による繋がりを重視する配列のためと考えられる。

②筑紫下向を重ねて体験したことを感じさせる詞書や歌が無い。

③夫に随つて長旅をしたことは確実に、それは歌の内容から見て船旅と思われる（一六七番歌）

等により、肥後の筑紫下向は夫に随つてのものと判断すると共に、下向時期は史料により寛治年間前半頃と見る。以上の内容は、第三章第二節で詳述した。

注3、塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（『国語国文研究』五十二号 昭和四十九年十一月）

注4、佐藤裕子「前斎院撰津―撰津集を中心に―」（『中古文学論攷』三号 昭和五十七年十月）

注5、大伏春美「『二条太皇太后宮大弑集』をめぐる―院政期女流歌人―」（『徳島文理大学文学論叢』創刊号 昭和五十九年三月）、大伏春美・森本元子「『二条太皇太后宮大弑集』注釈（一）（六）」（『徳島文理大学文学論』

叢』四〇九号 昭和六十二年三月〜平成四年三月)

注6、堀河天皇は康和四年九月に高陽院から内裏に移っており、以後は堀河院と内裏に交互に住み、令子内親王も主としてこの二つの内裏に住んだ。令子内親王の生涯と内裏入りに関することは、第二章一節〜三節参照。

又、堀河天皇と令子内親王の動静は、古池由美「堀河天皇皇居略年表」「令子内親王年譜」(『堀河朝の文学』平成十四年 新典社)にも詳しい。

注7、『撰津集』は、冒頭に寛治六年の第四次高陽院落成に関わる祝賀の歌を置くほか、京極殿の五十講に奉仕したことが窺われる歌(二六・二七番)等がある。

注8、以下『大弑集』の引用は、冷泉家時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』(二〇〇七年 朝日新聞社)所収『二条太皇太后宮大弑集』により、読点・濁点は私意による。

注9、注5に示した塚谷論文の注10。

注10、注7に示した大伏論文のうち前者。

注11、注7に示した論文の後者。『二条太皇太后宮大弑集』注釈(三)(『徳島文理大学文学論叢』六号 平成元年)

注12、以下、引用は冷泉家時雨亭叢書第二十四卷『散木奇歌集』により、読点・濁点は私意による。又、『新編国歌大観』の歌番号(底本は書陵部本)をも添えた。

注13、『大弑集』一八四番、一九七番等。

注14、『平安時代史事典 資料・索引編』(平成六年 角川書店)所収の図による。

注15、橋本不美男『桂宮本叢書 第十卷』の「解題 肥後集」

注16、注6に示した「令子内親王年譜」

注17、『中右記』嘉承二年九月十七日条、俊忠邸焼亡の記事による。「先帝御乳母伊予三位殿被二同宿一之宅也」

注18、安田徳子『万代和歌集 下』（和歌文学大系十三 平成十年六月 明治書院）

注19、橋本不美男「源中納言懐旧百首の成立事情」（『院政期の歌壇史研究』昭和四十一年 武蔵野書院）

注20、川村晃生・柏木由夫・工藤重矩校注、一九八九年 岩波書店

注21、山岸徳平「思はぬ方にとまりする少将 解題」（『堤中納言物語全註解』昭和三十七年 有精堂）をはじめ、

山田和則「二条太皇太后宮令子サロンの物語制作―散逸物語『すまひ（相撲）』の成立を中心に―」（『日本文学』二〇〇二年十二月）、佐々木孝浩「ありやの歌―散逸物語『扇流し』をめぐる憶説―」（『藝文研究』平成十八年十二月）等。

注22、久保木哲夫・花上和広『康資王母集注釈』（平成九年 貴重本刊行会）の一八 六頁による。

注23、『平安朝歌合大成』六 二八七 永久四年八月雲居寺結縁経後宴歌合」による。

第五節、院政期女房歌人「堀河」考

院政期には「堀河」と呼ばれた女房歌人が複数存した。有名などころでは待賢門院堀河がおり、他に『袋草紙』（雑談）の白河上皇が女房の歌をわが詠とした逸話に登場する堀河殿、『金葉集』（四七〇番）の摂政家堀河、『風雅集』（一九六五番）に見える二条太皇太后宮堀河が挙げられる。

このうち待賢門院堀河は『今鏡』等に顕仲卿女と記される人物で、『金葉集』の前斎院六条と同一人物と考えられている。この堀河については早くから松田好夫氏（注1）や深萱由紀子氏（注2）らの先行研究があるほか、森本元子氏による詳細な研究（注3）がある。家集についても錦織周一氏『待賢門院堀河集全注釈』（注4）がある。他の三人の堀河のうち、『袋草紙』（雑談）の堀河殿は「郁芳門院根合」に見える堀河殿と同一人物と思われる、また摂政家堀河は忠通家女房であることから、「摂政左大臣忠通歌合」（大治元年八月）に見える堀河と同一人物の可能性もある。これらの堀河については、萩谷朴氏も『歌合大成』の「忠通家歌合」解説で若干の考察を示されている（注5）。また、萩谷氏以前にも、野中春水氏による源顕仲の娘たちと同時代の堀河についての論考がある（注6）。しかしながら堀河と呼ばれた女房とその歌を調査してみると、待賢門院堀河を含めて、どれとどれが同一人物でどれが別人であるのか、簡単には片付かない点が見受けられる。例えば、『袋草紙』（雑談）の堀河殿の場合、『郁芳門院安芸集』『康資王母集』に見える「ほりかは」や、『江帥集』『行宗集』に見える「六条院の堀河殿」とは別人かどうか、という問題がある。また「忠通家歌合」に見える堀河は『万代集』等によれ

ば待賢門院堀河と同一人物となるのだが、それは『金葉集』の撰政家堀河とは別人なのかどうか。更に、これと関係して、待賢門院堀河が前齋院六条と呼ばれた時期の主人、すなわち前齋院とは、一般的には令子内親王とされている（注7）が、それは妥当かどうか、また待賢門院堀河は二条太皇太后宮堀河とはどのような関係になるのか、等々の問題もある。これらは森本氏や萩谷氏の考察でも、他の先行研究でも、未だ解決をみていない。そこで本稿では、十一世紀末頃から十二世紀後半期にかけての女房「堀河」について、諸資料を整理し、先行研究や問題点を検討しつつ、私見を述べたい。なお「ほりかは」は、「堀川」「堀河」の両様の表記があるが、文中では、引用部分を除き、「堀河」で統一した。

1、『袋草紙』（雑談）の堀河殿

まず活躍時期が最も早いと見られる『袋草紙』の堀河殿、すなわち郁芳門院根合の堀河について整理する。以下、資料中の傍線は私意による。

①白川院、於鳥羽殿九月十三夜池上月ノ和歌ニ、…（中略）…同和歌御製云、

イケミツニコヨヒノ月ヲヤトシモテ心ノマ、ニワカモノトミル

是ハ女房堀川殿大宮右府女ノ歌也。而内々ニ今日和歌イカ、ト御尋之处ニ、申此歌也。秀逸歌也。仍仰ニ云、汝カ歌ニ不似、

可為我歌トテ為御製云云。

（新日本古典文学大系『袋草紙』巻末の原文による。但し校訂本文に合わせて一部改訂。②も同。）

②「郁芳門院根合 寛治七年 判者六条右府」

三番 郭公

左勝

堀河殿

ふたこゑとなとかきなかぬほとゝきすさこそみしかき夏の夜ならめ

雅俊卿

なかすとてうちもふされすほとゝきすこゑまつ人もねかたかりけり

左、いとくをかし。右、上下ことたかひたる心地して、また郭公かすとて負了。

江記云、右方人云、於御前專不詠夜短詞。依濫於世也。一首鄙詞三所、なとか、さこそ、ならめ等也。如此

詞二所於凡、況三所乎云々。

〔袋草紙〕 ①に同じ

③ (前略) 子時許事了、人々退出。事了後タツトテ、堀川殿、

アヤメクサエモイハヌマノナカキネハカクルタモトソユタカナリケル

右方ニ、アキトノニヨミカケタマフニ、カヘシナシ。左方ワラフ。… (中略) …

女房方人

左 … 堀川殿 故大宮右大臣女 …

已上十人之中に、上臈五人、是院中之英華也。仍所レ被ニ選定一也。但御匣殿一人不レ入。是当時右府之女、右兵衛督雅俊同母之弟也。為ニ第一之上臈一之上、是又外戚也。依レ為ニ貴重人ニ不レ入云々。」

〔中右記〕寛治七年五月五日条

これらによると、この「堀河殿」は白河天皇皇女媞子内親王（一〇七六〜九六）に仕えた女房と思われる。媞

子内親王は父院に鍾愛され、齋宮退下の後には六条邸を御所として（上皇は承保二年に藤原顕季に命じて六条院を造営させていた）、上皇と行動を共にすることが多かった。寛治元（一〇八七）年、同母弟堀河天皇の准母となり、同七（一〇九三）年郁芳門院の院号を受けた。資料②③の根合は寛治七年五月五日、菖蒲の節会に、女院の病災払除を兼ねて行われたもの（注8）で、事実上の主催者は白河上皇、永承六年五月五日の殿上根合に倣い、根合三番の後、歌合五題（菖蒲・郭公・五月雨・祝・恋）各二番計十番の催しであった。「大宮右府」とは藤原俊家、従ってこの堀河は、母は不明だが、大納言宗俊、及び歌人の基俊らの姉妹にあたる。③が「堀河殿」を上臈とするのは右大臣の息女として当然であろうが、後述するように、森本氏は、この上臈であること等を理由に、以下の資料④⑦に挙げる諸家集の「ほりかは」や「堀河殿」とは別人と見なされた（注9）。

④『郁芳門院安芸集』（冷泉家時雨亭文庫蔵の為家本『安芸郁芳門院』による）

七日ほりかはのもとより

はることの今日のわかなをもろともにこの身にとしをつみそためつる (四)

返し

かすかのゝゆきうちはらひかたみになつむともとしのわかなゝれかし (五)

冬のはしめに六条院のせんさいをなかめてほりかはに

しもかれのあさちましりのをみなへしたもとのつゆやおなし秋なる (三二)

とはとのはしめてまいりたるになかしまにほとゝきすのほのかになきしに ほりかは

なかくになかすもありやほとゝきす

とありしかは

(五一 a)

こゝろつくしのをちのこゑ (五一b)

郁芳門院安芸は安芸守藤原忠俊の女で、母は常陸介藤原基房女、康資王母の養女となつたらしい。森本氏はこの安芸を、「待賢門院安芸」と同一人物と考えておられる(注10)が、別人説もある(注11)。四・五番歌は、正月七日、堀河から安芸へ若菜に添えて「春毎に互いに年も積んだものだ」と言い送り、「互いに若くありたいもの」と安芸が応じたのであるが、これは同僚としての二人の親しさを感じさせる贈答ではないだろうか。『安芸集』で三度も名が出ている女性はこの堀河だけである。五一番の連歌にも同様の雰囲気が読み取れるように思われ、その点で安芸の養母である『康資王母集』に見える「ほりかは」が注目される。

⑤『康資王母集』(国立歴史民俗博物館蔵『伯母集』による)

六条院人くかたゝかへてあか月にかへらるゝに

月も見しくさのまくらとおもひいてゝちりぬほとにまたかへりこよ (七八)

よしなしこといひたるかへりことに

みる人の心をしらはかせふきてくもなかゝりそやまのはの月 (七九)

せんさいの中いらんのかほりいてたるにほりかはにきこゆる

たれかぬしひもゆふくれのふちはかま (八〇a)

ときこえしかは

ふきとく秋のかせやしるらむ (八〇b)

康資王母は筑前守高階成順女、母は伊勢大輔。『後拾遺集』初出歌人で、四条宮寛子女房。はじめ花山天皇孫で神祇伯の延信王との間に康資王を生み、後に常陸介藤原基房と再婚したらしい。郁芳門院安芸を「とり子」した

ことは、安芸と康資王母及び伊勢大輔の家集によって知られる（注12）。八〇番の連歌の相手「ほりかは」は、七八・七九番歌が六条院の女房たちに関係した歌と思われる点から推して、「六条院の堀河」と考えられる。「六条院」とは郁芳門院御所をさす場合も、女院その人をさす場合もあることは森本氏による指摘がある（注13）。八〇番の連歌も、『安芸集』のそれと同様の親しさが感じられると共に、詞書に謙讓語「きこゆ」が用いられている点でも注目される。

更に同時代の廷臣歌人の家集にも「六条院の」堀河殿の名が見える。

⑥『行宗集』（書陵部蔵一五〇・五四四による）

郁芳門院かくれさせたまひてつきのとしのあきおまへのつほのはきを見て

はきかはなおなしにほひにさきにけりうかりしあきのつゆもさなから （六五）

かへし

堀河殿

みるたひにつゆけさまさるはきか花おりしりかほになにゝほふらん （六六）

源行宗（一〇六四〜一一四三）は三条源氏、参議基平男、同母兄に行尊大僧正がいる。寛治八年従四位下、院の昇殿を許されて藤原顕季と親交を結び、嘉保二（一〇九五）年八月二十八日の「郁芳門院前裁合」に出詠している。⑥の贈答は郁芳門院崩御の翌年、女院御所の前裁を見て行宗が詠んだ歌に、堀河殿が返歌したもの。『今鏡』（村上の源氏）の郁芳門院崩御後の記述に、「（父上皇が）六条院に御堂たてさせ給ひて、昔おはしましたしやうに、女房・侍などかはらぬさまにいまだ置かれ侍るめり」とあるが、郁芳門院の女房らは、女院崩御後も四散せず六条院に住んだらしい。同集には他に「六条院とはどのにおはしましゝにほのくゝとあくるほとに女房たちいつみとのゝあさかほみにふねにのりておはせしにおひてたてまつりし」（二五詞書、返歌は作者名なし）や「鳥羽殿

にて月のあかゝりしをり郁芳門院女房のなかにたてまつりし」（七〇詞書、返歌は「みくしけとの」）とも見え、行宗と郁芳門院女房らとの交流のさまが窺える。

⑦『江帥集』（冷泉家時雨亭文庫蔵による）

六条院のほりかはとのゝしふつくられたりけるをゆかしかりて人にかはりて

かきつむるあまのかるてふもしをくさいかてかうたのしまは見るへき（四八一）

かへし

うら人はかきつめしかともしほくさそのもくつをそたれかたつねん（四八二）

大江匡房は白河院司として別当を兼ねた人物であり、「郁芳門院根合」等にも参加、郁芳門院の女房とは公私にわたり交流があったと思われる。「六条院の堀河殿」が家集を編んだのは、『江帥集』における位置から見て、匡房の晩年期のことと思われる、堀河の家集の自撰は、或いは『大弑集』や『基俊集』に見える堀河天皇による家集収集の頃のことである可能性もあろう（注14）。また詞書には「集つくられたりけるを」と敬意を込めた表現が見える。

以上④～⑦までの資料に見える「ほりかは」は、森本氏によって①～③の「堀河殿」とは別人とされている。森本氏は、「六条院堀川」について論じて、『安芸集』等を引用しながら、「根合の女房方人中『堀河殿』とある人は、袋草紙（上）によると、鳥羽殿における和歌御会で白河院の御製（池上月）の代作をした上臈女房であり、大宮右大臣（俊家）の女であって、ここにいう堀川とは関係がない」と述べている（注15）。森本氏があっさり別人とみなされた背景には、橋本不美男氏が①の堀河（『袋草紙』雑談の堀河殿）を師通室全子（俊家女）に比定しておられたことがあるらしい（注16）。おそらく森本氏は、白河院の許にも郁芳門院の許にも同じ「堀河」

と呼ばれる女房がおり、④⑦の堀河は郁芳門院方の女房で別人なのだと考えられたのであろう。無論、院と女院の双方に堀河という女房がいた可能性はある。しかし、②③の根合記録を見ると、同名の女房がいた場合は、「院」「宮」「内」を冠して区別しており（「美乃」や「備前」など）、堀河や安芸らにはそのような区別がされていない。つまり「堀河」は同名の他の女房がその場にいなかったと考えられる。そして、この根合の「堀河殿」が『安芸集』以下の堀河とは異なる人物だとしたら、④⑦の「六条院の堀河」は歌合をも兼ねたこの催しに参加しなかったことになるが、それはいささか不自然にも思われる。⑦によれば「六条院の堀河殿」は家集を編んでおり、そこから堀河には歌詠みとして自負するところがあったと想像されるからである。歌詠み女房として康資王母や行宗・匡房等の廷臣歌人とも交流の見られる堀河であるから、郁芳門院御所における歌の場には参加した可能性が高いのではないだろうか。また、③の『中右記』を見ると、子刻頃に人々が立つ折（この日の根合は左方圧勝、歌合は左右ともに勝一で、持七、未判一）、「堀川殿」が「アキトノ」に歌を詠み掛けたものの返歌が無く、左方の人々が笑ったとある。「アキトノ」は右方にいた安芸である（『中右記』の根合記録は左方の立場からの記録、『袋草紙』が引用した『江記』が右方の記録であることは、萩谷氏によって整理されている）。安芸がその時なぜ返歌しなかったのかは不明であるが、堀河殿が安芸に歌を詠みかけたという行為の背景に、この二人の個人的な関係が考えられないだろうか。具体的には資料④の贈答や連歌に見られるような、堀河と安芸の間の親しさがあったと考えることも可能ではないだろうか。また、行宗や匡房の家集に見える「堀河殿」（⑥⑦）も、①③の堀河殿と別人としなければならぬ必然性も無いように思われるし、康資王母や匡房が敬意を込めた詞書表現にしているのも、相手が上臈女房であったからと考えられないだろうか。つまり①⑦の「堀河殿」「ほりかは」「六条院のほりかはとの」は全て同一の人物を指していると考えerほうがよいのではないかと思われる

のである。

以上のことから、この堀河は大宮右府こと俊家女で、郁芳門院女房であり、おそらくは女院の崩御後も六条院に残り、康和末か長治初め頃には家集を編んでいたらしい。なお『続詞花集』（一一五番）によれば、根合の時の堀河の歌「ふたこゑと…」は、基俊による代作ということになるが、『基俊集』にはこの歌がなく、そのあたりの事情は判然としない。ただ、『散木奇歌集』四〇九番詞書に「基俊の君の堀川の家にて」とあることから、基俊が堀河に家を持っていたことが知られ、或いは姉妹にあたる堀河の女房名と何か関連するのではないかと考えられるが、彼らの祖父頼宗も堀河第に居住したことで知られており、俊家女が「堀河」と呼ばれた事情や、堀河の人生についてはなお不明な点が多い。

2、前齋院六条と待賢門院堀河（顕仲女）

次に、著名な待賢門院堀河について、その前半期を検討したい。

⑧ 『今鏡』（引用は『今鏡全釈』による）

a、古き哥詠み、撰津の御といふ人、六条とて若哥詠みなどありて、折節につけて心にくきごたち多く侍けり。

（むらかみの源氏第七 ありすがは）

b、歌なども人々参りて詠む折も侍りけり。「水の上の花」とかいふ題の歌、時の歌詠みども参りて詠みけるに、…（中略）…堀河の君とて、顕仲の伯の女のおはせし歌、

雪と散る花の下行く山水のさえぬや春のしるしなるらむ

又、

谷川の岸の桜の散るままにいとど咲きそふ波の花かな

(aに同じ)

c、女子は堀河の君、兵衛督などきこえ侍りて、みな歌詠みにておはすときこえ給ひし。姉の君は、もとは前の齋院の六条と申しけるにや。金葉集に、

露しげき野辺にならひてきりぎりすわが手枕の下に鳴くなり

と詠み給へるなるべし。堀河とは、後に申しけるなるべし。かやうなる女歌詠みは、世に出で来給はむ事かたく侍るべし。
(むらかみの源氏第七 武蔵野の草)

以上のaとcの三つの記述のうち、aは令子内親王について述べた箇所、bは禎子(禎子とも書く。以下、禎子で統一)内親王の歌会について述べた箇所、cは顕仲について述べた箇所に見えるのであるが、cが言うように、『金葉集』の前齋院六条の歌の一部(六首中二首)は『待賢門院堀河集』に見え、前齋院六条と待賢門院堀河が同一人物であることは疑いなしと思われ(注17)。しかし「六条」が仕えた「前齋院」は、aによれば令子内親王のように思われるが、bでは禎子内親王と思われる節もある。六条すなわち顕仲女堀河は令子内親王・禎子内親王のどちらに仕えたのだろうか。或いは両方に仕えたのだろうか。

森本氏は、早い時期の論文(注18)において、「郁芳門院堀川」が女院崩御後に前齋院令子内親王に仕えて「前齋院六条」と呼ばれ、更に待賢門院にも出仕した、とされた。しかし後年の論文(注19)では「郁芳門院堀川」待賢門院堀河」を否定し、「前齋院」も令子内親王ではなく同母妹禎子内親王であるとされ、また堀河は待賢門院とほぼ同年齢(具体的には康和二(一一〇〇)年頃の誕生となる)とも推定された(注20)。「前齋院」については『金葉集』における令子内親王の呼称等から判断されたもので、令子内親王は「前齋院」と呼ばれた時期が

比較的短く（令子の前斎院期は、森本氏推定の待賢門院堀河の誕生前後に重なる）、鳥羽天皇即位時に准母として皇后宮になり、『金葉集』はそれから更に二十年余の後の成立であるから、令子内親王家女房は『金葉集』では皇后宮を冠して呼ばれているのである。具体例を挙げれば次の如くである。

皇后宮弘徽殿におはしましけるころ、俊頼にしおもてのほそ殿にてたちながら人に物申しけるに、
よのふけゆくままにくるしかりければ、つちにゐたりけるをみて、たたみをしかせばやと女の申し
ければ、たたみはいしだたみしかれてはべりと申すをききてよめる 皇后宮大式

いしだたみありけるものをきみにまたしく物なしとおもひけるかな

（雑・五九三）

この歌は『大式集』（一四九番）と『散木奇歌集』（二三〇一番）の双方に見える歌であり、「皇后宮弘徽殿におはしましける頃」とは令子内親王の前斎院時代の後半期で、康和四年十一月に内裏入りした令子内親王は弘徽殿を御所としていた。このように「皇后宮」が令子内親王を指すとすれば、同集の「前斎院」は別人と考えるほうが自然であろう。

『金葉集』編纂の時期に前斎院と呼ばれた可能性のある人物は複数おり、

佳子内親王（後三条天皇皇女）、延久元々同四年斎院、大治五年七月薨

禎子内親王（白河天皇皇女）、康和元々嘉承二年斎院、保元元年正月薨

が挙げられる。佳子内親王よりも、时期的に近い禎子内親王のほうが該当する可能性は高いであろう。この『金葉集』の「前斎院」が禎子内親王である可能性については、後藤祥子氏も早くから指摘されていた（注21）し、佐々木多貴子氏もそれを支持している（注22）。令子内親王と禎子内親王は、白河天皇皇女中でも中宮賢子を母とし、郁芳門院媞子と堀河天皇の同母姉妹である。禎子内親王は生後まもなくから四条宮寛子の許で養育され、『水

左記』永保元年八月十日条)、姉令子内親王の後を承けて齋院となったが、齋院を退下した後も養母寛子と行動を共にしていた(『中右記』嘉承二年七月二十二日条、『殿暦』天仁元年二月二日条ほか)。四条宮寛子は優れた歌詠み女房を抱えていたことで知られるが、禎子内親王はその御所で育ち、『今鏡』の伝えるところによれば「常に法の筵を開かせ給」う一方、引用bのように歌会を催すこともあったようである。従って禎子内親王家の女房中に、『金葉集』に採られるような歌人がいたとしても不自然ではない。また、この頃の官家の歌会は、例えば皇后宮令子内親王家の歌会について、勅撰集・私撰集・家集等により、その歌と作者を整理してみると、参加者は皇后宮職の人々(身内を含む場合もある)と院の意向によって参加した廷臣歌人(俊頼・顕季など)、そして女性は皇后宮女房に限られるようである。このことから推して、禎子内親王家の歌会に堀河が参加していた事実は、堀河がその家の女房であった可能性が高いことを示すのではないだろうか。

『今鏡』のaとbの資料は、郁芳門院媞子内親王の伝記に続いて、その同母妹たち、令子・禎子両内親王について語る部分の一節であるが、特に令子・禎子についての記述には、それぞれの特色を強調しつつ、対比を意識した要素も見られる。すなわち令子については「古の宮ばら」の風雅な生活を彷彿とさせるような暮らしぶりであること、具体的には女房らが琴を弾いたり源氏物語を話題にしながら碁を打つなどし、また歌詠みの女房も多く仕えていた、と述べるが、「撰津」「六条」と歌詠み女房の名を挙げるのみで歌そのものは示されていない。また藤原為業ら若い殿上人の見聞したこととして記述されている。これに対して禎子については、「法の筵」の話題に次いでbのように歌会のことに触れ、その時の歌を挙げている。令子に関する部分で歌が示されていないのは、『金葉集』を初めとして『散木奇歌集』や他の家集等にも、「皇后宮」令子の許で詠まれた歌が少なからず見られる事実を照らすと、やや不審である。しかしbで話題にされている「前齋院」禎子家の歌会資料が、『今鏡』

の他には見出し難いことを考えると、これは『今鏡』編者が特に禎子家の歌会資料を持っていたためであったと考えられよう。そして、このような執筆態度や事情のもとに書かれた『今鏡』の記述 a・b を、史料としてどこまで信頼すべきであるのか、検討の余地があると言えよう。

なお、森本氏の論（注3に同じ）中には、令子家の女房歌人の代表格である撰津についても、その主人は令子か禎子かの混乱が存したことに関連して「前齋院として同じ邸に住んだこと」から、どちらにも仕えたとみれば簡単であるが」と述べた箇所（注23）が見られる。更に堀河についても、前齋院が禎子を指すことと『今鏡』の記述とを矛盾無く処置する方法は、「令子内親王の女房だった六条は、同母の妹宮禎子内親王が齋院を退下してのち、一令子内親王が皇后宮となり、内裏に住むようになってのち一禎子内親王方へ転任した」と解することであると述べている（注24 波線部は私意による）。しかし、この二箇所については、事実誤認などの問題を含む文脈と言うべきであろう。令子・禎子の姉妹は、生後まもなくから、令子は師実夫妻の許で、禎子は四条宮寛子の許で養育されており、成人後も同じ御所に住んだという記録が史料にほとんど見出せないのである。姉妹が別々に養育されたことは『栄花物語』巻三九（布引滝）及び巻四〇（根合）に記事があるほか、史料にも見える（令子については『中右記』永久二年四月五日条、禎子については『水左記』永保元年八月十日条）。齋院退下後も、令子内親王は、初めは主として源国信邸に住み（『中右記』康和四年十一月十七日条）、その後内裏に移って堀河天皇と概ね天皇と行動を共にした（『中右記』『殿暦』に記事多数）。その間に里第の二条堀河邸が落成、此処と内裏を往復したが、それは堀河天皇が崩御し幼帝鳥羽の准母として皇后宮となった後も続いた。また、方違えや病では三条の藤原有佐邸や二条の藤原経忠邸等に退出することもあった（以上の詳細は第一章を参照）。同じく齋院退下後の禎子内親王は、養母の寛子の許に戻って共に枇杷殿に住み（『中右記』嘉承二年七月十九日条・同

二十二日条)、後には土御門第に住むようになり、出家後(天治二年十二月二十五日)もここに還り住んでいる(以上の詳細は第四章第四節を参照)。このように同母姉妹とは言え、二人は同じ邸第に住んだ時期はほとんど無いと見てよく、従って両内親王の「どちらに仕えたと言ってもよい」ような状況は無かったと考えられる。また、顕仲女堀河(六条)を待賢門院璋子と同年齢、すなわち令子が齋院を退下した頃に誕生した、と推定する一方で、彼女が前齋院時代の令子に仕えており、令子が皇后宮となった後に前齋院禎子の許へ転じた、と考えるのも、堀河(六条)の年齢から見て非常に苦しい。何しろ令子内親王が立后したのは齋院退下の八年後である。堀河の生年を璋子より十年早いと推定し直したとしても、令子に仕えた時期を、十代の一時期と見なければ成り立たないであろう。また、仮に堀河(六条)が令子の許に仕えた時期があったと考えた場合も、若い女房が、皇后宮となった華やかな令子内親王の許から前齋院禎子内親王の許へ、敢えて転ずる必然性もあまり無いように思われる。

このように『今鏡』の記述をすべて事実と見なして、他の事実と整合性を持たせようとするには無理があると言わざるを得ない。とすれば、ここは他の同時代史料や『金葉集』などが示す事実のほうを採るべきであろう。すなわち、顕仲女の堀河は、初め六条の名で前齋院の禎子内親王に仕え、その歌を『金葉集』に採録された。『金葉集』初度本が撰進された頃、永久五(一一一七)年十二月に、璋子が鳥羽天皇に入内、保安五(一一二四)年には待賢門院の院号を受けた。また、前齋院禎子内親王は天治二(一一二五)年十月に出家しており、璋子所生の統子内親王(上西門院)が齋院に卜定されたのが大治二(一一二七)年四月であった。統子内親王は長承元(一一三二)年六月に齋院を退下したが、森本氏は、その頃に堀河の妹兵衛が統子内親王付きに転じ、代わって姉の堀河が待賢門院に仕えたのではないかと推測されている。統子内親王の齋院卜定は禎子内親王が出家して一

年半後のことであり、恐らく主の出家などを機に禎子内親王家を離れた六条が、やがて妹の縁で待賢門院に再出仕し、そこでは堀河の名で呼ばれたのであろう。堀河と兵衛は、一時は姉妹ともに待賢門院に仕えていた可能性もあるのではないか。禎子家での女房名「六条」は、祖父顕房が六条右府と呼ばれたことと関連があるのかもしれないが、判然としない。また待賢門院の許では「堀河」と呼ばれた事情も、現段階では推察の手がかりがない。ただ、堀河は夫と死別し、その夫との間に子があつたことが家集（一二〇番）によって知られる。また、森本元子氏がそれとの関連を指摘される『言葉と歌集』雑上の贈答歌（『新千載集』一六六五・一六六六番にも採録）がある。

子日にあたりたりける日、伯のもとにやしなひたりけるちごのもとへ 待賢門院堀川

いざけふは子日のまつひきつれておいきのちよをとものにいのらん (二二三)

返し 神祇伯顕仲

いのるともおいきのまつはくちはてていかでかちよをすぐべかるらん (二二四)

森本氏も想像されるように、父顕仲に幼子を預けて宮仕えをしていたものである。

以上のように、顕仲女の堀河は、若い頃に前斎院禎子内親王に仕え、「前斎院六条」の名で『金葉集』に歌を採られ、禎子内親王の出家などを機に待賢門院女房に転じたものと考えられる。

3、摂政家堀河

前章で検討した顕仲女堀河と同時期の人物として、摂政家堀河なる女房がいる。摂政忠通家女房と見られるが、

勅撰集には『金葉集』の次の歌一首のみである。

⑨『金葉集』巻八・恋下（以下、断りのない限り、引用は『新編国歌大観』による。傍線は私意による）

くれにはかならずとたのめたりける人の、はつかの月のいづるまで見えざりければよめる

撰政家堀河

ちぎりおきし人もこずるのこのまよりのめぬ月のかげぞもりくる（四七〇）

また、忠通は永久三年以降大治元年までに十余回の歌合を催したが、その忠通家歌合の資料中に、次の如く堀河なる女房の歌がある。

⑩「撰政左大臣忠通歌合」大治元年八月（傍線は私意により付した）

旅宿雁

五番 左持

堀川

かりがねとともに越路にあらねどもおなじたびねに鳴わたる也

右

参河

かりがねもたびの空にぞきこゆなる草のまくらはひとりとおもふに

ともにあしうもきこえず。おなじほどの歌にや、仍持と定まうす。

恋

五番 左

時昌

君こふることはばかりいろに出てあはでのもりのちりぬべきかな

右

堀河

つれなしとかつはこゝろをみやま木のこりずもをのゝをとづるゝかな

前の歌は「色にいづることのはの」と「あはでのもり」とはおなじきか。おぼつかなきやうにきこゆれど、なをあはでのもりのことのはなめりとおもひなせば、あしうもきこえず。次歌は、うためいたり。いとおかし。但、近曾しのびたる人の歌合に、見しやうにおぼえそふらへば、ひが事にやさふらふらむ。よみ合はせたらば、よしかくれの歌なりとて、おしてとりたらば、ぬしやはなむかむとおぼえさふらふかな。

この大治元（一一二六）年八月の歌合は忠通家歌合の最後のもので、判者は源俊頼。女房歌人は二人、すなわち堀河と三河である。三河は兵庫頭源仲正女、忠通家女房で、忠通家や顕輔家の歌合等に出詠しており、『金葉集』（八〇番・二六〇番）初出歌人である。

ところがこの歌合の堀河の歌のうち後者は、次のように作者を「待賢門院堀河」として『万代集』及び『続後拾遺集』に採録されている。

⑪ 法性寺入道前関白家歌合に 待賢門院堀河

つれなしとかつはこころをみやまぎのこりずもをののおとづるるかな （万代集・二〇一七）

⑫ 法性寺入道前関白家の歌合に 待賢門院堀河

つれなしとかつは心を見山木のこりずもをのの音づるるかな （続後拾遺集・恋二・七七六）

この⑪⑫の作者表記が正しいとするならば、⑩「大治元年八月・忠通家歌合」の堀河は待賢門院堀河（源頭仲女）と同一人物ということになる（ただし「つれなしと」の歌は『待賢門院堀河集』には見えない）。では、⑨の堀河と⑩の堀河は別人なのであろうか。

しかし、⑩の堀河も、三河と同様に忠通家女房として歌合に参加したもので、⑨の堀河と同一人であると考え
るほうが自然に思われる。萩谷氏の見解もこれと同様である（注25）。また、⑨及び⑩の堀河の歌で、上からの
流れでは用言（動詞）、下への流れでは体言となる掛詞が、必ず二句又は三句にあるのも、単なる偶然であろう
か。同じ作者の「詠みくせ」と見ることも可能ではないだろうか。ここは、大治の頃に忠通家に堀河と呼ばれた
女房が居り、『金葉集』及び『忠通家歌合』にその足跡を残した、と見るべきではないだろうか。前斎院禎子内
親王に仕えていた頭仲女の六条が、禎子内親王出家と同時に忠通家に移り、ほんの一時期「摂政家堀河」と呼ば
れて、その後待賢門院に仕えたと考えるならば、資料⑨⑩と資料⑪⑫との整合性がとれるのであるが、それは
⑨の『金葉集』四七〇番歌が大治初年頃の詠作であること、及び『金葉集』が同一歌人を時期によって呼び分け
て複数の名で示していること、の二つが確実でなければ成り立たないであろう。やはり、待賢門院堀河とは別の、
忠通家女房の堀河が存在し、資料⑨と⑩はそれを示していると考えるべきであろうし、⑪⑫は後世に待賢門院堀
河が著名であったが故に生じた誤解の表れではないだろうか。

これとは逆に、待賢門院堀河の歌とされている中に、問題をはらむ歌がある。それは次の歌合のものである。

⑬ 「神祇伯頭仲西宮歌合」

萩寄恋

十六番 左

左大弁為隆

萩のはは暮れ行く風に音すなり我が待つ人のかゝらましかば

右

堀川殿下女房

逢ふことはかた野にしげる萩のはの音をばたつな秋ははつとも

「わがまつ人のかからましかば」と思ひける風の音こそ、「片野にしげる萩の葉」よりも、聞き所ありておぼえ侍れ。

この歌合は、大治三（一一二八）年八月二十九日、摂津国広田神社で行われたもので判者は基俊。頭仲は、翌月二十一日には広田社撰社の「浜の南宮」で（判者は行尊大僧正）、同月二十八日には住吉神社においても（判者は頭仲自身）、歌合を催している。いずれにも頭仲の子女たちが参加していることから、森本氏は、この広田社における歌合の「堀川」を待賢門院堀河と見ている（注26）。しかし、歌合本文（この歌合の証本は群書類従本のみ）には、「堀川」に「殿下女房」と注記があり、殿下女房ならば忠通家女房である。萩谷氏は資料⑩の歌合の解説において、「疑いを存して、後考に委ねる」としながらも、撰政家堀河と待賢門院堀河を同一人物とする見解を示している。それに従えばこの堀河は待賢門院堀河ということになるので、森本氏と同じ結論になる。しかし両氏よりも早く、野中春水氏は、「殿下女房」の注に従って⑬の「堀川」を忠通家女房の堀河と推定され、併せてこの堀河は待賢門院堀河とは別人であるとの見解を示されている（注27）。

確かに頭仲とその子女たちを中心とした歌合に参加している堀河ならば、頭仲女である待賢門院堀河と考えるのが自然ではある。しかし、頭仲の子女たちは、ほとんどが三度（忠季は二度）の歌合に参加し、複数の歌を詠んでいる。特に娘たちの場合、「伯卿女」「大夫典侍」「兵衛」ら『金葉集』に「前齋院六条」とは別に歌を採られている三人は、三度とも歌合に参加して八首（大夫典侍のみ六首）も詠んでいる。これに対して「堀川」は最初の歌合のみの参加で、歌も一首だけであり、極端に歌が少ない。野中氏はこの点からも待賢門院堀河とは考え難いとしている。また、この三度の歌合（歌人総計二十六人）には、頭仲一家のほかにも、行尊・頭輔（ともに三度参加）や基俊・雅兼・大進（ともに二度参加）など、身内や友人が少なからず参加しているが、右の行尊ら五

人のほかは、参加は一回で歌も一首だけという人が多い。言い換えれば、一回の参加で歌一首のみというのは、頭仲子女というより、その他の参加者のあり方なのである。このような事実と本文の脚注「殿下女房」、及び「堀川」の歌の一・二句目「逢ふことはかた野にしげる」に見られる掛詞が、⑨⑩の忠通家堀河の掛詞表現に酷似していること、などによって総合的に判断するならば、この作者はやはり待賢門院堀河ではなく、忠通家堀河であろう。もつともこの場合は、頭仲の子女中で待賢門院堀河だけが歌合に全く参加していないことになり、それはそれで疑問が残る。ただ、3で述べたように、待賢門院堀河には結婚及び出産の時期があるので、それとの関わりを考えることも可能ではないだろうか。

『金葉集』の摂政家堀河は、おそらく待賢門院堀河とは別人であって、大治元年八月の忠通家歌合に連なった人物であろう。そして大治三年の神祇伯頭仲西宮歌合にも参加している可能性が高い。しかし、この堀河については出自などの一切が不明であり、待賢門院堀河との関係においても、若干問題が残ると言わざるを得ない。

4、二条太皇太后宮堀川

『風雅集』雑歌下に、次のような歌が見える。

⑭ 昔法金剛院の梅をめでける人の、年へて後いかなりぬらんといふに、をりて

つかはすとてよめる

上西門院兵衛

なに事も昔がたりになりゆけば花もみし世の色やかはれる

(風雅・雑下、一九六四)

返し

二条太皇太后宮堀川

かくばかりうつりゆく世の花なれどさくやどからはいろもかはらず (同・一九六五)

「二条太皇太后宮」とは、顯仲女堀河の箇所です述べた令子内親王のことと思われ、長承三(一一三四)年に太皇太后となった後の呼称である。森本元子氏は、この上西門院兵衛と贈答した堀川を「待賢門院堀河その人に違いあるまい」と述べ、堀河が若い頃に令子内親王に仕えたとされることからの誤りとされる(注28)。しかし、待賢門院堀河と同一人物だとしたならば、同集の同巻に「待賢門院堀川」の歌(二九五五番)がある一方で、「二条太皇太后宮堀川」の歌もあるのは不審である。これは誤りというよりも『風雅集』撰者が二人を別人と解していたためではないだろうか。

ところで『今撰和歌集』八番及び七〇番詞書等によれば、令子内親王は「二条大宮」とも呼ばれていた。そして、その「二条大宮」に仕えた「ほりかは」なる女房の歌の資料がもう一つ存在する。

⑮『林下集』

二条大宮ほりかは故卿女也 ひととせひよしのやしろにて神ぐらをしてはべりしを、
又いかでかきくべきなど上西門院の兵衛どのにつたへて申して

ゆふだすきかけてもきみはしらじかしありしにはびのかげをこふとは (二七八)

返し

さかきばのいろをもかをもしる人をしりそめぬるもかみのめぐみか (二七九)

かくてつかはしたりし返ごとに、これはつたふべしとて 兵衛どの

いつかまたしめのほかなるよそ人もこふるにはびのかげをみるべき (二八〇)

さてまたかのほりかは、返ごとに

人しれぬころにかけしゆふだすきかかるとかみのしるしなるらん
(一八一)

『林下集』は後徳大寺実定(一一三九―一一九一)の家集で、実定は待賢門院璋子の同母兄実能の孫である。ここで言う「二条大宮ほりかは」とは、『今撰和歌集』の例に従うならば、令子内親王家の女房を指すと考えられる。但し令子内親王は天養元(一一四四)年四月二十一日に崩じているので、実定の時代に令子内親王に仕えた女房が存したと考えるには問題点が多くなる。この女房の歌が実定の家集に見えるのは、詞書の「つたへて申して」「つかはしたりし」等から見て、上西門院兵衛が実定(若い頃か)との間を仲介したためと考えれば、一応理解は可能である。この集には実定と兵衛の贈答が他にいくつも見られ、二人の親交が窺われる。また、上西門院兵衛が関係した贈答という点では、⑭『風雅集』の場合と酷似しており、この⑮では「ほりかは」も兵衛も、「木綿襷」「庭火」「注連の内」と、齋院に仕えたことを示す言葉を用いている点が興味深い。そして、⑭⑮の二つの資料は、二条太皇太后宮(二条大宮)に仕えた「ほりかは」という女房が存したことを示唆するように思われる。⑮の贈答の時期は未詳であるが、仮にこの「ほりかは」が令子内親王の齋院時代から仕えた女房であったとすると、相当な老齢であったろう。「故卿女也」という注は、この堀河の出自の手がかりとして調査・検討を試みてはいるものの、未詳である。ただ、彼女が上西門院兵衛と親しい点からは身内関係も疑われ、仮に「故卿女」が「伯卿女」の誤りであったならば(「故」と「伯」とは、最も崩して書いた場合には字形がやや似る)、この堀河は顕仲女となるが、現段階では想像の域を出ない。萩谷氏は、『金葉集』の前齋院六条を『風雅集』の二条太皇太后宮堀川と同一人物と見て、「顕仲の女達の中に、それぞれ或時期において『堀河』と呼ばれた女性が二人もしくはそれ以上いた為に、すべての混乱が生じたものと考えられる」との見解を示されている。実はこの時代に「大宮」即ち皇太后若しくは太皇太后と呼ばれた人物として、実定の姉・多子がいる。左大臣頼長の養女

となって近衛天皇に入内し、天皇に死別した後には二条天皇の後宮にも入り、世に「二代の後」と呼ばれた人物である。その人を「二条大宮」と称したとすれば、無理に令子内親王家女房と考えなくてもよいことになるが、これも現段階では多子を「二条大宮」と呼ぶ他資料を見出せず、可能性を指摘するのみである。

このように「二条太皇太后宮堀川」「二条大宮ほりかは」については、現段階では不明な点も多いが、待賢門院堀河と同一人物と考えるのも問題がある。待賢門院堀河は、待賢門院璋子の出家に従って永治二（一一四二）年に落飾し、久安元（一一四五）年の待賢門院崩御の後は「久安百首」に活動が認められるが、その後のことは不明である。令子内親王と待賢門院璋子は近い時期に崩じているが、璋子の身内筋にあたる実定が二人を誤るとは考えにくいのではないか。また実定が一七九番歌で「榊葉の色をも香をも知る人」と言ったのは、相手の「ほりかは」が齋院に仕えた人であるからであろう。とすれば、やはり令子内親王に仕えた「ほりかは（堀川）」なる相当に長寿の女房が存したか、又は、「二条大宮ほりかは」が兵衛と同様に上西門院統子内親王の齋院時代に関わった女房であったのではないだろうか。

5、前太政大臣家堀川

これまで取り上げてきた堀河より少し時代が下るが、次の資料にも「堀川」という女房名が見える。

⑯ 「散位敦頼住吉社歌合」

社頭月

廿番 左勝

従五位下行皇后宮権大進藤原朝臣邦輔

たまがきにひかりさしそふゆふづくよかみにたむくるかげにやあるらむ

右

前太政大臣家堀川

くもはらふあらしのみがく月にまたひかりをそふるあけのたまがき

左歌、ゆふづくよ神にたむけたる心ばへ文字つづきいとをかしきを、もち月ありあけならでとくいりなむや、くちをしく。右歌、ひかりをそふるふしにしたる、ちかくききなれたるこちするよし、さきに申しをはりぬ。なほ左歌ざままさるべくや。

旅宿時雨

六番 左持

邦輔

たびねするこやのしのやのひまをなみもらぬしぐれにぬるゝそでかな

右

堀川

しぐれつゝものぞかなしきわすれぐさまくらにむすぶきしのたびねは

(判詞略)

述懐

廿番 左持

邦輔

みのうさをわすれぐさこそきしにおふれむべすみよしとあまもいひけれ

右

堀川

よをわたるみちをたがへてまどふかないづれのかたにゆきかくれまし

(判詞略)

これは嘉応二（一一七〇）年十月九日、前左馬助散位從五位上藤原敦頼（高藤流。出家して道因法師と呼ばれた）の主催で、判者は俊成。「社頭月」「旅宿時雨」「述懐」の三題、各廿五番、計七十五番百五十首。二十五人の歌人が詠んだ歌を七十五番の歌合形式にし、俊成の判を得た上で住吉社に奉納したものであろうと萩谷氏は推定される。この歌合の「堀川」は「前太政大臣家」を冠するところから考えて、忠通家堀河の可能性が考えられようか。もつとも「前太政大臣」が誰を指すのかは実は明快とはいえず、この歌合以前に太政大臣となった人物としては、忠通の他に、実行（待賢門院の兄弟）と伊通（近衛后九条院皇子の父）がおり、これに死後追贈された基実（忠通息）や、平清盛、藤原忠雅をも加えることが出来る。実行は応保二（一一六二）年薨、忠通は長寛二（一一六四）年薨、伊通は長寛三年薨、基実が仁安元（一一六六）年薨であるが、歌合に最も直近の「前太政大臣」は、忠雅（花山院太政大臣）である。また、『千載集』等では、実行は「八条太政大臣」、伊通は「大宮太政大臣」、忠通は「法性寺入道太政大臣」と呼ばれており、嘉応二年十月の段階で「前太政大臣」と言った場合に誰を指したのかは特定し難いが、この前後の時代に、歌集で「太政大臣家」又は「前太政大臣家」を冠して呼ばれる女房歌人が、忠通家の三河と弁のみであることを考慮すると、やはり忠通または撰関家の女房の可能性が高いのではないだろうか。

萩谷氏は、忠通家女房堀河と待賢門院堀河とを「分離しなければならぬ場合」をも想定しつつ、その二人を同一人物とする考えを示しているが、待賢門院堀河は前述のように永治二（康治元）年に出家し、その後の活動は「久安百首」のほかには明確な資料がない。森本氏は「保元・平治の間、六十歳くらいで」死去したかと推測されている（注29）。撰政家堀河が待賢門院堀河と別人で、『金葉集』撰進の頃には比較的若年であったと仮定すると、嘉応の頃まで生存した可能性はあろう。この⑩の堀河は、同じ頃の堀河と呼ばれる女房の歌や資料がほかになく、

わずかに摂政家堀河と同一人物の可能性を指摘できる程度である。

以上、院政期の女房堀河について検討してみた。複数存した堀河について、すっきりとした結論を出すことは出来ないが、先行研究を踏まえつつ、資料を再整理した結果、以下のような結論に至った。

○『袋草紙』雑談の堀河殿（「郁芳門院根合」の堀河殿）は郁芳門院媞子内親王に仕えた女房であり、大宮右大臣俊家女。『郁芳門院安芸集』『康資王母集』『行宗集』『江帥集』に登場する「ほりかは」「堀河殿」とも同一人物と考えられる。女院死後も六条院に留まり、康和末く長治の頃に家集を自撰したらしい。

○顕仲女堀河は、初め前斎院禎子内親王に仕えて「前斎院六条」と呼ばれ、禎子内親王の出家後に待賢門院の許へ再出仕したと思われる。この堀河の宮仕え前半期の主人を令子内親王とする解説が多いが、妹の禎子内親王と考えるほうが妥当であろう。

○『金葉集』の摂政家堀河は、忠通家女房で大治元年八月の「忠通家歌合」に連なり、また顕仲が大治三年八月に西宮で催した歌合にも参加したと思われる。待賢門院堀河とは別人と考えるのが妥当であろう。

○資料は少ないが「二条太皇太后宮堀川」と呼ばれた女房がいたものと思われる。これを『林下集』の「二条大宮ほりかは」と同一人物と見る場合は、歌の内容から、令子内親王の斎院時代から仕えた女房であった可能性もある。ただし問題は多い。

○嘉応元年十月の「住吉社歌合」の「前太政大臣家堀川」は、摂政家堀河と同一人物の可能性が多少あるもの、はつきりはしない。

また、本論考の内容を年表の形にしたものを末尾に示した。

注1、「待賢門院堀川と前齋院六條と」(『國語と國文学』一九三八年十二月 至文堂)

注2、「院政期歌壇と女流歌人待賢門院堀河」(『古今新古今とその周辺』一九七二年 大学堂書店)

注3、森本元子「院政期の女流歌人―特に待賢門院堀河とその家集」(『講座平安文学論究 第三輯』一九八六年 風間書房)

注4、一九八九年五月、和泉書院

注5、「三一五 大治元年八月撰政左大臣忠通歌合」の「構成内容」の項『歌合大成 増補新訂 第三卷』(一九九六年二月 同朋社)

注6、野中春水「神祇伯頭仲の女たち」(神戸大学『國文学論叢』一九五五年十一月)

注7、『和歌大辞典』『平安時代史事典』及び『金葉和歌集』『千載和歌集』(新日本古典文学大系岩波書店) 卷末の索引等、「前齋院」を令子内親王とする解説は少くない。

注8、萩谷朴「郁芳門院根合」解説(『歌合大成 増補新訂第三卷』)

注9、森本元子「郁芳門院女房に関する問題二項」(『私家集の研究』一九六六年 明治書院)

注10、森本元子「安芸と堀川―郁芳門院から待賢門院へ―」(『国文』十三号 一九六〇年七月)

注11、保坂都『大中臣家の歌人群』第一章「安芸君」(一九七二年 武蔵野書院) 及び花上和宏「郁芳門院安芸とその周辺」(小久保崇明篇『国語国文学論考』一九九九年 笠間書院) 等

注12、「とり子」の事情については花上和宏「郁芳門院安芸とその周辺」(小久保崇明篇『国語国文学論考』一九九九年 笠間書院) に詳しい。また、康資王母集については、久保木哲夫・花上和宏『康資王母集注釈』(一

九九七年 貴重本刊行会)がある。

注13、前掲10の論文

注14、堀河天皇による家集収集については、滝澤貞夫氏『基俊集全釈』（一九八八年 風間書房）などの論考で触れられている。

注15、前掲9の論文

注16、前掲9の論文の注7に「橋本不美男氏はこの俊家女に關白師通室全子を擬しておられる」と説明されている。ただ、その説が明記された橋本氏の論文は未詳。また、『袋草紙』の注釈において、この堀河殿を全子とするものは見当たらない。俊家には、『尊卑分脈』から知られる限りでも、源隆国女をはじめ五人余の妻妾がおり、女子も複数いたらしい。『栄花物語』（卷三九）は全子を「四にあたらせたまふ姫君」と述べる。注17、萩谷氏は前掲8の解説部で、前斎院六条を、後述する二条太皇太后宮堀河と同一人物で頭仲女の一人とされ、待賢門院堀河とは同一人物ではないとする考えを示されている。

注18、前掲10の論文

注19、前掲9の論文

注20、前掲3の論文中「前斎院について」の項

注21、後藤祥子「伯母・堀河とその集」（『國文學』一九六五年十二月 學燈社）

注22、佐々木多貴子「待賢門院堀河論―『久安百首』を中心に―」（旭川工業専門学校『研究報文』一九八〇年三月）の（注1）

注23、前掲3の論文、一六七頁

注 24、前掲 3 の論文、一六六頁

注 25、萩谷氏は、前掲 8 の解説部に於いて、待賢門院堀河は摂政家堀河と同一人物とされる。

注 26、前掲 3 の論文、一七九頁

注 27、前掲 6 の論文。なお、この西宮歌合と次の南宮歌合の二つは、証本が群書類従本のみであるが、作者への

注記が一つずつ見られ、南宮歌合では「為実」に「肥前々司」と付されている。「為実」は藤原為実（為真とも）で肥前守を務めており、為実への注記は正しいと言える。「殿下女房」の注記も同様に考えてよいか。

注 28、前掲 3 の論文

注 29、前掲 3 の論文

女房「堀河」関係年表

☆は郁芳門院堀河、★は待賢門院堀河、○は摂政家堀河

年号（西暦）	媞子・令子・禎子及び璋子関係事項	「堀河」関係事項
承保三（1076）	白河天皇皇女・媞子（郁芳門院）誕生	
承暦二（1078）	白河天皇皇女・令子（二条太皇太后）誕生 媞子内親王齋宮卜定	
承暦三（1079）	白河天皇皇子・善仁（堀河天皇）誕生	
承暦四（1080）	白河天皇皇女・禎（禎）子誕生	
応徳三（1086）	11月26日 白河天皇讓位、堀河天皇即位	
寛治三（1089）	6月 令子内親王齋院卜定	
寛治五（1091）	媞子内親王 堀河天皇准母（中宮）となる	
寛治七（1093）	媞子内親王郁芳門院となる 5月5日 郁芳門院根合	☆郁芳門院堀河、根合に参加
嘉保元（1094）	8月 十五夜鳥羽殿御会「池上月」	☆『袋草紙』雑談の逸話
永長元（1096）	8月 郁芳門院崩御	郁芳門院女房ら六条院に残る
承徳元（1097）		☆『行宗集』65・66の贈答
康和元（1099）	6月 令子内親王齋院退下（病のため） 10月 禎子内親王齋院卜定	
康和二（1100）	藤原璋子（待賢門院）誕生	★待賢門院堀河この頃誕生か （森本元子氏）
嘉承二（1107）	7月19日 堀河天皇崩御、鳥羽天皇即位 禎子内親王齋院退下、前齋院となる 12月1日 令子内親王准母として立后	☆郁芳門院堀河この頃家集編む （『江帥集』より推定）
永久五（1117）	藤原璋子、鳥羽天皇に入内	
天治元（1124）	『金葉集』初度本 11月 藤原璋子、待賢門院となる	★前齋院六条『金葉集』に採録 ○摂政家堀河『金葉集』に採録
天治二（1125）	10月 <u>前齋院禎子内親王</u> 出家	
大治元（1126）	8月 摂政左大臣忠通家歌合 『金葉集』二度本この頃か	○摂政家堀河、忠通歌合に参加
大治三（1128）	8月 神祇伯頭仲西宮歌合	○摂政家堀河、西宮歌合に参加
大治四（1129）	7月7日 白河法皇崩御、 7月26日 皇后宮令子内親王、出家	★待賢門院堀河、この頃出仕か
長承三（1134）	3月9日 令子内親王、太皇太后となる	
康治元（1142）	2月 待賢門院璋子、出家	★待賢門院堀河、出家
天養元（1144）	4月21日 太皇太后宮令子内親王、崩御	
久安元（1145）	8月22日 待賢門院璋子、崩御	
久安6（1150）	「久安百首」成立	★待賢門院堀河、百首に参加
嘉応元（1170）	10月 散位藤原敦頼住吉歌合	前太政大臣家堀河、歌合参加

第四章 院政期の齋王たちとその周辺

第一節、『京極大殿御集』の構成と成立に関する試論

時雨亭叢書七十卷に掲載された『京極大殿御集』は、永仁五（一二九七）年の奥書を持つ所謂承空本の一つで、白河天皇家から堀河天皇家にかけての関白であった藤原師実の家集である。それまで師実の集として研究されてきた伝俊頼筆断簡よりも書写年代は下るが師実集の完本と目される。

この師実の家集は、伝俊頼筆断簡については主として小松茂美氏（注1）久曾神昇氏（注2）らによる研究があり、集と歌の内容については久保木哲夫氏（注3）や花上和広氏（注4）の研究がある。久保木哲夫氏は、歌集が断簡であった時点で、既にこの集が他撰で編年的な構成であろうことを推察されており、花上氏も歌の詠作年次等の詳しい検討を行っていた。そこへ冷泉家本『京極大殿御集』（これ以降は『御集』と略称）が公開され、久保木・花上両氏の推察や研究が概ね正しかったことが確かめられた形である。花上氏はまた平成十九年六月の新しい論文（注5）で、『御集』全歌の詠作年次一覧と他出一覧とを示されたほか、詞書に見える人物の呼称が詠作時点のものであること等を分析している。しかし、完本と見られる歌集が現れたことよって新たに生じた幾つかの問題点については、なお検討不十分であるように思われる。その新たな問題点とは、『御集』の歌の配列が編年性

を強く意識したものでありながら、詞書に示された詠作年次と史料から見た詠作年次との間にズレがあり、結果として必ずしも詠作年次順になっていない箇所が複数見られること、特に最後の五首は詠作年次や詞書内容等に問題を孕んでいることである。花上氏の論文は、史料によって明らかになった事実についてはそれを示すものの、詞書とのズレの問題については言及されていない。本論考の筆者は白河天皇皇女の令子内親王を中心とした文芸活動を研究しているが、令子内親王は師実夫妻に養育された人であり、この集の末尾五首には令子内親王と関わる部分が含まれている。そこで令子内親王家研究の立場から『御集』の歌の配列構成を見直し、集成立の背景にあるものについて考察したことを述べたい。

I 歌の編年配列の実際と問題点

『京極大殿御集』は全三十七首の小さい歌集であるが、師実の十代半ば頃から晩年に至る、師実の生涯をたどるような形になっている。内容は、歌会などの晴れの場の歌や公的な行事に関わる歌ばかりで、題詠が多く、私的な贈答歌はほとんど見られない。以下『御集』翻刻を部分的に示しつつ、検討する。歌番号及び詞書の読点は私に付した。また、本節末尾には、花上氏と異なる観点で整理した一覧表と、集の全翻刻を示した。

天喜五年閏三月宇治ニテ山家春残

1 サクラハナチリツゝノコル山サトニスキユクハルハヤトラサリケリ

同年十月十七日庚申落葉有聲

2 コカラシノハケシキミネノモミチハゝチルヲトタカクキコユナルカナ

名所

3 スマノウラハアマンハラニソカヨフナルモシホノケフリタゝスタチツゝ

花色映月

4 月カケノハレユクマゝニサクラハナソコトモイトゝミエソワカレヌ

康平四年三月四日宇治ニテ望山花

5 シラクモノタナヒク山ノ山サクライツレヲハナトユキテオラマシ

一番歌は詞書に天喜五年の歌とするが、「閏三月」が正しいとすれば、前年の天喜四年の詠作となり、師実はこの天喜四年には十五歳、権中納言であった。二番歌は「同年十月十七日庚申」とあるが、十月十七日が庚申に当たるのはまさしく天喜五年である。この一番歌から二番歌上句にかけては断簡がなく、誤写の有無などは確認出来ないが、早くも冒頭部から詞書の年次と史実との微妙なズレが存する点が指摘できる。三番歌は詠作年次不明で、同時詠と見られる他の人物の歌も見出せない歌であるが、このような例は他に六・七・二〇番が該当する。四番歌は『新千載集』（春・八三番）に「康平三年三月八日」の詞書で採録されており、それは『類題鈔（明題抄）』下巻の歌会関連資料にある「藤大納言会康平三三三八序行家 花色映月」によって裏付けられる（注6）。従って康平三（一〇六〇）年、師実十九歳権大納言時の詠である。続く五番歌の詞書はその翌年を示す「康平四年三月四日」であり、『御集』が強く編年性を意識した配列であることを思わせる。

秋花移庭

6 ワカヤトニアキノゝヘヲハウツセリトハナミニユカンヒトニツケトヤ

この六番歌の場合も、年次は示されないが、詠作状況のよく似た歌が『範永集』に見える。それは次の歌である。

左大臣とのにて野花庭にうつすころ

ころありてつゆやおくらむのべよりもにほひそまさるあきはきのはな（範永集・一九）

（冷泉家蔵・真観本『範永朝臣集』による）

詞書は同一ではないが、師実の歌は自邸に野の花を移し植えたことを詠んでおり、範永は左大臣邸に移し植えられた野の花を賛美している。『範永集』前半部に集中する左大臣関係歌において、「左大臣」は師実である可能性が高いと思われる（注7）。そこで仮に範永歌を同時の詠作と見た場合、師実の任左大臣は延久元（一〇六九）年、関白を兼ねたのが承保二（一〇七五）年九月二十六日であるので、六番歌は、康平年間より後で関白となる以前の詠作となるが、次に述べるように八番歌は承保二年秋の詠と考えられるので、配列位置として適切であると考えられる。

このように注意深く編年配列しているように見える集であるが、八番く一五番にかけては、史実から推定される詠作年次の順にはなっていない点が目立つ。

オホ牛河ニオハシマシテ水辺紅葉

8 オク山ノミネノモミチハミナソコニナルトミレトキセキニソヨトム

承保二年四月十八日、清涼殿ニテ、久契明月トイフ題ヲ講セラレケルニヨミ給ケル

9 チトセヘムコトハサラナリキミカヨノヒカリマサレルナツノ月カナ

オナシトシ、ミカリノ行幸ノ日、大井河ニテ

10 カメヤマノモミチハヤク大井河ナカレテタエヌニシキナリケリ

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜ニ

11 トキハナルチトセノマツモモロトモニツルノカヒコヲクリカヘシミル

オナシ年九月十三夜月照菊

12 クマモナキコヨヒノ月ニヲシナヘテサカリトミユルシラキクノハナ

経年恋

13 年ヲフルオモヒナリケリスルカナルフシノタカネニタエヌケフリハ

オナシ月十七日中宮ニテ菊契遐年

14 ウヘテミムキミモヒサシキ菊ノ花トモニチトセノチキリヲソスル

布曳瀧ミニオハシマシテ

15 サラシケムカヒモアルカナ山ヒメノタツネテキツルヌノヒキノタキ

八番歌は『水左記』承保二年九月十日条の記事(注8)に関わる歌と推定されるが、九番歌は「承保二年四月十八日」であり、一〇番歌は『扶桑略記』承保三年十月二四日条(注9)により承保三年の行幸時の歌と見られるが、九番歌と「同年」とされ、前年の作として扱われている。これとは逆に一二番〜一四番歌は、『水左記』により、史実としては承保二年の詠作であるはず(注10)が翌年の歌のように扱われている。一五番の布引滝での歌は、『栄花物語』の記述では承保三年を思わせるが、同行の人物呼称からは承保二年と思われる節もある(注11)。この部分は一二番詞書まで断簡が存するが、両者はほとんど異同がなく、『御集』は最初からこの形であったと見られる。

このような史実から見る詠作年次順と、集における配列との間にズレが見られる現象は、二七番〜三一番あたりにも見られる。

嘉保三年二月廿二日、太上皇上東門亭ニ幸シタマヘリケル時、翫花トイフ事ヲ講セラレケルニ

27 サクラハナオホクノハルニアヒヌレトキノフケフヲヤタメシニハセム

永長元年中殿ニテ花契千年

28 サキノムル^{ワカキ}トセノムメモミツレトモチトセノハルニカミサヒヌヘシ

(中略)

閏三月侍ケルトシ、齋院ニマイリタマヒテ女房ノナカニノタマハセケル

31 ハルハナヲノコレル物ヲサクラハナシメノウチニハチリハテニケリ

康和元年四月三日齋院ニテ、松映水

32 チハヤフルイツキノ宮ノアリスカハマツト、モニソカケハスムヘキ

三一番歌は「閏三月」から寛治八（嘉保元・一〇九四）年の歌と知られ、永長元年の歌である二七番・二八番歌より以前の歌である。また、二七番詞書には「嘉保三年」とあるが、嘉保三年とは永長元年であり、改元があった年は「元年」で示す姿勢が顕著なこの集で、この二七番歌だけが唯一の例外で不統一である。このように全体としては注意深く編年的に歌を並べながら、所々に綻びが見えるのが『御集』の構成の一つの特徴と言えよう。

II 詠作年次の詳細に関する私見

次にいくつかの歌の詠作年次や詠作事情について、先行研究とは異なる私見などを述べたい。まず、二二番歌。

寛治元年十一月廿九日鳥羽殿ニテ、松影浮水

21 チトセヘテ花サク松ノイトヽシクノトケキミツニカケソウツレル

詞書は「十一月廿九日」とあるが、久保木哲夫氏は十一月二十五日か、と推定されている(注12)。これは次の『新続古今集』詞書にも十一月とあるのを参考に、十一月で、白河院が鳥羽殿に御幸した日を記録から探った結果である。

寛治元年十一月鳥羽殿にて、松影浮水といふ事を講ぜられけるに 京極前関白太政大臣

千とせへて花さく松のいとどしくのどけき水に影ぞうつれる (新続古今・賀・七五二)

しかし、次に示すように、白河院の鳥羽御幸はこの前後には頻繁に見られる。以下『中右記』から関係部分のみ抜粋する。

十月一日 暁院有御幸鳥羽殿

三日 今夕還御

十四日 暁院御幸法勝寺并鳥羽殿、夕方還御

廿七日 院・齋宮・姫宮遷御鳥羽殿

廿九日 鳥羽殿有逍遙和歌興

三十日 院・齋宮・姫宮還御

十一月廿五日 暁院有御幸鳥羽殿、入夜還御

十二月十八日 暁院有御幸鳥羽殿

十九日 夕院還御

こうした御幸のうち、「和歌」があったと記録に明記されている日が一つあり、それは十月二十九日、ちょうど『御

集』詞書と一月ずれた日である。その前後の記事中、「齋宮」とは前齋宮媞子内親王（白河天皇の第一皇女）であり、「姫宮」とは令子内親王を指す。つまりこの時の御幸は二七日〜三〇日までの四日間にとわり、鳥羽殿に赴いたのも白河院一人ではなく、院の鍾愛する媞子内親王と、師実のもとで養われていた令子内親王も同行したのである。『栄花物語』巻四〇（紫野）には、白河院が十月二十二日に行われた大嘗会御契の後に鳥羽殿に御幸したこと、前齋宮や堀河天皇、令子内親王とも逢うようになったこと等が述べられているが、この記事は主にこの四日間のことを述べていると思われる。院が皇女たちを伴い、しかも「逍遙有和歌興」と記されていること、二九日という日付で一致すること等から判断して、この二一番歌の詠作年次としては、十月二九日のほうがふさわしいであろう。

続いて編集方針と関わる問題を含むと思われる贈答として、二九・三〇番歌、すなわち女房の肥後との贈答歌。

法性寺ノハナサカリナルヲミテ、肥後カタテマツリケル

29 ヨロツヨノハルヲカネタルサクラ花コスエマサリニサカムトスラム

御カヘシ

30 オホクヨリイハヒヲキタル春ナレトコスエマサリニハナモサクラム

この贈答を、『御集』は永長元年二月の歌の次に置いている。この歌は次のように『肥後集』にも見られるものである（翻刻は冷泉家蔵為家本『肥後集』により、異同部分に傍線を付した）。

法性寺はなさかりなるをみて

よろつよのはるをかねたるさくらはなこすゑまさりにさかむとすらん

（肥後集・三五）

御返し、さきの大上大臣

おほちよりにほひおきけるはるなればこすゑまさりにはなもさくらむ

(同・三六)

『肥後集』では師実を「さきの大上大臣」と記しているが、師実が太政大臣となったのは寛治二(一〇八八)年十二月十四日、辞したのは翌寛治三年四月二十五日、父の例に倣い短期間で辞している。従って、前太政大臣と呼ばれる師実が花見に行った時期としては、寛治四年(康和二年)の十一年間が考えられる。但し、師実は寛治四年十二月十日までは摂政、以後は嘉保元年三月九日まで関白であり、摂政や関白である人を前太政大臣と呼ぶのだろうか、という疑問も残る。『御集』がこの贈答を永長元年の後に置いたのは、永長元年三月以後の歌とする何らかの根拠があつたことだったのか、それとも、次の三一番「閏三月」の歌とともに、この頃の歌というよな気持ちでここに置いたものだろうか。ここだけでははっきりしないが、続く三二番歌は康和元年四月の歌で、『後二条師通記』に詳しい記録がある(注13)。この年の六月には、その師通が薨じ、以後撰関家には政治的に厳しい状況が訪れる。それを考えると、二九・三〇番の贈答が詠まれたのは撰関家が平穩・安泰であつた康和元年の三月以前、つまり三二番歌よりも前であつたろうと思われる。その意味では『御集』におけるこの贈答歌の配置は、割合に適切であることになる。つまり、一部には史実と照らした場合にズレはあるものの、『御集』の詞書を見てゆくならば、この集が整然とした編年配列を目指して作られたものであることが窺われるし、実際になり適切な配列であると言つてよい面が見られる。全体としては相当に注意をはらつて歌を配列したものとと思われるのである。

しかし、史実から見た詠作年次の順と多少ズレがある程度で済むのは三二番歌までである。この後には、詠作年次が大きくずれる三三番歌と、さらに二組の贈答が続く。

祝ノコトロヨミ給ケル

33 キミカヨノイトゝヒサシクナリヌレハチトセノマツモワカハサシケリ

この三三番歌は、久保木秀夫氏の大僧正明尊をめぐる研究(注14)から、康平三年十月二十六日の明尊九十賀における「左大臣」の歌として『平定家朝臣記』に見えることが知られている。作者の左大臣は藤原教通であるが、久保木秀夫氏はこの歌が師実の家集断簡に見え、又『万代集』も師実の歌として扱っていること、教通の和歌事績が乏しいこと等から、師実が代作したものと考えられた。康平三年と言えば、四番歌と同じ年である。

そしてこれに続く三四・三五番の贈答歌が、詞書に問題を孕むのである。

二条太皇太后宮高陽院ニハシメテウツリワタラセ給ケル年、祝ノ哥講セラレケルヲ、

ノチニマウシイテラルトテ撰津カモトニツカハシケル

34 コノトノゝハルカニサカユマツノ葉ヲチヨノチトセニイハヒコメツゝ

御返し 撰津

35 八千年モスムヘキヤトノアルシヲハヨロツヨマテモキミソミルヘキ

この二首は『撰津集』冒頭部にも見える(翻刻は冷泉家蔵『撰津集』により、適宜読点を付した)。

高陽院にわたらせ給へるはしめに、人ゝにいはいはひのうたよませさせ給ひしに

いけ水のすむにしらるるちとせをはきみか心にまかせたるへし (撰津集・一)

そのうたとも申して、とおほせられて、関白との

このとののはるかにさかゆまつの葉のちよの千とせにいはいはひこめつつ (同・二)

御返し

やちとせもすむへきやとのあるしをはよろつ代までも君そみるへき (同・三)

『御集』の詞書は、判読し難い部分を文脈から判断した部分もあるが、「二条太皇太后宮、高陽院に初めて移り渡らせ給ひける後、祝の歌講ぜられけるを、後に申し出でらるとて、撰津がもとに遣はしける」とある。これと撰津集の詞書とを比べると、この二つは、『御集』が最初に二条太皇太后宮即ち令子内親王の呼び名を示し、それによって主語を示している点が異なるが、その他の内容は似た点が多い。では、この贈答は令子内親王が高陽院に移った折の歌かという点、そうではないのである。史実を整理してみると、

①この高陽院は寛治六（一〇九二）年七月に落成した第四次の高陽院である（注15）。

②令子内親王は寛治三年六月二八日に齋院に卜定され、寛治五年四月一五日、二度目の後禊の後、紫野の御所に入った（『後二条師通記』『中右記』）。

③師実は師通に閑白を譲った後、嘉保二（一〇九五）年正月十日に京極殿に移り、以後は主にここに住んだ。（『中右記』他）

④令子内親王は康和元（一〇九九）年六月十九日に病で齋院を退下した。直後の居所は詳らかではないが、源国信邸に住んだらしく（『中右記』康和四年十一月十七日条）、康和二年一月には京極殿に渡り、二月には師実夫妻と宇治に赴いたこともあった（『殿暦』）。

⑤高陽院は承徳元（一〇九七）年十月十一日、康和二年六月一九日、及び同年八月一六日、四年九月二五日までの間、里内裏であった。

以上の点から見て、令子内親王が、師実の生前、師実のいる時に高陽院に渡ったことがあるとは考え難く、『殿暦』『中右記』等の史料にもそうした記録は見出せない。従って、『撰津集』の「高陽院に渡らせ給へる」の主語は師実と見るのが自然であり、この贈答は寛治六年七月の歌であろう。しかし、『御集』にこの贈答を書き入

れた人物は、『撰津集』を見、撰津が令子内親王家女房であったことから、「渡らせ給ひ」の主語を令子内親王と考えてこのような詞書にし、贈答を採録したのではないだろうか。花上氏は、本年六月の論文では「二条」が「四条」の誤写である、つまり高陽院に渡ったのは四条宮寛子である可能性を論じている(注16)が、仮にそうであったとすると、令子内親王家女房である撰津が、主人の令子内親王ではなく四条宮寛子に関わることで師実と贈答し、その歌を自らの集の冒頭に置いたことになるが、そう考えるのはいささか無理であろう。

続いて三六・三七番の贈答歌。

七月七日経信大納言ノモトニノタウヒツカハシケル

36 アラタマルウツエヲツキテトセフルキミカネノヒノ松ヲコソミレ

御返

37 老ラクノウツエツキツゝワレソイノルネノヒノキミカヨハヒニ

『御集』は詞書で「正月」とあるべきところを「七月」とし、また三七番歌には言葉の脱落があるが、伝俊頼筆断簡ではそれぞれ正しく書かれており、これは承空本『御集』の誤写と見られる。ここで『経信集』と比較してみる。(Aは書陵部蔵『大納言経信集』、Bは冷泉家蔵『帥大納言集』によるが、詞書に読点を施し、便宜上『私家集大成』における呼称を添えた。)

A、(私家集大成の)『経信Ⅲ』

大殿より絵序かきてとてたまはせたりしを、かきてまゐらせたりける、御かへりをかくなむ

おほせらるゝとて、内侍のふみにかゝれたりし、正月七日なりけるに

あらたまるうつゑをつきてちとせふるきみかねのひのまつをこそみれ

(経信Ⅲ・五)

御返

おいらくのうづゑつきつゝ我そいのるねのひのまつはきみかよはひと

(同・六)

B、『経信Ⅱ』

とのよりゑの序かきてとてありしを、かきてまいらせたりしおほむかへりに、かくなんおほ
せらるゝとて、ないしのふみにかゝれたりし、正月子日なり

あらたまるうづゑをつきてちとせふるきみかねのひのまつをこそみれ

(経信Ⅱ・七)

御かへし

おいらくのうづゑをつきてわれもいのるねのひのまつはきみかよはひと

(同・八)

A・Bによれば、この贈答は経信が師実の依頼で絵序を書いて奉った返事として、師実から「あらたまる卯杖」の歌を贈られ、それに「おいらくの」と返歌したという遣り取りである。久保木哲夫氏は、この贈答を、二つの詞書の情報を合わせた形で正月七日の子の日の歌と推定し、詠作年次の可能性として承保二年と三年を挙げ、どちらかと言えば承保二年であろう、との考えを示されている(注17)。しかし、経信集A・Bの詞書前半部、「大殿より絵序かきてとてたまはせたりし」云々に注目すると、『散木奇歌集』との関連が浮かんでくる。(翻刻は書陵部蔵五〇一・七三三により、読点を付した)

大殿より歌絵とおほしく書たる絵を、これ歌によみなしてたてまつれと仰ありければ、屋の
つまに女おとこにあひたるまへに、梅花風にしたかひて男のなをしのうへにちりかゝりたる
に、おさなきちこむかひみて、ちりかゝりたる花をひろひとるかたある所をよめる

梅花ちる木のもとに風ふけはかさねぬさきに袖そかほれる

(散木奇歌集・五四)

これと酷似した詞書前半部を持つ歌がこの他に五首（各季節の箇所配列）あり、又、

故大殿の北の政所より歌絵をたまはりて、これに歌よみあはせてたてまつれとありければ、
にはにへといふものすゑたる所に鶴むかひてたてり、空に郭公なくを女なかめてゐたるを
よめる

郭公なく一声をしるへにて心を空にあくからしつる
（散木奇歌集・二五五）

のように「北の政所」が入る詞書も見え、合計七首、「大殿の歌絵」関係歌がある。関根慶子氏が既にその考えを示されているが（注18）、この『経信集』の歌と『散木奇歌集』の歌を同じ時のものと考えたとすると、これらの歌は経信と俊頼の親子が共に師実の依頼に応えることが可能であった時期のものであり、承保期ではないことになる。また、師実集の詞書で、師実を大殿もしくは殿と呼んで示すのは、師実が関白となって以後のことと考えられ、その点からも、承保二年説は消え、少なくとも承保三年正月以降となろう。更に、この贈答歌には子の日のほかに「うづゑ」も詠み込まれており、そこからは子の日の歌とは限らず、卯の日の歌と見ても矛盾しないことになる。『私家集大成』における『経信集』のⅡとⅢ、つまり『帥大納言集』と『大納言経信集』とは共に他撰歌集であるが、奥書の内容から、経信自身が生前にある程度整理して遺した草稿を用いて、没後に身内の人間が纏めたものと考えられる。従って集の詞書は経信自身が書いたと見られる部分と、明らかに編纂者による部分とが混在している。詞書末尾の「正月七日」或いは「正月子の日」が、経信が書き残したものでない可能性もある。こうした状況から、この贈答は例えば正月七日の卯の日のものと見ることもでき、歌絵のことも絡めて考えると、高陽院七番歌合が行われた寛治八（嘉保元）年正月七日の卯の日のものである可能性があることを指摘したい。

参考①嘉保元（一〇九四）年は甲戌で、正月四日が子日、七日が卯日。（卯年を重視するなら、寛治元（一〇八七）年が丁卯で、正月二日が卯日、十一日が子日。）

参考②『中右記』嘉保元年正月七日条より

「今日依当卯日、作物所献御杖台、案二脚、至於奏者、近代付内侍所敷」

この嘉保元年に師実は五三歳、経信は七八歳を迎えた。互いに卯杖をつきつつ長寿を寿ぐにふさわしい年齢と言えるのではないか。

III 『御集』の構成と成立に関する私見

このように分析検討してみると、三二番まで多少のズレはあっても割合に整然と編年配列されていた集は、三番以降の五首についてはそれまでの配列の仕方とは異なる要素が多い部分と言わざるを得ない。三二番までは、若き日の歌に始まり康和元年五八歳の歌まで、生涯の和歌活動を公的な場における歌で辿る配列でほぼ一貫しているが、三三番歌は四番歌と同年の歌であり、仮に詠作時期不明で適当に配置したとしてもここで無ければならない必然性はないと思われる。例えば松を詠む祝の歌として二一番歌の傍らに置くことも出来るであろう。又、続く三四・三五番歌は「渡らせたまふ」主語の取り違いに問題がある。最後の経信との贈答も、詠作年次が承保二、三年でも、嘉保元年頃であっても、強いて末尾に置かなければならない必然性が薄いように思われる。最後の贈答はこの集の他の歌よりやや私的な性格の歌ではあるが、それは二五・二六番の康資王母との贈答歌と、同程度の私的性格であろう。

同月ノ十九日、高陽院ニテ哥合シタマヒケルニ、康資王母ノウス花サクラノ哥ヲ、判者経信大納言、クレナキノサクラハ詩ニハツクリハヘレト哥ニヨミタル事ナム

ナキト難シ申ケレハ、アシタニカノ康資王母ノカリノタウヒツカハシケル

25 シラクモハタチヘタツレトクレナキノウスハナサクラコヽロニソヽム

返

26 シラクモハサモタヽハタテクレナキノイマヒトシホヲキミシソムレハ

この二五・二六番は、高陽院七番歌合で判者経信から論難を受けた康資王母を慰める性格の贈答であるが、例えばこの前後に経信との贈答三六・三七番歌を置くことも可能ではないだろうか。

これらのことから、この最後の五首は三二番までで一度成立した集に、後日、他資料から師実の歌を発見して付け足したのではないかと考えられる。具体的には、三四・三五番は『撰津集』から、三六・三七番は『経信集』等から、それぞれ増補された可能性があると考ええる。花上氏の先行研究と本稿とでは、高陽院に渡った人物についての考え方や三六・三七番歌の詠作年次等で考えを異にするが、その花上氏も、人物呼称の点から最後の二つの贈答部分は、三二番までの詞書と異質な点がある（詠作時点での呼称でない点がある）と述べる。花上氏から見ても最後の二つの贈答には違和感があるわけで、こうした問題点はこの部分が増補であると考えた場合は解消する。ではその増補は、誰が、何時行ったのか、ということになるが、三二番までを編年的に配列することに努力した人物が、主語の取り違い問題を含む増補をしたとは考えにくく、おそらく編纂者とは別の人物がしたと考えるほうが妥当ではないか。そして増補が行われたのは、令子内親王を「二条太皇太后宮」と呼ぶことから見て、令子が太皇太后となった長承三（一一三四）年三月十九日以後、伝俊頼筆本が書写されるまでの間となろう。ま

た、久保木哲夫氏は『詞花集』（巻一・春）が、『御集』二五番詞書を参考にした可能性に言及されている。

京極前太政大臣家に歌合し侍りけるによめる 康資王母

くれなるのうす花ざくらにはほはずはみなしら雲とみてやすぎまし (詞花集・春・一八)

この歌を判者大納言経信、くれなるのさくらは詩にはつくれども歌によみたることなむなき、
とましかれば、あしたにかのやすすけの王のははのもとへいひつかはしける

京極前太政大臣

しら雲はたちへだつれどくれなるのうすはなざくらこころにぞそむ (同・一九)

返し

しら雲はさもたたばたてくれなるのいまひとしほをきみしそむれば (同・二〇)

久保木哲夫氏はこの『詞花集』一九番歌詞書中の「くれなるのさくらは詩にはつくれども歌によみたることなむなき」に注目し、こうした意見は『御集』と『詞花集』にしか見えないもので、『袋草紙』を含めこの歌合を採録した他の資料類にはないと指摘された(注19)。これも増補時期の下限を考える材料の一つとなるのではないだろうか。

勿論、最後の五首は増補ではなく、例えば祝の歌として纏めて三二番歌の後に置いた、と考えることも出来ないではない。その場合、整然とした編年性重視の集の最後に祝の歌を纏めて配置することの必要性や、末尾等に祝の歌を纏めて配した家集を見出して比較検討することなどが求められよう。百首歌などの定数歌、例えば「堀河百首」では最後に「祝詞」題がある。従って編年性はともかく、この百首歌を最後に置く構成の家集があれば、それだけでも祝の歌が巻末にあることになるし、この百首に倣った配列で家集を編めばそれも祝の歌が最後に来

ることになる。しかし実際のところ、十一世紀末頃から十二世紀前半期成立の家集で最後に祝の歌（又は祝の趣旨の歌）が見られるのは、『江帥集』のみである。『江帥集』は前半部は匡房自身によって整理された形であるようだが、後半は匡房没後に遺された草稿類を集めた他撰と思われる、最後に鳥羽天皇大嘗会の屏風歌が置かれているので、「祝」題ではないが寿ぎの歌が最後に並んでいる。当然ながら贈答は含まれていないし、『江帥集』が他の家集に影響を及ぼすような一つの型を示しているようにも思われない。では「祝」の歌を纏めて巻頭に置いた例を見ると、二九・三〇番と関わる『肥後集』、及び三四・三五番と関わる『撰津集』がこれに該当する。『肥後集』は第四次高陽院落成後に詠まれたと見られる寿ぎの歌を冒頭に置き、『撰津集』もまた（Ⅱで示したように）「高陽院に渡らせ給へる初め」に関わる三首（前掲）を冒頭に置いている。この二集は成立の時期もほぼ同じ頃と考えられる自撰家集で、成立の背景（集編纂の動機）には師実の薨去が関わっていると考えられる（注20）。また、後者の『撰津集』は編年的配列の家集であるが、冒頭三首の次に「高陽院七番歌合」の歌五首と「関白家に召された月の歌」一首を配しており、祝の歌を巻頭に置く意識と言うよりは、むしろ高陽院と関白家における晴の歌を纏めて冒頭に置いたものと見ることが出来るし、これらの冒頭部九首を詠作年次順に並べると、師実が高陽院に移徙した折の歌が最初になるので、結果として祝の歌が冒頭になったと考えられる。実は『御集』の末尾五首も、三六・三七番歌を嘉保元年頃の詠と考えた場合には、詠作年次順となるが、それも推測の域を出ず、年次順が明確に意図されたか否かも判然としない。また、こうした『肥後集』『撰津集』の例、すなわち撰関家と関わりの深い女房による撰関家の栄華を賛美する意識による家集構成の例が、『御集』の最後の五首について考える際にどこまで参考になるかは微妙である。『御集』は末尾に祝の歌を纏めて置いた形であると解釈するための補強材料とはなり得ないのではないだろうか。なお、最後の五首を祝の歌を纏めた形と解釈する場合は、

「二条太皇太后宮」の呼称によって、『御集』全体の成立が長承三年三月十九日以後ということになる。集の成立はその頃であっても不自然ではないが、最後の五首は増補であると考えるほうが、集の成立時期を含めた多くの点で無理が少ないのではないだろうか。

最後に、この『京極大殿御集』の編纂方法について少し考えたい。この集は、日付などの点も含めて史実と小さなズレがあるケースが多いが、編纂者は、どのような資料によって、どのように集を編んだのであろうか。考えられることとして、例えば八番から一五番の承保二年と三年の歌は、この時期の歌が多くある点から見て、歌の資料がまとまっていたとか、何らかの資料が存したのであろうが、編纂者は歌の詠作年次が承保二年か三年かを正確に知らずに、或いは年次を誤解して、歌を配列した可能性がある。集は師実死後の編纂であることは確実であろうが、師実が薨じた康和三（一一〇一）年から逆算して、詠作年次の承保二、三年は二十五年も前になる。仮に師実の死後数年から十数年後の編纂であるとする、承保期から三、四十年余の後になり、成立が遅くなればなる程詠作年次から大きく遠ざかる。従って資料そのものにもその扱いにも多少の混乱が生じるのは自然なことである。

この『御集』に見られる史実とのズレは、編纂者の手元にあった資料が、日記類等の日次の記録性が強い性格の物ではなく、歌会等の歌を書いた草稿的な物や歌会資料から書写した物であったために生じたのではないだろうか。久保木哲夫氏が既に指摘していることであるが、『後二条師通記』寛治六年七月七日条及び寛治七年十月三日条には、どちらも師通との贈答の形で、『御集』に見えない師実の歌がある（注21）。又、『金葉集』賀の次の贈答歌も贈歌は師実の歌と考えられるのだが、やはり『御集』には入っていない。

前々中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに、ゆきふりて侍りければ六条右大臣のもとへ

つかはしける

宇治前太政大臣

ゆきつもるとしのしるしにいとどしくちとせのまつのはなさくぞ見る

(金葉集・賀・三二九)

かへし

つもるべしゆきつもるべし君がよはまつのはなさくちたびみるまで

(同・三三〇)

これは白河天皇の中宮賢子の入内に関わる歌で、賢子の養父である師実が、実父の顕房と贈答したものと見られる(注22)。この贈答は散逸した『師実公記』等には記されていた可能性があるだろう。これらの『御集』に入らない歌の存在とその傾向は、『師通記』等、日記類が師実の歌を採る資料とはならなかったことを物語るであろう。日記類は身内でなければ簡単には見ることができない資料である。

『御集』の歌の他出状況や同時の詠作と思われる歌については、既に花上氏の先行研究もあるが、この集の歌が勅撰集・私撰集及び私家集で見られる例はかなり多く、三十七首中の二十六首で、七割を越える。その二十六首中、勅撰集・私撰集においては御集とは異なる資料によって採録したと判断できるケースが九例ある。Iで述べた四番歌と『新千載集』のケースがその好例である。また、他の人物の歌で集の歌と同時の詠作、又は同時詠の可能性のある歌が、勅撰集・私撰集などに見えるケースはもつと多く、贈答歌五組を除く二十七首中で二十一首あり、八割近い。(贈答歌五組も全て他資料、すなわち歴史物語や歌合記録及び贈答相手の家集に見える)。これらの状況から見て、師実歌やその同時詠を採録した勅撰集や私撰集の背後には、選歌資料となった歌会の記録類が相当量存在していたことが推察される。この種の状況証拠と、『御集』の師実歌が題詠や公的な場に於ける歌ばかりであることとを考え合わせると、この集は、例えば歌会の歌の草稿類、或いは歌会記録から書写したような資料から、師実の歌を抜き出して編纂した、と考えることも出来るのではないかと思うのである。例えば、

きちんとした歌会の記録から採った場合は詠作日時と場所が明確であるが、複数の歌会の歌を適当に書写したような資料から採った場合は、会の大雑把な時期と歌題は分かり配列位置は決められても、正確な詠作日時等不明となるであろう。勿論これは確たる証拠や根拠がある事ではなく、想像に想像を重ねているに過ぎないが、歌会の懐紙は纏められて保管されたと思われるし、その懐紙の束を見て、そこから自身の詠作の参考とするために、或いは学習の為に、他紙に簡略な形で歌を書写するような人物も、いてもおかしくはないのではないか。そしてその種やや雑多な資料からでも、師実の歌を採ることは可能であったのではないだろうか。

花上氏は、先行する久保木哲夫氏の論を承けて、師実に近い人物が、師実没後のさほど時間が経過していない時点で編纂した、との考えであるが、仮に、歌会の歌懐紙やその簡略な書写資料の類から師実の歌を抜き出して集を編んだと考えるならば、編纂者はそのような資料を多数収集し得た人物、或いはそうした資料を閲覧出来た人物であればよく、必ずしも身近な人物でなくとも編纂が可能であったことになるであろう。

平安期の撰関の家集は師実以前は基本的に贈答歌中心の他撰歌集であり、『一条撰政御集』は物語的改変が考えられ、『御堂関白集（法成寺入道殿御集）』は女房を含む家族集団の歌の記録になっている。師実の孫忠通の家集『多田民治集』は四季や雑などの部類歌集である。『京極大殿御集』は、他撰という点ではこれらの集と同じであるが、収録歌数が少なく、公的な歌中心の編年配列である点に特徴がある。同時代には、『撰津集』五十首や、『郁芳門院安芸集』六十四首など、小さい家集が他にもあり、中でも『撰津集』は編年的配列である点などにこの『御集』との共通点が見られる。但し『安芸集』『撰津集』はともに自撰と考えられ、他撰の『御集』とは異なる。『京極大殿御集』は、歌数が少ない編年配列の集という点で、十二世紀前半期らしさを持つのかも

知れない。また、小さな家集ながら、公的な歌中心であることから、歌会の場や集の編纂方法など、今後なお検討すべき要素を豊富に持つ歌集であると言えよう。

文中の勅撰集歌の引用は『新編国歌大観』による。

本稿は、平成十九年度第五十三回和歌文学会大会（十月二十八日 於松江コンベンションビューロー）における口頭発表に基づくものである。

注1、『古筆学大成』（一九八九～一九九三年 講談社）

注2、「京極関白集切」（『仮名古筆の内容的研究』一九八〇年 ひたく書房）。なお、小松氏・久曾神氏の他、断簡に関する研として、久保木哲夫「『予楽院模写鑑』と家集切」（『平安時代私家集の研究』一九八五年 笠間書院）及び、久保木秀夫「散佚家集切集成本文篇」（国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』第二十三号 二〇〇二年）がある。

注3、「京極関白師実とその和歌活動」（山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』一九九一年 汲古書院）

注4、「藤原師実の詠歌―集成と考証―」（『都留文科大学大学院紀要』第八集 二〇〇六年）

注5、「『京極大殿御集』の研究」（小久保崇明編『日本語日本文学論集』二〇〇七年 笠間書院）

注6、久保木秀夫「大僧正明尊とその時代」（『国文学研究資料館紀要』二五号 一九九九年）

注7、従来の『範永集』に関連する研究では「左大臣」を頼通とする見解も見られるが、『範永集』全体を読解

しての研究と言うより、他の関連で範永の歌を引いての見解である。『範永集』の前半部（九・六・一九・二一・二三）に集中する「左大臣」はその前後の歌の内容等も含めて考えても、師実の可能性が高い。

注8、「天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、桂第而講之、有序代、作者有綱朝臣」

注9、「（前略）行幸大井河。御鷹逍遙也、（後略）」尚、この時の白河院行幸和歌については橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』（一九六六年 武蔵野書院）に言及あり。

注10、一二・一三番歌については、『水左記』承保二年九月十三日条に

「…及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊、経年恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也（以下略）」とあり、一四番歌については、同承保二年九月十七日条に

「…今日於中宮有和歌、題云、菊契遐年、序題東宮学士匡房也（以下略）」とあることによる。

注11、『栄花物語』中の師通・雅実・公実の呼称（官職）に従うならば、承保二年六月十三日〜同年十月頃との解釈が可能になる。新編日本古典文学全集『栄花物語3』本文及び頭注参照。

注12、前掲3の久保木哲夫氏の論文。

注13、『師通記』康和元年四月一日条「…於齋院可有和歌、題者余所擇申也、松葉映水、令中将家政覽於殿…」、

同四月三日条「…未剋参京極殿、人々参会、参齋院小弓、次鞠、殿上人以下所勤仕也、酒希了於簀子敷有管絃事、秉燭之後講和歌、（以下略）」

注14、前掲6の論文

注15、高陽院は初め頼通により治安元（一〇二一）年に造営されたが、以後ほぼ二十年前後で焼失と再建が繰り返され、師実の代になって第三次のものが承暦四（一〇八〇）年二月六日に焼失した後は十一年間再建に着

手されなかった。令子内親王は承暦二（一〇七八）年五月に誕生、生後まもなくから師実夫妻の手で養育されたが、承暦二〜四年は高陽院が白河天皇の里内裏であつた時期である。

注 16、前掲 5 の論文

注 17、前掲 3 の論文

注 18、関根慶子氏は『散木奇歌集』の歌と『経信集』の歌（Ⅱ七・八、Ⅲ五・六）との関連を指摘され、「大殿

|| 師実」と考えるのが穏当とされる。（『散木奇歌集集注篇』一九九二年 風間書房）

注 19、前掲 3 の論文

注 20、第三章第一節参照

注 21、前掲 3 の論文

注 22、前掲 3 の論文及び新古典文学大系『金葉和歌集 詞花和歌集』の注釈等

『京極大殿御集』 内容整理表

番号欄の○△印はその歌の断簡があるもの（○は全て、△は一部）

番号	詞書の内容	当該歌の他出※	史料により推定される詠作年次など	同時詠（又はその可能性のある歌）
1	天喜五年閏三月 宇治 「山家春残」	なし	「閏三月」ならば天喜四年（「閏」が誤りならば天喜五年） 師実十五歳 権中納言・左近権中将	和歌一字・322（橘俊綱）は 同時か？
△ 2	同年 十月十七日庚申 「落葉有聲」	なし	十月十七日が庚申にあたるのは天喜五年	和歌一字・1007（学頭隆頼）は 同時か？
3○	年次なし 「名所」	なし	史料なし	なし
○ 4	年次なし 「花色映月」	新千載・春上 83	史料なし（新千載・83番詞書に「 <u>康平三年三月八日</u> 」） 師実十九歳 権大納言	和歌一字・421（平経章）は 同時か？
○ 5	康平四年三月四日 宇治 「望山花」	新古今・春下 102	史料なし（新古今・102番詞書に「内大臣に侍りける時」） 内大臣は康平三年七月十七日〜治暦元年六月二日	なし
○ 6	年次なし 「秋花移庭」	後拾遺・秋上 329	史料なし （「 <u>範永集</u> 」19番歌と関わるならば左大臣の時期）	「 <u>範永集</u> 」（19）は同時か？
7○	年次なし 「船過葦洲」	なし	史料なし	なし
○ 8	年次なし 大井川 「水辺紅葉」	なし	『水左記』承保二年九月十日条	金葉・245（源経信） 続古今・564（源俊房）
○ 9	承保二年四月十八日 清涼殿 「久契明月」	秋風・646	史料なし（秋風・646番詞書は「承保二年四月十八日 中殿にて、久契明月といふことを講ぜられけるに…」）	玉葉1068（白河院） 秋風・ 647（藤原公房） 経信Ⅲ・112

17	16	15	14	13	△ 12	○ 11	○ 10
子の日 応徳元年正月廿一日 六条皇居	永保元年 内裏にて 「暮天郭公」	布引滝	同じ月十七日 中宮にて 「菊契退年」	「経年恋」	同年(承保三) 九月十三夜 「月照菊」	承保三年四月三日 中宮皇女降誕第九夜	同年(承保二) 大堰河 御狩の行幸
続後拾遺・賀・ 611	続千載・夏・ 254	『栄花物語』 布引滝・614 万代・3213	なし	万代・2157 続後撰・恋・ 775	なし	なし	なし
『百練抄』応徳元年正月二四日条 六条内裏遷幸の二日後 江帥集(9)の詞書「六条内裏子日」	史料なし 万代・637(藤原伊家)の詞書に「永保元年内裏にて、暮天郭公といふ事を」	『栄花物語』卷三九・布引滝 承保二年 又は三年? 『栄花』の当該箇所、師通・雅実・公実の呼称により考えると、承保二年六月十三日〜同十月か	『水左記』承保二年九月十七日 江帥集(113)の詞書に「中宮菊契退年有序鳥羽院」	12番歌と同時(『水左記』)	『水左記』承保二年九月十三日条 師実は承保二年九月二六日、任関白	媯子内親王誕生は承保三年四月五日(今鏡)、又は六日(女院記) 三日は十三日の誤りか?	『扶桑略記』承保三年十月二四日
金葉三奏・24及び新古今・728 (源経信) 江帥集(9)	続後拾遺・183(白河院御製) 万代・637(藤原伊家) 秋風・161(藤原実季) 経信集(Ⅱ54、Ⅲ68) 和歌一字・186(藤原顕季)	『栄花物語』卷三九・布引滝 金葉三奏・538(経信) 万代・1048(高階為家)	秋風・650(師通) 江帥集(113)	後拾遺・661(源俊房) 同・662(源顕房)	経信集(Ⅱ88、Ⅲ121) 康資王母集(30)	万代・3767(藤原師通) 秋風・656(藤原実季)	後拾遺・379(白河院) 新勅撰・479(藤原俊家)、 同・480(藤原伊房)

18	中殿にて 「花契多春」	夫木・春・ 1 1 1 5	『江記』応徳元年三月十六日条「内裏和歌会 歌題花契多春」	続後撰・1 3 4 4 (源俊明) 続詞花・3 7 (源経信) 和歌一字・8 3 4 ~ 8 3 6 (経信・藤原通俊・顕季)
19	九月十三夜 「翫月」	万代・1 0 2 9 続後撰・3 2 8	史料なし 秋風・3 7 9 (源俊房) の詞書に「九月十三夜に京極の前関白家にて翫月といふことをよみ侍りける」	秋風・3 7 9 (源俊房) 江帥集 (9 6)
20	年次なし「逐夜月明」	なし	史料なし	なし
21	寛治元年十一月廿九日 鳥羽殿 「松影浮水」	新続古今・賀・ 7 5 2	『中右記』寛治元年十月二十九日条、又は同十一月廿五日条十月か十一月か? (久保木氏は十一月との考え)	江帥集 (1 5 6) 経信集 (II 1 6 7 III 1 9 4 (和歌一字・4 3 2))
22	寛治七年三月十日 上皇法勝寺御幸 常行堂前で鞠 22↓師実 23↓白河院	千載・春上 4 3 風雅・春中・ 1 8 1 万代・2 8 8	『中右記』寛治七年三月八日条(師実の歌を記録) 『続古事談』(巻二)(贈答を記録) 師実は関白、五二歳 この日は随身の秦公胤を遣わし鞠を献上した 参考『中右記』同月十日条に白河院花見御幸と歌会記事あり	なし(贈答歌のため) 同月十日の歌会「处处尋花」題の歌は新勅撰、風雅、秋風等にあり
24	○ 嘉保元年八月十五夜 鳥羽殿 「池上月」	続古今・秋上・ 4 0 2 秋風・3 3 7	『中右記』寛治八年八月十五日条 題は「翫池上月」	金葉・1 8 0 (白河院) 1 8 1 (源経信) 続拾遺・7 4 0 (藤原俊忠) 続後拾遺・6 1 9 (藤原公実) 新千載・2 3 2 5 (藤原忠実)
25	○ 同月(寛治八・嘉保元) 十九日 高陽院歌合 2 5↓師実から康資王母へ 2 6↓康資王母の返歌	詞花・春・1 9 及び 2 0 康資王母集 1 6 及び 1 7	『廿卷本類從歌合卷』中「高陽院殿七番和歌合」に記録あり 『今鏡』(藤波の上)(5 6・5 7) この年、師実、関白を辞す(五三歳) 三月四日、師通任関白(三三歳)	「高陽院殿七番和歌合」(詳細は略)
26	嘉保三年二月廿二日 上東門亭御幸 「翫花」	千載・春上 5 0 続詞花・3 9	『中右記』嘉保三年二月二日条「京極殿御堂十種供養：御幸」 同・二三日条(和歌披講)	千載・5 1 (師通) 5 2 (藤原基忠) 新古今・1 4 6 1 (源俊房)
27				

37 ○	36 ○	35 ○	34	○ 33	○ 32	○ 31	30 29	○ 28	
3 7 ↓ 経信の返歌	七月七日 3 6 ↓ 師実から経信へ	3 5 ↓ 撰津の返歌	3 4 ↓ 師実から撰津 渡る 祝の歌	年次なし 「祝のこころ」	「松映水」 康和元年四月三日 齋院	閏三月ある年 齋院、女房へ	法性寺 花盛りに 2 9 ↓ 肥後から師実 3 0 ↓ 師実の返歌	永長元年 中殿 「花契千年」	
経信集・5、6	新千載・慶賀・ 2 2 9 7	撰津集・2 及び 3	撰津集・2 及び 3	万代・3 7 6 6 新後拾遺・慶賀 1 5 3 7	千載・賀 6 1 6 月詣・7 3 他	新勅撰・神祇・ 5 4 8	肥後集・3 5 3 6	なし	
又は、嘉保元年正月七日頃か（高野瀬）	正月七日の誤り 詠作年次は承保二年正月七日か（久保木哲夫）	令子内親王が太皇太后になったのは長承三（一一三四）年 歌そのものは寛治六年七月十日ころのものと思われる （参考 『後二条師通記』寛治六年七月十日条ほか）	『平定家朝臣記』康平三年十一月二十六日条 ただし『平定家朝臣記』では、作者は「左大臣（＝教通）」、 万代集等は作者を師実とする。代作歌か。	『後二条師通記』康和元年四月一日条（出題） 同 三日条（和歌披講）	『中右記』寛治八年閏三月二二日条「大殿：次令参齋院給云々」 『続古事談』（巻二） 閏三月は寛治八年	肥後集詞書「法性寺はなさかりなるをみて」	『中右記』嘉保三年三月十一日条に、「…今夕於御前初有和歌… 花契千年」 27番歌と同月、こちらが先 続後撰・1 3 4 5（匡房） 詞書は「永長元年三月」	28番と同月同月であるが、 <u>永長元年と表記されていない</u>	
なし（贈答歌のため）	なし（贈答歌のため）	なし（贈答歌のため）	なし（贈答歌のため）	『平定家朝臣記』（藤原頼通、藤原 頼宗、源師房）	撰津集（5 3） 大式集（8 2） 秋風・6 2 4（忠実）	なし	なし（贈答歌のため）	続後撰・1 3 4 5（匡房（和歌一字 ・ 8 3 3）） 俊忠集（4 8）（左少将）	和漢兼作・1 6 4（藤原季仲）

※当該歌の他出状況及び同時詠については、記載事項が多い一部の歌では、スペースの都合で主たるもの（資料の成立年次を重視）のみを示した。

『京極大殿御集』(冷泉家時雨亭文庫蔵) 翻刻

- 1 天喜五年閏三月宇治ニテ山
家春残
サクラハナチリツゝノコル山サトニ
スキユクハルハヤトラサリケリ
- 2 同十年十月十七日庚申落葉
有聲
コカラシノハケシキミネノモミチハゝ
チルヲトタカクキコユナルカナ
- 3 名所
スマノウラハアマノハラニソカヨフナル
モシホノケフリタゝスタチツゝ
- 4 花色映月
月カケノハレユクマゝニサクラハナ
ソコトモイトゝミエソワカレヌ
- 5 望山花
康平四年三月四日宇治ニテ
シラクモノタナヒク山ノ山サクラ
イツレヲハナトユキテオラマシ
- 6 秋花移庭
ワカヤトニアキノゝヘヲハウツセリト
ハナミニユカンヒトニツケトヤ

- 7 船過蘆洲
カハフネノアシマヲスクルヲトスレト
ユクランカタノミエモセヌカナ
- 8 紅葉
オホ牛河ニオハシマシテ水辺
オク山ノミネノモミチハミナソコニ
ナカルトミレトキセキニソヨトム
- 9 承保二年四月十八日清涼殿
ニテ久契明月トイフ題ヲ講
セラレケルニヨミ給ケル
チトセヘムコトハサラナリキミカヨノ
ヒカリマサレルナツノ月カナ
- 10 オナシトシミカリノ行幸ノ日大
井河ニテ
カメヤマノモミチハゝヤク大井河
ナカレテタエヌニシキナリケリ
- 11 承保三年四月三日中宮皇女降誕
九夜ニ
トキハナルチトセノマツモモロトモニ
ツルノカヒコヲクリカヘシミル
- 12 オナシ年九月十三夜月照菊
クマモナキヨヒノ月ニヲシナヘテ
サカリトミユルシラキクノハナ

- 13 経年恋
年ヲフルオモヒナリケリスルカナナル
フシノタカネニタエヌケフリハ
オナシ月十七日中宮ニテ菊契
遐年
- 14 ウヘテミムキミモヒサシキ菊ノ花
トモニチトセノチキリヲソスル
- 15 布曳瀧ミニオハシマシテ
サラシケムカヒモアルカナ山ヒメノ
タツネテキツルヌノヒキノタキ
- 16 永保元年 月日内裏ニテ
暮天郭公
人トハテヲノレソナノルホトゝキス
クレユクソヲヲスクルヒトコエ
- 17 応徳元年正月廿一日六條皇
居ニテ子日アリケルニ
モゝシキニネノヒノマツヲヒキウヘテ
キミカチトセソカネテシラルゝ
- 18 中殿ノ御会ニ花契多春
チヨマテトサキノハシムルサクラ花
ミカキカハラニホリウヘシヨリ
九月十三夜ニ翫月

続後

19 ミカサヤマミネヨリイツル月カケノ
アマツソラニモテリマサルカナ

逐夜月明

20 ミカツキノイテシホトヨリ雲モナク
サヤケサマサルアキノヨナク

寛治元年十一月廿九日鳥羽殿

ニテ松影浮水

21 チトセヘテ花サク松ノイトシク
ノトケキミツニカケソウツレル

寛治七年三月十日太上天皇法

勝寺ノ花御覽シケルニ常行堂

ノマヘニテ人々マリツカウマツリケ

ルニ隨身公種ヲ御ツカヒニテ鞠ヲ

タテマツラセ給トテ

22 山サクラタツヌルトキハサソハレヌ

オヒノコノアケカルカナ

院御カヘシ

23 ヤマフカクタツネニハコテサクラハナ

ナニシコノアケカラスラム

嘉保元年八月十五夜鳥羽殿ニテ

池上月

24 オホソラハイケノオモテニクモリナク
コヨヒハミチテスメル月カナ

同月十九日高陽院ニテ

哥合シタマヒケルニ康資王母ノウ

ス花サクラノ哥ヲ判者経信

大納言クレナキノサクラハ詩ニハツ

クリハヘレト哥ニヨミタル事ナム

ナキト難シ申ケレハアシタニ

カノ康資王母ノカリノタウヒツカ

ハシケル

25 シラクモハタチヘタツレトクレナキノ

ウスハナサクラコノロニソム

返

26 シラクモハサモタハタテクレナキノ

イマヒトシホヲキミシソムレハ

嘉保三年二月廿二日太上皇

上東門亭ニ幸シタマヘリケル

時翫花トイフ事ヲ講セラレ

ケルニ

27 サクラハナオホクノハルニアヒヌレト

キノフケフヲヤタメシニハセム

永長元年中殿ニテ花契

千年

ワカキ

28 サキノムルチトセノムメモミツレトモ

チトセノハルニカミサヒヌヘシ

法性寺ノハナサカリナルヲミテ

肥後カタテマツリケル

29 ヨロツヨノハルヲカネタルサクラ花

コスエマサリニサカムトスラム

御カヘシ

30 オホクヨリイハヒヲキタル春ナレト

コスエマサリニハナモサクラム

閏三月侍ケルトシ齋院ニマイ

31 リタマヒテ女房ノナカニノタマハセケル

ハルハナヲノコレル物ヲサクラハナ

シメノウチニハチリハテニケリ

康和元年四月三日齋院ニテ

松映水

32 チハヤフルイツキノ宮ノアリスカハ

マツトモニソカケハスムヘキ

祝ノコノロヨミ給ケル

33 キミカヨノイトヒサシクナリヌレハ

チトセノマツモワカハサシケリ

二条太皇太后宮高陽院ニハ

シメテウツリワタラセ給ケル年

祝ノ哥講セラレケルヲノチニマウ

シイテラルトテ撰津カモトニツ

カハシケル

34 コノトノハルカニサカユマツノ葉ヲ

チヨノチトセニイハヒコメツ

御返し 撰津

35 八千年モスムヘキヤトノアルシヲハ

ヨロツヨマテモキミノシルヘキ

七月七日経信大納言ノモトニ

ノタウヒツカハシケル

アラタマルウツエヲツキテ

チトセフルキミカネノヒノ松ヲコソミレ

御返

37 老ラクノウツエツキツゝワレソイノル
ネノヒノキミカヨハヒニ

京極大殿

宇治殿二男 母贈従二位藤祇子

天喜元年四月廿二日正五位下 元服同 十二

同日昇殿

従四位下 侍従 正四位下自四条宮還御

上東門院賞二階

左近權中將 従三位十四 近江權守

正三位自四条宮還幸

一条院賞

同四年月日 任權中納言 中將如元 十五

康平元年月日任權大納言十七

同三年七月十七日内大臣十九

五年四月十二日兼任左近大将廿一

六年 月日 正二位

治暦元年六月三日傳右大臣廿四即叙従一位大将如元

為藏人所別當 兼皇太子傳

延久元年八月廿一日(一) 転左大臣大将如元

皇太子□

承保元年二月二日服解三月十六日(一)

二年九月廿六日宣旨(一) 太政官所申文書

先触左大臣可奉行者

十月廿三日氏長者卅四左右近衛

乘輦於入宮城如旧

同十五日関白十七日辞大将

寛治二年十二月廿四日任太政大臣

嘉保元年三月九日内大臣蒙関白讓給

康和三年正月廿九日於宇治別業出家

二月十三日薨御六十

関白當廿年

永仁五年四月十五日
於西山往生院菊坊
教人書写之訖

第二節 中宮篤子内親王と内親王家の和歌活動

1、篤子内親王とその入内

後三条天皇の第四皇女で、堀河天皇中宮となった篤子内親王については、内親王家の和歌活動も含めて、複数の先行研究があり、この時代の皇女としては研究が進んでいる人物と言ってよい。中でも所京子氏の「入内齋院篤子の事績」(注1)は、内親王の生涯の概略、女房及び中宮職の人物、内親王家の和歌活動の記録、仏道関係の事績などを、詳細に調査し整理されており、篤子内親王に関することはほぼ網羅されている。従ってここでは所氏の研究への補足を中心に述べたい。所氏の労作も、歴史学において院政期研究が進んだ現在の目で見ると、入内の事情や内親王家の和歌活動の実態への考察が、必ずしも十分とは言えない点があるからである。

例えば、篤子内親王の入内については、『今鏡』(すべらぎの中第二 玉章)に、

さてこの御時に、御息所はこれかれ定められ侍りけれども、御叔母の前の齋院ぞ女御に参り給ひて、中宮に立ち給ひし。ことのほかの御齡なれど、幼くより類ひなく見取り奉らせ給ひて、ただ四の宮をとかや思ほせりけるにや侍りけむ。参らせ給ひける夜も、いとあはぬ事にて、御車にも奉らざりければ、暁近くなるまでぞ心もとなく侍りける。

(海野泰男『今鏡全釈』による)

とあることが有名で、篤子内親王は「ことのほかの御齡」であったが、堀河天皇が幼い頃から篤子内親王に憧れ、

「四宮を後に」と望んだことによる、と説明されてきた。所京子氏も岩佐美代子氏（注2）も専らその解釈に立ち、政治的背景にはほとんど注意を向けてはいない。しかし、歴史学の分野からの考察として、近年、栗山圭子氏が、積極的に当時の政治的状況に目を向けた見解を示している（注3）。後三条院が白河天皇の皇太子に実仁親王を立て、兄から弟への皇位継承を望んだことはよく知られているが、その状況下で白河天皇と師実は提携し、師実は教通後の関白となつて摂関家後継の地位を確立し、天皇もわが子善仁（堀河）を次の天皇に立てることに成功した。両者を結んでいたのが師実の養女として入内した中宮賢子であった。これは白河朝の政治状況への解釈として、歴史学では今日ほぼ通説となつていっていると云つてよい。賢子は二男三女を産んで早く他界したものの、遺児である堀河天皇の即位によつて、師実は「外祖父」で摂政となることを得、白河院と師実の友好的な関係は続いた。栗山氏は、師実が堀河天皇后宮に入れるための養女を天皇家の血筋に求め、年齢的に適切な皇女がいないために、陽明門院の庇護下にあつた篤子内親王に白羽の矢を立てたのであり、又、篤子を摂関家養女として後宮に入れることは、白河院にとつても、皇嗣問題で未だ油断できない存在である弟・輔仁親王の勢力を切り崩す効果が期待できた、と見る。つまり、篤子内親王の入内も、白河院と師実の提携による後宮政策であつたという見解である。これは、寛治五（一〇九一）年の正月、即ち篤子内親王入内の十ヶ月前に、十三歳の天皇に対し、姉の媢子内親王を准母にして立后させていたことと考え合わせると、白河院と師実が提携し、関係者で堀河天皇の後宮を固めようとする意図を読みとることができ、栗山氏の見解も概ね首肯されるであろう。摂関家の養女となるまでは政治的に注目される存在ではなかつた篤子内親王が、入内した時から天皇と摂関家とを結ぶ役割を負い、その役割を十分に果たしたと言えることは、所氏も既に指摘していたが、栗山氏は摂関家と中宮篤子の関係を更に詳細に分析し、篤子内親王を「二つの家を生きた」人と結論づけたのである。

頼通の時代から、摂関家だけでなく天皇家もまた一つの「家」になって行ったが、その流れの中で、白河院がわが子に譲位したとき、師実は形の上では父・頼通も実現できなかった「外祖父」の立場を得たが、同時に、摂関家に拮抗する政治的な強い力を持った白河院との友好関係の維持という事が、以前にもまして重要になった。つまり、師実とその後継者師通にとっては、摂関家の政治的権威を守るとともに、一方では常に院と良好な関係をも維持してゆく必要があった。堀河天皇の後宮問題は、摂関家にも院にも重要であったから、今日の目で見ると不自然な媍子内親王の准母立后も、摂関家の支持で実現したのである。准母ではない本物の后問題も、「天皇家」「摂関家」の双方にとって利がある方向で検討されたのではないだろうか。そして決断されたのが、堀河天皇には叔母にあたる篤子内親王を摂関家養女として入内させることであつたと思われる。祖母陽明門院の許で、既に准後の待遇を受けて暮らしていた前斎院篤子は、卜定からわずか二ヶ月で斎院を退下したこともあつて、唐崎の祓えも行っていなかった。退下から十八年を経た寛治五（一〇九一）年、三十二歳になっていた篤子内親王は、十月十五日に唐崎御禊を行い、わずか十日後の二十五日、住み慣れた鴨院を出て皇居堀河院に入った。篤子は入内後直ちに女御の宣旨を受け、第四次高陽院の落成後にはそこを里第とし、入内から一年四ヶ月後の寛治七（一〇九三）年二月二十二日、中宮に冊立されたのである。

2、入内前の歌合

さて、中宮篤子内親王の許では、入内以前（斎院退下後、四宮と呼ばれた時期）に二度、入内後に少なくとも二度、計四度の歌合が行われ、また『中右記』『後二条師通記』『殿暦』の記述から、十余度の歌会若しくは和

歌披講があつたことが知られる。しかし、『歌合大成』によって検討された歌合を除けば、歌会の内容や篤子家の和歌に関する考察が十分行われているとは言いがたい。所氏は篤子内親王の文芸関係事績を詳細な年表で示すとともに、代表的な和歌披講の例等を挙げて検討されているが、これには補足と訂正が必要な箇所があるようである。まず、所氏が「祖母や姉の歌会などの影響が少なからずあるものと想像できる」と簡略に述べるのみである。入内前の歌合について、簡単に検討し、補足したい。

篤子家の最初の歌合は、承暦四（一〇八〇）年十月二日の「侍所歌合」であるが、これには近年久保木哲夫氏によって新資料が報告されており（注4）、従来の二十卷本『類聚歌合』断簡と目録による情報に、歌合の番構成と歌が一部加えられている。この歌合は「庚申当座合」で、春日祭・鶺鴒河・小鷹狩・神楽・志信郷恋の五題五番、歌人は藤原仲実、源経兼、藤原実盛の三人と、「実兼」なる未詳の人物（久保木氏は「定兼」の誤写の可能性も指摘する）が知られる。参加者たちはいずれも篤子内親王に仕えた人物と思われるが、このうちの中心的な歌人である仲実は、承保二（一〇七五）年二月二十七日の「陽明門院殿上歌合」が歌合初出であった。また、歌合の全歌が遺る二度目の歌合、すなわち永保三年三月二十日の「篤子内親王家侍所歌合」の顔ぶれも、仲実、経兼、実盛の三人に、藤原定兼、藤原時房らであるが、このうち時房もまた「陽明門院殿上歌合」が歌合初出の人物であった。つまり篤子家の「侍所歌合」は、陽明門院殿上のメンバーを引き継いだものであることが推察される。篤子内親王は祖母の陽明門院の許で成長した人であり、内親王二十歳の承暦三（一〇七九）年八月、陽明門院の申請により准后となつて封邑千戸を賜っている。篤子内親王家は、庇護者である陽明門院の家政機関を受け継ぐ形のものであつて、二度の「侍所歌合」も陽明門院の後見を受けてのものであつたと考えられよう。加えて、この二度の歌合の顔ぶれの多くは、源経兼の父である経仲の歌合（注5）の参加者でもあり、経仲・経兼親子を

中心とした受領層で歌を好むグループと、陽明門院及び篤子内親王との関わりが窺われる。二度目の永保三年「侍所歌合」は、早蕨・桜・春駒・苗代・藤花・恋の六題六番、判者は若狭守藤原通宗であった。この二回の「侍所歌合」は、歌題にも内容にも特筆すべき特色や秀歌が無いが、わずかに仲実の歌には、後年『綺語抄』を編んだ人らしい巧みさや新鮮味が感じられる。

承暦四年十月堀川院中宮歌合、鵜川 仲実朝臣

玉川の瀬瀬かひのぼるかがり火にさばくたなはのかずをしりぬる（夫木・夏二、三一七三）

堀河院中宮の歌合に恋 藤原仲実朝臣

思ひかねつれなき人のはてみむとあはれ命のをしくも有るかな（玉葉・恋一、一三四六）

なお、永保三年の歌合の判者通宗は、『後拾遺集』撰者通俊の同母兄弟で、この歌合の翌年に亡くなっている。通宗には複数の娘がいたものと考えられ、令子内親王に仕えた大式や郁芳門院に仕えた大式がその女と見られる（注6）。また、「陽明門院殿上歌合」と永保三年「侍所歌合」の参加者である藤原時房は、同じ永保三年十月に伊勢で催された「斎宮媞子内親王歌合」にも参加したようであり、後には永長元（一〇九六）年三月二十二日の「権大納言家忠歌合」の歌人にもなっている（注7）。歌合に参加した受領層の中には、このように陽明門院・篤子内親王家と、白河天皇皇女媞子内親王家等との、両方に入入りした人物もいたことが知られる。

3、入内後の和歌活動

次に、入内後の篤子内親王の許で行われた和歌活動について検討する。入内後初の和歌関連の催しは、所氏の

研究には漏れているが、入内から約半年後、寛治六（一〇九二）年四月十二日である。

今明私堅固物忌也、仍閉門籠居、而頭弁送書状云、今夕於四宮御方可有和歌管絃之興、破物忌可参内由、殿下御気色者、入夜参仕、頭弁以下雲客十余人於宮御方有遊興、主上於簾中密密御覽、先有管絃事、…（中略）
頭弁出歌題、松色久緑、次各献和歌、左中将国信為読師、藏人兵部大輔通輔為講師、夜漏及半事了退出、

（『中右記』寛治六年四月十二日条）

この日物忌みで籠居していた宗忠は、参仕を促す師実の意向を伝えた頭弁（藤原季仲）の手紙をうけ、夜になつてから参上した。天皇が内密に簾中から御覧になり、管絃、朗詠の後に和歌、題は「松色久緑」であつた。この時の歌と思われるものは確認出来ないが、注目すべきは、天皇の非公式の臨席と、参加者の確保に師実が心を配っていたことである。

所氏が中宮篤子関連の和歌行事として重要視しているのが、永長元（一〇九六）年三月十一日、「花契千年」題の和歌披講である。これは、『中右記』をはじめ、諸史料に堀河天皇の御前における最初の和歌御会とされているものである。兼題による会で、序者は大江匡房、講師は右大弁源基綱、読師は中宮大夫源師忠がそれぞれ務め、廷臣は大殿師実・関白師通以下が列席、頭弁源師頼以下十六人が詠進した。又、臣下の歌の披講の後、天皇の初の御製が師実に下され、治部卿通俊がその講師をつとめた。この時の歌と思われるもので今日確認出来るのは、堀河天皇、俊忠、匡房、師実の歌の、計四首である。

おなじ御時、きさいのみやにて花契週年といへる心を、うへのをのこどもつかうまつりけるに、よませたまうける

堀河院御製

千とせまでをりてみるべきさくら花こずゑはるかにさきそめにけり (千載・賀、六一一)

嘉保三年三月廿一日、花契千年 左少将

君がよのちとせをふべきためしにて花ものどかにほふなりけり (俊忠集・四八)

中宮のえんに、花千年をちぎる有序

いはねどもいろにぞしるきさくらばな君がちとせのはるのはじめは (江帥集・二九)

永長元年中殿にて花契千年

さきそむるわかきのむめもみつれどもちとせのはるにかみさびぬべし (京極大殿御集・二八 注8)

諸史料の記述も『本朝続文粹』(巻十)に残る匡房序も、すべて題を「花契千年」とするので、『千載集』の「花契週年」は(題意はほぼ同じであるが)誤りと思われる。これとは別に、前後の時期に六条内裏や鳥羽院の許で「花契週年」題が詠まれたので紛らわしいのである。この和歌披講は、『中右記』に「出御昼御座、依召公卿参入広庇」とあり、また『京極大殿御集』にも「中殿」とあるので、清涼殿(この時は閑院内裏)で行われたと見られる。しかし、所氏が「この歌会は中宮篤子内親王によって催された可能性がある。」と述べるように、『江帥集』の「中宮のえんに」、『千載集』の「後の宮にて」は、この歌会への中宮篤子の関与を想像させるのである。ただし『中右記』には、中宮篤子が関わったり、清涼殿に中宮が昇っていたこと等を窺わせる記述は一切ない。しかし、この披講の前月二十九日の記事中には、

今日頭弁・頭中将相具雲客五六輩被尋花、被帰参内也、予不入其召、遺恨耳、但依無女房陪膳歟、雲客帰参之後、於宮御方被講歌、蔵人少納言為序者云々、 (『中右記』永長元年二月二十九日条)

とある。師頼と国信が殿上人五、六人を引き連れて花見に行き、内裏に帰参した後に、中宮の許で和歌披講を行

った、その序は蔵人少納言が務めたという。或いはこの催しと、その十二日後の「花契千年」の歌会との間に、何らかの関わりを見ることが可能であろうか。そうであるならば、この「花契千年」の御会と篤子内親王との関連を言うことが出来るが、現時点では所氏の説く篤子内親王が催した御会との解釈にはいささか無理があるのではないだろうか。また、所氏は、前掲歌の四首めの師実歌に、令子内親王家女房の撰津が返歌したように述べている（注9）が、これも誤り（注10）で、恐らく私家集大成の『師実集（断簡）』のみに拠ったために誤解したものである。

同じ永長元年には、三月二十三日に、「中宮篤子内親王侍所歌合」が催されている。この歌合の歌人は一切不明であるが、歌は二十卷本『類聚歌合』断簡に残る二首（夫木抄にも採録された「旅宿暁鶯」題）のほか、以下の歌が知られる。

嘉保三年三月堀河院中宮詩歌合、旅宿暁鶯 同（読人不知）

明けぬとていそぎ立田の山路にはうぐひすの音やせきの関守 （夫木・春二、三五七）

同 同

程とほみいそぎたつたの旅にしもあかつきかけてうぐひすの啼く（夫木・春二、三五八）

野馬夜嘶 無名

草しげみあはづの野べのたはれ駒夜はいばゆる声聞ゆなり （和歌一字・二〇九、夫木・一二九六七）

遠草漸滋堀川院中宮歌合 無名

しがふ^マべく成りもゆくかな雉なくかた野のみの荻の焼原 （和歌一字・三〇六、夫木・六一三）

向花恋友 無名

花桜匂ふ盛はかき絶えて音せぬ人ぞ恋しかりける

(和歌一字・六〇六)

同題

同

花ざくら匂ふをあかずながむればたのめぬ人ぞいとど恋しき

(和歌一字・六〇七)

雨中野草

無名

春雨のふりそめしより野べみればふか緑にも成りにけるかな

(和歌一字・二〇)

このうち、「向花恋友」以下の三首は、『歌合大成』の「副文献資料」にも掲出されていない歌である。しかし、題がこの歌合と一致し、しかも作者を「無名」とする扱いが『一字抄』における「野馬夜嘶」「遠草漸滋」題の歌と同一であることから見て、同じ歌合の詠であると判断し、煩瑣ながら全てを示した。この時の題は『類聚歌合』目録により、旅宿暁鶯、向花恋友、遠草漸滋、雨中野草、野馬長(夜)嘶、苗代、山家春暁の七題と知られるが、題が基本的に結題である。入内前の「侍所歌合」から十三年を隔てていること、「詩歌合」であったことも理由であろうが、同じ「侍所歌合」でもかなり変化が表れている。

これに次いで、承德二(一〇九八)年三月には、二日に「花合」が企画されたが延引され、翌三日に「中宮御方被献落花」とある。『長秋記』目録、承德二年三月)。これには次に示す歌が関わるのではないか。

堀河院御時、はなのちりたるをかきあつめて、おほきなるものふたに山のかたにつませ

給ひて、中宮の御方にたてまつらせ給ひたりけるを、宮の御覧じて歌よめとおほせごとあ

りければ

御匣殿

さくらばなくもかかるまでかきつめてよしののやまとけふは見るかな (金葉・春、六五)

御匣殿と呼ばれる女房は、宣旨、内侍とともに立后の際に決定されるもので、篤子家では寛治七年二月二十二日

の立后宣下の日に、故中納言藤原資綱女が任じられている。

康和元（一〇九九）年三月二十八日には、中宮方で小弓、蹴鞠、管絃、和歌の催しが行われた。この時の題は「風静花芳」である。

堀河院御時中宮御方にて風閑花香といへる事をつかうまつれる 源俊頼朝臣

木ずゑにはふくとも見えでさくら花かをるぞかぜのしるしなりける （金葉・春、五九）

この歌は『散木奇歌集』にも見えるが、次のように『和歌一字抄』にも採られ、併せて師実の歌も見える。

風静花香 同（俊頼朝臣）

梢には吹くとも見えで桜花かをるぞ風のしるしなりける （和歌一字・二三一）

同 京極大殿

心ありてのどけきかぜのけしきかなこのへ匂ふ花のあたりは （和歌一字・二三二）

この時の内裏は高陽院（承德元年八月十六日遷幸）で、ここでは次のような華麗な場面も繰り広げられた。

堀川院御時、賀陽院殿におはしましける比、中宮御方の女房たちを花してかざりたるふねに

のせさせ給ひて、あそばせ給ひけるにまゐりて、池のみぎはにさぶらふを御らんじて、俊頼

さぶらふめり、ふねよりさりぬべからんこといひかけよ、などおほせ事ありければ、みふね

よりたまはりたりける歌

君が代のはるかにほふ桜花こずゑにかけてちとせみえける （散木奇歌集・一〇一）

故源中納言おまへにさぶらひて、その岸ながらつかまつれとせめられければ、つかうまつれる

家ママばげに花のみふねと見えつるは君がちとせをつめるなりけり （散木奇歌集・一〇二）

高陽院は摂関家養女となった篤子内親王が里第とし、立后宣下を受けた場所でもある。頼通による最初の高陽院は、広い池と建物を池に突き出させた構造で、「海竜王の家」のようだと『栄花物語』は描写するが、この『散木奇歌集』に見える第四次高陽院も、概ね初期の特色を伝えるものであったと思われる。天皇は、その広い池に花で飾った舟を浮かべ、そこに中宮方女房らに乗せて管絃を楽しんだのであった。

さて、中宮御方における和歌では、天皇が中宮の許に渡御し、廷臣らに詠ませた歌を披講する例も目に付く。次の「閏五月郭公（時鳥）」の和歌は康和四（一一〇二）年閏五月十日の催しであった。

堀河院御時、きさいの宮にて、潤五月郭公といへる心をよみ侍りける 権中納言俊忠

さみやみふたむら山のほととぎす嶺つづきなくこゑをきくかな （千載・夏、一九三五 俊忠集・一一）

堀河院御時、きさいの宮にて、潤五月時鳥といふ心を、をのこどもつかうまつりけるに 権中納言国信
ほととぎす五月みな月わきかねてやすらふ声ぞ空にきこゆる （新古今・夏、二四八）

堀河院御時、きさいの宮にて、潤五月郭公といふ心をよみ侍りける 権中納言師時

雲ちよりかへりもやらずほととぎす猶さみだるるそらのけしきに （新勅撰・夏、一七八）

俊頼朝臣

やよや又きなけみそらのほととぎすさ月だにこそをちかへりつれ （新勅撰・夏、一七九、散木・三〇三）

これらの歌の作者は、俊忠、国信、師時、俊頼と、いずれも堀河院歌壇を代表する一流歌人たちである。詞書からは中宮の歌会のようにもとれるが、『俊忠集』（一一番詞書）は「中宮の御方にわたらせ給ひて、閏五月の郭公といふことをかうぜられしに」と、事情を正確に記している。有名な「堀河院艶書合」もこれと同月の二日（前番）七日（後番）の催しであった。

次いで、天皇は高陽院内裏から新造内裏に遷り、この内裏期に前齋院の令子内親王が弘徽殿に住むようになる。また、この間に焼失した堀河院の再建が進められ、長治元（一一〇四）年四月月十一日、中宮篤子が新造の堀河院に入った。その時の歌として、俊実、顕季、俊頼の歌が残っている。

堀河院御時中宮はじめてわたりおはします時、松契遐年といへる事をよめる 大納言俊実
みづのおもにまつのしづえのひちぬればちとせはいけのころなりけり （金葉・冬、三〇七）

中宮のほりかはの院つくりて渡りたまうて、うたありしに、松契遐年

よろづよのまつのしげれるやどなればちとせのみとはおもはざらん （六条修理大夫集・九二）

堀川院御時中宮はじめて堀河の内裏にまゐらせ給ひて、松契遐年といへる事をよませ給ひけるによめる
雲のゐる松のうは葉の木だかさに空にも君がほどはしらるる （散木奇歌集・六九三）

この後篤子は再び内裏に入るが、同年十二月五日、天皇が堀河院に遷幸し、中宮も同日行啓した。翌年閏二月、堀河院で行われたのが、いわゆる「花合」で、『中右記』（閏二月二十三日、二十四日条）及び『古今著聞集』（巻十九）に詳細な記述がある。中宮の女房を左右に方分けして、桜花を折って来させて優劣を競う「花合」が行われた後に、廷臣らが和歌を詠み、中宮権大夫藤原為隆が講師となつて披講されたのである。その場には忠実も伺候していた。

堀河院御時、きさいの宮の御方にて、かたをわけて花ををりてつかはして、
御前のいづみにたてならべて、歌よませ給ひけるによめる

吹く風をいとひてのみもすぐすかな花見ぬ年の春しなれば

（散木奇歌集・一四〇 続千載・春下、一一五）

又、人にかはりて

九重にうつさざりせば山桜ひとりやこけのうへにちらまし (散木奇歌集・一四一 万代・春下、三六八)

長治二年閏二月中宮花合のうた 民部卿忠教

たれもみなかけてもいふなはるのうちはちるてふことをはなにきかせじ (万代・春下、二九四)

長治二年閏二月中宮花合により侍りける 権中納言国信

手折りもて宿にぞかざす桜花梢は風のうしろめたさに (新千載・春下、一二三)

この他に読み人知らず歌が『新千載集』(慶賀・二三一一)と『新拾遺集』(春下・一五四)に見えるが割愛した。また、俊頼が代作した「九重に」は宗忠の歌として出されたことが、『万代集』及び『玉葉集』によって知られる。

また、この時代は御願寺造営が盛んであったが、中宮篤子も中宮亮源高実(撰関家家司)に命じて法成寺敷地内に御堂を建立させた。高実は堂の棟上げが終わった翌年に急逝したが、阿波守邦忠らによって造営が続けられたようで、嘉承元(一一〇六)年七月には御門の上棟、翌年五月には天皇がこの京極御堂の仏壇、高欄、柱等を御覧になった。その頃の歌と思われるのが、次の「松久緑」題の歌である。

堀川院御時、中宮近衛御堂にわたらせ給て松久緑といふことを講ぜられ侍りけるに 俊頼朝臣

松かげのうつれる宿の池なれば水のみどりも千代やすむべき (玉葉・賀、一〇五〇 散木奇歌集・六九八)
更にこの御堂の八重桜に関わる歌が『散木奇歌集』には数首ある。例えば、

中宮の御堂の八重桜ををりて、修理大夫顕季のもとにつかはすとて

ぬひもなくやへかさなれる花みれば春も木末にきくは咲きけり (散木奇歌集・七八)

返し

修理大夫

きくといへどやへやはさかぬ桜花をりたがへても思ひけるかな (同・七九)

があるが、俊頼、仲実らは桜だけでなく他の季節でも御堂に集って歌を詠んでいる。堀河院歌壇の歌人たちには、この御堂は親しみ深い場所であったようだ。

中宮篤子家の和歌としては、この他、嘉承二(一一〇七)年春に歌合があつたらしい。「董」「躑躅」を詠んだ二首が知られており、二首とも地名をも詠み込んでいるが、他に歌がなく、歌合の実態は掴めない。

嘉承二年きさいのみやの歌合に、すみれをよめる 源顕国

道とほみいる野の原のつぼすみれ春のかたみにつみてかへらん (千載・春下、一一〇)

堀川の院の御時のきさいの宮のうたあはせに、つつじをよみ侍りける 権中納言としただ
かすみたつ二村山のいはつつじたがおりそめしからにしきぞも

(秋風・春下、一二六 夫木・春六、二二一八)

最後に、所氏が篤子内親王自身の歌として示した三首を検討しておく。一首めは次の歌である(論文では歌集名に脱字があるようで、「古今集」になっている)。

はなみにまかりける人に 堀河院中宮

さきだつるころをしらでさくらばなたづねぬ人になりやしぬらん (続古今・春下、一二七)

この歌は『大弑集』に次のような贈答で見える。

中宮のだいばんどころより

さきだつる心をしらでさくらばなたづねぬ人になりやしぬらん (大弑集・二八)

御返し

心こそさきにたつとも山ざくらいとかばかりのにはひをばみじ (大弐集・二九)

『続古今集』の詞書では篤子内親王の歌と受け取れるが、『大弐集』が「中宮の台盤所より」と記すことから見て、女房の歌と思われる。大弐は堀河天皇の姉・令子内親王に仕えていた。歌の詠作時期ははっきりしないが、令子内親王は齋院を退下後、康和四年十一月に内裏に移り、弘徽殿を御所とした。『中右記』『殿曆』等によれば、その後令子内親王は度々篤子内親王とともに、祭の試楽等の催しを見物したりしている。二人ともに撰関家の養女の立場にあつて、堀河天皇が大切にした後と姉君の関係でもあつたから、女房同士も親しく交際したことであろう。二首めは「堀河中宮」の歌。

黒戸のまへに菊をうゑられたりけるを 堀河中宮

さきぬればよそこにこそみれ菊の花天つ雲ゐの星にまがへて (新拾遺・秋下、五一九)

これは円融天皇皇后で堀河中宮と称された媼子の歌と考えるべきである。「黒戸の前に菊を植え」た話は、『高遠集』(六五・六六番詞書)に見えている。三首めは、中宮女房で歌人として知られる上総との贈答歌。

上総おやのおもひにて、やよひのころ、こもりゐて侍りけるにつかはしける 堀中院中宮

すみぞめのそでのなみだとちるはなといかでか人のしばしとむらん (万代・雑五、三五二九)

御返し 上総

ちりのこるはなはあれどもやまざとにとまらぬものはなみだなりけり (万代・雑五、三五三〇)

親の喪に服している女房に、主が自ら歌を詠んで贈ることは考えられる。従つて、篤子内親王の歌と考えて問題がないのは、この「墨染めの」の歌だけであろう。

中宮篤子内親王家の和歌活動は、初め庇護者であった陽明門院の關係者を引き継ぐ形で、仲実を中心とした「侍所歌合」として始まった。女房と家司の男たちの歌合ではないのは、その頃の宮家の歌合が、基本的に女房等の歌合であった齋院・祿子内親王家歌合や、『為仲集』等に見える四条宮寛子の「侍所」の男たちの歌会のような形が一般的であったためであろう。篤子が入内した頃に行われた歌合は、「郁芳門院根合」「同前裁合」「高陽院七番歌合」「堀河院艶書合」など、男女の歌を番わせることも多くなっていたが、中宮篤子家の和歌行事は、撰閲家が積極的に後援しており、また天皇がリードする形も少なくなかったためか、歌合も歌会も、廷臣と女房が交じた形のものは見あたらな。基本的に、篤子内親王入内後の和歌行事は、俊忠、国信、俊頼といった堀河歌壇の代表歌人たちの歌の場であった。その点で、同時代の郁芳門院媞子、皇后宮令子、土御門齋院禎子の、白河院皇女たちの場合とは大きく異なっている。

こうした篤子家の和歌活動について、塚谷多貴子氏は、歌人仲実がほぼ生涯を篤子内親王に仕えたことと結びあわせて、「堀河院歌壇を回顧するものは、中宮篤子家とともに皇后宮にもその場を求めていたのであったが、中宮篤子家は歌人仲実を得て、永久百首という、より中世的和歌世界を残存させ得たが、皇后宮にはすでに国信なく、皇后宮その人は歌人ではなかったし指導者たり得る歴史的基盤も後見家も失われていたために、堀河院歌壇の継承、完成は求め得べくもなかった」と述べている。こうした評価は、篤子内親王や令子内親王自身に歌壇や文化を指導する意識があった場合には当てはまるかもしれないが、この時代の内親王たちは、政治体制の変容の中で、何かしらの「役割」を負わされた存在とすべきであつて、篤子家にしても、令子家にしても、後見者の政治的・文化的な指導力や目的意識がそれぞれの歌の場に如実に反映しているものである以上、その優劣を言うようなことはなじまないのではないだろうか。

注1、『齋王和歌文学の史的研究』（一九八九年 国書刊行会）所収

注2、「ただ四宮を―篤子内親王」（『内親王ものがたり』二〇〇三年 岩波書店）

注3、「篤子内親王論 二つの家を生きた女性」（服藤早苗編『女と子どもの王朝史―後宮・儀礼・縁』二〇〇七年 森話社）

注4、「泉屋博古館蔵手鑑 付、堀河院中宮歌合考」（『泉屋博古館紀要』第二十二卷 二〇〇七年三月）

注5、源経仲は三度歌合を催しているが、二度目の歌合である「二二一 永保二年前出雲守経仲歌合」（萩谷朴『平安朝歌合大成』三 所収）の顔ぶれが、篤子内親王侍所歌合のそれと多く重なっている。

注6、第二章第二節参照。また、「二二五 応徳三年三月十九日故若狭守通宗女子達歌合」（萩谷朴『平安朝歌合大成』三 所収）参照。

注7、本章第三節及び「二二四 永保三年十月斎宮媞子内親王歌合」（萩谷朴『平安朝歌合大成』三 所収）参照。

注8、冷泉家時雨亭叢書七〇『承空本私家集』所収の『京極大殿御集』による。原文は漢字とカタカナであるが、ここでは平仮名に直した。

注9、所京子「入内斎院篤子の事績」（注1既出）

注10、冷泉家蔵『京極大殿御集』により知られる。本章第一節、特に末尾の同集翻刻を参照。

第三節 郁芳門院媞子内親王と内親王家の和歌活動

1、媞子内親王の生涯（概略）

郁芳門院媞子内親王は、白河院鍾愛の皇女として、堀河天皇時代の前半期において最も華やいだ存在であったと言つてよい。内親王は、承保三（一〇七六）年四月五日（注1）、白河天皇の第一皇女として、中宮賢子腹に誕生した。天皇と賢子の間には、既に敦文親王が生まれており、媞子は中宮の第二子である。さて、媞子内親王の閼歴は、崩御の日の『中右記』の記事に詳しい。

女院者諱媞子、太上皇第一最愛之女、今上同産妹也、母故中宮賢子、承保三年四月五日庚寅生、後為内親王、承暦二年三月十六日、勅准三宮、賜年官・年爵・千戸封、同八月二日、卜定伊勢齋王、同十九日、告太神宮、
…（以下、後掲）
（『中右記』永長元年八月七日条より）

『栄花物語』では誕生と幼い頃の様子を次のように描写している。

かくて、中宮には、このたびは女宮にておはします。めづらしきさまにおはしませば、いとうれしと、殿の上も思しめず。男にてうちつづきおはしますもめでたし。またかくさまさまにておはしますもめでたくなんありける。心苦しき方添ひて、うつくしういみじと思ひまうさせたまへり。御乳母は、宇治の大納言の女、頼国が女の腹におはしける、宰相の乳母と聞こゆ。また四条の中納言の女、伯耆の乳母といふ人な

り。若宮ものいとよく仰せられて、姫宮を挑みまうさせたまふ。さまさまにうつくしうめでたき御有様なり。
(卷三十九 布引の滝 引用は新編日本古典文学全集『栄花物語3』による)

しかし、媯子内親王に可愛いらしくちよつかいを出していたという敦文親王は、翌年(承暦元年)の麻疹の大流行の際に罹患し、九月六日に四歳で亡くなった。その翌年、承暦二(一〇七八)年、三月に准三宮となつていた媯子内親王が、八月に数え三歳で齋宮に卜定され、『栄花物語』には母中宮がひどく嘆き悲しんだことが記される。

内には、姫宮また日ごろにこよなくおよびさせたまひにけりと、うつくしく見たてまつらせたまふ。いみじう慕ひ、あはれになつしき御心ぞおはしましける。齋宮にゐさせたまふべき定め出で来たるを、中宮は二所おはしましをだに、あはれにおろかに思しめすべきにもあらず、まして、この宮を、さはよそに見なしたてまつらせたまひてむことをいみじう思しめし嘆かせたまふ。
(同右)

この『栄花』の記述では、中宮が敦文親王を失った後に残ったもう一人を遠くに遣ることを悲しんだように受け取れるが、実際には齋宮卜定よりも前、この承暦二年の五月には、賢子腹の第三子・令子内親王が生まれていた。とは言え、中宮が幼い媯子内親王を手元から離すことを非常に嘆いたことは、翌年の野宮入りの後に中宮の野宮への行啓があつた(『帥記』承暦四年閏八月二十六日条等)ことから見て、事実であつたろう。

『中右記』の前掲記事は、齋宮卜定後の媯子内親王の動向を次のように記録している。

三年九月八日、禊東河入野宮、四年九月十五日、参向、天皇大極殿、在伊勢国間每有御禊、殿上・地下人々多依勅参仕、応徳元年九月廿二日、依母后崩退齋宮、十一月十三日、奉使依母喪退齋宮由有其詔、十二月四日、帰京、

(『中右記』前掲条続き)

野宮入りは承暦三(一〇七九)年九月で、これは弟・善仁親王が誕生(七月九日)した二ヶ月後であつた。翌四

年九月、群行。それ以前、中宮賢子の野宮行啓が一度ならずあつたようである。また、齋宮が参内して天皇に別れの対面を行い、その際に天皇から櫛を贈られる儀式は、大極殿において行われ、群行には多くの上達部や殿上人が参加した。

今度群行、除長奉送使之外、参勢多上達部、左右大将、左大将翌日被参、别当、右兵衛督等也、参伊勢上達部、左衛門督、源宰相中将等也、行事弁伊家、外右中弁通俊参入歟、凡殿上人諸大夫不可勝計云々

(『帥記』承暦四年九月十五日条)

伊勢に在る間にも、勅命で殿上人を含む多くの人々が「御禊」に参仕したと『中右記』は述べるが、この場合の「御禊」とは齋宮が御所を出て神宮に参拝する折の指すのであろうか。『金葉集』等には、「右大臣北方」すなわち顕房室の隆子がこの頃伊勢に下り、その折に詠んだ歌が見えているので、廷臣たちばかりでなく、内親王を心配する血縁の女性達も伊勢に赴いたことが知られる。下向から四年を経た応徳元(一〇八四)年九月、母賢子が俄に崩じ、内親王は服喪のため齋宮を退下、同年十二月に帰京した。この時内親王は九歳であつた。

媿子が帰京した翌年、応徳二(一〇八五)年十一月に、今度は東宮実仁親王(後三条天皇第二皇子)が麻疹で薨去。その一年後の応徳三(一〇八六)年十一月二十六日、天皇は善仁親王を東宮に立てて即日讓位した。所謂「白河院政」の始まりである。

院の御有様、かくてしも、御心にまかせさせたまひて、所どころ御覧じ、御物詣でなど、やすらかにめでたき御有様なり。…(中略)…前齋宮上らせたまへれば、殿にも同じ御ごと思ひかしづき申させたまふ。

院に入らせたまひて、院にのみおはす。もてかしづきたてまつらせたまふことかぎりなし。故宮の御事を思しめし忘れさせたまふ世もなく、この宮の御方にのみ渡らせたまひて、あはれに昔をのみ思し出でさ

せたまひて、一所におはしまし、いとたぐひなくあはれなる御心なり。

〔『栄花物語』卷四十 紫野 引用は同前〕

『栄花』が語るとおり、帰京後の媞子内親王は、父院と共に新造の六条殿に住み、白河や鳥羽殿への院御幸の際にもほとんど行動を共にしていた。院鍾愛の皇女は当然ながら人々の注目を集め、内親王の許には院の歎心を得ようとする人々が集まるのであったが、それを更に決定づけたのが、堀河天皇の准母として立后され、更に院号宣下されたことであつた。

寛治五年正月廿二日、立為中宮、依今上母儀、用延喜七年（寛平九年カ）藤原温子中宮例也、年十六、於大炊殿三个日有饗饌、

同七年正月十九日、為郁芳門院、院司・殿上後日定之、毎年給、受領一人、于時御六条殿、

〔『中右記』前掲つづき〕

寛治五（一〇九一）年、数え十三歳の天皇の准母として、十六歳の姉宮が中宮に立てられたのであつた。これは、この年十一月に篤子内親王（白河院の同母妹）が女御として堀河天皇に入内したことから見ても、必要のない母代であり后であつた。その点から見て、鍾愛の娘に女性として最高の地位を与えたいという白河院の思いに沿つたものであつたことが窺われる。二年後には女御篤子を中宮に立てるに先立って、媞子内親王を女院に格上げした。この寛治七（一〇九三）年の五月五日には、白河院が事実上の主催者として「郁芳門院根合」が催されており、二年後の嘉保二（一〇九五）年八月には「郁芳門院前裁合」も催されている。

しかし、嘉保三（永長元）年八月七日、媞子内親王は二十一歳で世を去つた。

嘉保三年八月七日、寅時許俄崩于六条殿寢殿、年廿一、從去月廿二日御身、有温氣、兼又令邪邪氣給也、伝聞、進退美麗、風容甚盛、性本寛仁、接

心好施、因之上皇殊他子也、天下威權只在此人、而七八年来每春令劳邪氣、仏神祈請遂年無止、今当斯時已令崩給、生死無常誠如春夢歟、仰天伏地歎而有余、上皇此後御神心迷乱、不知東西給云々、吁嗟哀哉、…（以

下略)

(『中右記』前掲つづき)

帰京後の媞子内親王はあまり健康に恵まれなかったようである。その举措・容姿が美しく、大らかに優しい人柄ゆえに父院に愛された、と『中右記』は述べているが、そもそも白河院にとって媞子は、故賢子と共に愛しんでいた長女であり、それを幼くして伊勢へ下向させたのであったから、他所で大事に養育されて睦み馴らすことのない妹娘たち(女御道子腹の善子と中宮賢子腹の令子・禎子)とは異なり、父として愛情を掻き立てられる存在であったのだと考えられる。それだけに媞子を失った白河院の悲しみは深かった。

『今鏡』は次のように述べる。

永長元年八月七日、崩れさせ給ひにき。その年、大田楽とて、都にも路にも避りあへず、神の社々、この事ひまなかりけるを、この御ことあるべくてなど世に申しける。この御事、白河院嘆かせ給ふなどもおろかなり。これによりて、御髪剃^{おろ}させ給へり。あさましなども申すもおろかなり。…(中略)…六条院の御堂建てさせ給ひて、昔おはしまししやうに、女房、侍など変らぬさまにいまだ置かれ侍なり。御悲しみ昔も類あれど、かかる事侍らず。御莊御封など、世におはしますやうにし置かせ給へれば、末々の帝の御時にも改めさせ給ふことなくとこそ、きこえさせ給ふめれ。

『今鏡』村上の源氏第七 根合。 引用は海野泰男『今鏡全釈 上下』による)

白河院は郁芳門院崩御の二日後(八月九日)に出家し、東北院に移ったが、悲嘆の余りであろうか、病惱で同十五日には備前守藤原国明邸に渡御している(『中右記』)。郁芳門院の葬礼は十六日に行われ、船岡山の北で火葬された後、醍醐寺の円光院に納められた(『中右記』)。円光院は応徳二(一〇八五)年に建立された故中宮賢子の御願であった。円光院焼失後、現在は上醍醐陵となっている。また、白河院が郁芳門院御所であった六条殿を

堂としたこと、女房等がそこに居残っていたことは、次に示す『中右記』記事等に見えるほか、『行宗集』などの私家集に見える贈答歌によっても知られる。

今夕向治部卿亭、通、明月之清談及深更、被語云、故女院御所六条殿已被御堂、御封如故、且充仏聖燈油、且男女衣糧之由、依法皇仰一日已進奏狀、我所作者、随又被下宣旨了、仍定供僧員數、可被行法華三昧并阿弥陀護摩者、無頼之男女房只如御平生時朝夕可祇候者、誠是善事也、其後談他公事、曉天歸家、

(『中右記』承德元年八月十一日条)

媞子内親王の斎宮退下後のありようは、天皇の姉妹が准母となって立后し、更に院号を被り、多くの莊園等がその後も天皇家に伝領された点で、院政期の同様の女院と女院領の嚆矢となったのであった。

2、媞子内親王家の和歌活動―『郁芳門院安芸集』を中心に―

媞子内親王家の和歌活動を伝える主たる資料としては、『郁芳門院安芸集』とよばれる家集と、二十卷本『類聚歌合』に遺る「郁芳門院根合」(寛治七年五月五日 注2)及び「郁芳門院前裁合」(嘉保二年八月二十八日)がある。このうち歌合については、『歌合大成』に萩谷朴氏の詳細な考証もあり、ここでは日常の媞子内親王家や内輪の歌会などの様子を伝える『郁芳門院安芸集』(以下『安芸集』と略称)を中心に考察する。この集の作者安芸は、森本元子氏の先行研究等により、安芸守藤原忠俊女で康資王母の孫、康資王母の養女となった人物と見られている(注3)。『安芸集』は自撰と思われ、かつては宮内庁書陵部に二本(但し内容・歌数はほぼ同一)が存するだけであったが、近年、書陵部本は二本共に冷泉家蔵本を親本とすることがそれぞれ判明した(注4)。

本稿では、歌の掲出は為家筆本『安芸郁芳門院』（注5）の本文に従い、詞書に読点を付して読みやすくした。この集は全六十四首で、「前半部には四季の部類意識が認められ」るものの「雑纂的」（注6）である。ただ、歌合の歌や内親王家の歌会を思わせる歌等、「晴の歌」と公的傾向を持つ歌は前半部に多く見え、後半部には私的な贈答が目立つ。

まず、『安芸集』の題詠歌（題詠であることが明瞭な歌のみ）や「人々に詠ませた」とある歌を検討してみる。

花をゝしみてこすゑにむかふ、といふたいを

庭のはなおなしこすゑに吹かへせちらすのみやはこゝろなるへき
（安芸集・七）

うのはなつきにゝたりといふたい、人くよみし

かきねやは山のはならむうのはなのさきいてしより月とみゆらん
（同・一〇）

この二首の結題の歌は、春・夏の歌であるからことから集の初めのほうにあると見られる。一〇番歌の「卯花似月」は永長元（一〇九六）年五月三日の「佐兵衛佐師時歌合」の題と同じであるが、その歌合の折の二首（二〇・二一番）とは離れて置かれているので、別の機会の歌であったのだろうか。ただ「人々詠みし」という表現は、題のみを示す場合（七番・三六番等）や、「よませ給ひし」（二二番詞書）等とはいささか異なり、内親王家外で人々が歌を詠んだ折を指す可能性がある。結題の歌には、以上二首のほか、「佐兵衛佐師時歌合」の歌を除いて、以下の五首がある。

たひのやとりにあきゝたりといふ題

なれきつるせみのはころも風すゝしくさのまくらに秋そたつらし
（同・三六）

人にかはりて

草まくらさらてもたひはねられぬにはつ秋風そおとろかすぬヌ (同・三七)

あかつきにのそみて露しけしといふたい

ありしよの秋よりほさぬそてのうへにあかつき露のをきそふるかな (同・三八)

月日をかこつといふたい

こゝろにはひるをまつとしなきものをひかりをかへてゝらすつきかけ (同・四〇)

よるの千鳥といふたい、人くによませさせ給しに

人しれぬこゝろしもやはかよふらんふゆのねさめのともちとりなく (同・五三)

があり、秋・冬の歌で、集の半ばと後半にある。このうち五三番歌は、詞書に「人々に詠ませさせ給ひし」とあるので、安芸らが誰かに題詠を命じられた折の歌と知られる。結び題の歌が全てそのような下命による詠作とは限らないが、これらの題詠からは媞子内親王家で行われた歌会等が考えられる。ただ、三八番以降の歌は、秋・冬の歌として後半にあるというだけではなく、三八番歌に「ありしよの秋より干さぬ袖」、即ち女院崩御の秋から乾くことのない袖と詠まれていることから見て、郁芳門院崩御後の歌の可能性がある。『安芸集』で、女院崩御後の歌であると知られるものは、一六番〜一九番の「堀河院艶書合」(康和四年閏五月)の歌や、三二番歌(六条院の前栽を眺めて「袂の露や同じ秋なる」と詠む)、四一番歌(祭の棧敷から戻る際に卯花を見て「闇なれど」「月のかたみに見るべかりけり」と詠む)があり、五〇番歌(夏のうちの立秋を詠み「いつしか音にもなきやそむらん」)も崩御を意識した歌と思われる。これらの中では「堀河院艶書合」の歌だけが前半部にあるが、これは恐らくは歌の公的性格のためであって、女院崩御後の詠作と見られるものは基本的には集後半にあると言うことができる。そのように見ると、五三番歌「夜の千鳥」題で詠作を命じている人物は、女院ではなく白河院であ

るとも考えられる。

当然ながら、女房等が詠作を命じられているのは、結題の歌ばかりではない。

庚申の夜のたい、くひな

まきのとをし^みてもたゝくくひな哉つきのひかりのさすをみるく (同・一一)

おなし題、ふたりしてよめ、とおほせられしかは

あまのともたゝくくひなやきこゆらんいそきそあくるなつのしのゝめ (同・一二)

とはとのにて、野のはなをおもひくによませ給しに

えたゝわみこはきか露のみだれ落てたまをしけりとみゆる宮きの (同・二二)

よひのつれくゝに、所々名ともをよまれし中に、きりふのをか

たちこむるきりふのをかのもみち葉の色をはかせのつてにてそみる (同・二四)

庚申の夜に水鶏を詠んだ一一・一二番歌は夏の庚申であったのであろう。二二番歌は女院が秋に鳥羽殿へ行啓した折のものであろうか。媞子内親王は父白河院と行動を共にして、鳥羽殿へは何度も赴いている。鳥羽殿は応徳三(一〇八六)年に白河天皇讓位後の後院として献じられたのが始まりとされ、白河院の初の鳥羽御幸は寛治元(一〇八七)年春と言われる(『百練抄』寛治元年二月五日条)。『中右記』の同年七月の記事中には、早くも、

三日、齋宮始為対面院遷御鳥羽殿、

十日、於鳥羽殿有前栽堀道遥事、

十三日、院・齋宮令帰落御、

と見え、更に十月には院・齋宮・姫宮(令子内親王)が鳥羽殿で対面している。以後、『中右記』でざっと拾っ

ただけでも、

寛治五(一〇九二)年十月九日、

翌六年八月十一日(還御は二十八日)、

同年十月二十五日(還御は十一月十三日)、

嘉保元(一〇九四)年七月十六日(還御は九月三日)、

同二年七月五日(還御は同月九日)、

同年八月十日(二十八日に「前裁合」があり、還御は翌日か)、

同年十月十八日(還御は二十三日)、

永長元年二月二十七日(三月一日に鳥羽殿で船上の和歌管絃御会あり、同月九日還御)、

同年五月十五日(還御は二十四日)、

と、春・夏・秋・冬、とりわけ秋から冬にかけて、院が媞子内親王を伴って鳥羽殿へ赴くことは少なくなかったのである。従つて二二番歌の詠作年次は特定し難い。ただ、これらの歌はみな前半部に置かれており、女院崩御後を思わせる要素も無い。これらの事から、一一番・一二番・二二番、二四番の四首は、郁芳門院生前の詠作であろう。このうち庚申の夜の歌は『撰津集』に見る同時期の令子内親王家の和歌に、「所の名」を詠む歌は『肥後集』に見る師実家女房らの歌に、それぞれ似通っている。

このように、媞子内親王の許では、御所六条院や鳥羽殿等で、女房らが、時には廷臣らも交えて、歌を詠む機会が度々あり、それには歌合同様に父院が関わっていることも考えられる。廷臣歌人の歌で媞子内親王家(郁芳門院)における詠作と見られるものには、

六条院にて、落花入簾といふ題をよませ給ひしに

さくらばなこすのまとほりちるからにちりさへけふはらははでぞ見る (六条修理大夫集・三〇)

六条院とばにおはしまししに、ほのぼのとあくるほどに、女房たち、いづみどののあさがほ

みに、ふねにのりておはせしに、おひてたてまつりし

おぼつかはなのあさがほいかならむつゆのおきうきけしきなりとや (行宗集・二五)

かへし

おもひやれきりのまがきにかくろへてつゆうちとけぬはなのあさがほ (同・二六)

鳥羽殿にて、月のあかりしをり、郁芳門院女房のなかにたてまつりし

あまのはらおなじそらく月かげのあきしもいかでてりまさるらん (同・七〇)

かへし
みくしげどの

そよやげにいそふ月はなけれどもひかりことなる秋のそらかな (同・七一)

六条院にて、月のあかきよ、女房たちあそびしに

あまのはらよこぎるくもにはらはれて月のかがみぞあかくなりゆく (同・七六)

がある。顕季の集に見える「落花入簾」題は、同時代では他に見えず、詠作の時期も不明である。しかし『安芸集』七番歌の「花を惜しみて梢に向かふ」と内容が類似しており、或いは同時詠の可能性もあろうか。『行宗集』の歌では、二五・二六番と七〇・七一番の二組の贈答歌が、媿子内親王が鳥羽殿へ赴いた折の歌と見られること、及び歌の季節から見て、詠作年次をある程度絞ることが可能である。二五番詞書に見える泉殿は寛治六年頃に完成したと見られる(『中右記』寛治六年二月十七日及び四月十五日条)から、それ以降の鳥羽殿への行啓で、朝

顔の見られる時期のそれは、寛治六年八月と嘉保元年七月、嘉保二年七月、同年八月のいずれかであろう。七〇・七一番の贈答も、中秋の頃かと考え、また「郁芳門院」という呼称を重要視すると、嘉保元年七月又は嘉保二年八月の行啓時の可能性が高くなる。行宗は永保元（一〇八一）年から右兵衛佐を務め、寛治八年に従四位下に昇叙されて院の昇殿を許されたが、以後長く散位であった。「前裁合」には歌人として参加しており、また顕季と懇意であったので、顕季と共に六条院や鳥羽殿に伺候したものであろう。『行宗集』には郁芳門院崩御後の歌も見え、行宗と女院家との関係の深さが推察される。

郁芳門院かくれさせたまひて、つぎのとしのあき、おまへのつぼのはぎを見て

はぎがはなおなじにほひにさきにけりうかりしあきのつゆもさながら
（行宗集・六五）

かへし

堀河殿

みるたびにつゆけさまさるはぎが花をりしりがほになににほふらん
（同・六六）

これらの事例により、歌合とは別に、顕季や行宗らの歌人が内親王の許に出入りしており、彼らをも交えた歌の場があったものと考えられる。同時期の令子内親王家の歌を伝える『撰津集』『大式集』には、同じ題詠でも結題の歌は少ない。『安芸集』に見る媞子内親王家では結題が多いように見えるのは、出入りした廷臣らの顔ぶれの違いや白河院の関与の有無が影響しているのであろうか。

以上、『安芸集』の題詠歌を中心に見て来たが、次に二度の歌合についても簡単な考察を加えたい。まず寛治七年五月五日の「郁芳門院根合」であるが、『安芸集』ではなぜかこの歌合の歌が一見それとは気付かれにくい形で末尾近くに見える。

女院の女房のいはひ

よろづよを君にゆづらむためとてやこけむすいはにまつもおひけん
(安芸集・六三)

これは「根合」では、四番祝の右歌として宗通(頭中将)の歌と番わされ、持となつてゐる。この歌は郁芳門院崩御後の歌や私的生活を窺わせる歌が並んだ後に末尾から二首めとしてあり(末尾は述懐歌)、艶書合の歌とは扱いがだいぶ異なる。これは後述するように「前裁合」の場合にも、当日の「女郎花」詠が集には見えないことも通じる点があるようでもあり、『安芸集』が「草稿段階」(注7)のものであつたからなのか、それとも意図的なものか、現時点では不明である。さて、この「根合」は女院御所六条院で行われ、歌人や方人の顔ぶれは廷臣らと女院女房及び院の女房、それに内裏女房(周防内侍と内美濃)・中宮篤子家女房(宮美濃と宮備前)であり、齋院令子内親王家女房の摂津も参加(二十巻本に従えば師頼の代作をしたことになるが、『中右記』では歌人のように記されている)している(注8)。廷臣らは判者頭房(右大臣)を初め、内大臣師通(左念人)、権大納言雅実(左念人・左右清書)、中納言中将忠実(左念人)、民部卿経信(左方人)、右衛門督公実(右念人)らが名を連ね、歌人としては右大弁通俊(左)、他に右兵衛督雅俊・宰相中将経実・左少将忠教、頭中将宗通と、当時の主たる廷臣のうち多くが参加している。白河院は中央の間の御簾内で御覧、殿下(師実)はそこから出た所に伺候していたから、関白以下が勢揃いしていたわけである。これは無論、後見者としての白河院の存在あつてのことである。

この二年後に鳥羽殿で行われた「前裁合」は、二十巻本の記録が一部しか遺っていない(「萩」「女郎花」「薄」の各一番ずつ)が、勅撰・私撰集や私家集、及び『袋草紙』等の他文献で一部の歌が補われる。他資料からは「菊」「萩」題があつたことが確かめられ、各二番計十番の歌合であつた。『中右記』には、歌の記録はないが、方人等の詳細な記録があつて、参加者の顔ぶれがわかる。それによれば左方は公卿が右衛門督公実、権中納言基忠(左

方頭)、権中納言匡房、他に家司・受領層の藤原家道、高階為章、藤原隆時、藤原経忠等十五人。右方公卿は右兵衛督俊実、治部卿通俊、宰相中将宗通(右方頭)、これに家司・受領層が源高実、源能俊、藤原家範、藤原長実ら十五人。この他に蔵人所衆と武者所衆及び随身方も方人として左右に分けられ、名を連ねている。更に方人とは別に、「依仰当座相分」、大殿(師実)・関白(師通)・左大将(忠実)が左方に、左大臣(俊房)・中宮大夫(師忠)・民部卿(俊明)が右方に伺候した。同じく方人ではないが白河院に召されて当日に参上した宗忠と、師実に扈從してきた忠教・顕実は、「俄有仰」、宗忠と忠教が左方念人、顕実が右方念人とされた。歌人は、二十卷本断簡から郁芳門院女房の大式と安芸、それに公実・家道(顕綱男、左)・行宗(右)が知られ、通俊、顕季、周防内侍、神祇伯教輔王(小一条院孫)、藤原顕綱らが他資料により知られる。但し、『六条修理大夫集』によれば、顕季は二男家保(越前守、左)と長男長実(因幡守、右)のために代作しており(注9)、藤原顕綱も子家道(家通とも書く)のために代作したと思われる。従って歌合の場で歌を出したのは、女房(周防内侍・大式・安芸)らと行宗・家道・家保・長実らであったと思われる。この歌合も、白河院の意向により、当日参上の宗忠らを含めて公卿等が集められたものと推察され、師実・師通・忠実の撰関家三代が顔を揃えているなど、「根合」の時と同様である。ただ「根合」の場合に比して、「前裁合」は方人らの顔ぶれに廷臣らの数が減り、院近臣と院司や撰関家司らの数が多くなっている。これは鳥羽殿という開催場所とも関係するであろうが、「成功」を通じて院の周辺に集う人々がその存在感を強めた催しになっている感がある。なお、『安芸集』に「前裁合に後番のすすきを」(二三番詞書)とある事などから、「後番歌合」もあったと考えられている(注10)が、白河院は「前裁合」の翌日に六条院へ還御しており、後番歌合については不明な点が多い。『安芸集』に二十八日の「前裁合」の歌は無く、後番の歌のみが下の句を欠く形で記されているのも、「前裁合」の公式記録が別に

存したから家集には入れなかったということなのか、それとも別の事情によるのか不明である。郁芳門院女房としては、安芸のほかにも、堀河にも家集があつたらしいことが『江帥集』から知られる（第三章第五節を参照）が、その家集を含めて、郁芳門院家関係の資料は他にも複数存在したが、みな失われたのであろう。

郁芳門院の「根合」「前裁合」は、ともに『金葉集』以下の勅撰集・私撰集等に歌を採られており、その数は同年の「高陽院七番歌合」には大きく劣るものの、この時期の歌合として名が高い。これは後見者白河院によって方人として廷臣らが集められ、代作を含めて通俊・顕季・顕綱ら当代の歌詠みの歌が出されていることから、当然のことではある。これら二つの歌合の歌で勅撰・私撰等の歌集に採録されたものは、その詞書に、「根合」の場合は郁芳門院の名を冠して示されるものの、「前裁合」は郁芳門院ではなく、「鳥羽殿の前裁合」とするものが多いことも、歌合における白河院の存在の大きさを物語っている。日常の媞子内親王家の和歌活動にも白河院の存在が影響していると見られるが、「歌合」はその傾向が最も顕著に表れた催しであり、同時期の令子内親王家の文芸活動が常に撰関家の後見と関わっていたことと好対照と言えよう。

最後に、媞子内親王に関わる和歌として、顕房室隆子（従二位源隆子）の歌を挙げる。

郁芳門院いせにおはしましけるころあからさまにくだりけるに、すずかがはをわたりけるによめる

六条右大臣北方

はやくよりのみわたりしすずか川おもふことなるおとぞきこゆる（金葉・雑上 五四〇）

郁芳門院いせにおはしましける時、六条右大臣北方あからさまにくだりて侍りけるときに、

おもひがけずかねのこゑのほのかにきこえければよめる 六条右大臣北方

かみがきのあたりとおもふにゆふだすきおもひもかけぬかねのこゑかな（金葉・雑上 五四八）

郁芳門院伊勢におはしましけるととき、まゐりけるみちにて 六条右大臣室

うらかぜのあらきはまべにたびねしてなみのまくらにいこそねられね (万代・雑四 三三九六)

郁芳門院久我にわたらせたまけるに、月あかりけるよたてまつりける 六条右大臣室

いかにせんゆきもやられであくがるころのかぎりさそへ月かげ (万代・雑二 二九八〇)

御かへし 郁芳門院

月かげにさそはれぬべききみならばこころづくしにまたれざらまし (同・二九八一)

『金葉集』の二首及び『万代集』の三三九六番は、いずれも伊勢にいる内親王の許を訪れた時の隆子の詠作である。隆子が伊勢に赴いた年次は不明であるが、媞子内親王が伊勢にあった永保三(一〇八三)年十月には、三河守源頼綱や尾張守藤原時房を歌人とする歌合も行われており(注11)、近隣国の国司や、折に触れて下向した身内らが、幼い斎宮を慰めていた様子が想像される。そのような隆子と内親王の間の、情愛の濃やかさが窺われるのが、『万代集』の二九八〇・八一番である。これは、寛治元(一〇八七)年秋に、内親王が久我の水閣に赴いた折の贈答で、二九八一番の返歌は郁芳門院の歌と見られる。伝え残された唯一の媞子内親王の詠作であり、早世した生母賢子に代わって何くれと氣遣ってくれる祖母に対して、内親王自身が歌を返したものと見られる。

注1 媞子内親王の誕生は『女院記』では四月六日とする。ここでは『中右記』に従った。

注2、この歌合の全記録は『中右記』同日条(史料大成『中右記七』)にも存する。また、一部の記録は『袋草紙』にも見える。

注3、森本元子「安芸と堀川―郁芳門院から待賢門院へ―」(『国文』十三号 一九六〇年七月)、同「郁芳門院

女房に関する問題二項」（『私家集の研究』一九六六年 明治書院）において安芸の出自等が概ね明らかにされた。康資王母との関係については、花上和広「郁芳門院安芸とその周辺」（小久保崇明篇『国語国文学論考』一九九九年 笠間書院）が詳しい。

注4、時雨亭叢書第六十三卷『平安私家集十一』（鈴木徳男氏解題）、及び第七十三卷『擬定家本私家集』（田淵句美子氏解題）による。

注5、前掲注3のうち、『平安私家集十一』所収の本。ただしこの本は歌（六〇番歌）を一首欠くなどの事があるので、作品の読解にあたっては、『擬定家本私家集』所収本をも参照した。

注6、『平安私家集十一』の解題の三十七頁、鈴木氏の表現による。

注7、注6に同じ。

注8、実は「大式」なる女房も左方歌人・方人としてこの「根合」に参加しており、これは通説では令子内親王家に仕えた大式と同一人物と見られているが、この問題には慎重であるべきことを第二章第二節で述べた。

注9、『六条修理大夫集』には次のように見える。（引用は『新編国歌大観』による）

鳥羽院前裁合に越前守家保に給ふ歌二首、左方、萩不入

はぎがはなちるもちらぬもおしなべてさながらおほき秋ののべかな （八）

薄

あきかぜになびくすすきとしりながらいくたびそこにたちとまるらん （九）

おなじ前裁合にいなばのかみにかはりて右方にたてまつる歌二首、萩いらす

秋のよはひとまつとしもなければどもをぎのはかぜにおどろかれつつ （一〇）

きくいる

ちとせまできみがつむべききくなればつゆもあだにはおかじとぞ思ふ (一一)

注10、萩谷朴『平安朝歌合大成』巻三で「二三一」〔嘉保二年晩秋〕郁芳門院媞子内親王後番前裁合』として取り上げられ、検討されている。

注11、注10に同じ『平安朝歌合大成』巻三に本文及び考察がある。

第四節 土御門齋院禎子内親王と内親王家の和歌活動

1、禎子内親王の生涯

禎子内親王（注1）は白河天皇の第四皇女として、永保元（二〇八一）年四月十七日に誕生した。

十七日甲戌、天晴…（中略）…中宮御産気也云々、…申刻更参彼宮、殿下右大将别当伺候
此後人々漸参…子刻許少納言遣人告云、

御産欲成者、即馳参入門之間御産成了、…子
女（〇二
中力）官云々、有頃退出了、于時
鶏鳴…左衛門督被行解陣云々、

〔帥記〕永保元年四月十七日条

十九日…午時許有若宮御湯事、（中略）今夜三夜也、秉燭之後参宮、院鴨…（以下略）

〔帥記〕同年四月十九日条

二日…今日今上第四姫宮御百日云々、（以下略）

〔水左記〕同年七月二日条

母は中宮賢子であり、媿子内親王（郁芳門院）、令子内親王（二条太皇子宫）、及び堀河天皇の同母妹にあたる（末尾資料の系図参照）。『帥記』の伝えるところによれば、当時師実が所有していた鴨院（東三条殿の東隣）において、十七日深更に誕生し、僧や陰陽師等への布施や、陰陽頭の勘文注献などのことが全て済み、源経信が退出した時には十八日の「鶏鳴」であった。十七日は賀茂祭で、経信が見物のため紫野に赴いていた所に「中宮御産気」の報が届いた。実は祭は本来前日の癸酉（十六日）で、大雨で橋が流れたために祭が延引されていたの

であった。禎子内親王は賀茂祭の日に誕生し、後に齋院となったのである。この後の、禎子内親王関係記事としては、『水左記』同年八月十日条に、

今上第四姫宮出自内給、参太皇太后宮了、依是為御子可被養也、(以下略)

との記述が見え、禎子内親王は生後四ヶ月を迎える頃から関白師実の姉寛子(四条宮)の養うところとなったことが知られる(第三章第五節等でも既述)。これは、『栄花物語』に

中宮には、このたびは女宮にておはします。四条宮に、つれづれにおはしますにとて渡したてまつらせたまひつ。(卷三十九 布引滝 以下、引用は新編日本古典文学全集『栄花物語3』による。)

とあることとも符合しており、以後は、内親王が齋院に卜定されるまで、寛子の枇杷殿において成長したとみられる。

禎子内親王の幼少期の生活に関しては、詳細はわからない。『栄花物語』には、

四条宮も宇治に御堂建てて通ひ住ませたまふ。故中宮の姫宮一所は、この宮におはします。かしづきたてまつらせたまふさまおろかならず。(同卷四十 紫野)

とあり、寛子の許で大切に養育されていたものと推測される程度である。寛子は頼通の遺産を相続しており、宇治にも泉殿と呼ばれる邸宅を持っていた。応徳二(一〇八五)年八月二十九日、同年十月十八日にはここで五十講を行った(『為房卿記』)ほか、寛治三(一一〇八九)年八月二十三日には、世に言う「四条宮扇合」をも催している。また泉殿内に御堂(法定院)を建立したと言われ、『栄花物語』が語るように、太皇太后宮寛子が宇治に行啓した、宇治から還御した、という記事は『後二条師通記』や『殿暦』等に散見する。禎子内親王も、齋院退下の後には寛子と同道していたことが記録により知られるが、そうした記録の無い幼少期、応徳・寛治の頃に

も、おそらくは寛子と行動を共にしていたのであろう。この他、『栄花物語』の令子内親王齋院卜定の記事中に、定まらせたまひなば、御対面も難かるべければ、院に渡らせたまふ。四条宮の姫宮も渡らせたまふ。若き人々、薄物、綾、縑の単襲の色々なるに、裳唐衣などめでたくをかしう、花の色々を織りつくして十人、さらには大人などは織りたる五重なる三重なる、浮線綾など着たるもあり。四条宮の御方にも四人ばかりぞさぶらはせさせたまふ。かたち、有様心ことに選らせたまへり。齋宮の御方もおろかならんやは。院いづれをもおろかならず見たてまつらせたまふ。

(前掲に同じ。傍線は私意による)

との記述があり、ここに「四条宮の姫宮」禎子内親王も登場している。姉の令子内親王は誕生後まもなくから師実夫妻の許で養育されていたが、この『栄花物語』の記述によれば、寛治三年六月、令子内親王の齋院卜定に先だつ白河院との対面(第一章第二節参照)の際に、禎子内親王もまた六条殿へ渡り、そこへ父院と共に六条殿に住む媿子内親王も加わり、院と三姉妹の対面が行われたようである。令子・禎子の姉妹は、別々の所で養育されていたが、四条宮寛子も撰閑家の一員であるし、そこで養育された内親王たちも、この時とは別に、姉妹としてある程度の交流はあったものであろう。

禎子内親王の動静が史料に現れるのは、康和元(一〇九九)年六月に令子内親王が病で齋院を退下し、その後任として卜定された同年十月以後である。齋院時代の詳細は後述するが、十月二十日に卜定され、嘉承二(一一〇七)年七月十九日に病で退下するまで、約八年齋院の任にあった。退下した時には、

十九日……後聞、齋院日者不例、今日危急、運命殆欲尽、卜筮所告退齋院吉也、仍亥時許、俄奉出長官長兼直廬、則有平癒事、……権大納言俊実依仰参齋院、沙汰件事也、……(以下略)(『中右記』嘉承二年七月十九日条)

廿一日暁、齋院渡給太后御所枇杷殿云々、彼齋院本為太后養子之故也、

(同 廿二日裏書)

とあつて、枇杷殿に移り、養母寛子と住居や行動を共にする生活に戻つたようである。翌年の天仁元（一一〇八）年二月には、

二日、癸未、天晴、……今日宇治殿御忌日也、……今暁大宮並前齋院渡宇治云々、……（以下略）

（『殿暦』天仁元年二月二日条）

この記事が見えるので、この頃には体調も回復していたものと思われる。この時は、七月十日に帰京（『中右記』同日条）するまで五ヶ月余り宇治で過ごした。更に翌年の天永二年六月二十一日には、枇杷殿に落雷があつたために、寛子と共にまた宇治へ渡っている（『殿暦』）。退下した齋院が行うべき唐崎の祓えは、天永元（一一一〇）年六月十七日に行なわれた。

十七日、甲申、天晴、早参四条宮、今日先齋院辛崎御祓也、仍出御之間、為御車寄所参入也、上達部一両、殿上人両三人著布衣、前驅諸大夫六人衣冠、御車並牛自院被進、出御之後退出、

（『殿暦』天永元年六月十七日条）

車と牛は院からのものであつたと記されているが、『永昌記』の同月二十四日条には、白河院がこの唐崎祓えに参仕しなかつた懈怠の者たちを勘当したことが見えており、父として、令子内親王同様、禎子内親王に対しても様々な気遣いをしていることが読みとれよう。

唐崎の祓えの三ヶ月後、禎子内親王は宇治の阿弥陀堂で寛子が催した十種供養に列なっている（『中右記』）。また、天永二（一一一一）年十月十五日の仁和寺十種供養にも、前齋宮善子内親王（白河天皇第二皇女、女御道子腹）とともに列席（『中右記』）した。翌天永三年三月二十三日には、白河院の六十賀の童舞を、忠実以下が東三条第で行わせた時に、大北政所麗子、太后寛子らと共に東三条第に渡つてこれを見物した（『中右記』）。この

ように、齋院退下後の動静については、ある程度史料によって追うことが出来る。

しかし、その後の禎子内親がいつ頃まで寛子と共に住んだのか、詳細については必ずしも明確ではない。『今鏡』は禎子内親王を「土御門の齋院」と呼び、その暮らしぶりを、次のように語っている。

又土御門の齋院と申して、禎子内親王と申すおはしき。その齋院は、常に法の筵開かせ給ひて、法文の事なども、僧も参りあひて尊き事どもも侍りけり。雅兼の入道中納言など、参りつつもてなしきこえ給ひけるとかや。

歌なども人々参りて詠む折も侍りけり。「水の上の花」とかいふ題の歌、時の歌詠みども参りて詠みけるに、女房の歌、とりどりをかしかりければ、木工頭俊頼も、蓆に列なりて、「この歌は、暮ならば互先にてぞよく侍らむ」と、とりどりほめられけるとぞ。その一人は、堀河の君とて、頭仲の伯の女のおはせし歌、雪と散る花の下行く山水のさえぬや春のしるしなるらむ

又、

谷川の岸の桜の散るままにいとど咲きそふ波の花かな

この他の歌ども聞き侍りしかど、忘れにけり。入道治部卿の、「あらしや峰を渡るらむ」と詠み給ふも、その度の歌なり。白河院、歌ども召し寄せて、御覧じなどせさせ給ひけり。

一院の御女なればにや、ことのほかにあるべかしくぞ宮のうち侍りける。女房、中臆になりぬれば、みづから侍に物いひなどはせざりけりとぞきこえ侍りし。

(村上の源氏第七、有栖川 引用は『今鏡全釈』による)

禎子内親王が仏道関係に熱心であったという記述は、唐崎の祓えの後から目立つ法会への列席とも無関係ではな

かろう。この前齋院の許に出入りしていたと記される入道中納言雅兼は、令子・禎子両内親王を後見した六条源家一門（顕房男）である。

禎子内親王が土御門に住んだという記録は、保安元（一一二〇）年十二月に、

二日、…宇治前齋院近日不例御坐、重悩云々、…
〔中右記〕保安元年十二月二日条）

八日、…宇治前齋院渡御右府木我山荘、是依不例御云々、右衛門督・宰相中将二人・院殿上人十人参仕云々

（同 八日条）

廿日、…今夕前齋院為方違御坐淀辺云々、右衛門督・宰相中将顯雅・雅定、一家殿上人並諸大夫前駆、遠江前

司実房山荘乍御車御者、…
（同 二十日条）

廿六日、…小雨下、今夕前齋院御方違淀辺、如一夜云々、…
（同 二十六日条）

廿八日、…今夕前齋院従木賀渡給右大臣土御門亭云々、右衛門督顯雅・侍従中納言実・宰相中将二人顯雅・雅定・

皆直衣、院殿上人五六人、布衣、諸大夫、衣冠 院網代車、出車三両云々、
（同 二十八日条）

とある一連の記事が初見である。「宇治前齋院」とあるところから、その頃宇治にいた禎子内親王が病にかかり、一旦源雅実の久我の山荘に移った後、淀への方違を挟んで帰京し、雅実の土御門第に入った、ということであろう。四条宮寛子は晩年は宇治に住むことが多かったから、禎子内親王も養母と共に宇治の泉殿にいたものと思われる。久我山荘は久我水閣とも呼ばれ、顕房が頼通の宇治山荘に倣い、鳥羽離宮の西方、桂川西岸に営んだのが最初で、ここには寛治元（一一〇八七）年に白河院や媞子内親王も訪れていた〔中右記〕。顕房の没後は長男雅実に伝えられたが、病気の禎子内親王を、雅実以下の一門が療養のため久我に移し、次いで土御門第に迎えたものであるろう。土御門第は、村上源氏代々の本邸で、この頃雅実に伝えられていたが、北は正親町小路、南は土御門

大路、東は富小路、西は万里小路に面した邸宅と言われる。この雅実の土御門第には、皇后宮令子内親王も、病の療養のため天仁二(一一〇九)年五月から一ヶ月余り滞在したことがある(『殿曆』)。

これ以後、正確な場所や年次は不明であるが、禎子内親王は土御門高倉(雅実の土御門第の西隣か)に御所を持った。内親王は天治二(一一二五)年十月十七日に出家(『中右記目録』)したが、同年十二月二十五日に土御門第に還御している(『中右記目録』)。その後、この禎子内親王の土御門第には、大治二(一一二七)年二月八日、姉の皇后宮令子内親王が御所二条殿の怪異のために一時的に行啓している(『中右記』)。また、大治四(一一二九)年三月十二日には、禎子内親王の御堂供養が行われている。

十二日 庚寅 …… 両院同車、女院別車、…… 乃御幸法勝寺、…… (中略) …… 新中納言耳語云、今日前々齋院御堂供養、導師仁和寺宮也、…… (中略) …… 此時内大臣承勅被仰云、人々参新院御仏供養、丁カ□後参前々齋院、自其可参法勝寺云々、…… (中略) …… 下官等亦出参齋院中御門□路之間、彼堂供養了、(以下略)

(『長秋記』大治四年三月十二日条)

しかし、この土御門の御所は翌大治五(一一三〇)年十一月八日に焼亡した。

八日 丁未 …… 亥時許北有焼亡、下人云、前齋院御所土御門高倉第也、是入道太政大臣宅所如法家也、先年彼相府有大饗、其後被進齋院、数年為御所、今夜焼亡、南至残了、是壊渡枇杷殿被成小堂也、齋院御坐南堂廊云々、予依忌穢氣不参也、又宇治彼戸院焼亡、是同時也、(『中右記』大治四年十一月八日条)

これによれば、入道太政大臣雅実の所有であった所を、雅実が保安三(一一二二)年に太政大臣大臣となり、その大饗を行った後に禎子内親王に進上したものであるという。雅実はその後天治元(一一二四)年に病を得、又年来の素懷を遂げるとして七月七日に出家し蓮覚と称したが、大治二年二月十五日に死去した。従って、禎子内親王が

この土御門の御所に住んだのは、保安四年頃からであろうか。又、内親王は枇杷殿を「壊渡」して南に堂を建てたが、そこは焼け残ったとある。これが大治四年三月に供養された堂と思われる。養母の寛子は雅実と同年の大治二年八月十四日、宇治で薨じているから、その後に枇杷殿から建材を移して堂を建立したのであろう。翌十二月三日に、禎子内親王が催した五十講が結願している（『中右記』『長秋記』）。

この後の禎子内親王の動静はほとんど伝わらない。焼亡した土御門御所の再建についても、今のところ記録を見いだせないが、『今鏡』は禎子内親王について記した段の最後に、

この齋院薨れさせ給ひて後、そのあとに、堀河の齋院つぎて住み給ひけるにぞ、昔おぼし出でて、中院の入道大臣、詠み給ひける

有栖川おなじ流れと思へども昔のかげの見えばこそあらめ

と、源雅定の歌を置いている。禎子内親王の没後に、堀河天皇皇女の惊子内親王が住んだというのが同じ土御門御所とすれば、土御門第は再建されたことになるが、判然としない。保元元（一一五六）年正月五日、禎子内親王は薨去した。

五日 ……今日枇杷殿前齋院、令薨逝給了、御邪気云々、御年七十六、故白河院皇女、四条宮猶子、宇治殿御物並庄園多令相伝給、而此後如何、歿後事、中院右府入道御沙汰云々、

（『兵範記』保元元年正月五日条）

姉の太皇太后令子の薨去から十二年後のことである。墓所は摂関家代々の墓が営まれた宇治木幡であった。同母姉の媞子・令子両内親王が生母賢子の上醍醐陵に合葬されたのに対し、一人木幡に葬られたのは、養母寛子との関係によるものであろう。頼通から寛子へ伝えられた遺産を、禎子内親王が多く受け継いでいたと『兵範記』は記し

ている。四条宮寛子の莊園等は撰関家の資産として忠実の許に集積されたようであるが、禎子内親王は生前、なお一定のものを自身の資産として維持したのであろうか。

禎子内親王は、齋院となることで白河院皇女の一人としての一定の役割を果たし、令子内親王の場合と同様に、退下後には六条源家一門による後見も受けている。しかし史料から見ると、前齋院としての生活は養母寛子とともに仏道に精進する静謐な暮らしであったようである。姉令子内親王が齋院退下後も貴族社会の中心な場身を置き、堀河天皇最愛の姉として、次いで鳥羽天皇准母の皇后宮として、様々に周囲の期待を負うところが多かったことに比べて、禎子内親王の人生は、齋院時代を除けば比較的平穏なものであった。同じように撰関家やその周辺で養育されたと言っても、師実夫妻が直接後見していた令子内親王と、四条宮寛子の養女という立場であった禎子内親王とは、撰関家当主との距離感が異なり、それが結果として禎子内親王に平穏な後半生をもたらす要因となったのかもしれない。

2、禎子内親王の齋院時代

ここでは、令子内親王の後を承けた禎子内親王の齋院時代を見ることで、令子内親王の齋院時代と比較検討するとともに、この時代の社会の一面を考察したい。禎子内親王は前段で述べたように康和元（一〇九九）年十月二十日に齋院に卜定された。

十月廿日 戊午、大臣已下参入、被定行善子内親王、伊勢齋宮、禎子内親王、准三宮事、…（中略）…大臣以下進弓場殿、被拝賀准后事、次還著仗座、有齋院卜定事、…（以下略）…（『本朝世紀』康和元年十月二十日条）

この日、齋宮として伊勢に下向していた善子内親王（禎子内親王の異母姉）と禎子内親王に対して、まず准三宮宣下が行われ、次いで禎子内親王を賀茂齋院に卜定した。この准三宮宣下は、媞子・令子の両内親王が齋王として卜定される以前に、ともに准三宮となっていた前例を踏襲したものである。一人とは腹違いの善子内親王には卜定前の准三宮宣下がなかったので、禎子内親王を齋院とするにあたり、ともに准三宮としたものと考えられる。また、『本朝世紀』は禎子内親王について、「今上同胞、太后被収養、今夜自枇杷第被渡清実大炊御門南京極西宅」と注している。この日の夜、禎子内親王は枇杷殿から源清実の大炊御門南にあった家に移ったのである。清実は醍醐源氏、内蔵頭高房男で、師通の家司受領の一人であり、太皇太后宮亮を勤めていた。姉令子内親王も卜定後初齋院入りまで源高実宅を御所としたが、高実も同じ高房男（母は大江定経女）で、師実・師通の家司であり、この時の令子内親王御所は万里小路と『中右記』に記されている。高実・清実兄弟の父高房は、大炊御門南万里小路東に第宅を持っていたから、ここに言う清実宅と、高実宅とは同じような場所である（第一章第二節参照）。なお、この時のことが先例として『兵範記』嘉応元（一一六九）年十月三日条に引かれており、そこには、次のような一節がある。

先例康和元年枇杷殿齋院卜定之時、四条宮御同宿有憚沙汰、太后入御宇治殿由有所見、

この記事によれば、齋院卜定に際して寛子も一時宇治に移ったようである。禎子内親王はこの時、十九歳。十八年共に暮らしていた養母寛子の許から離れ、皇女としての役割を果たすことになったのである。『本朝世紀』によれば、卜定の勅使は蔵人頭左中将顕通（源雅実男）、行事には権中納言俊実（醍醐源氏隆俊男）、左少弁顕隆（藤原為房男）が任じられている。六条源家一門と白河院の近臣という顔ぶれである。

所謂院政の時代は、天皇家も摂関家も一つの「家」として意識されてゆく時代であった（注2）が、白河院が積極的に皇女を齋王に立てたのはその「家」的意識と無関係ではないであろう。平安前期を除けば、天皇が自身の皇女を齋王と

して立てる傾向が明瞭に見られるのは後三条天皇時代からであり、白河天皇と同母(茂子腹)の姉妹たちは、俊子・佳子・篤子の三内親王が齋王となっている。そして白河・堀河・鳥羽の三代には、白河院の皇女たち全員が齋王となっているのである。これは平安中期の齋王のありようと比べると異例のことであった(注3)。白河天皇の第一皇女媞子は承暦二(一〇七八)年に三歳で齋宮となり、母中宮賢子崩御の折に退下したが、第二皇女善子が媞子の後を承けて寛治元(一〇八七)年に十一歳で齋宮となり、続いて第三皇女令子が寛治三(一〇八九)年に十二歳で齋院に卜定されていた。その流れから見れば、齋院令子退下の時点で、同母妹で第四皇女の禎子内親王が次の齋院に卜定されるのは順当であったと言えよう。

翌康和二(一一〇〇)年五月二十八日、禎子内親王は御禊を行って初齋院に入った。

廿八日、甲午、天晴、…(中略)…今日初齋院御禊、申時許令入諸司給也、件諸侍司脱方従厨云々、件厨無屋、而周防守経忠重任不日造進、御禊公卿前駆宰相中将頭通云々、(『殿暦』康和二年五月二十八日条)

初齋院の諸司侍従厨は、白河院近臣で令子内親王との関わりも深い藤原経忠(第一章第三節参照)が、短時日のうちに造進した、という。前年六月に関白師通の早すぎる薨去があり、忠実は八月二十八日に内覧に就任、次いで十月に氏長者となったものの、未だ権大納言(二十一歳)であり、師実の後見のもとに撰関家を守っている状態である。簡略な『殿暦』の記述からも、齋院に関する事柄が主に白河院の意向で動いていることが察せられる。忠実が右大臣になったのはこの御禊の翌々月である。

康和三(一一〇一)年四月十三日、禎子内親王は二度めの御禊を行い、紫野の本院に入った。『殿暦』の記述は、

今日御禊須有式日也、雖然依吉日被行之、初齋院也 (『殿暦』康和三年四月十三日条)

とあるのみ。前年同様、『中右記』も目録のみで詳細な記録を欠く時期であるために、御禊の詳細はわからない。ただ、五日後の十八日の『殿暦』には、御禊当日に遅参した齋院官使と陰陽博士の二人の召問の件で家司の為隆が来たことが書かれており、この年二月に祖父師実をも失った忠実が、撰関家の当主としてこうした様々な問題に煩わされていたことが窺われる。御禊の三日前には、諸国に齋院への「禊祭料物」を進上せよとの宣旨が下されており（『朝野群載』）、旧来の王朝政治の体制が崩れて、社会が混沌とした状況になりつつある時代の様相を実感させる。地方の経済と支配体制の変化や官人の懈怠は、撰関体制の全盛期にも既に現れていたことではある（注4）が、受領の成功が多く白河院による造寺・造仏方面に発揮されて、天皇を中心とした旧来の「まつりごと」には不如意が多くなりつつある時代に、その「まつりごと」を維持しようとする天皇と撰関家の苦闘の実情が透けて見えるように思われる。更にこの後、七月二日には次のような記事も見える。

二日、辛酉、天晴、齋院穢氣、仍齋院不例二御也、仍公家並彼院御奉幣、仍不参内、

（『殿暦』康和三年七月二日条）

しかしその後は齋院では問題も起こらなかったようで、十一月二十三日、豊明節会の日、従来通り相嘗御神楽が催されている。

康和四（一一〇二）年は、四月十一日に御禊の前駆定があり、二十二日に御禊が行われた（『中右記』及び『殿暦』）。忠実は齋院の乗車とその牛を進上し、前駆基兼らに馬や隨身を与えたりしているが、物忌みのため見物はしていない。宗忠は栈敷で見物して行列の顔ぶれ等を記している。この年も、御禊に先立つ十五日に、撰関家の家司をも勤めた平時範が、齋院女房の装束調達を諸国に催す件で忠実の許へ相談に来ている。また、賀茂祭の翌日、忠実は大納言家忠（師実二男）・中宮大夫能実（師実四男）・右大弁宗忠らと共に神館から齋院へ戻る齋

院の許へ参じているが、「齋院内事似無沙汰、長官長兼、次官師隆候、雖然頗不堪敷」と記している。この年は、五月に延暦寺衆徒の忠実への強訴（法成寺長吏の問題）があつたほか、七月には興福寺衆徒と院庁官との抗争があるなど、紛争の多い年であつた（『中右記』『殿曆』）。齋院御神樂は十一月十一日に催されている（『長秋記』目録）。

康和五（一一〇三）年は、四月二十二日に御禊が行われたが、この年は忠実が「懾事候」として前例に照らして車と牛を進上せず、代わって内大臣雅実が進上した。二十五日の賀茂祭当日は、齋院が「咳病」で参官が危ぶまれたものの、「有御湯、無事有参官」と記されている（以上『殿曆』）。『中右記』は、祭の勅使が急な不幸で交代したこと、前齋院娟子の喪中で「中宮不被立使」事などを記し、「祭頗無興云々」と結んでいる。五月には、四日、壬午、…（中略）…陰陽助家榮来云、一昨日齋院之中有死人頭、未時初見付、則取棄之處、申剋又見付、仍従本院有御卜、而占之處其不吉也、本院病患凡大不吉也者、仍五月五日例神事止了、但猶被奏公家、可被行軒廊御卜敷、

（『中右記』康和五年五月四日条）

神聖であるべき齋院内で死人の首が見つかったために卜占が行われ、五月五日の神事も中止されている。このように齋院に様々な不都合事があつたためか、この年十月、堀河天皇の信任厚い中納言国信が齋院勅別当に補された（『中右記』十月十七日条）。なお、この年は十一月の齋院神樂の記録が現段階では確認できない。

翌長治元（一一〇四）年も齋院には不吉なことが打ち続き、御禊・祭を控えた頃に「触穢」の事が起こる。

七日、或人来談云、去月十九日六角堂有小児死、而不知案内之間、民部卿家女房参詣彼堂、還住民部卿家、齋院長官長兼登民部卿家、次参齋院、因之齋院已為丁穢、古人勘文云、丁穢之人不可供奉神事者、然者齋王令参詣社頭給如何、有議定被行軒廊御卜、上卿源中納言、官・寮共有穢之由所卜申也、初聞此旨所驚思也

〔中右記〕長治元年四月七日条)

結局この年は、齋院の御禊も、祭の日の齋院の参宮も行われなかった。代わりに、賀茂社への勅使の奉幣が行われ、宗忠がその勅使を勤めた。ただ、右大臣忠実は、四月十七日、承保三年の師実の参詣例に倣った盛大な賀茂社参詣を行い、その様子を宗忠は感激を込めて詳細に記録している。祭の頃に撰関が賀茂に参詣するのは恒例行事であったが、忠実は内覧となつて以来様々な障りがあり、この年が初めての賀茂参詣であったのである。翌十八日には予定どおり賀茂祭が行われて白河院も見物した。ところが、齋院では二十四日夜、盗賊に襲われる。

廿五日、或人来談云、去夜竊盗人入齋院中、盗取女房衣裳、宿侍等擲取之間被刃傷云々

〔中右記〕同年四月二十五日条)

侍たちが傷を負いつつも盗賊を取り押さえたという。この侍二人は、五月二日の小除目で「擲取院中竊盗賞」として昇進している。更に八月には、齋院禎子内親王が「二禁」を病むこと十余日に及んだが、典薬頭丹波忠康の治療により平癒した。二十一日にはその功で忠康が正四位下に叙されている〔殿曆〕〔中右記〕。令子内親王の齋院時代は、齋院の病が発端で夏の臨時神樂が催されたり、軒廊御卜が行われた例はあるが、盗賊が入った記録はなく、齋院が「穢」と記されることも無かつた。これは、何かと不穏な世相の中で、人々が触穢に過敏になっていることがあるのかもしれないが、聖なる場所であるべき齋院に、俗世間の汚濁が簡単に及ぶ状況もあつたと見ることができよう。なお、十一月の齋院相嘗後朝神樂は、豊明節会の日、二十二日に行われている〔中右記〕。

長治二(一一〇五)年は、四月十五日に御禊が恙なく行われ、十七日に忠実の賀茂社参詣も行われた。しかし十一月の齋院神樂の有無については、記録を見いだせない。

嘉承元(一一〇六)年には、『永昌記』によれば、四月八日に「齋院侍有鬪争事」。前年に盗賊を捕らえる程

の侍たちがいたのであるから、齋院の侍同士の闘争があっても不思議ではない。また、十三日には賀茂別雷社が炎上し、十八日に齋院の「触穢」が問題になった。結局、天曆三年の前例に従って、御禊が予定の二十一日から一日延引され、二十二日に行われた。この年は忠実が病んでおり（『殿曆』）、宗忠が齋院に出車を献じた（『中右記』）。この日の次第等は『永昌記』に詳細に記録されているが、川原の幄舎で禊に臨む際、内大臣雅実が白木の大床子と長筵が用意されていないことに気付き、所司等の懈怠が発覚、本院に人を走らせて取り寄せている。翌日には、禁中にも穢気の疑いが生じたが、触穢の人物がこのところ参内していなかったということでも事なきを得、翌日の祭も行われている。この年十一月の齋院神楽の有無は確認できない。

嘉承二（一一〇七）年は、四月十四日に御禊が行われた。この日宗忠は一条通りの棧敷で見物したが、「已乗燭以後事成」、行列の出発が遅れて齋王御車や出車などは「以暗夜也」と記されている。『永昌記』の同日条によれば、上卿の中納言仲実が「所勞」で辞退し当日になって漸く新宰相俊忠に決まり、前駆三河守隆頼も「咳病」等で遅れ、「酉剋寄御車」とある。更に続けて、「路頭次第」として人々の名と装束が詳細に記録されているが、一条大路の通行が暗くなつてからでは見物のし甲斐がなかったであろう。宗忠が『中右記』に記録した令子内親王の寛治六年の御禊の例を見ると、「申四点許」に御禊の列が動き、女房等の出車まで「秉燭以前事了」とある。禎子内親王の齋院時代は、齋院の最も華やく行事である御禊も、大なり小なりの故障を抱えた状態であったと言ふことができよう。

この嘉承二年の七月十九日、堀河天皇が崩じたその同じ日に、禎子内親王は病で危急の状態に陥り、退下した。『中右記』は「後聞」として退下の次第を述べたのち、「齋王者與帝同母也、同日有此事、誠以希有也」と締め括っているが、天皇の崩御と齋院の退下が同日になったのは、令子内親王の齋院退下に続くように関白師通が薨

去したことと似ており、ともにある時期の終焉を象徴している感がある。

令子内親王の齋院時代は、傾きかかった撰関家の最後の輝きの時でもあった。令子齋院時代の、廷臣と女房の管絃、師実・師通以下の華やかな花見宴、和歌の披講。それらは齋院における風雅の伝統の継承であったし、夏神楽の催行も芸能の時代の流行の反映であった。しかし、その後を承けて齋院となった禎子内親王の場合は、撰関家の事情から忠実の積極的な後見が無く、院の配慮はあったにしても、不如意と故障の目立つ御禊や、事件が頻発した齋院の状況に、時代の暗面が少なからず影を落としているように思われる。堀河天皇の時代の後半期は、王朝政治体制の伝統と盛儀を守ろうとしながら、最早叶わなくなっていく時代であった。

3、禎子内親王家の和歌活動

禎子内親王は四条宮寛子の許で養育された人であった。寛子は、康資王母や下野ら、何人もの女房歌人を擁していた。禎子内親王が養女として迎えられた頃には、かつての四条宮家の女房歌人達も引退する年齢であったが、宇治に於いて所謂「四条宮扇合」を催すなど、和歌の家としての余香を十分に留めていたと言えよう。そこで養育された禎子内親王は和歌に対して十分な嗜好・教養を持っていたと想像される。しかし、現在、禎子家における和歌として拾うことができる資料は極めて少ない。ここでは、遺された歌から禎子内親王家の和歌活動について探ってみたい。

禎子内親王家の歌会における歌であることが明瞭なのは、『今鏡』に見える次の歌と、これと同時詠と見られる歌のみである。

「水の上の花」とかいふ題の歌、時の歌詠みども参りて詠みけるに、女房の歌、…（中略）…その一人は、堀河の君とて、顕仲の伯の女のおはせし歌、

雪と散る花の下行く山水のさえぬや春のしるしなるらむ

又、

谷川の岸の桜の散るままにいとど咲きそふ波の花かな（『今鏡』むらかみの源氏第七 有栖川）

この源顕仲女の堀河は後の待賢門院堀河であると考えられる。そして『金葉集』歌人の「前齋院六条」は、『待賢門院堀河集』の歌との一致から見て同一人物と考えられる（第三章第五節等参照）。右の二首は『堀河集』には見えないが、『今鏡』の記述から、俊頼と雅兼が参加していたことがわかり、それを手がかりに同時詠の可能性のある歌を探ると、次のような歌を挙げることが出来る。まず、『金葉集』に採られた雅兼の歌。

水上落花といへることをよめる 源雅兼朝臣

はなさそふあらしやみねをわたるらんさくらなみよるたにがはのみづ（金葉・春・五七）

そして俊頼の歌は『散木奇歌集』に見える。

土御門前齋院にて、水上落花といふことをよめる

風ふけばちりぬる花も水のおもにうつれるえだにまたさきにけり（散木奇歌集・一二八）

この二首によって、『今鏡』が「水上花」としている歌題が、「水上落花」であった可能性が生じる。すると、

水上落花 藤原成通朝臣

みづのおもにちりつむ花をみる時ぞはじめてかぜはうれしかりける（金葉・春・六三）

も同時の歌と思われる。成通は大納言宗通男、蹴鞠の名手として知られた多才の人で、顕輔家の歌合等にも参加

している。この歌会は、『金葉集』編纂時期以前であるから、成通の二十歳代、蔵人の頃かと思われる。また、

四條宮齋院にて、上のをのこども池上落花といふことをよみ侍りけるに

みづのおもにちりみちにけりさくら花なにをかいけのしるしともみん (忠盛集・一〇二)

も、「四條宮齋院」という詞書が正しいならば、同時詠の可能性が高い。禎子内親王を「四條宮齋院」と呼ぶ例が他に見られないことと、題(池上落花)が多少異なるという問題は残るものの、平忠盛は天仁元(一一〇八)年八月に左衛門少尉に補任され、天永四(一一一三)年三月には内裏蘭林坊に侵入した盜賊を捕縛した功により十七歳で叙爵している。また、『金葉集』編纂の頃には、賀茂臨時祭や石清水臨時祭の舞人を務める等、武芸以外にも活躍を見せていたから、忠盛がこの頃から歌人としても活動し、前齋院禎子内親王家の歌会に参加した、と考えてもさほど不自然ではないであろう。なお、これらの歌のほかにも、

水上落花

吉野河岩瀬の浪による花や青ねが峰にさゆるしら雲

(頼政集・七七)

を同時詠と見る説がある(注5)。この歌は、『続詞花集』(春下・七六)、『風雅集』(春下・二五六)、『今撰集』(三四)、『夫木抄』(雑六・一一〇〇二)、『玄玉集』(五三八)、『治承三十六人歌合』(三四一)等、多数の集に採録されており、秀歌として評価されたことが知られるが、当該歌会の歌かどうかは微妙である。確かに源頼政は歌人として知られた人物で、若年から歌を詠んでいたと思われるが、前掲の忠盛よりも七歳若い。父仲正が康和頃から歌人としても活動しており、頼政も大治の頃には白河院の北面で武者として活躍していたようであるから、保安(一一二〇〜一一二三)頃かと考えられるこの歌会への参加の可能性も無くはない。しかし、「水上落花」題が必ずしも珍しい題ではないこと、禎子家の歌会を示すような説明が全く無いことに加え、頼政の「吉野

河」の歌が他の六首と趣向が非常に異なっていることなど、問題点もある。この頼政の歌は当該歌会の折ではなく、もつと後の歌と考えるほうが妥当ではないか。なお仲正・頼政の親子は「二条大宮」令子内親王家の歌会にそろって参加したことがあるらしい（第二章第四節参照。歌は資料編の【参考資料2】）。その歌会も頼政の若年の頃と思われるが、それを仮に大治か天承の頃（一一二六―一一三一）と考えると、頼政二十歳代にあたる。

以上により、この「水上落花」題の歌会は、『今鏡』が語るように、俊頼、雅兼ら廷臣と禎子家女房らによるものであり、成通、忠盛らをも加えることが出来よう。こうした形の歌会は同時期の皇后宮令子家のそれと同じである。俊頼の判者としての参加も、白河院の意向が働いた可能性が高い。白河院がこの日の歌を召し寄せた、という『今鏡』の記述がそれを物語るように思われる。ただ、この歌会について伝えているのが『今鏡』だけであり、『金葉集』採録の雅兼歌の詞書にも禎子家のことが全く触れられていないのは聊か興味深い。これは『今鏡』編者の手元にこの歌会の資料があったことを想像させるが、一方で同書の令子内親王に関する記述中には歌会に関する情報は全く書かれていない。これとは逆に、『金葉集』では、皇后宮令子家における歌会が詞書に示されている。この『金葉集』における扱いの差は、何によって生じたのであろうか。

禎子家の歌会は、右の一度だけであったとは考え難い。しかし、禎子家と関わりと考えられる歌を拾ってみると、結局のところ『金葉集』の「前斎院」を冠する女房らの歌のほかは、僅かである。

よぶこどりをよめる

前斎院尾張

いとかやまくる人もなきゆふぐれにこころぼそくもよぶこどりかな

（金葉・春・二六）

橋上初雪といへることをよめる 前斎院尾張

しらなみのたちわたるかとみゆるかなはまなのはしにふれるはつ雪

（金葉・冬・二七九）

郭公をよめる

前齋宮六条マヤ

やどちかくしばしかたらへほととぎすまつよのかずのつもるしるしに

(金葉・夏・一一九)

水上月をよめる

前齋宮六条

くものなみかからぬさよの月かげをきよたきがはにうつしてぞ見る

(金葉・秋・一八七)

虫をよめる

前齋院六条

露しげきのべにならひてきりぎりすわがたまくらをしたになくなり

(金葉・秋・二二八)

すみかをしらせざるこひといへる心をよめる

前齋院六条

ゆくへなくかきこもるにぞひきまゆのいとふこころの程はしらるる

(金葉・四七五)

寄石恋といふ心をよめる

前齋院六条

あふ事をとふいしがみのつれなさにわがこころのみうごきぬるかな

(金葉・五〇八)

千鳥をよめる

前齋院六条

中に霜のうはぎをかさねてもをしの毛衣さえまさるらん

(金葉二・異本・六八六)

『金葉集』において「前齋院」を冠する尾張と六条は、従来令子家女房と考えられてきたが、禎子家女房と見ることが妥当であること、及び「前齋院六条」が禎子家を離れて「待賢門院堀河」となった経緯等については別の章で論じた(第二章第三節及び第三章第五節)。尾張の歌二首と六条の歌六首は、少なくとも一部は禎子内親王の許で詠まれたものと思われるが、ありふれた歌題でもない「橋上初雪」「すみかをしらせざる恋」も、同題の歌を他に見出せなかった。ただ「寄石恋」では、雅兼の同題の歌が一首あり、彼が禎子内親王家に親しく出入りしたことから見ても、前齋院六条の歌と同時の歌で、禎子家歌会の詠である可能性もあろう。

寄石恋

やまぎとのいはかきなれやわがこひはおもひこめつつとしのへぬらむ (雅兼集・六〇)

この他に禎子内親王家との関係がある程度考えられるものに、次のような歌がある。

祝前齋院会

a、きみがよのほどはさだめじちとせともいふはおろかになりぬべければ (行宗集・九五)

中納言のひめ君の御もとに、前齋院より正月七日子の日にあたりたりしにおほせられし

b、とにかくにこころいとなきねのびかなまづやわかなをつみにゆかまし (六条修理大夫集・一一五)

かはりて、返し

しらずやはねのびのまつに引きつれてちとせつむべきわかななりとは (同・一一六)

齋院にて花下忘帰といへる事を

c、あづまぢのおいそのもりの花ならばかへらむことを忘れましやは (散木奇歌集・八二)

これらの三首は、「前齋院」や「齋院」が禎子内親王を指すとは限らず、鳥羽天皇代までの齋院でこの頃生存していた内親王たち、正子（後朱雀天皇皇女）・佳子（後三条天皇皇女）・令子・禎子・官子（白河天皇第五皇女）の中で、禎子である可能性もあるという程度である。a歌の場合、歌人としての行宗の活動時期と家集における歌の位置から見て、「前齋院」は令子内親王か禎子内親王と考えられる。また、bの顕季歌の場合は、詞書に「正月七日」が「子の日」とあるが、これに該当するのは、顕季の生存期間では、①長治二（一一〇五）年、②嘉承元（一一〇六）年、③天仁二（一一〇九）年の三回である。①②の場合の「前齋院」は正子・佳子・令子の三内親王が該当し、③ならば令子が皇后宮となっているため、正子・佳子及び禎子の三内親王が該当する。「六条修

理大夫集」は、前半は編年的な配列であるように見えるが、bの贈答は長治二年三月の歌の後、贈答歌が三組並ぶ中にあり、そこからは詠作時期が②嘉承元（一一〇六）年である可能性が高いように思われる。しかし、人物や詠作状況になお未詳の点があり、特定は出来ない。cの「齋院」は、俊頼の歌人としての活動時期からは令子・禎子・官子の三内親王が考えられるが、俊頼が齋院に出入りしていたことがはっきりしているのは令子内親王の時代であるので、その意味ではbと同様に禎子内親王よりは令子内親王のほうが可能性としては高いことになる。

以上のことを踏まえて、禎子内親王家の和歌活動について検討してみると、令子家と同様に、女房らによる歌の場や、女房と出入りの廷臣による歌の場等があったことが想像される。しかし、残された歌があまりに少ないことから、禎子家における歌の場は、「水上花（水上落花）」題の歌会を除いて、皇后宮令子の許で行われた歌会よりも更に内輪の小規模のもので、回数も多くはなかった可能性がある。内親王本人の歌が全く遺されていないこと、廷臣歌人の参加には白河院の意向が考えられることは、令子内親王家の場合と同様である。姉郁芳門院媞子内親王の場合も、女院御所で催された歌合の実質的主催者は白河院であったし、『郁芳門院安芸集』に見る媞子家の女房らは、出入りの廷臣や他家の女房らと華やかに交流をくり広げているようであるが、集からは女院その人の歌や言動は窺い知ることが出来ない。媞子・令子・禎子の三内親王は、それぞれに皇女として父白河院と当時の貴族社会から期待された役割を果たしたのであり、和歌活動もまたそうした役割や立場と関わる性質のものであったと言えるのかも知れない。

注1、禎子内親王の名は、「禎」「禎」の二つの表記が見られるが、この論文では引用部分を除いて「禎」で統

一した。

注2、院政期の社会について、現在主流となっている考え方は、五味文彦『院政期社会の研究』（一九八四年 山川出版）、元木泰男『藤原忠実』（二〇〇〇年 吉川弘文館）、美川圭『院政の研究』（一九九六年 臨川書店）等に見られる。

注3、平安時代の齋王についての歴史学の論には、榎村寛之「齋王制と天皇制―特に血縁関係を中心に―」（『古代文化』一九九一年四号）、富樫美恵子「摂関家の齋宮・齋院の選定と齋王忌避の思想」（『寧楽史苑』四七号）等がある。

注4、坂本賞三『藤原頼通の時代―摂関政治から院政へ―』（一九九一年 平凡社）による。

注5、海野泰男『今鏡全釈』の補注（二二三頁）は、「水上落花」題が、森本元子氏の『私家集の研究』所収「頼政出席（出詠）歌会一覧」には見られないことから、「もしこの時の歌だとすると、同書で頼政の作歌活動がはじまるかとされる天承・長承の頃よりも古い歌になるわけで、頼政研究の上でも注目する必要がある」と述べる。

第五節 源国信―同時代私家集に見る国信の歌―

源国信は、村上源氏、右大臣頼房の四男で、母は美濃守藤原良任女。堀河天皇生母・賢子の異母弟にあたり、同母兄に雅俊、異母兄に雅実（久我太政大臣）、頼仲（神祇伯）がいたほか、異母弟らも多くいた。堀河天皇の近臣として、いわゆる堀河歌壇におけるリーダー的存在であった人物である。この国信については、橋本不美男による詳細な研究があり、経歴や和歌活動、更に「源中納言懐旧百首」の成立事情等に至るまで、ほとんど明らかであると言ってよい。ここでは、橋本氏の研究に依りつつ、私家集に見える国信の歌を中心に、歌人・国信の位置づけについて今少し検討してみたい。

国信には家集がなかったらしく（それらしいものが現存しないだけでなく、かつて存在したことを窺わせる情報もない）、今日残る国信の歌は、「堀河百首」と「懐旧百首」、及び「堀河院艶書合」「宰相中将国信歌合」の歌、他に勅撰集、私撰集、（国信と同時代の）私家集、歌論書等に見える歌である。ところが、勅撰集や私撰集に見える国信の歌は、実は大部分が「堀河百首」歌で、それ以外の歌も「懐旧百首」と「国信歌合」などが目につく。具体的に勅撰集入集歌の場合を示すと、『金葉集』以下三十七首のうち、

「堀河百首」：二十首、

「懐旧百首」：七首、

「宰相中将国信歌合」（康和二年四月二十八日）：三首、

中宮篤子家和歌：三首（「閏五月郭公」（康和四年閏五月十日）、中宮女房の花見「花為春友」（年次未詳）、

「中宮花合」（長治二年閏二月二十四日）、

「堀河院艶書合」（康和四年閏五月二日・七日）：一首、

堀河院御時の探題十首（年次未詳）：一首（「塩竈」）、

俊忠との贈答歌（『千載集』哀傷・五七二・五七三番）：一首、

詠作事情不明：一首（『新後撰集』恋三、一〇一七番「別恋」）

である。こうした「堀河百首」中心の傾向は、私撰集では更に顕著で、『続詞花集』（一首）、『後葉集』（一首）、『万代集』（十一首）、『夫木抄』（二六首）に見える国信歌（計三十九首）のうち、「堀河百首」歌は三十一首を占める。実は『万代集』では、「堀河百首」四、「懐旧百首」五、「艶書合」一、「国信歌合」一であるが、他の三集では『夫木抄』の「嘉保二年三月内裏歌合」歌（一〇二八番）を除いて、すべて「堀河百首」なのである。『金葉集』における国信の歌（四首）からして、「堀河百首」三・「国信歌合」一であり、「堀河百首」歌人としての評価が「歌人国信」のほとんどであるに等しいような状態である。この状況は、異母兄顕仲の場合と比べると、更に鮮明となる。神祇伯顕仲は『金葉集』に十首入集しているが、橋本氏が指摘したように勅撰入集の総数では国信に劣る（二十五首）。しかし、例えば『金葉集』の顕仲の歌を見ると、「堀河百首」も含まれるが、それはごく少数で、他の歌合歌や私的な歌のほうが多い。『金葉集』撰者・俊頼の『散木奇歌集』には、国信の名が度々見えており、公実・国信・顕仲に同時に歌を贈るなど、親しかった様子が窺われる。従って、『金葉集』の編纂に際して、顕仲の歌の資料は入手したが国信のそれは入手出来なかった、などとは考えがたいであろう。考えられるとすれば国信が比較的早くに、しかも家集を残さず死去したことで、結果的に晴れの歌のみが注目さ

れることになってしまった、ということであろうか。しかし、国信への評価が「堀河百首」にのみ偏るのはそればかりではないようである。

国信は、同時代の私家集、とりわけ女房歌人の家集では、実に生き生きとした姿を留めている。まず、国信が最も活躍した場所の一つであった中宮篤子内親王家の様子を伝える中宮上総の集に、

大ぬ殿にて、宮の御かたの殿上に御所おはします、月さやかにさしいりたりしに、源中将の御もとに候ひて、この月に歌ひとつよめと有しかば

はるのよもかかるひかりにてらしけりつきを秋とはたれかいひけん (中宮上総集・二)

返し 中将

はるはまづはなといひしをこよひより月はまさるとひとにかたらん (同・三)

五せちのころ、くにのぶの中将こもりゐて、みのひのてうがくの夜

くものすゑのひかげもしらずをみごろもやまゐにしづむことぞわびしき (同・八)

かへし

もろともにまづぞとはれしをみごろもとよのあかりにみえざりしかば (同・九)

と見える。『中宮上総集』(注1)は残欠本でわずか十一首分しか残っていないが、そのうちの四首が国信関連である。二・三番の贈答歌の詠作年次は、大炊殿が内裏であった時期(嘉保元年十月二十四日〜翌年十一月一日)の春であることから、嘉保二(一〇九五)年の春と考えられる。月の美しい晩、国信が月を詠めと言うので、上総が「春の夜も…」(春の夜もこんなに美しい月を、秋のものと誰が言ったのかしら)と応じたところ、国信が「春はまづ…」(春はまづ花と言っていた私だが、今宵からは月は優ると語ろう)と返歌して、上総に賛同の意

を示している。また、八・九の贈答は、今のところ年次が特定出来ないが、五節の頃に国信が病臥していて、中宮方に「雲の末…」と参加できない無念さを言って寄越したので、上総が、「もろともに…」(いつも小忌衣と一緒に奉仕したあなたが今年いないとは残念です)と返歌したものであろう。どちらも親密で暖かな場の雰囲気を感じさせる。この家集が完全な姿であったなら、こうした国信の姿がもっと残されていた可能性がある。

同じように国信が頻繁に登場する集として、令子内親王に仕えた大式の家集がある(注2)。

こき殿のほそどののうちに、さい院のはなかや、おほくちらされてをしをかれたる、源中納言
おもひいでてなをざりにだにとへかしな
(大式集・一八)

返し

この月にほふさくらをみてもまづみかきのはなをおもひこそやれ
(同・一九)

おなじ人、おなじ殿のひんがしおもてに、きりたてをしおきて、二三日まいらぬほどに

はなのさきたれば、かくなんとつげにつかはしたるかへりごとに、それをばいかはせん

ずるとありしに

をりうへしえだにさくらとつげやらばちるやちらずやなどやたづねぬ
(同・二〇)

かへし

ちらすなとをりてあづけし花なれば心しづかにおもふとをしれ
(同・二二)

この歌は前斎院令子内親王が弘徽殿に住んだ時期のものと思われるが、内親王の内裏入りは康和四(一一〇二)年十一月であるから、堀河院を内裏とした長治元(一一〇四)年十二月(翌年六月、及び嘉承元年十二月以降を除くと、康和五年春、長治元年春、嘉承元年春が、それに当てはまる。但し、一九番歌の「真つ先に斎院の桜を

思う」との内容から見て、康和五年か翌年（長治元年）が相応しいであろう。この時期の「源中納言」で、令子内親王家との関わりが深い人物は、国信（康和四年正月権中納言）である。令子内親王が齋院に卜定された折の初代齋院長官であり、康和元（一〇九九）年六月に齋院を退下した内親王が、内裏入りまでの間に住んでいたのが国信の五条坊門東洞院第であった（第一章参照）。大式から国信に送られた次の歌も、やはり同じ頃のものと考えられる。

四月ついたちごろ、さかりなるさくらを人のおこせたる、かめにさしておまへにおきたるに、
三四日ちらず、源中納言のがりつかはしし

くものうへにちとせとちぎる君がよははなもときはのさくらなりけり（大式集・三四）

国信は、令子内親王の齋院時代も折に触れて訪れていたようであるが、『大式集』では一貫して「源中納言」と呼ばれている。

月のあかき夜、源中納言

みぬさともかくやくまなくてらすらん月のひかりよわく心あれ（同・九六）

返し

たづねくる人もありやと月かげをおぼろけにやはたれもながむる（同・九七）

この院の人は、いをのみねて月みずとかやあるとかや、返し、八月廿よ日の月いでてのち、

源中納言のがり

たれか又ありあけの月をながめつつたびのそらなるかりがねをきく（同・九八）

いづくにもおはせむところをたづねてといひしかど、こよひはいへにねてときくこそをかしく。

「この院の人は」云々は、齋院の女房らは月も見ずに寝ているというような噂を耳にした国信が九六番歌（見ない人へは月も分け隔てせよ）を送り、これに大弐が反論したのが九七番（月をいい加減に眺めている人などおりません）、九八番歌（他に誰か有明の月を眺めながら雁の声を聞いているでしょうか）であろう。次の歌も齋院時代の歌と見られる。

源中納言、かぐらうたなどずしうたひて、とりなきぬとていそぎいでられしに

神のますゆふつけどりも心あらばあくとなつげそしのびねになけ

（大弐集・一四六）

これには続きがあり、俊頼が「この歌を国信に届けて返歌を預かって来よう」と言って帰るが、その後俊頼が来なかった話になっている。令子内親王は神楽を含めて音曲を愛好したようで、それは時代の流行ということもあるが、俊頼や、宗輔（注3）など、音曲に堪能の人々が齋院に出入りしていることが女房の家集に記されている。音曲に関係した場面は、令子内親王の内裏入りの後は更に増えたであろうし、そのような場には大抵国信の姿もあつたと推測される。

さい院いまはうちのみおはしますに、さとにいでさせおはしましたるに、人人まゐりて、

からうしてあそぼるるに、うちにてみやびとうたはせおはしまししめでたさおもひいでられて

ゆふしでやかみのみや人たまさかにもりいでしよははなほぞ恋しき
（大弐集・一七一）

返し、
源中納言

ゆふしでやかけてないひそ宮人のくものうへにてあそぶけしきに
（同・一七二）

ここに言う「さと」が嘉承元年に落成した内親王の里第・二条堀河殿だとすれば、贈答も同年のものである可能性があるが、『大弐集』成立を長治二年春頃とする見解もあり（注4）、里第が作られるまでは藤原有佐の三条

町尻邸が令子内親王の里第の役割を負っていたので、そこでの事とも考えられる。「月あかき夜」の贈答九六〇九八番や、この神楽歌「木綿幣手」「宮人」を巡る贈答には、『中宮上総集』の贈答と同様、女房と詞の遣り取りを楽しむ姿が感じられる。

国信は、女房らとの闊達な遣り取りを得意とした人であったが、無論その相手は女房ばかりではなく男性の歌人同士のこともある。

八月十五夜、頭中将国信朝臣許より

わがごとくきみもわれをやおもひいづるくまなき月をひとりながめて (行宗集・五 注6)

かへし

つきかげのころやそらにかよふらむしのぶるやどをさしてとふかな (同・六)

国信の頭中将時代は嘉保元(一〇九四)年六月〜承徳元(一〇九七)年四月の間であり、八月十五夜のことである右の歌の詠作年次は、嘉保元年、同二年、永長元年に絞られる。行宗は、寛治八(嘉保元)年に右兵衛佐の労で従四位下となり、院の昇殿を許されて白河院の和歌行事等には召されたものの、元永三(一一二〇)年に修理大夫となるまでは長く散位となった。恐らく嘉保元年以降、内裏等の十五夜の催しに加わらなかったであろう。そんな行宗に対して、国信は「君を忘れていないよ」と暖かい慰めの気持ちを伝えたのである。慰めの歌と言え、この『行宗集』の贈答より二、三年早い時期の贈答が『俊忠集』に見え、後に『千載集』にも採録されたが、これが勅撰集に採られた唯一の私的な歌である。

故殿うせたまひて、五月五日、源中将国信のきみのせうそこして侍りし返事のついでに

すみぞめのたもにかかるねをみればあやめぞしらぬなみだなりけり (俊忠集・一八)

返し

中将

あやめぐさうきねをみてもなみだのみかくらむそでを思ひこそやれ

(同・一九)

俊忠の父・忠家は寛治五(一〇九一)年十一月七日に死去したので、この贈答は翌年五月のものである。これも節会の日に、その場に加わることの出来ない人を気遣ってであろうか、便りを送っている。延久元(一〇六九)年生まれと推定される国信はこの年二十四歳、俊忠は延久五年生まれで二十歳であった(注5)。この二例からは、優しい気遣いの出来る人としての国信の姿が窺われるように思う。

『散木奇歌集』では、特に連歌の部分に、場を明るくリードする国信の姿がよく表れている(注6)。

堀河院、弘徽殿にわたりてあそばせ給けるに、くろおとこといふふえふきのこゑしけるを

きこしめして 御製

くろをとこくろどのほどにおとすなり

中納言、御まへにさぶらひて、とくつかまつれとせめられければ、くちにまかせ、つかまつりける

ひこのしろぬしゆきたかがるい

(散木奇歌集・一五六四)

堀河院御時、年中行事の御障子のもとにをはしましてあそばせ給けるに、さとよりまいりたる人の殿上にゐてももの申をききて、中納言国信のしもにをはしますに、あしうのぼりたるかな、とみそかに申けるをきこしめして、御くちずさめのやうにおほせられける 御製

くものうへに雲のうへ人のぼりぬ

俊頼つかまつれ、と中納言申ければ

しもさぶらひにさぶらへかしな

(同・一五七八)

堀河院御時、ゆば殿にてあそばせ給しに 源中納言

はるくればゆみばどのにてまとゐせり

とうつけよ、とせめおほせられければ

番にあたりてまいる人人

(同・一五八〇)

堀河院御時、出納が腹立て、へやのしうといふものを、みくらのしたにこむなるを聞て

源中納言国信

へやのしうみくらのしたにこもるなり

つけよとせめありければ

をさめどのはところなしとて

(同・一六〇七)

御製に対して俊頼に付けるよう促す点などには橋本氏も注目され、国信が「堀河院歌壇のリーダーであったことも自然とうべなへる」と述べるが、明るく伸びやかな堀河天皇周辺の空気は、天皇自身に由来する面もあるうが、国信の存在も大きかったのでないだろうか。しかし、このような私家集に見る国信の、伝統的な詠み口、場に依拠した歌は、当代の秀歌を旨とする撰集の際には最早顧みられないものであったかもしれない。国信が専ら「堀河百首」において評価される歌人となったのは、堀河天皇時代を生きた貴公子らしい日常の歌が、時代が求める新しい傾向に属する歌ではなかったことを物語っていよう。

最後に、国信と同時代の女房歌人・肥後の歌と国信との興味深い関係に触れて置く。『肥後集』には、国信の名は増補の可能性もある末尾の「艶書合」歌に一回見えるのみである。「艶書合」後番歌で肥後の歌に返歌した

のが国信だったからである。そして、次に示す『肥後集』の二首（注7）は、一見国信とは関わりないが、実は関わる歌であるらしい。

しほゆのことに、つづくにわたりに、かりやのものはかなきにゐて、宮こもこひしうつれ
づれなれば、人のがり

くさまくらさがきうすきあしのやはところせきまでつゆぞおきける
をとこにやるにかはりて
（肥後集・一七二）

あづまやのあさぎのはしらわれながらいつふしなれてわすれざるらん
このうち、前者は、『散木奇歌集』には次のように見える。
（同・一九五）

肥後君と修理大夫行宗といひかたらふなかにて、つねに歌よみかはすと聞けるに、津の国
にしほゆあみにまかりて、かの国より彼大夫のもとに

草枕さがきうすきあしのやはところせきまで袖ぞ露けき
とよみておくりたりけるをみて、此歌の心にては、ただのかたらひにてはあらざりけりと
（散木奇歌集・七五二）

みえければ、よみてつかはしける
さががきのうすきあしやの露けさにしほれにけりとみえもする哉
（同・七五三）

かへし
あしのやにしほれもふさずかりにても露も心をなにおくらん
肥後君
（同・七五四）

肥後が行宗に送ってきた歌を俊頼が見て、からかっているのである。ところが、同じ肥後の歌が『続詞花集』では、

つのおくになるところにしほゆあみにまかれりける比、中納言国信せうそこして侍りけるに

肥後

草枕ささがきうすくあしのやはところせきまで露ぞおきける (続詞花集・旅、七〇一)

とあり、国信に送られた歌になっている。『散木奇歌集』の一連の歌は臨場感があって信憑性が高いように思われるし、『続詞花集』の詞書も無下に否定し難い。そこで、仮に行宗と国信の双方に同じ歌を送ったと解釈すれば問題はなくなるが、『続詞花集』の詞書も正しいとすると、これはどのような資料に拠ったのが気になってくる。同じく、一九五番歌「あづまやの」は、『千載集』に、

中納言国信しのびても申してのち、つかはしける 前齋院新肥前

あづまやのあさ木のはしらわれながらいつふしなれて恋しかるらん (千載集・恋三、八一)

として見え、肥後は「前齋院新肥前」なる女房が国信に遣る歌を代作したことが知られる。この「前齋院新肥前」は『六花和歌集』(恋・一四三九番)では「前齋院肥前」とある。詠作時期を『肥後集』成立に近い頃と考えた場合、それは康和二年頃のこととなり、「新肥前」若しくは「肥前」が仕えていた「前齋院」は、前年に退下した令子内親王という可能性もあろう。国信が入り先の女房と深い関係を持ったとすると、令子内親王家がこの時期のどの前齋院家よりも相応しいようにも思われる。また、その問題とは別に、この歌の場合も、『千載集』はどのような資料から採ったのが気にかかる。つまり、肥後の二首の歌を巡るこの状況から、『続詞花集』や『千載集』の撰集時には、国信の私的な歌に関する何らかの資料があったのではないかと想像することが可能にもなるのである。

源国信は、堀河天皇の時代の有りようを象徴する歌人であった。後代に影響を与えた「艶書合」や「堀河百首」

という新しい試みの中心的な位置にいて、活発な和歌活動を行った人々のリーダー的存在である一方で、女房歌人らの家集に残る貴公子・国信は、場に依存する伝統的な歌で闊達な応答を繰り広げる人であった。その意味で、国信は、宮廷貴族文化の伝統維持と新風の模索という、彼の生きた時代が要請する両面性を端的に表している歌人と言えるのではないか。

歌の引用は、特に断りのない場合は『新編国歌大観』による。

注1、引用は『私家集大成 中古Ⅱ』によるが、オドリ字を仮名に直し、濁点を施した。

注2、引用は冷泉家蔵・為家本『二条太皇太后宮大式集』（時雨亭叢書六十三『平安私家集十一』所収）により、読点と濁点を施したほか、オドリ字を仮名に直した。

注3、引用は『私家集大成 中古Ⅱ』によるが、オドリ字を仮名に直し、濁点を施した。

注4、塚谷多貴子氏「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』52号 一九七四年十一月）の補注10に詳しい。

注5、国信の生年は『中右記』天永二年正月九日条に見える行年「四十三」に従った。『尊卑分脈』は行年を三歳年長の「四十六」とする。また、俊忠の年齢は『公卿補任』に従ったが、こちらも『分脈』は行年を三歳年長の「五十三」とする。

注6、引用は『私家集大成 中古Ⅱ』所収「俊頼Ⅰ」によるが、オドリ字を仮名に直し、濁点を施した。

注7、引用は冷泉家蔵為家本『肥後集』（時雨亭叢書六十三『平安私家集十一』所収）により、読点と濁点を施し、オドリ字を仮名に直した。

結び―令子内親王家の文芸活動の特質と意義

令子内親王は、白河天皇皇女として生まれたが、藤原師実・麗子夫妻によつて摂関家で養育された。従つて、その齋院時代は師実・師通親子の手厚い後見を受けて、摂関家の文化的豊かさを象徴するような存在であつた。齋院となる以前の生活については、師実夫妻と行動を共にしていたことがわかる程度で詳細は知られないが、齋院に卜定される頃からは『後二条師通記』や『中右記』等によつて、その動静を詳しく知ることが出来る。それらの史料によれば、齋院令子内親王の御禊の行列は、勅使以下の殿上人や供奉の人数等に重々しさが偲ばれるし、それを師実夫妻や父院も見物しており、華やかな齋院の有様が想像される。齋院御所における生活も、他の齋院時代よりも神楽の催行が多かつたことを初めとして、師実の折に触れての訪問、廷臣らの訪問もあり、人の出入りが多く、音楽や和歌の贈答などが盛んに行われたのである。永長元年五月には齋院で歌合が企画されていたことも知られるが、この歌合は廷臣らも方分けされており、齋院女房らによる内輪のものではなく、規模の大きい盛儀歌合に準じるものであつたことが知られる。また康和元年には、三月の花見、四月三日の和歌披講と、師実が廷臣を率いて齋院を舞台に賑々しい遊興を繰り広げている。この時期は、郁芳門院媞子内親王の許で、白河院の後見による「根合」「前裁合」が行われていることを考えると、そのような院と郁芳門院に対抗するかのようになり、摂関家が一門を挙げて妹の令子内親王を盛り立てる姿勢を示しているとも見ることが出来る。すなわち、この時期の令子内親王は、堀河天皇中宮となつた篤子内親王と共に、

撰関家にとっては「自家の人」であり、盛大に後見し家の力を示すに格好の対象なのであった。その意味で内親王は女房らと共に「撰関家文化圏」にあったと言ってよいであろうし、この時期の内親王家の和歌における活動を伝えるのが『撰津集』であって、撰関家におけるそれを伝えるのが『肥後集』である。

しかし、令子内親王が斎院を退下した頃、まず関白師通が三十六歳で薨去し、撰関家は大きな痛手を被った。師実は既に引退の身で、若い忠実を指導して撰関家の威勢を保つことに力を注がなければならなかった。しかしその時期の『殿暦』には、前斎院令子内親王が師実夫妻の住む京極殿に渡り、またその後宇治に行くなど、夫妻と行動を共にした記事が見える。内親王は退下の後も「撰関家の娘」であったと見てよいであろう。しかし、退下した齋王が行うべき唐崎の祓えを済ませないうちに、康和三年二月、師実もまた薨去した。同年九月二十五日の令子内親王の唐崎祓えの記録（『中右記』）から、この時期の令子内親王が源顕房（生母賢子中宮の実父）一族の後見を受けている様子が窺われるが、それは令子内親王と撰関家の関係が変化したというよりも、師通・師実の相次ぐ薨去による事情、つまり撰関家が前面に出て後見することが難しい状況になったために、結果として雅実・国信以下六条源家が扈從したということであろう。そしてその翌年、康和四年十一月十七日、ちょうど五節の頃に、令子内親王は内裏に入り弘徽殿に住むようになった。これはその前後の『殿暦』『中右記』の記事から見て、師実の生前から考えられていたことであり、堀河天皇と撰関家（忠実）の意向が一致していただけでなく、白河院の意向にも添うものであったと見られる。内裏に移り住んだ令子内親王と女房たちは、今度は堀河天皇を中心とした文芸活動の中に身を置いたが、それはちょうど「堀河百首」が作られた時期である。内親王自身は歌人ではないが、肥後・撰津・大式らを初めとして、何人もの歌詠み女房を擁していた前斎院令子内親王家は、「堀河歌壇」の一部となり、堀河天皇側近の廷臣歌人らとの交流も盛んであった。『大式集』はこの時期の内親

王家の様子をよく伝えている。

嘉承元年、令子内親王は二条堀河第の完成によって、内裏と里第とを往復するようになっていたが、翌年七月に堀河天皇が崩じた。内親王は再び後見者を失ったのである。しかし、新帝鳥羽が幼少で、即位の礼にあたり同興する人が必要であるということから、令子内親王が准母として立后し、皇后宮と呼ばれることになった。これによって内親王とその女房らは今度は「鳥羽天皇后宮文化圏」とでも言うべきものに属することとなる。皇后宮としての生活は、当初は引き続き撰関家（忠実）の後見を受けるものであったが、歌会における歌人の顔ぶれ等からは、時に父白河院の力添えなども受けての催しであったことが窺われる。鳥羽天皇のもとに璋子が入内して後宮に新たな華やぎが生まれるようになるまでは、皇后宮令子内親王が後宮の中心であった。内親王家が少なからぬ歌詠み女房を擁し、音楽や物語を愛好する風雅な宮と描写される（『今鏡』）ような文芸活動を展開したのは、後宮の中心としての必要性もあつたものと思われる。この皇后宮期には、令子内親王家の具体的な姿を伝える歌集等の纏まった記録はないが、『金葉和歌集』の皇后宮周辺和歌の多くが、この時期に相当すると見てよい。

このように令子内親王の人生は、そのまま内親王家の文芸活動のあり方に影響したので、その活動は一見すると一貫性やオリジナリティーのないものであるように思われる。そのためか、肥後、撰津など一部の女房歌人は研究もされ一定の評価を受けるものの、令子内親王家全体の文芸活動とその特質の研究はあまり顧みられることがなかった。しかし、強い個性もなく、貴族社会の状況が色濃く反映した存在であることにこそ、令子内親王とその家の文芸活動の特色があり、令子内親王家の有りようは院政前期という時代とその文化の具体的様相をきわめて能弁に物語っていると断言するのではないだろうか。

齋院を退いた後の令子内親王を考えて見ると、他の齋王をつとめた内親王たち、例えば同母妹禎子内親王のよ

うに、後半生を前齋院として穏やかに過ごすといった道も、可能性としては無かったわけではない。しかし、令子内親王の場合は、撰関家の養女的存在であったこと、六条源家の人々にとってもかしづき抛るべき存在として意識されたこと、「偏我君殊所令沙汰申御」という堀河天皇最愛の姉宮であったこと、白河院も心を配る皇女であったこと、これらの要素が結合した結果として、堀河天皇の内裏に住むことになり、次いで鳥羽天皇の准母となるに至った。院や撰関家によって諸国の莊園集積が進行し、院も朝廷も私的関係や血縁関係によって支えられ維持される時代であって、複数の「家」と強く関わる令子内親王の人生は、他の齋王たちとは大きく異なる方向に歩むことになったのである。妹禎子内親王の場合は、四条宮寛子の養女として、頼通から寛子に受け継がれた遺産の継承者という道が早くから確定していたところがある。同時代に生きた齋王経験者として、堀河天皇中宮となった篤子内親王の場合は、堀河院歌壇の一郭を成したという点で令子内親王と共通するところがあるが、令子内親王は代替わりしても内裏との関係が却って強まり、幼帝の後宮の中心としての役割を負った点で、その文芸活動の意義がやはり異なっていよう。

では、そうした政治状況や社会の変化と密接に関わるものであるところの、内親王周辺の文芸活動とは具体的にはどのようなものであったのか。『撰津集』から窺われる齋院時代の令子内親王家とその文芸活動は、同じ時期に師実に使えていた肥後の家集から窺われる撰関家のそれとほぼ同じ特色を持つように思われる。それは、撰関家の伝統と権威を守り、文化的にも主導権を保ち続けようとする師実・師通親子の意識の反映が見られるものであって、撰関家のその姿勢の表現の場の一つが齋院であったのである。すなわち令子内親王の齋院期における内親王家の文芸活動は、撰関家の伝統と権威によってもたらされ、撰関家の嗜好や美意識が色濃く反映したものであった。とは言え、齋院における神楽や女房と廷臣たちの交流に見られるように、芸能や管絃との密接な関わり

りが感じられる点に時代の流行の反映も見られ、従来の齋院の文芸活動とはいささか異なる面が表れているように思われる。

次いで、『大式集』に見る令子内親王の内裏居住期の活動には、幾つか注目すべき点が見られる。それは、『堀河百首』等の百首歌との関連を思わせる題詠歌があること、庚申の夜の歌が『摂津集』のそれに比べて技巧的・遊戯的な歌になっており、それがこの時期の天皇以下廷臣らの好んだものと考えられること、天皇が弘徽殿を訪れた折などには管絃や神楽歌等が行われ、女房らも共に楽しむ生活であったらしいこと、漢詩文の影響を受けた物語的な連作の歌が見られることである。令子内親王の前齋院期のうち特に内裏居住期における内親王家の活動は、堀河天皇を中心とした文化活動の中にあつてその特色を体现するもの、いわゆる「堀河院歌壇」の持つ明るく活動的な雰囲気をよく示しているものと言つてよい。

令子内親王の皇后宮期に移ると、遺された資料は断片的ではあるが、比較的小規模な歌会が何度も催されたことが想像される。元々令子内親王の許での催しは、堀河天皇内裏期の『殿暦』に「齋院御方女房管絃」「齋院御方に聊か鞠の事有り」等と記されるように、基本的に小規模で、かなり即興性もあり、和歌も、小弓・蹴鞠・管絃、或いは今様や神楽歌などと同じ場のものであることが多かったと思われる。「これこれの催しが令子内親王の許で行われた」と記録され伝えられることが少なく、そのために令子内親王が文芸の研究上重要な人物として注目されることがなかったのは、多くの人を招集して規模の大きな歌合や物合の類を行う時代でなくなったこと、文化的活動が「家」や気の合う仲間同士で行われる傾向が強まったことが大きく影響している。令子内親王の許では、齋院時代からそうであったように、庚申の夜などに女房と皇后宮職の役人たちを中心にした歌会がたびたび催され、その歌会に俊頼や顕季ら当代の一流歌人たちも折々参加していたが、それは白河院の意向によるもの

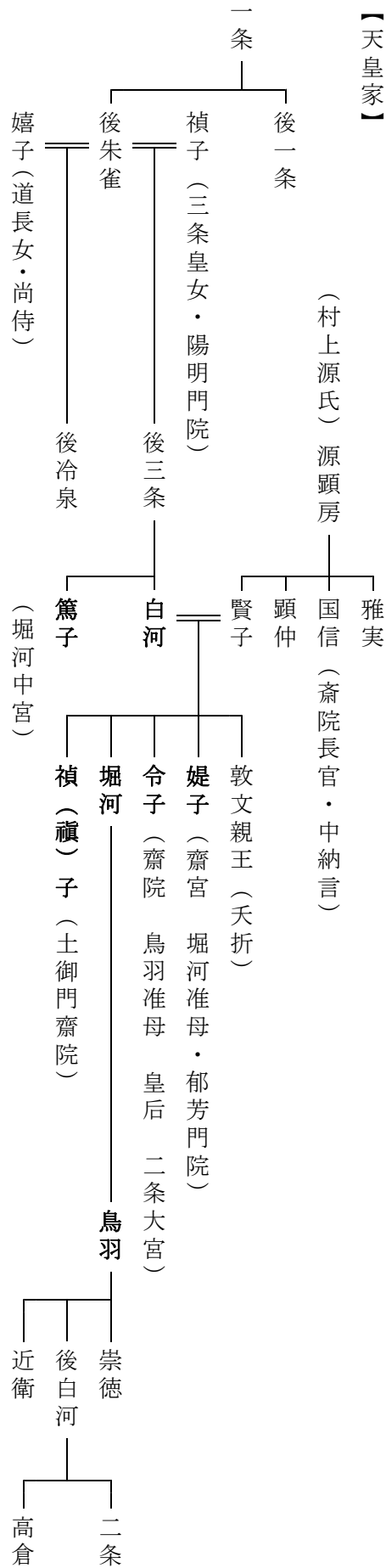
でもあつたらしい。そこで詠まれていた和歌は、総じて個性的なものとも斬新なものとも言い難いが、それでも『金葉集』には皇后宮女房の歌及び皇后宮歌会の歌が合わせて十七首見え（初度本、三奏本含む）、伝統を踏まえた流麗な歌が見られる。そもそも皇后宮令子内親王家に期待されていたものは、伝統の継承とその維持にあつたのではないか。皇位継承の決定権等は院の許にあるが、祭祀を中心とした政務を天皇が行うという所謂「院政」の形は、白河院政の後期に完成したが、令子内親王は鳥羽天皇准母となることで、伝統的な「まつりごと」を行う天皇家を支える人になったからである。例えば、皇后宮令子内親王のもとでは、毎年十二月二十日前後に公卿や殿上人が奉仕して仏名会が行われたことが史料に見えるが、ほかに灌仏会や仁王会等も行われたようであり、こうした各種年中行事の継続と維持も皇后宮としての役割であつた。和歌や管絃等の催しはこれらと同様に、後宮の雅びの伝統維持の意義を担うものであつたと思われる。王朝文化の伝統的雅びを継承しつつ、時代背景から来る変化をも反映して続けられた令子内親王家の和歌は、院政の時代にふさわしい和歌、新しい時代の和歌を生み出す創造の過程であり、続く時代のための土台であつた。

院政の開始から確立に至る時代、貴族社会が激しく変貌した時代に生きた令子内親王は、自身の意志や心情を窺わせるものを遺してはいない。しかし、令子内親王が斎院、前斎院、皇后宮、太皇太后宮と、呼称も環境も少しずつ異なる場所に身を置きながら生きたことは、その間内親王家とその周辺で行われた文芸活動に、変化する貴族社会の様相を映し続けることになつた。白河院政の時代から鳥羽院政の時代に至る文学活動の実像を探るには、和歌に於いては「堀河百首」や『金葉集』に代表されるような、個々の作品を読み解くことも重要であるが、その周辺の文芸の場のあり方と、その時代の人々の意識や生活の実態を探ることもまた必要であろう。令子内親王はこの時代の重要人物であり続けた。その内親王家の文芸活動を精査し特質を考察することは、この時代の文

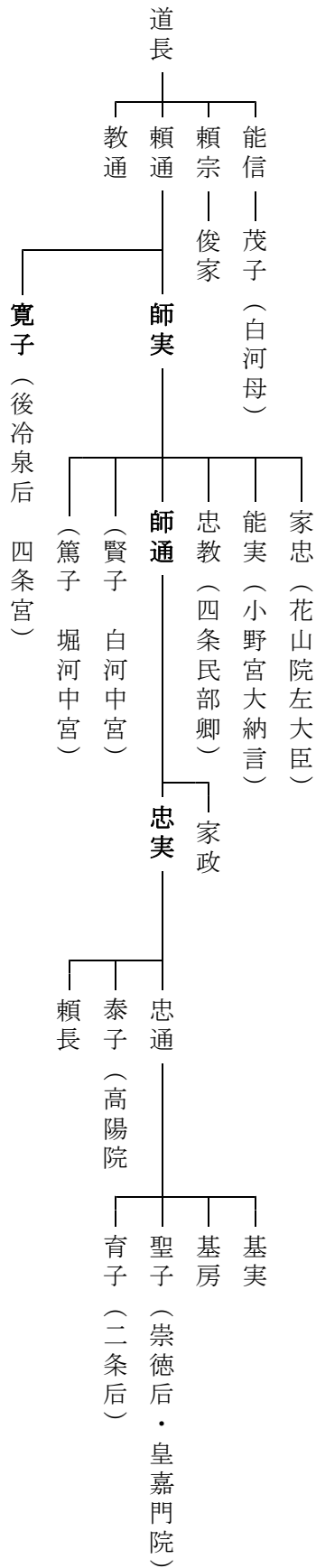
学の研究に必要なばかりでなく、ともすれば「頂点」の部分にのみ関心を向けがちな和歌史の研究に於いても必要なことであり、精確な和歌史の把握のために寄与するところが少なくないものである。

【資料1 令子内親王関係図】

【天皇家】



【摂関家】



【資料2 令子家関係的歌集成】

※令子内親王家に關係する歌としては、まず歌集『肥後集』『撰津集』『大式集』、次いで「堀河院艶書合」等の歌合、更に「堀河百首」・「永久百首」等が挙げられる。それらは個別の作品として翻刻もされているので、ここではそれらを除いた。また、それらの所収歌で、勅撰集・私撰集に採録されたものも多数であるので、同じくここでは除いた。

A 令子家女房とその歌（歌会における歌を含む）

1 金葉和歌集

月前郭公といへることをよめる

皇后宮式部

一二三 郭公くものたえまにもるつきのかげほのかにもなきわたるかな

月をよめる

皇后宮肥後

一八九 月を見ておもふこころのままならばゆくへもしらずあくがれなまし

暁聞鹿といへることをよめる

皇后宮右衛門佐

二二三 おもふことありあけがたの月かげにあはれをそふるさをしかのこゑ

野花帶露といへることをよめる

皇后宮肥後

二二七 しらつゆと人はいへども野辺みればおくはなごとに色ぞかはれる

題不知

皇后宮右衛門佐

三七七 なみだがはそでのみせきもくちはててよどむかたなき恋もするかな

俊忠卿家にて恋歌十首よみけるに誓不遇といふ事をよめる 皇后宮式部

三九八 あひみてののちつらからばよよをへてこれよりまさる恋にまどはん

(恋の心を人人のよみけるによめる) 皇后宮美濃

四〇四 かきたえてほどもへぬるをさがにのいまは心にかからずもがな

皇后宮にて人人恋歌つかうまつりけるに、被返文恋といへることをよめる 美濃

四〇七 こふれども人のこころのとけぬにはむすばれながらかへるたまづさ

(恋のこころを人にかはりて) 皇后宮女別当

四二〇 たのめおくことの葉だにもなきものをなにかかされるつゆのいのちぞ

人のもとよりせめてうらみてそでのぬるさまを見せばやと申しければよめる 皇后宮少将

四八一 うらむともみるめもあらしものゆゑになにかはあまの袖ぬらすらん

源仲正がむすめ皇后宮にはじめてまゐりたりけるに、ことひくときかせ給ひてひかせさせ給ひければ、つつましな

がらひきならしけるをききて、くちずさびのやうにていひかけける 摂津

五四一 ことのねや松ふくかぜにかよふらんちよのためしにひきつべきかな

返し 美濃

五四二 うれしくもあきのみやまの秋風にうひことのねのかよひけるかな

【金葉集・補遺歌】

待草花といへることをよめる 皇后宮美濃

六七五 藤ばかまはやほころびてにははなむ秋の初風吹きたたずとも

(題しらず) 皇后宮美濃

七〇三 よなよなはまどろまでのみあり明のつきせずものをおもふ比かな

2 詞花和歌集

大納言経信、大宰帥にてくだり侍りけるに、俊頼朝臣まかりければいひつかはしける

太皇太后宮甲斐

一八三 くればまづそなたをのみぞながむべきいでむ日ごとにおもひおこせよ

3、千載和歌集

(述懐のうたとてよみ侍りける) 二条太皇太后宮別当

一一二 さま川におろすいかだのうきながらすぎゆく物は我が身なりけり

4、万代和歌集

名だちのうらをよめる 二条太皇太后宮撰津

三三〇一 かづきするなだちのうらのあまびとはなみのぬれぎぬいくよきつらむ

(歌枕名寄・四三六九、九六三四番)

5、夫木和歌抄

あだ人の池、未国

あだ人の池を、明玉 二条太皇太后宮撰津

一〇八二二 あだ人の池の心もしらなくにいさともかくはいひもはなたじ

6、郁芳門院安芸集

思ふこころありて、かもにまありてかくおぼえし

四四 ちはやぶる神のしるしにみたらしのみづともいかで思ひてしかな

さい院の大式まありあひて、かへし

四五 みづがきの神のしるしをとりつみてけふよりこそはふねながるらめ

例ならずのみ侍るころ、ほととぎすをききて

四八 ことづての人もやあるとほととぎすこのよならでも猶やまたれん

かへし 齋院の大式

四九 見し人のことかたるとやほととぎすまちぞまさらんしでのやまみち

7、続後拾遺和歌集

たかはかり

二条太皇太后宮大式

五二一 君が代に千とせをかねてすみた川かりにもあだの影はうつらず

(秋風集・一三四八)

8、林下集(女房・堀川 関係歌)

二条大宮ほりかは故卿女也 ひととせひよしのやしろにて神ぐらをしてはべりしを、又いかでかきくべきなど上西
門院の兵衛どのにつたへて申して

一七八 ゆふだすきかけてもきみはしらじかしありしにはびのかげをこふとは

返し

一七九 さかきばのいろをかもしる人をしりそめぬるもかみのめぐみか

かくてつかはしたりし返ごとに、これはつたふべしとて 兵衛どの

一八〇 いかまたしめのほかなるよそ人もこふるにはびのかげをみるべき

さてまたかのほりかは、返ごとに

一八一 人しれぬこころにかけしゆふだすきかかるやかみのしるしなるらん

9、風雅和歌集(女房・堀川 関係歌)

昔法金剛院の梅をめでける人の、年へて後いかなりぬらんといふに、をりてつかはすとてよめる 上西門院兵衛

一九六四 なに事も昔がたりになりゆけば花もみし世の色やかはれる

返し

二条太皇太后宮堀川

一九六五 かくばかりうつりゆく世の花なれどさくやどからはいるもかはらず

B 令子内親王家の歌会等（重複を避けるため、勅撰集と私家集の両方に見えるものは、私家集に統一した）

齋院時代

【千載和歌集】

二条太皇太后宮、賀茂のいつきと申しける時、本院にて松枝映水といへる心をよみ侍りける

京極前太政大臣

六一六 ちはやぶるいつきの宮のありす川松とともにぞかげはすむべき

【秋風集】

康和元年四月三日齋院にて、松みづに映ずといふことをかうぜられけるによみ侍りける

富家入道前関白

六二四 ありす河松のよはひのかげ見えて千よもいつきのすみぬべきかな

【行宗集】

皇后宮齋院にておはしまししとき、故源中納言など人人あまたまゐりて、まりのことなどありて、三月つごもりのことにや、まかりかへりしに、ものにもかかでさぶらひしてかくありし
二三 いかにしてたちかへるらむ神がきにかかれるふぢのいろをみすてて
かへし

二四 さらにぬだにかへるそらなきゆふざれにむすびとどむる神がきのふぢ

皇后宮時代

【金葉集 二度本より】

皇后宮にて人人恋歌つかうまつりけるによめる 大宰大貳長実
四二九 みちのくのおもひしのぶにありながらこころにかかるあふのまつばら

皇后宮にて山里恋といへる事をよめる 左京大夫経忠

六九五 山里のおもひかけぢにつららみてとくる心のかたげなるかな

【金葉集初度本】

皇后宮にて人人歌つかうまつりけるに、江上月といふ心を読み侍りける 藤原重基
二九二 秋の夜のふけゆく空にくもはれていりえにおつる山のはの月

【金葉集 三奏本】

皇后宮に人人まゐりて歌つかうまつりけるに、松色不改といへる事を 太宰大貳長実
五三一 すみよしの松のしづえをむかしよりいくしほそめつおきつしらなみ

【六条修理大夫集】

皇后宮にて庚申夜、晚風如秋并恋

三五三 ゆふざれのかぜのけしきのすずしさにしかなきぬべき心地こそすれ

三五四 いかにせんにひじまもりがあさごろもあさましきまであはぬ君かな

同夜又、待草花并恋

三五五 おもふどちつゆうちはらひ見にゆかんはなのはぎのはやもさかなん

三五六 ますらをのゆみにきるてふつきの木のつきせぬ恋もわれはするかな

【散木奇歌集】

皇后宮に人人まゐりて歌つかまつりけるに、雨中鶯といへる事をよめる

五〇 春雨はふりしむれども鶯の声はしをれぬ物にぞありける

皇后宮に会ありけるに院宣にまゐれと催ありければ、まゐりて雨中鶯といへる事をつかうまつりけるにかへして恋の心を

一二〇二 あさからず思へばこそはほのめかせほりかねの井のつつましき身を

【続詞花集】

二条の大き太后の宮にて、樹陰翫泉心をよみ侍りける 贈左大臣（藤原長実）

一四五 松がねに岩もる清水結ぶよは我が身ひとつの秋はきにけり

みな月のころほひ二条の大き太后宮、待草花歌人人よませ給ひけるに 美濃

一四八 藤ばかまはやほころびて匂はなん秋のはつ風ふきたたずとも

二条のおほき太后宮にて、月照松と云ふことを 源忠季

三五一 はがへせぬ松のこまよりもる月は君が千年のかげにぞ有りける

【行宗集】

落花埋庭 皇后宮会

八九 ちるがうへにまたちりかかるさくらばなくへへだてつにはのわかくさ

【雅兼集】

暁聞鹿 皇后宮にて

三一 おもひしる人にみせばやをしかなくふたかみやまのあけぼののそら

山家恋 皇后宮にて

五九 おもひやれまつふくかぜにゆめさめて恋しさまさる冬の山ざと

【頼政集】

毎日鶯を聞くといふ心を、二条大宮にて人人読み侍りしに

一五 日数行く旅のいほりをたつごとにききすてがたき鶯のこゑ

【今撰和歌集】

二条大宮にて、雨中鶯といふ事をよみ侍りける 肥前守為真入道

八 うぐひすの梅の花がさちりぬればふる春雨にそぼれてぞなく

二条の大宮にて毎夜月明 大式永範

七〇 いかなれば秋の空とはいひながらひとよも月のくもらざるらん

(金葉集二度本・橋本公夏本拾遺、四)

【万代和歌集】

二条太皇太后宮にて、落葉の歌人人よみ侍りけるに 権中納言師時

一三六五 とのもりにまたものいはむこのはちるあきのみやにはあさぎよめすな

【秋風和歌集】

二条大皇太后宮にて人人歌よみ侍りけるに、落葉を 源あきくにの朝臣
四四八 やまざとのあらしにたへぬ紅葉葉のあめとふるにも袖はぬれけり

【夫木和歌抄】

毎朝聞鶯と云ふ事を太皇太后宮にて 源仲正
四三六 うぐひすのねぐらに夜るはをさめたるこゑ朝な朝なはこびいづなり

C その他、令子内親王家に係する和歌

【雅兼集】

中納言になりたりけるを、皇后宮よりよろこびおほせられたりければ、堀川院の御事おもひいでて
八二 うゑおきしにほひとおもへばむめはないとどむかしのはるぞこひしき

【続詞花集】

二条大后宮の式部にいひわたるを、つれなくてすぐるほどに、まめなる人につきてあづまのかたへゆきけるが、
あはづといふ所よりかへる人につけて、くずのはのかへらんをまでいへりければ、くにへおひていひつかはし
ける 左京大夫頭輔

六九七 あはづののくずのすゑばのかへるまでありやはつべき露の命を

資料 3 肥後集関係 略年譜

(先行研究を基に、更に高野瀬が検討を加えたもの)

年号 西暦	歴史事項 と 撰閲家の動向	肥後及び『肥後集』関連事項
長久元 1040	七月 伊勢など大風雨、大水	この頃誕生か(森本説)。
長久二 1041	藤原公任没	この頃誕生か(高野瀬)。
永承六 1051	前九年の役	この頃までに出仕か。
延久四 1072	白河天皇踐祚	四月廿二日庚申或所歌合・集 66 番
承保二 1075	藤原師実、任関白	この頃、夫・藤原実宗、任肥後守
承暦三 1079	二月、京、大火	筑紫下向、集 133・157・167・170・171・174 番歌
応徳三 1086	堀河天皇踐祚、白河上皇院政開始 師実摂政 『後拾遺和歌集』成立	
寛治元 1087	正月、堀河天皇元服 六月、令子内親王、齋院卜定	
寛治三 1089	四月、齋院令子御禊 師実関白	
寛治四 1090	正月、媞子内親王立后 五月、齋院令子内親王入野宮	集 61 番、この年の夏頃か
寛治五 1091	十月、篤子内親王入内 十二月、師実五十賀	集 2 番、師実五十賀の頃か
寛治六 1092	第四次・高陽院落成(七月)	集 1・3 番、この頃か
寛治七 1093	二月 篤子内親王立后	集 28・29 番、左大将師通との贈答
嘉保元 1094	七月七日、高陽院七夕歌会 三月、師実辞関白、師通関白、忠実左大将	集 86 番(たなばた風を扇にす) 集 6~8 番「拝礼」の歌、この頃の正月か

永 久 四 1116	嘉 承 二 1107	長 治 二 1105	長 治 元 1104	康 和 五 1103	康 和 四 1102	康 和 三 1101	康 和 二 1100	康 和 元 1099	承 徳 二 1098	承 徳 元 1097	永 長 元 1096	嘉 保 二 1095
<p>八月 高陽院七番歌合</p> <p>正月十日、師実、京極殿（土御門第）へ移る</p> <p>三月、京極殿にて法華懺法</p> <p>五月頃 齋院令子内親王家歌合の企画</p> <p>正月、京都で大火 高陽院里内裏（十月〜康和二年六月）</p> <p>二月、京都で大火</p> <p>六月、令子内親王、齋院退下 同月 関白師通薨</p> <p>忠実、氏長者（十月 禎子内親王、齋院卜定）</p> <p>高陽院里内裏（この年八月〜康和四年九月）</p> <p>正月、右大臣忠実臨時大饗 二月十三日、師実薨</p> <p>閏五月二日・七日「堀河院艶書合」</p> <p>十一月、令子内親王内裏に入る</p> <p>（この頃、堀河天皇の家集収集の動きあったか）</p> <p>忠実任関白 「堀河百首」奏覧この頃か</p> <p>三月五日、内裏歌会</p> <p>七月十九日 堀河天皇崩御、鳥羽天皇踐祚</p> <p>十二月一日 令子内親王、鳥羽帝准母として立后</p> <p>「永久百首」成立</p>												
<p>集 52 番（三月ふたつある年）</p> <p>集 130 番（師通・師実の賀茂詣で）</p> <p>集 104 番、この頃〜康和二年秋 （あかつきがた、京極殿にて…）</p> <p>集 136〜138 番、（御せほふのれうに…）</p> <p>集 32・42 番、高陽院里内裏の頃の春か</p> <p>集 145 番、（五月一日のほど、菩提講に…）</p> <p>集 45 番（右大臣藤氏の長にて大饗）</p> <p>集 206・207 番「艶書合」後番の歌 集の成立はこの年二月以前か</p> <p>この頃までに令子内親王家に出仕か。</p> <p>『統後撰集』 1138・1139 番の天皇との贈答（三月五日内裏歌会の関連）</p> <p>この頃、夫・実宗、任常陸介。以後、女房名「常陸」</p> <p>八月雲居寺の結縁経後宴歌合に参加 この後数年のうちに死去か</p>												

資料4 撰津集・大式集関係 略年譜

(★の項は高野瀬の判断により入れたもの)

年号 西暦	撰津集 及び 撰津関係	大式集
長久元 1040		
長久二 1041		
永承六 1051		
延久四 1072		
承保二 1075		
承暦三 1079		
応徳三 1086	集10 ↳12番「治部卿、後拾遺まいらせし奥に：」これ以降 (但し、通俊の任治部卿は嘉保元年十二月)	集49・50番「水無月ふたつある年の：」永保三(1083)年か 集153143・154145番「後拾遺きこえし頃：」この時期か 集154145番「兼房の集たづぬとて」この時期か
寛治元 1087	集15・16番「撰津の入道の服にて侍しころ：」この年12月以降	集14・16・90・93・96・98・131・135・163番、「本院」とある歌及び「齋院にて庚申の夜：」等とある歌、齋院令子の許での詠 (寛治四年六月以降、康和元年六月以前)
寛治三 1089		
寛治四 1090		
寛治五 1091		
寛治六 1092	集1 ↳3番「高陽院にわたらせたまへる初めに、人々に歌：」	集56番「うるふ七月七日」
寛治七 1093		集46番「女院の根合に人にかはりて」五月五日郁芳門院根合
嘉保元 1094	集4 ↳8番「寛治八年八月十九日前関白師実歌合」	集173・174番「左大将」(俊房)と贈答、この年二〜三月頃か

長治二 1105	長治元 1104	康和五 1103	康和四 1102	康和三 1101	康和二 1100	康和元 1099	承德二 1098	承德元 1097	永長元 1096	嘉保二 1095
					集の成立はこの年か★					集9番「八月十五夜、関白殿より月の歌：」この頃く承德二年 前出、集10く12番の治部卿通俊との贈答はこの頃か？★
							集34・35番「五月五日、くすたま：」この年五月、又は以前★	集26・27番「京極殿の五十講の：」(『中右記』十月二十二日条) 集30・31番「雪のふりたりけるに、蔵人の少将：」この年か★	集22・23番「齋院にて歌合あるべしと：」この年五月	
							集50・51番「院の花御覧じに、とのばら人々などあまた：」 (『後二条師通記』三月十七日条)			
							集53番「松葉映水」題の歌(『師通記』四月一日条)			
							集54番「みちのくにのをくりに：」この年九月十七日以降			
										集91番「歌合せさせたまはんとせしをり」★
										集69番「うるふ九月つごもりの日」
										集82番「松葉映水」題の歌(同上)★
										集23・24番「齋院の花を見て：」の贈答は、この年の春以後★
										集18く21番「弘徽殿の細殿の：」国信との贈答、及び集146く152番「源中納言、神楽歌：」の俊頼との贈答は令子参内以後
										集34く37番「四月一日ころ、盛りなる桜：」の一連の歌もこの年の春以後★
										集185・186番「うちに人々の集めししに：」この頃か(橋本氏)
										集の成立はこの年の三月ころまでか(塚谷多貴子氏)

【資料5 篤子内親王家関係的歌】

第五章二節で取り上げられた歌を除く

堀河院御時中宮の御方にて殿上の人人歌つかまつりけるに恋の心をよめる
夜とともにくるしと物を思ふかなこひのもちぶとなれる身なれば（散木奇歌集・一〇五一）

中宮のえむに、梅花ひさしくにほふ
ここのへにやへさくむめはことしよりよろづよかねてにほふばかりぞ（江帥集・一六）

中宮まだ四のみやと申しし時、女房にものごしにあひてのちに
あかざりしよはのけしきのこひしにかさねぬそでをかへしつるかな（俊忠集・一一二）

りやうあんのとし、ながあめの比、中宮へまゐりたるに、火たきやに水のたまりたりければ
火たきやよりも水ぞながるる

といふをききつけて かづさの君
むねはもえなみだはむせぶころなれば（俊忠集・五五）

長治二年二月中宮女房花見侍りけるに、いひつかはしける 上総
しらくもに見えまがふらむやまざくらこころもそらにおもひこそやれ（万代・春下、二四九）

長治二年閏二月中宮女房花見侍りけるに よみ人しらず
おもひしれはなにたくひて日をへにしわれならざらむ人にをらるな（万代・春下、二八三）

堀川院かくれさせ給うてのち、五節に殿上人ひきつれて皇后宮にまうでたりけるによみ侍りける 堀河院中宮上総
あはれにも尋ねけるかなありし世にみしもろ人のおもがはりせで（続拾遺・雑下、一三〇五）

返し 権中納言師時
あらぬよのとよのあかりにあふ人はみし面かげをこひぬ日ぞなき（続拾遺・雑下、一三〇六）

堀河院御時、中宮の御方にうへわたらせ給ひて、藏人永実をめして、ごそに侍りけるたき物のひをけをめしにつかはし
たりければ、ゑかきたるきりひをけをとらすとて、周防内侍歌のすゑをいへりければ、とるとて 藤原永実
花やさきもみぢやすらんおぼつかなかすみこめたるきりひをけかな (続詞花・物名、九四四)

堀河院御時中宮女房たちを、亮仲実紀伊守にはべりける時わかか浦見せんとてさそひければ、あまたまかりけるに、
まからでつかはしける 前中宮甲斐

人なみにこころばかりはたちそひてさそはぬわかうらみをぞする (金葉・雑上、五七八)

堀河院御時、中宮御方にまありて女房にもましける程に、月の山のはよりたちのぼりけるをみて、をんなの月はまつ
にかならずいづるなむあはれなるといひければよめる 大納言公実

いかなればまつにはいづる月なれどいるをこころにまかせざるらん (詞花・雑上、二九九)

ゆきのあしたに、堀河院中宮上総がもにつかはしける 民部卿忠教

をのやまのまきのしづえもたわむまでふりやしぬらむけさのはつゆき (万代・冬、一四六〇)

堀河院御時、中宮の御方にて人にも申しけるに、郭公のほのかに聞えければ女のよめる

君とわれことかたらへば郭公忍びねすると人やきくらん (散木奇歌集・二五六)

返し

今夜さはねにあらはれね郭公かたらふ事のしるしと思はん (散木奇歌集・二五七)

堀川院御時、宮女房殿上人など、仁和寺のはなみにまうできて、みちのくにがみたづねにつかはしたりしに、かきつけ
し

いくとせにわれなりぬらむもろ人のはなみるはるをよそにききつつ (行宗集・四六)

宮に御経申すとて

ちとせへて君につかへむしるしにはみのりをかねてわれにさづけよ (行宗集・五九)

御かへし

それにより人をみちびく仏だにのりをばをしむものところそきけ (行宗集・六〇)

【資料6】 勅撰集・私撰集・歌合に見る国信の歌

原則として、題又は詞書（歌集名と歌番号）歌、の形で示し、場合によっては詞書全文をも示した。用字は原典による。引用は『新編国歌大観』による。

【勅撰集篇】

七夕（金葉・秋、一六三） たなばたにかせるころもの露けきにあかぬけしきをそらにしるかな

歳暮の心（金葉・冬、三〇四） なに事をまつとはなしにあけられてことしもけふになりけるかな

百首歌中、別（金葉・別、三四四） けふはさはたちわかるともたよりあらばありやなしやのなさけわするな

家のうたあはせ、はじめたる恋（金葉・恋下、四四四） 色見えぬこころばかりはしづむれどなみだはえこそしのばざりけれ

家の歌合、あひてあはぬ恋（詞花・恋二、二六二） あふこともわがこころよりありしかばこひはしぬとも人はうらみじ

堀河院百首（千載・春、二） みむろ山たににや春のたちぬらむ雪のした水いはたたくなり

おなじ百首、すみれ（千載・春下、一〇八） こよひねてつみてかへらむすみれ草をのしばふは露しげくとも

百首歌、しぐれ（千載・冬、四一一） み山辺の時雨れてわたるかざごとにかごとがましき玉がしはかな

百首歌、旅（千載・羈旅、五〇一） 浪のうへにあり明の月をみましやはすまのせきやにとまらざりせば

少将に侍りける時、大納言忠家かくれ侍りけるのち、五月五日中納言国信中将に侍りける時、せうそくして侍りけるついでに、つかはしける 権中納言俊忠

（千載・哀傷、五七二） すみぞめのたもにかかるねをみればあやめもしらぬ涙なりけり

返事 中納言国信

（五七三） あやめ草うきねをみても涙のみかくらん袖をおもひこそやれ

堀河院百首、残の雪（新古今・春上、一〇） 春日野のしたもえわたる草の上につれなくみゆる春のあは雪

堀河院百首（新古今・春下、一六〇） いはねこすきよ滝河のはやければ波をりかくるきしの山吹

堀河院御時、きさいの宮、潤五月時鳥（新古今・夏、二四八）ほととぎす五月みな月わかかねてやすらふ声ぞ空にきこゆる
堀河院かくれ給ひてのちよめる（新古今・哀傷、八四七）きみなくてよるかたもなき青柳のいとどうき世ぞ思ひみだるる
堀河院百首（新古今・羈旅、九二四）山ぢにてそほちにけりな白露の暁おきの木木のしづくに

中宮女房花見につかはしける日、花為春友

（新勅撰・春下、八五）はなさかぬと山のたにのきと人にとはばやはるをいかぐらすと

千鳥（新勅撰・冬、四〇五）友千鳥むれてなぎさにわたるなりおきのしらすにしほやみつらむ

堀河院百首（新勅撰・恋二、七四〇）くりかへしあまてる神の宮ばしらたてかふるまであはぬきみかな

堀河院御時、殿上にて題をさぐりて十首歌よみ侍りけるに、しほがまをよみ侍りける
（新勅撰・恋二、七六八）うらむともきみはしらじなすまのうらにやくしほがまのけぶりならねば
嘉承のころほひ、あけくれおもひなげきてよみ侍りけるうたのなかに 権中納言国信

（新勅撰・雑三、一一一九）きみこふと草葉のしものよとともにおきてもねてもねこそなかるれ

（一二二〇）かぎりとてたきぎつきにしべなればあさぢふみわけてとはぬ日ぞなき

（一二二一）あさゆふになげきをすまにやくしほのからくけぶりにおくれにしかな

堀河院百首、山歌（新勅撰・雑四、一三三〇）あさみどりかすみわたれるたえまより見れどもあかぬいもせ山かな

艶書合（続後撰・恋一、六四四）ながれいづるしづくに袖はくちはてておさふるかたもなきぞかなしき

堀河院百首、苔（続後撰・雑上、一〇一〇）ひかげはふしげみがしたにこけむしてみどりのふかき山のおくかな

題しらず（続後撰・雑上、一〇二三）つなで引くなだのをぶねやいりぬらんにはのたづの浦わたりする

題しらず（続後撰・雑下、一一〇四）てる月の雲井のかげはそれながらありし世をのみ恋ひわたるかな

夜恋を（続古今・恋四、一二四七）おもひあまりながむるそらもかきくもりつきさへわれをいとひけるかな

題しらず（続拾遺・雑下、一二八八）又くべき春をなにとて惜むらんありしわかれよいつか忘れむ

堀河院百首（新後撰・秋下、三六八）あらしふくいこまの山の雲はれてなが井の浦にすめる月影

別恋（新後撰・恋三、一〇一七）心ある鳥のねならばいかばかりいまひとときもうれしからまし

堀河院百首、駒迎（続後拾遺・秋上、三二五）逢坂の関の杉むら葉を茂みたえまに過ぐるもち月のこま

題しらず（続後拾遺・冬、四一八）哀てふ人もとひ来ぬ古郷の木の葉の上に時雨をぞ聞く

堀川院百首、忍恋（風雅・恋一、九七四）うちたえてながめだにせず恋すてふけしきを人に見せじと思へば

堀川院百首、帰雁（新千載・春上、六六）春ごとにうはの空なる心もて物わすれせずかへるかりがね

長治二年閏二月中宮花合（新千載・春下、一二三）手折りもて宿にぞかざす桜花梢は風のうしろめたさに

堀川院百首、祝の心（新続古今・賀、七八八）松かげに宮づくりせる住吉のひさしき世をば君ぞみるべき

【私撰集篇】

堀川院百首（続詞花・春上、四）三室山谷にや春の立ちぬらん雪の下水岩たたくなり

堀川院百首（後葉・恋一、三一三）うちたえてながめだにせずこひすてふけしきを人にみせじと思へば

堀川院百首（万代・春下、四七九）あさましやひかずゆくともおもほえではるのこよひになりけるかな

百首歌（万代・冬、一二八一）あはれてふひととひこぬふるさとのこのはがうへにしぐれおとなふ

艶書合（万代・恋一、一九二九）ながれいづるしづくにそではくちはてておさふるかたもなきぞかなしき

夜恋（万代・恋四、二四三三）おもひあまりながむるそらもかきくもり月さへわれをいとひけるかな

堀川院百首（万代・雑三、三一九九）はまかぜのふきあげのをのあさぢはらなみよるうらにたまぞちりける

堀川院百首（万代・雑三、三二四九）つなでひくなだのをぶねやいりぬらむなにはのたづのうらづたひする

百首歌（万代・雑三、三二九四）すずきつるいせをのあまのうけなはのうちはへものぞかなしかりける

題しらず (万代・雑四、三三五五) みちしばのしもうちはらひそでさえてまたよぶかくもいでにけるかな

堀川院かくれさせたまてのち、三月尽日よみ侍りける

(万代・雑五、三四九二) またくべきはるをだにこそをしみけれありしわかれよいつかわすれん

(万代・雑五、三五四三) てるつきのくもゐのかげはそれながらありしよをのみこひわたるかな

百首歌 (万代・雑五、三五五八) はかなさをわが身ひとつとおもふかなながらへてすむ人はなけれど

堀川院百首 (夫木・春三、八三九) はる風にしだり柳の方寄にきみなびけば国ぞさかへん

堀川院百首 (夫木・春三、八九六) 春の野をことわりがほにかへせどもうてるわらびはたはれたるなし

堀河院百首 春駒 (夫木・春三、一〇〇七) 吾が物としめ野にかひし春駒のてにもかからず荒れまさるかな

嘉保二年三月内裏歌合 (夫木・春三、一〇二八) 打ちなびくを花あしげの春ごまの立ちわたりたるきりはらののべ

堀川院百首 (夫木・春五、一八七八) しづのめがなはしろがきをあせ置きて今ぞたな井に種おろしつる

堀川院百首、卯花 (夫木・夏一、二三七五) うのはなやさかりなるらんしらかはのわたりになみのたつとみゆるは

堀川院百首 (夫木・夏三、三七一一) 君がへむみやながさかの氷室にはうづむ氷のとけぬなりけり

堀川院百首、立秋 (夫木・秋一、三八五五) 待ちかねて片敷く袖のさむきかな我が閨よりやあきはたつらん

堀川院百首 (夫木・秋二、四二四四) 夕さればふしみの里のをみなへしをらですぐべきこちこそせね

堀川院百首 槿花 (夫木・秋二、四五五八) 山ざとのしののあさとのひまをあらみあけてぞみつるあさがほの花

堀川院百首 (夫木・秋三、四六六二) つまこふとこの山なるさをしかのひとりねをなく声ぞきこゆる

堀川院百首 (夫木・秋三、四九七六) あまのとのあくるほどをばまたぬかないそぎやすらんだびのかりがね

堀川院百首 (夫木・秋五、五六三四) みかりするかたのの野べのすずむしのこひするこゑかふりたててなく

堀川院百首 (夫木・秋六、六三二〇) 色色の木の葉たむけて秋はけふいく田のもりにかどでしてけり

堀川院百首、初冬 (夫木・冬一、六三六四) 神無月まだ冬がまへせぬものをとりあへぬまであるる空かな

堀川院百首 (夫木・冬三、七二八一) よしの山とほつ河上雪ふかみけぶりやたみのいへゑなるらん

堀川院百首 (夫木・冬三、七三六八) ふきわたすひらのふぶきはさむくとも日つぎのみかりせでやまめやは

堀川院百首 (夫木・雑三、九二四二) 君がへん御代ながさかのひむろにはうづむこほりのとけぬなりけり

堀川院百首 (夫木・雑四、九七六六) はま風の吹あげのをのあさちはらなみよるうらにたまぞちりける

堀川院百首 (夫木・雑七、一一五二二) あらしふくいこまの山にくもはれてながるのうらにすめる月かげ
堀川院百首 (夫木・雑八、一二〇九〇) 波のをるいらごがさきをいるふねははやこぎわたれしまきもぞする
堀河院百首、霧 (夫木・雑八、一二三七三) 石ばしるおとはかくれずゆふ霧のころもの滝をたちこむれども
堀川院百首 (夫木・一三九一五) 逢坂の関の村すぎ葉をしげみたえまにぞみるもち月の駒
堀川院百首 田家 雲葉 (夫木・雑、一四五二二) かこひなき柴のいほりはかりそめのいなばぞ秋の爪木なりける
堀川院百首 (夫木・雑十五、一五八〇三) つなでひくなだのをぶねや入りぬらんにはのたづのうらわたりする
堀川院百首、雪 (夫木・雑十七、一六五三〇) 吉野河とほつ川上雪ふればけぶりや浪のいへ居なるらむ

【備中守定綱朝臣歌合】治暦三年三月十五日 式部丞基綱合之云云

八番 桜

左持

頼賢

一五 桜花さけるさかりの山家ざとは空よりふらぬ雪とこそみれ
右 国信

一六 ながめつつをるべき枝もみえぬまでひまなくさける八重桜かな
いかなるえだをみ給ふぞ

【宰相中将源朝臣国信卿家歌合】

題 初恋 後朝 遇不逢恋 夜恋 歴年恋

歌人 左 宰相中将 左京権大夫俊頼朝臣 阿闍梨隆源 源家職

右 刑部卿頭仲朝臣 散位基俊備中守仲実朝臣 源兼昌

一番 初恋 左持 宰相中将
一 色みえぬ心ばかりはしづむれど涙はえこそしのばざりけれ
右 頭仲朝臣

二 いつしかとしをるるわれがたもかななみだやこひのしるべなるらん

左右歌、伴読合了、亭主命、縦雖无判、唯以衆議可被量定者、仍互忘左右之義、各達所看而已

左右歌共をかしう侍にや、但右の歌に、涙のしるべとよまれたるは、われがはじめてしるべきか、また人にしらるとにや侍らん、われがしるべきにては、おもひよられけん、そのかみより、物思ふといふことをば、しられはべりにけんものを、人のしるべきにてはたしかならずこそ、と申せば、右の人人、この事更に非別難、人しれず思ひよりたる事の、しのびあへぬなみだにてあらはるる事なれば、涙のしるべとはよむなり、とあれば、げにふかきとがにはあらずもや、亦、われが袂かな、とよまれたるもじつづきも、すべらかにもくだらぬやうにきこゆれど、それもあながちのことなれば、ふかくも申さず、左のうたに、しづむれば、などよまれたる五文字も、いかがと見たまふれば、なほ、かちまけのほどをば、たれも申しがたうて、持などおぼしうてぞ

五番 後朝 左 宰相中将

九 あひみてはよるこそ恋は増りしかけふはひるをしくらしかねつる

右勝 頭仲朝臣

一〇 うたたねのゆめかとのみぞなげかるる明けぬるよはのほどしなれば

右のうたは、ただよのみじかきことをなげかれて、後朝の心はすくなけれど、歌がらのまさりて侍れば、かつべきにやとぞ

九番 遇不逢恋 左勝 宰相中将

一七 あふ事もわが心より有りしかば恋はしぬとも人はうらみじ

右 頭仲朝臣

一八 なかなかにそでぞくちぬる思へどもあはずはなみだかからましやは

右歌に、あはずば涙かからましやは、とは、いかに、あひてあはぬ恋は、あはぬにはまさるといふことのはべるか、さらばこそは、この心はかなひはべらぬ、こしの五文字もつづかぬやうにこそきこえ侍るはひがごとや、と人人申さるめれ左の歌も、人といふ文字のしたに、を文字ぞあらまほしくきこゆれども、あながちのことなれば、左のかちとぞおのおのおぼしてはべる

十三番 夜恋 左勝 宰相中将

二五 思ひあまりながむる空もかきくもり月さへわれをいとひけるかな

右 頭仲朝臣

二六 嵐吹くよさむの里のね覚にはいとど人こそ恋しかりけれ

左右の歌ども、いとをかしうよまれてはべめれば、持などにもや、とみたまうれども、左の歌は、いますこし心すぐれたり、と申さるめれば、げにさもやと、うけたまはるばかりなり

十七番 歴年恋 左勝 宰相中将

三三 年をへておつる涙を衣手にたまゆらかけぬときのまぞなき

右 頭仲朝臣

三四 思ふこといやとしのはにつもるかなまだうちとくる人しなれば

右の歌に、まだうちとくるといふ事は、ひがごとにはあらねども、しばしおぼめかるることなれば、左の勝にもやとぞ

【堀河院艶書合】

内にて、殿上の人人歌よむときこゆるに、宮づかへ人のもとに、けさうの歌よみてやれとおほせごとにて

源中納言国信

五 逢ふ事やこよひこよひとかよふまに空忘れして月日へにけり

返し 院の大進

六 あや菫をとなるまでも恋ひずしてまだきに床を忘るべしやは

後五月二日、おもひおもひみなうすやう、した絵してぞ、御かへしは、めでたくかざりたりける、また、おなじ月の七日に、有りつる女房のもとに恋のうたよみてまゐらすべきよし、仰せられければ、七日と聞えてまゐらす

肥後君

二五 おもひやれとはで程ふる五月雨に独やどもる袖の雫を

返し 中納言

二六 世とともにさてのみこそはすぐししか思ひしりぬや袖の雫を

七日、権少将が、こじめでたかりけりとぞ、殿上の人人あらましがことよみける

くにぎね

四一 おもひ侘びしなんとなしに歎くらん後世にしもあはじものゆゑ
とおもひ給はで、いままでながらへ給ふるも、いとわびしや

【時代不同歌合】

七番 左

中納言家持

一三 真木もくのひばらもいまだくもらぬにこまつがはらにあは雪ぞふる

右 中納言国信

一四 春日ののしもえわたる草のうへにつれなくみゆる春のあはゆき

【歌学書・その他】

(百人秀歌・七三) 春日野のしたもえわたる草のうへにつれなく見ゆる春のあは雪

(定家十体・二五九) かすがのしたもえわたるくさのうへにつれなくみゆるはるのあは雪

(和歌童蒙抄・木、六六〇) はるかぜにしだるやなぎのかたよりにきみになびけばくにぞさかえむ

(古来風体抄・金葉、五一六) なにごとを待つともなしに明け暮れて今年も今日になりけるかな

(古来風体抄・千載、五六六三) 室山谷にや春の立ちぬらん雪の下水岩叩くなり

(和歌口伝・二一六) いはねこすきよたきがはのやければ浪をりかくるきしの山吹

(二言抄・二) 賤のをが苗代垣をあせおきて今ぞたなるに種かしきつる

(二言抄・四七) 荻の葉のとはず語のそよめきにすぞろに目をも覚しつるかな

(宝物集三冊・二二七) なにごとをまつとはなしに明暮れてことしもけふに成りにけるかな

堀川院百首 (雲葉・春下、二七七) あさましや日かずゆくともおもほえではるのこよひになりけるかな

堀川院百首、田家 (雲葉・秋下、六九四) こがひなきしばのいほりはかりそめのいな葉ぞあきのつまぎなりける

【資料7 参考文献一覽】

【令子内親王家研究】

- 塚谷多貴子「皇后宮令子歌壇論―金葉集期の女流歌壇―」（北海道大学『国語国文研究』52号 一九七四年十一月）
所京子「齋院令子内親王関係の和歌集成」（『聖徳学園女子短期大学紀要』第15集 一九八九年三月）
古池由美『堀河朝の文学―堀河天皇の動静を中心として―』（二〇〇二年 新典社）
所京子「齋院禊子内親王の事績」（『後期撰関時代史の研究』一九九〇年 吉川弘文館）

【撰津と撰津集研究】

- 高野知恵子「二條太皇太后宮撰津」（昭和女子大学『学苑』一五五号 一九五三年十一月）
橋本不美男「撰津集 解題」（『桂宮本叢書 私家集十』一九六〇 養徳社）
後藤祥子「撰津集 解題」（『私家集大成 中古II』一九七五年 明治書院）
嘉藤久美子「前齋院撰津集 解題」（『新編国歌大観 七』一九八三年 角川書店）
佐藤裕子「齋院撰津―撰津集を中心に―」（『中古文学論攷』3号 一九八二年十月）
森本元子「このもとに」『私家集の女流たち―現し身の恋―』（一九八五年 教育出版センター）

【大式と大式集研究】

- 橋本不美男「大式集 解題」（『桂宮本叢書 私家集九』一九六〇 養徳社）
森本元子「大式集 解題」（『私家集大成 中古II』一九七五年 明治書院）
久保田淳・近藤みゆき「二条太皇太后宮大式集 解題」（『新編国歌大観 七』一九八三年 角川書店）
森本元子「『大式集』とその作者」（『私家集の研究』一九六六年 明治書院 所収）
大伏春美「『二条太皇太后宮大式集』をめぐって―院政期女流歌人―」（徳島文理大学『文学論叢』創刊号 一九八四年）
大伏春美・森本元子「『二条太皇太后宮大式集』注釈（一）」（六）」（徳島文理大学『文学論叢』4〜9号 一九八七年〜一九九二年）

- 森本元子「齋院にまゐりて」「後拾遺きこえしころ」他『私家集の女流たち―現し身の恋―』（一九八五年 教育出版センター）

【肥後と肥後集研究】

- 橋本不美男「肥後集 解題」(『桂宮本叢書 私家集十』一九六〇 養徳社)
森本元子「肥後集 解題」(『私家集大成 中古II』一九七五年 明治書院)
川村晃生「肥後集 解題」(『新編国歌大観 七』一九八三年 角川書店)
森本元子「『肥後集』の作者とその生涯」(『私家集の研究』一九六六年 明治書院 所収)
佐伯梅友「『肥後集』とどこどこ」(昭和女子大学『学苑』一四一号 一九六八年五月)
佐伯梅友「肥後集試読(一)〜(三)」(大東文化大学『日本文学研究』7・8・10号、一九六八年二月〜一九七一年二月)
森本元子「筑紫へ行く道」他『私家集の女流たち―現し身の恋―』(一九八五年 教育出版センター)
久保木哲夫「肥後とその集」(『平安時代私家集の研究』一九八五年 笠間書院)
久保木哲夫・平安私家集研究会『肥後集全注釈』(新典社 和歌文学注釈叢書3 二〇〇六年)

【篤子内親王家研究】

- 所京子「入内斎院篤子の事績」(『斎王和歌文学の史的研究』一九八九年 国書刊行会)
所京子「退下後の斎王たち」(『論集平安文学3』一九九五年 勉誠社)
久保木哲夫「泉屋博古館蔵手鑑 付、堀河院中宮歌合考」(『泉屋博古館紀要』第二十二卷 二〇〇七年三月)
岩佐美代子「ただ四宮を―篤子内親王」(『内親王ものがたり』二〇〇三年 岩波書店)

【禎子内親王家研究】

- 高野知恵子「二條太皇太后宮撰津」(昭和女子大学『学苑』一五五号 一九五三年十一月)

【令子内親王家の物語創作論】

- 山岸徳平「『思はぬ方にとまりする少将』解題」(『堤中納言物語全註解』一九六二年 有精堂)
野村一三「堤中納言物語中八篇の作者について」(『平安文学研究』第四十輯 一九六八年六月)
樋口芳麻呂「『心高き春宮宣旨』物語」(『平安・鎌倉時代散逸物語の研究』一九八二年 ひたく書房)
三角洋一「『おやこの中と二条太皇太后宮式部』(『物語の変貌』一九九六年 若草書房)

山田和則 「二条太皇太后宮令子サロンの物語制作―散逸物語『すまひ(相撲)』の成立を中心に―」(『日本文学』二〇〇二年十二月)
山田和則 『苔の衣』成立論―改作仮説と二条太皇太后令子サロン―(『國語と國文学』二〇〇四年十月)
佐々木孝浩 「蹴鞠文学の可能性―散逸物語『扇流し』をめぐる臆説―」(『藝文研究』二〇〇六年十二月)

【女房堀河関係】

松田好夫 「待賢門院堀川と前齋院六條と」(『國語と國文学』一九三八年十二月 至文堂)
野中春水 「神祇伯頭仲の女たち」(神戸大学『國文学論叢』一九五五年十一月)
森本元子 「安芸と堀川―郁芳門院から待賢門院へ―」(『国文』十三号 一九六〇年七月)
後藤祥子 「伯母・堀河とその集」(『國文学』一九六五年十二月 學燈社)
森本元子 「郁芳門院女房に関する問題二項」(『私家集の研究』一九六六年 明治書院)
深萱由紀子 「院政期歌壇と女流歌人待賢門院堀河」(『古今新古今とその周辺』一九七二年 大学堂書店)
佐々木多貴子 「待賢門院堀河論―『久安百首』を中心に―」(旭川工業専門学校『研究報文』一九八〇年三月)の(注1)
森本元子 「院政期の女流歌人―特に待賢門院堀河とその家集」(『講座平安文学論究 第三輯』一九八六年 風間書房)
中村文 『後白河院時代歌人伝の研究』(二〇〇五年 笠間書院)

【国信・堀河院歌壇研究】

橋本不美男 「堀河院歌壇の終焉」他(『院政期の歌壇史研究』一九六六年 武蔵野書院)
橋本不美男・滝沢貞夫 『校本堀河院御時百首和歌とその研究』(一九七六年 笠間書院)
加島吉春 「源師時伝素描―和歌を主とした文学活動を中心に―」(『平安朝文学研究』復刊四号 一九九五年十二月)

【師実集関係】

小松茂美 『古筆学大成』(一九八九〜一九九三年 講談社)
久曾神昇 「京極関白集切」(『仮名古筆の内容的研究』一九八〇年 ひたく書房)。
久保木哲夫 「『予楽院模写鑑』と家集切」(『平安時代私家集の研究』一九八五年 笠間書院)
久保木秀夫 「散佚家集切集成本文篇」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』二十三号 二〇〇二年)

久保木哲夫「京極関白師実とその和歌活動」(山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』一九九一年 汲古書院)
花上和広「藤原師実の詠歌―集成と考証―」(『都留文科大学大学院紀要』第八集 二〇〇六年)
花上和広「『京極大殿御集』の研究」(小久保崇明編『日本語日本文学論集』二〇〇七年 笠間書院)
久保木秀夫「大僧正明尊とその時代」(『国文学研究資料館紀要』二五号 一九九九年)

【康資王母と安芸に関する研究】

森本元子「安芸と堀川―郁芳門院から待賢門院へ―」(『国文』十三号 一九六〇年七月)
保坂都『大中臣家の歌人群』第一章「安芸君」(一九七二年 武蔵野書院)
森本元子「あづま路の旅」(『世をそむきて』他『私家集の女流たち―現し身の恋―』(一九八五年 教育出版センター))
花上和広「郁芳門院安芸とその周辺」(小久保崇明編『国語国文学論考』一九九九年 笠間書院) 等
久保木哲夫・花上和宏『康資王母集注釈』(一九九七年 貴重本刊行会)

【その他】

服藤早苗編『女と子どもの王朝史―後宮・儀礼・縁』(叢書・文化学の越境13 森話社)
服藤早苗「王朝貴族の邸宅と女性―伝領」(叢書想像する平安文学7『系図をよむ 地図をよむ―物語時空論』
二〇〇一年 勉誠出版)

米山敬子「『宮人』考―和舞から宮廷御神楽へ―」(『日本語の伝統と現代』二〇〇一年 和泉書院)
小山利彦「光源氏と皇権―聖宴における御神楽と東遊び―」(『国語と国文学』九六八号 二〇〇四年)
久富木原玲「戯れ歌の時代―平安後期和歌の課題―」(『国語と国文学』一九八六年八月)
後藤祥子「伊勢大輔集覚書」(森本元子編『和歌文学新論』一九八二年 明治書院)
後藤祥子「平安女歌人の結婚観―私家集を切り口に―」(『論集平安文学3』一九九五年 勉誠社)

【和歌・物語関係 基本書】

『勅撰作者部類』(山岸徳平編 八代集全註第三卷 有精堂)
萩谷朴『平安朝歌合大成 増補新訂 一〇五』(一九九五〇六年 同朋社)

- 『和歌大辞典』（犬養廉・井上宗雄ほか編・一九八六年 明治書院）
- 川村晃生・校注『後拾遺和歌集』（和泉古典叢書5 一九九一年 和泉書院）
- 久保田淳・平田喜信・校注『後拾遺和歌集』（新日本古典文学大系8 一九九四年 岩波書店）
- 川村晃生・柏木由夫・工藤重矩・校注『金葉和歌集・詞花和歌集』（新日本古典文学大系9 一九八九年 岩波書店）
- 正宗敦夫『金葉和歌集講義』（一九六八年 自治日報社）
- 錦仁・柏木由夫・校注『金葉和歌集・詞花和歌集』（和歌文学大系34 二〇〇六年 明治書院）
- 菅根順之『詞花和歌集全釈』（一九八三年 笠間書院）
- 片野達郎・松野陽一・校注『千載和歌集』（新日本古典文学大系10 一九九三年 岩波書店）
- 上条彰次・校注『千載和歌集』（和泉古典叢書8 一九九四年 和泉書院）
- 久松潜一・山崎敏夫・後藤重郎・校注『新古今和歌集』（日本古典文学大系28 一九五八年 岩波書店）
- 峯村文人・校注『新古今和歌集』（日本古典文学全集26 一九七四年 小学館）
- 田中裕・赤瀬信吾・校注『新古今和歌集』（新日本古典文学大系11 一九九二年 岩波書店）
- 榊原邦彦・藤掛和美・塚原清・編『今鏡 校本及び総索引』（一九八四年 笠間書院）
- 海野泰男『今鏡全釈 上下』（一九八三年 福武書店）
- 山中裕、秋山虔、池田尚隆、福長進校注『栄花物語1〜3』（新編日本古典文学全集 小学館）
- 小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂『袋草紙注釈』（一九七四年 塙書房）
- 藤岡忠美ほか『袋草紙考証 雑談編』（一九九一年 和泉書院）

【史学関係】

- 『平安時代史事典』（角田文衛監修 古代学協会・古代学研究所 角川書店）
- 五味文彦『院政期社会の研究』（一九八四年 山川出版）
- 坂本賞三『藤原頼通の時代―撰関政治から院政へ―』（一九九一年 平凡社）
- 元木泰男『藤原忠実』（二〇〇〇年 吉川弘文館）
- 美川圭『院政の研究』（一九九六年 臨川書店）
- 美川圭『白河法皇』（二〇〇三年 日本放送出版協会）

- 槇道雄『院近臣の研究』（二〇〇一年 続群書類従完成会）
- 田中文英『院政とその時代―王権・武士・寺院』（二〇〇三年 思文閣出版）
- 榎村寛之「斎王制と天皇制―特に血縁関係を中心に―」（『古代文化』一九九一年四号 古代学協会）
- 富樫美恵子「撰関期の斎宮・斎院の選定と斎王忌避の思想」（『寧楽史苑』四七号 二〇〇二年 奈良女子大学史学会）
- 野村育世『家族史としての女院論』（二〇〇六年 校倉書房）
- 倉田実『王朝撰関家の養女たち』（二〇〇四年 翰林書房）

【史料関係】

- 『扶桑略記』（国史大系）
- 『帝王編年記』（国史大系）
- 『史料総覧』（東京大学史料編纂所、東京大学出版会）
- 『大日本史料』（東京大学史料編纂所）
- 『後二条師通記』（大日本古記録・岩波書店）
- 『中右記』（大日本古記録・岩波書店、史料大成・臨川書店）
- 『殿暦』（大日本古記録・岩波書店）
- 『長秋記』（史料大成・臨川書店）
- 『春記』（史料大成・臨川書店）
- 『水左記』（史料大成・臨川書店）
- 『帥記』（史料大成・臨川書店）
- 『永昌記』（史料大成・臨川書店）
- 『兵範記』（史料大成・臨川書店）
- 「為房卿記」（『大日本史料』による）
- 『台記』（増補史料大成・臨川書店）
- 『江家次第』（神道大系 朝儀祭祀編四 一九九一年 神道大系編纂会）
- 『公事根源』（宮廷文化研究 有職故実研究資料叢書）